

佐渡市地域防災計画 資料編

(令和5年2月修正)



佐渡市防災会議

佐渡市地域防災計画（資料編）目次

1 過去の災害発生状況に関する資料

1-1 過去の主な災害（除く地震）	1
1-2 過去の主な地震（震度4以上）	3

2 防災組織に関する資料

2-1 佐渡市防災会議委員	5
2-2 佐渡市防災会議条例	6
2-3 佐渡市防災会議運営規定	8
2-4 佐渡市災害対策本部条例	10
2-5 佐渡市災害対策本部運営規程	11
2-6 佐渡市災害対策本部配置図	23
2-7 佐渡市消防団設置等に関する条例	24
2-8 佐渡市消防団規則	25
2-9 佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱	30
2-10 地区防災計画一覧	57
2-11 防災関係機関連絡表	58

3 応急救助及び被災者支援等に関する資料

3-1 佐渡市災害救助条例	63
3-2 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例	65
3-3 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	69

4 災害の備えに関する資料

4-1 避難所及び避難場所	92
4-2 市内防災倉庫・備蓄庫一覧	127
4-3 備蓄物資・資材一覧	128
4-4 水防資材	130
4-5 佐渡市災害協定	135

5 危険区域及び防災施設等に関する資料

5-1 なだれ発生危険箇所	237
5-2 重要水防箇所（河川）	240
5-3 重要水防箇所（海岸）	249
5-4 雨量、水位の観測施設	253
5-5 水防警報計画	256
5-6 水位周知河川及びその他の河川の危険分布図の危険度表	257
5-7 土砂災害危険箇所数・警戒区域 集計表	261
5-8 土砂災害警戒区域等一覧	263

5-9	地すべり危険箇所	299
5-10	急傾斜地崩壊危険箇所	304
5-11	土石流危険溪流	328
5-12	土砂災害警戒判定情報	335
5-13	主要ため池	336
5-14	危険区域内の要配慮者利用施設	340

6 輸送用手段に関する資料

6-1	バス及びハイヤー事業者	346
6-2	一般貨物自動車運送業者（（社）新潟県トラック協会佐渡支部会員）	347
6-3	新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	348
6-4	新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	356

7 無線通信に関する資料

7-1	佐渡市デジタル防災行政無線局管理運用規程	361
7-2	佐渡市防災行政用無線局（陸上移動局）の管理運営に関する規則	368
7-3	佐渡市緊急情報通信施設設置条例	372
7-4	佐渡市緊急情報通信施設設置条例施行規則	374

8 災害時における様式一覧

■	佐渡市指定様式	381
1	職員参集報告書（別添様式）	382
2	被害速報（第1号様式）	383
3	避難所開設状況報告書（第2号様式）	384
4	避難者名簿（第3号様式）	385
5	避難所情報連絡票（第4号様式）	386
6	避難者台帳（第5号様式）	387
7	避難所での生活ルール（別表1）	388

9 避難路整備路線一覧

	避難路一覧	389

1 過去の災害発生状況に関する資料

1-1 過去の主な災害（除く地震）

No.	災害の種類	名 称	発生年月日	被害状況
1	水害	7.11 水害	H 7. 7. 11	佐和田町 河川氾濫住宅 4 棟が床下浸水 金井町 河川溢水により警戒。決壊の恐れあり、積み土嚢工法で対処した。 新潟県全域で被害、災害救助法適用
2	水害	8. 4 水害	H10. 8. 4	金井町・新穂村 1 名溺死、河川決壊により 100 世帯以上が床上浸水 両津市 全壊 7、半壊 3、一部破壊 5、床上浸水 30、床下浸水 101、土砂流入 5、浸水 123 東立島地区内 床上浸水(土砂流入)6、床下浸水 1、被災人員 22、(住宅裏の山腹崩壊により全壊 2) その他被害 全壊 1、半壊 2、土砂流入等 10(県道・市道埋没) 相川町 達者川氾濫により水道取水口破損 農機具小屋破損、農機具流失する。 両津市災害救助法適用
3	水害	7.15 水害	H14. 7. 15	佐和田町 青野堤が溢水で決壊の恐れあり佐和田町 災害対策本部設置、下流域住民に避難指示 金井町 藤津川溢水で決壊の恐れあり、住民に避難勧告。災害対策本部設置 畑野町 河川一部決壊し水防工法実施 真野町 法面崩壊による土嚢積み。 相川町 土砂崩れにより家屋全壊 1、半壊 1、小仏川・濁川氾濫により床上浸水 13、床下浸水 35 相川町災害対策本部設置 佐和田町、金井町、相川町の 1,388 世帯 3,424 人に避難勧告と避難指示が出された。
4	水害	7.23 水害	H29. 7. 23	50 年に 1 度と言われる大雨に伴い土砂災害警戒情報が発表され避難勧告を発令。 小倉川にて河岸浸食により決壊の恐れが生じ、畑野寺田地区へ避難指示を発令。 佐渡市内の 12,576 世帯 29,821 人に避難勧告と避難指示が出された。 建物：床上浸水 2、床下浸水 26、一部損壊 3 道路：落石・冠水・崩落・洗掘 236 通行止め・倒木 19 土砂利流出・路肩決壊・陥没・埋塞 171 河川：越水・決壊 10 崩落・損壊・洗掘・埋塞・堆積 53 農業用水路：砂利流入・堆積・埋設・閉塞 15 護岸浸食・崩落・決壊・洗掘・転石 35 土砂崩れ 133
5	火災	両津市 福浦大火	S30. 8. 2	両津市 重軽傷者 8 名、全焼 89 棟、半焼 9 棟、焼損面積 3,395 m ² 、り災世帯 95 災害救助法適用

No.	災害の種類	名 称	発生年月日	被害状況
6	火災	両津市 柿野浦大火	S36. 10. 27	両津市 死者1名、全焼154棟、焼損面積3,302 m ² 、 り災世帯41 災害救助法適用
7	火災	相川町 姫津火災	S40. 4. 1	相川町 死者1名、重軽傷者11名、全焼58棟、 半焼2棟、焼損面積7,086 m ² 、り災世帯63 災害救助法適用
8	火災	稲鯨火災	H29. 12. 30	死者2名、軽症者1名、全焼5棟、半焼1棟、 部分焼1棟、ぼや1棟、焼損面積408 m ² 災害救助条例適用
9	火災	両津夷火災	H30. 2. 24	軽傷者2名、全焼5棟、部分焼5棟、 焼損面積1,137 m ² 災害救助条例適用
10	火災	両津夷火災	H31. 1. 2	死者3名、軽症者1名、全焼9棟、半焼1棟、 部分焼3棟、焼損面積3,867 m ² 災害救助条例適用
11	その他	ナホトカ号 流出油災害	H 9. 1. 2 ～ H 9. 4. 28	島根県隠岐島の北北東106km船首部分が福井県三 国町の海岸近くに座礁、C重油約6,200キロリットル流出。 1月20日小木町で漂着が確認。その後両津市、相川 町、真野町、羽茂町で漂着が確認され、回収作業が 行われた。 新潟県内漂着油量3,774.6キロリットル、浮流油20.1キ ロリットル、流出油回収量3,794.7キロリットル、回収人員等(県 内)88,630人
12	その他	2.24冬季風 浪被害	H20. 2. 23 ～ 24	22日夜に日本海で発生した低気圧が、翌23日朝 には三陸沖に進んで急速に発達した。北海道西方海 上で発生した波浪が、23日夜半から24日に向け、 両津地区沿岸部及び相川地区の一部(高千)を高波 が襲った。 負傷者9名、住宅(半壊2棟、床上11棟、床下6 棟)、非住家建物被害43棟、防波堤損壊3箇所(鷲 崎、北小浦、水津)、船舶損壊流出231隻など
13	その他	佐渡市大規 模漏水	H30. 1. 27 ～2. 2	23日より来襲した寒波により市内で-6℃を観測。 27日昼頃から寒波の緩みに伴い、各家庭の寒波に より破損した排水管から漏水が発生。排水流量が増 加し排水池水位が低下し、市内各所で断水となった。 最大時で10,656世帯が断水。 29日に県知事経由で自衛隊派遣を要請。また日水 協へも応援を依頼。

1-2 過去の主な地震（震度4以上）

(1) 新潟地震

発生年月日	1964年(昭和39年)6月16日13時01分
震源・規模	新潟県沖 北緯 $38^{\circ}22.2'$ 、東経 $139^{\circ}12.7'$
	深さ約34キロメートル マグニチュード7.5
震 度	震度5（佐渡相川）
被 害 状 況	両津で2.0mの津波が発生し、両津市で400戸近くが浸水した。

(2) 新潟県北部の地震

発生年月日	1995年(平成7年)4月1日12時49分
震源・規模	新潟県下越地方 北緯 $37^{\circ}53.4'$ 、東経 $139^{\circ}14.8'$
	深さ約16キロメートル マグニチュード5.6
震 度	震度4（佐渡相川）
被 害 状 況	佐渡島内では被害はなかったものの、震源に近い笹神村の一部では震度6に近い揺れがあったものと推定される。

(3) 佐渡付近の地震

発生年月日	2003年(平成15年)12月22日21時07分
震源・規模	佐渡付近 北緯 $37^{\circ}53.2'$ 、東経 $138^{\circ}15.2'$
	深さ約16キロメートル マグニチュード4.7
震 度	震度4（相川町、佐和田町）
被 害 状 況	相川町で建物に軽微な被害が発生した。

(4) 新潟県中越地震

発生年月日	2004年(平成16年)10月23日17時56分
震源・規模	新潟県中越地方 北緯 $37^{\circ}17.5'$ 、東経 $138^{\circ}52.0'$
	深さ約13キロメートル マグニチュード6.8
震 度	震度4（相川、佐和田、小木、赤泊）
被 害 状 況	相川地区、畑野地区で建物に軽微な被害が発生した。

(5) 佐渡付近の地震

発生年月日	2012 年(平成 24 年)2 月 8 日 21 時 1 分
震源・規模	佐渡付近 北緯 37° 51.9′ 、東経 138° 10.2′
	深さ約 14 キロメートル マグニチュード 5.7
震 度	震度 5 強(相川、佐和田)、震度 5 弱(畑野、羽茂、小木、赤泊)
被 害 状 況	国中地域を中心に軽微な被害が発生した。

(6) 山形県沖の地震

発生年月日	2019 年(令和元年)6 月 18 日 22 時 22 分
震源・規模	山形県沖 北緯 38° 36.4′ 、東経 139° 28.7′
	深さ約 14 キロメートル マグニチュード 6.7
震 度	震度 4 (両津、相川、佐和田、金井、新穂、畑野、赤泊)
被 害 状 況	国中地域を中心に軽微な被害が発生した。
津 波	18 日 22 時 24 分津波注意報発表 19 日 1 時 02 分津波注意報解除 津波観測に関する情報 観測地点：鷺崎 津波の高さ（最大波）：微弱 最大波観測時刻：18 日 23 時 49 分

2 防災組織に関する資料

2-1 佐渡市防災会議委員

会 長 佐渡市長

委 員

条例区分	所 属 機 関	職 名
1 号	海上保安庁佐渡海上保安署	署 長
	航空自衛隊佐渡分屯基地	司 令
	新潟地方気象台	次 長
2 号	佐渡地域振興局	局 長
3 号	佐渡警察署	署 長
4 号	佐渡市	副 市 長
		総務課長
		市民生活課長
		農林水産課長
		観光振興課長
		建設課長
		上下水道課長
		教育総務課長
		両津病院管理部長
		両津支所長
		相川支所長
		羽茂支所長
5 号	佐渡市教育委員会	教 育 長
6 号	佐渡市消防本部	消 防 長
	佐渡市消防団	団 長
7 号	東日本電信電話株式会社	新潟支店長
	東北電力株式会社佐渡電力センター	所 長
	佐渡汽船株式会社	本社統括部長
	佐渡瓦斯株式会社	代表取締役 常務取締役
	社団法人佐渡医師会	会 長
	日本郵便株式会社	水津郵便局長
	新潟県ＬＰガス協会佐渡支部	支 部 長
8 号	八幡・銀杏の会	会 長

2-2 佐渡市防災会議条例

平成 16 年 3 月 1 日条例第 23 号

佐渡市防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、佐渡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐渡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 24 条例 25・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平 24 条例 25・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-3 佐渡市防災会議運営規定

平成 16 年 3 月 1 日訓令第 19 号

佐渡市防災会議運営規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、佐渡市防災会議条例（平成 16 年佐渡市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、佐渡市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の代理)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定により会長の職務を代理すべき委員は、副市長とする。

(平 19 訓令 9・一部改正)

(防災会議の開催等)

第 3 条 防災会議は、年 1 回以上開催するものとし、会長が招集する。

(議長)

第 4 条 会長は、防災会議の議長となる。

(議事)

第 5 条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(説明の聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、防災会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専決)

第 7 条 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の防災会議において報告し、承認を受けなければならない。

(部会の設置)

第 8 条 防災会議は、必要の都度事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第 9 条 会長は、防災会議の状況の概要を記録し、これを保存しなければならない。

(異動等の報告)

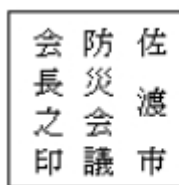
第 10 条 委員は、その資格等に異動が生じたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(公表の方法)

第 11 条 佐渡市地域防災計画を作成し、又は修正した場合のその要旨の公表その他防災会議が行う公表は、佐渡市公告式条例（平成 16 年佐渡市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に定める掲示場に掲示して行う。

(公印)

第 12 条 会長の公印を次のとおり定める。



方 21 ミリメートル

(平 29 訓令 12・旧第 13 条繰上)

附 則

この訓令は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 9 号)抄
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2-4 佐渡市災害対策本部条例

平成 16 年 3 月 1 日条例第 24 号

佐渡市災害対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、佐渡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 条例 26・一部改正)

(職務)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-5 佐渡市災害対策本部運営規程

平成 16 年 3 月 1 日訓令第 20 号

佐渡市災害対策本部運営規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、佐渡市災害対策本部条例(平成 16 年佐渡市条例第 24 号)第 5 条の規定に基づき、佐渡市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第 2 条 災害対策本部は、佐渡市役所内に置く。

(組織)

第 3 条 災害対策本部の組織は、別表第 1 のとおりとする。

2 災害対策本部に副本部長を置き、副市長及び教育長をもって充てる。

3 災害対策本部に本部員を置き、議会事務局長、会計管理者、佐渡市行政組織規則(令和元年佐渡市規則第 1 号)第 7 条第 1 項に規定する課長、佐渡市教育委員会事務局組織規則(平成 22 年佐渡市教育委員会規則第 3 号)第 5 条第 1 項に規定する課長、両津病院管理部長及び消防長をもって充てる。

4 災害対策本部に班を置く。

5 班に班長を置き、別表第 1 に定める者とする。

(令元訓令 5・全改)

(事務分掌)

第 4 条 災害対策本部の事務分掌は、別表第 2 のとおりとする。

(組織及び事務分掌の変更)

第 5 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害の種類、状況等に応じ、前 2 条に定める組織及び事務分掌を変更することができる。

(対策会議)

第 6 条 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、災害対策本部の会議(以下「対策会議」という。)を招集する。

2 対策会議は、次に掲げる事項について協議し、決定する。

(1) 災害対策本部の設置に関すること。

(2) 災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。

(3) 配備体制その他防災に関し重要なこと。

3 対策会議は、本部長、災害対策副本部長、本庁本部の班長及び本部長が指名する者をもって構成する。

(令元訓令 5・一部改正)

(配備体制)

第 7 条 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、別表第 3 に定める配備基準により、別表第 4 に定める配備体制を速やかに整えなければならない。

(平 19 訓令 36・一部改正)

(災害対策本部設置前の措置)

第8条 防災管財課長は、予報、警報その他の情報により災害が発生するおそれがあると予想されるときは、直ちに本部長に報告し、その指示を受けるとともに、災害対策本部設置前に次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 予報、警報その他の情報の収集
- (2) 関係部等との連絡調整

2 前項第2号について会議を招集するときは、第6条第3項の規定を準用する。

(平19訓令36・平22訓令9・平30訓令6・令元訓令5・一部改正)

(本部員及び班長の責務)

第9条 本部員は、上司の命に従い、忠実かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 本部員は、災害の緊急性に応じ、臨機の措置を講じ、その対策に遺憾のないよう努めなければならない。

3 前項の規定により臨機の措置を講じたときは、速やかにその旨を上司に報告しなければならない。

4 班長は、班内での情報の発出及び収集を行う。

(令元訓令5・一部改正)

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成19年9月1日訓令第36号)

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日訓令第14号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年4月1日訓令第12号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

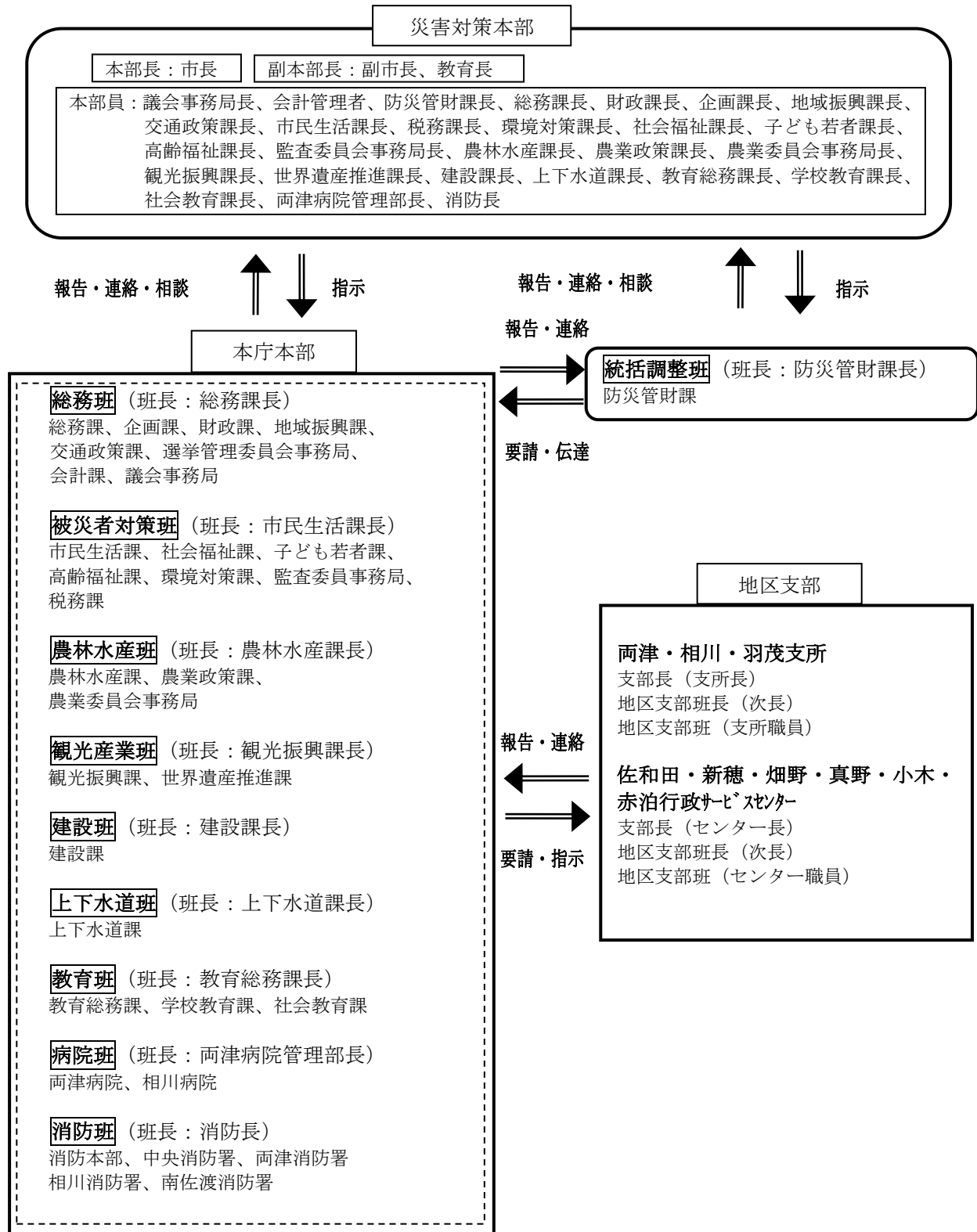
附 則(令和元年6月1日訓令第5号)

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(令元訓令5・全改)

災害対策本部の組織



別表第2(第4条関係)

(令元訓令5・全改)

災害対策本部等の事務分掌

対策本部

災害対策会議構成員	所 掌 事 務
災害対策本部長 市 長	1 災害対策本部設置及び廃止の決定に関すること。
災害対策副本部長 副市長	2 職員配備体制の決定に関すること。
教育長	3 災害対応全般における協議及び決定に関すること。
災害対策本部員 議会事務局長	4 避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示（緊急）の決定に関すること。
会計管理者	5 災害救助法等の適用に関する協議及び決定に関すること。
防災管財課長	6 現地対策本部設置及び廃止の決定に関すること。
総務課長	7 県及び自衛隊その他団体等に対する災害応援要請の決定に関すること。
財政課長	8 その他重要事項の決定に関すること。
企画課長	
地域振興課長	
交通政策課長	
市民生活課長	
税務課長	
環境対策課長	
社会福祉課長	
子ども若者課長	
高齢福祉課長	
監査委員会事務局長	
農林水産課長	
農業政策課長	
農業委員会事務局長	
観光振興課長	
世界遺産推進課長	
建設課長	
上下水道課長	
教育総務課長	
学校教育課長	
社会教育課長	
両津病院管理部長	
消防長	

本庁本部

班名	班 長	班 員	事 務 分 掌
統括調整班	防災管財課長	防災管財課 防災安全係 管財係	1 対策会議の開催、運営及び庶務に関すること。 2 本部長指示等及び対策会議決定事項の伝達に関すること。 3 県との連絡調整に関すること。 4 本庁本部各班及び各地区支部の連絡調整に関すること。 5 気象情報等の収集及び伝達に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整及び合同会議開催に関すること。 7 庁舎等管理施設に関すること。 8 県及び自衛隊その他団体等に対する災害応援要請及び受入りに関すること。
総務班	総務課長	総務課 総務係 人事係 秘書係 地域支援係 拉致被害者対策係 広報戦略室 広報広聴係 情報政策係 選挙管理委員会事務局 選挙係	1 自主防災会及び町内会等との連絡調整に関すること。 2 職員の配備に関すること。 3 職員の被災状況の把握に関すること。 4 職員の健康管理に関すること。 5 事務分掌外事案に係る対応調整に関すること。 6 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 7 避難情報をはじめ、市民に対する情報の発信及び伝達に関すること。 8 報道機関に対する要請及び連絡調整に関すること。 9 写真等による災害情報の収集及び記録に関すること。 10 関係機関等との連絡調整に関すること。 11 災害時の通信統制及び非常通信に関すること。 12 災害時における全ての通信手段の機能確保に関すること。 13 電算処理システムの機能確保に関すること。 14 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。 15 災害状況のビデオによる記録に関すること。 16 関係機関等との連絡調整に関すること。
		財政課 予算係 調査係 契約検査室 契約係 検査係 補助金等適正化推進係	1 災害対策関係予算に関すること。 2 災害救助基金の管理・運用に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。 4 救援物資の受入れ管理に関すること。 5 生活必需品の調達に関すること。 6 関係機関等との連絡調整に関すること。

班名	班 長	班 員	事 務 分 掌
総務班	総務課長	企画課 政策推進係 行革推進係	1 災害救助法等の適用申請に関すること。 2 激甚災害の指定等に関する要請・陳情の調整に関すること。
		地域振興課 地域振興係 移住交流推進係 商工振興係 雇用促進係	1 ライフライン（電力及び電話施設）の被害状況調査に関すること。 2 危険物施設の被害状況調査に関すること。 3 各班からの被害状況・対策状況報告の収集・整理に関すること。 4 関係機関からの被害状況報告の収集・整理に関すること。 5 中小企業者の資金融資のあっせんに関すること。 6 関係機関等との連絡調整に関すること。
		交通政策課 交通対策係 空港整備対策室	1 人員及び物資の輸送用車両の調達、配車及び運転に関すること。 2 応援車両の要請及び配車調整に関すること。 3 輸送全般に係る管理に関すること。 4 関係機関等との連絡調整に関すること。
		議会事務局 庶務係 議事調査係	1 議員との連絡調整及び議会全般に関すること。 2 議員の招集に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。
		会計課 出納係 審査係	1 災害対策事務の現金支払い及び必要物品の出納に関すること。 2 義援金及び見舞金に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。
被災者対策班	市民生活課長	市民生活課 戸籍係 保険年金係 消費者行政係 健康推進室 健康増進係 保健係 温泉施設係	1 被災者の名簿作成に関すること。 2 市登録外国人被災者の名簿作成に関すること。 3 行方不明者の名簿作成に関すること。 4 死体の埋火葬の許可に関すること。 5 医師会及び医療機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 6 救護所の開設に関すること。 7 救急医薬品の確保に関すること。 8 助産に関すること。 9 医療施設等の被害調査に関すること。 10 被災住民の健康保持及び栄養指導等に関すること。 11 乳幼児・妊産婦・外国人の被災調査及び救護・相談に関すること。 12 こころのケアに関すること。 13 関係機関等との連絡調整に関すること。

班 名	班 長	班 員	事 務 分 掌
被災者対策班	市民生活課長	税務課 市民税係 固定資産税係 収納係	1 被災者に対する市税の納税猶予、減免の調査に関する事。こと。 2 家屋等の被害状況調査及び報告に関する事。こと。 3 住家の被害認定に関する事。こと。 4 り災証明に関する事。こと。 5 関係機関等との連絡調整に関する事。こと。
		環境対策課 環境エネルギー係 環境対策係 クリーン推進係 施設管理係	1 衛生及び防疫に関する事。こと。 2 遺体の収容及び埋火葬に関する事。こと。 3 衛生材料の確保に関する事。こと。 4 災害廃棄物の処理に関する事。こと。 5 し尿・ごみの応急処理に関する事。こと。 6 仮設トイレに関する事。こと。 7 清掃活動に関する事。こと。 8 関係機関等との連絡調整に関する事。こと。
		社会福祉課 地域福祉係 援護係 障がい福祉係 子ども若者課 子育て支援係 子育て企画係 園児支援係	1 避難所の設営に関する事。こと。 2 避難所収容者の受付及び報告に関する事。こと。 3 炊き出しに関する事。こと。 4 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。こと。 5 保育園児童及び幼稚園児（補助執行）の安全確保に関する事。こと。 6 生活保護世帯、身体障害者世帯等の被災調査及び救護・相談に関する事。こと。 7 ボランティアの受入れ等に関する事。こと。 8 義援金の支給に関する事。こと。 9 災害弔慰金の支給に関する事。こと。 10 関係機関等との連絡調整に関する事。こと。
		高齢福祉課 高齢福祉係 介護保険係 地域包括ケア推進室 中央地域包括支援センター 地域包括ケア推進係	1 高齢者世帯の被災調査及び救護・相談に関する事。こと。 2 老人福祉施設に関する事。こと。 3 関係機関等との連絡調整に関する事。こと。
		監査委員事務局 監査係	1 避難所等の設営状況及び収容状況等の収集・整理に関する事。こと。 2 避難所等への食料及び生活必需品等の支給計画に関する事。こと。 3 その他避難所における総合調整に関する事。こと。

班名	班長	班員	事務分掌
農林水産班	農林水産課長	農林水産課 農村整備係 林業振興係 水産振興係 農業政策課 農業企画係 生産振興係 販売流通係 里山振興係 トキ保護係 農業委員会事務局 農政係 農地係	1 農林水産業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農林水産施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 漁港区域内の津波対策に関すること。 4 関係機関等との連絡調整に関すること。
観光産業班	観光振興課長	観光振興課 観光振興係 観光施設係 交流イベント推進室	1 観光産業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 観光客の安全確保に関すること。 3 観光業者の資金融資のあっせんに関すること。 4 関係機関等との連絡調整に関すること。
		世界遺産推進課 調査係 登録推進係 文化財室 文化財保護係 埋蔵文化財係	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 調査団、視察団等の受入れ調整に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。
建設班	建設課長	建設課 管理係 建設係 住宅係 都市計画係 建築係 用地係 道路公園維持係	1 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所のパトロールに関すること。 2 道路、河川、橋りょう、がけ地等の応急復旧工事の実施に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 道路交通情報の収集及び確保に関すること。 5 緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 6 路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 7 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 8 避難所の応急危険度調査に関すること。 9 家屋等の応急危険度調査に関すること。 10 応急仮設住宅等の建設及び入居者選定に関すること。 11 災害復興住宅資金の融資に関すること。 12 関係機関等との連絡調整に関すること。

班名	班長	班員	事務分掌
上下水道班		上下水道課 水道総務係 業務係 水道維持管理係 水道工務係 下水道総務係 下水道維持管理係 下水道工務係	1 上下水道施設及び農漁業集落排水施設等に係る被害調査及び応急復旧に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 水道に係る資材及び備品の調達管理に関すること。 4 導管、送水管及び配水管の応急復旧工事の実施に関すること。 5 浄水場・供給所が管理する施設の被害状況の把握及び記録並びに施設の管守に関すること。 6 取水、導水、送水及び配水の総合的な計画立案に関すること。 7 市街地のたん水排除に関すること。 8 関係機関等との連絡調整に関すること。
教育班	教育総務課長	教育総務課 総務係 施設管理係	1 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。
		学校教育課 学事係 学校指導係 学校給食係	1 学校給食に関すること。 2 児童及び生徒の避難に関すること。 3 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 4 応急教育に関すること。 5 学用品の給与に関すること。 6 関係機関等との連絡調整に関すること。
		社会教育課 社会教育係 学校地域連携係 ジオパーク推進室 推進係 佐渡学センター 文化学芸係 各教育事務所等	1 社会体育施設及び生涯学習施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 施設利用者の安全確保に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。
病院班	両津病院 管理部長	両津病院 相川病院	1 両津病院及び相川病院全般の被害状況・対策状況の集約・報告に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。
消防班	消防長	消防本部	1 消防班全般の統括調整及び被害状況・対策状況の集約・報告に関すること。 2 消防・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。

班名	班 長	班 員	事 務 分 掌
消防班	消防長	中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	1 火災等における消火活動に関すること。 2 消防団の活動に関すること。 3 緊急避難の勧告、指示及び誘導に関すること。 4 警戒区域の設定に関すること。 5 危険物の保安に関すること。 6 被災者の救出及び搬送に関すること。 7 行方不明者の捜索、手配及び収容活動に関すること。 8 り災証明に関すること。 9 被災地の秩序維持に関すること。 10 救急救助活動に関すること。

地区支部

両津・相川・羽茂 支所		事 務 分 掌
支部長	支所長	1 地区支部全体の取りまとめに関すること。 2 職員の配備・招集に関すること。
地区支部班 (班長：支所次長)	支所職員	本庁本部の総務班、被災者対策班、観光産業班、農林水産班、建設班、上下水道班の事務分掌に関すること。
佐和田・新穂・畑野・真野・小木・赤泊 行政サービスセンター		事 務 分 掌
支部長	センター長	1 地区支部全体の取りまとめに関すること。 2 職員の配備・招集に関すること。
地区支部班 (班長：センター次長)	センター職員	管内における被害状況調査及び報告に関すること。

別表第3 (第7条関係)

(平30訓令6・全改)

配備基準

配備区分	配 備 基 準	配 備 内 容
第1次配備 (警戒体制)	(1) 大雨警報、洪水警報が発表された場合 (2) 台風情報が発表され、影響が予想される場合 (3) 水防本部（県土木部河川管理課）から洪水予報又は水防警報通報が伝達された場合 (4) 市内における最大震度が震度4の地震が発生した場合 (5) 津波注意報が発表された場合 (6) その他市長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準として職員の少人数を配備し、情報収集、連絡行動を行い、状況によっては上位の配備に移行できる体制をとる。
第2次配備 (本部設置 準備体制)	(1) 気象警報が発表され、かつ災害発生が確実と判断される場合 (2) 局地的又は散発的に小災害が発生した場合 (3) 市内における最大震度が震度5弱の地震が発生した場合 (4) 津波警報が発表された場合 (5) その他市長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準とし、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、状況によっては更に上位の配備に迅速に移行し得る体制をとる。
第3次配備 (本部設置)	(1) 災害が発生し、被害が広範囲又は全域に及ぶ場合 (2) 市内における最大震度が震度5強以上の地震が発生した場合 (3) 大津波警報が発表された場合 (4) その他市長が必要と認める場合	災害対策本部長は、職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制をとる。

別表第4(第7条関係)

(令元訓令5・全改)

配備体制

(風水害等の場合)

※本部員、副本部長は第1次配備から配置につくものとする。

本庁本部

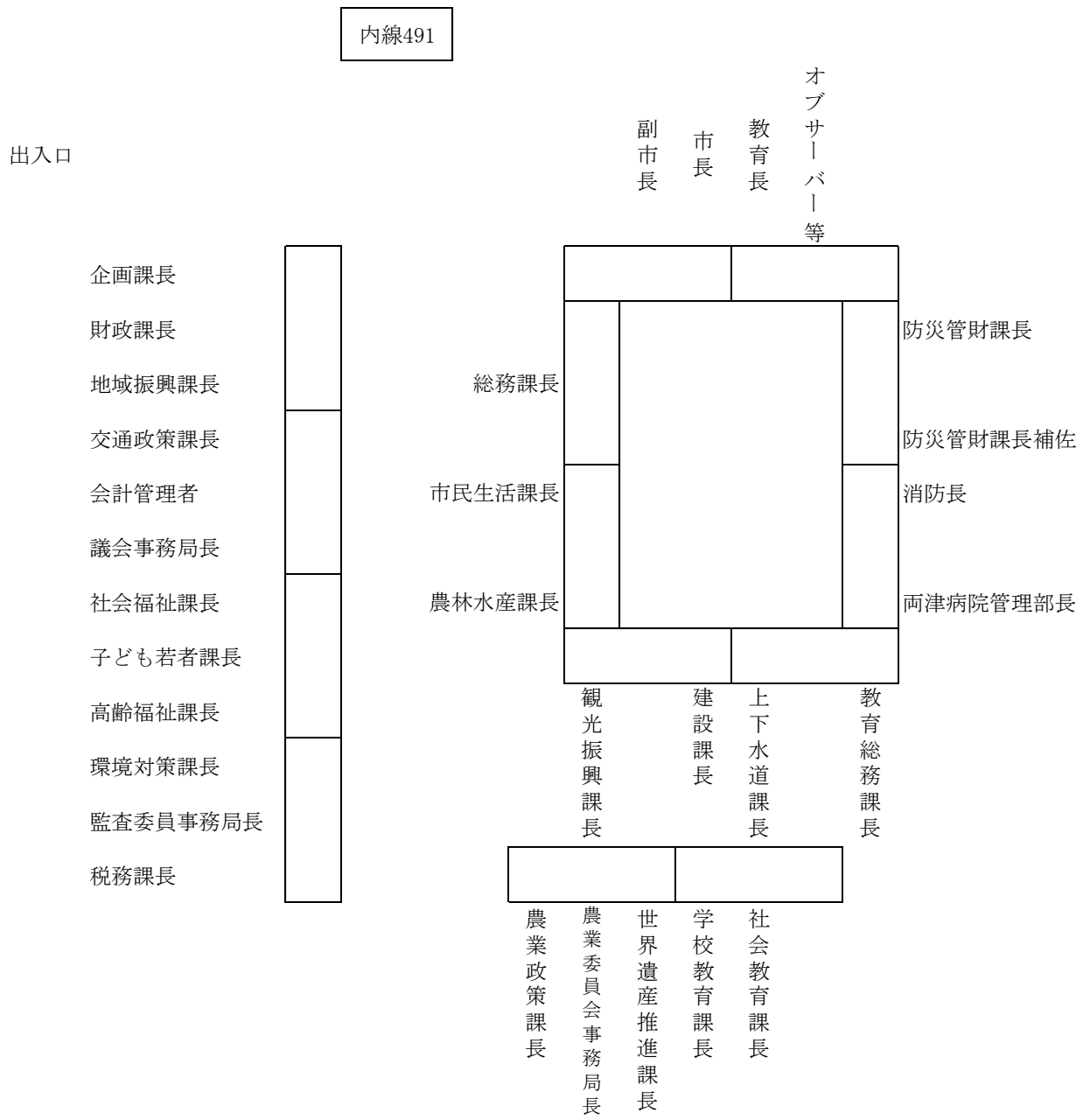
班 名	第1次配備 (警戒体制)	第2次配備 (本部設置準備体制)	第3次配備 (本部設置)
統括調整班	全職員	全職員	全職員
総務班	班長 ※地震の場合は、役職が 係長以上の職員	役職が係長以上の職員 ※地震の場合は全職員	〃
被災者対策班	〃	〃	〃
農林水産班	〃	〃	〃
観光産業班	〃	〃	〃
建設班	〃	〃	〃
上下水道班	〃	〃	〃
教育班	〃	〃	〃
病院班	班長 ※班長以外は病院職員非常招集計画による。		
消防班	班長 ※班長以外は消防本部・署職員非常招集計画による。		

地区支部

班名	第1次配備 (警戒体制)	第2次配備 (本部設置準備体制)	第3次配備 (本部設置)
地区支部班	支部長・班長 ※地震の場合は、役職が 係長以上の職員	役職が係長以上の職員 ※地震の場合は全職員	全職員

2－6 佐渡市災害対策本部配置図

佐渡市災害対策本部配置図(本庁舎3F大会議室)



2-7 佐渡市消防団設置等に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日条例第 306 号

佐渡市消防団設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(平 18 条例 70・一部改正)

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 法第 9 条の規定に基づき、本市に消防団を置く。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
佐渡市消防団	佐渡市の全区域

(平 21 条例 87・一部改正)

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日条例第 70 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 28 日条例第 87 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2-8 佐渡市消防団規則

平成 22 年 3 月 31 日規則第 16 号

佐渡市消防団規則

(趣旨)

第 1 条 佐渡市消防団（以下「消防団」という。）の組織、所掌事務及び管轄区域並びに消防団員の階級、訓練、礼式、服制等に関しては、この規則の定めるところによる。

(消防団の組織)

第 2 条 消防団に本部及び方面隊を置く。

- 2 本部に本部分団を置く。
- 3 方面隊に方面本部、方面本部分団及び中隊を置く。
- 4 中隊に分団を置く。
- 5 中隊に必要な応じ中隊本部を置く。
- 6 分団に部を置く。
- 7 部に班を置く。
- 8 本部及び方面本部に部会を置く。
- 9 本部分団に必要な応じ女性消防隊及び特別部隊を置く。

(組織の名称及び定員)

第 3 条 組織の名称及び定員は、別表第 1 のとおりとする。

(管轄区域)

第 4 条 方面隊、中隊及び分団の管轄区域は、別表第 2 のとおりとする。

(本部)

第 5 条 本部は、命令の伝達、災害情報の収集、災害等への特別部隊の派遣、応援消防隊との連絡その他消防団の庶務を所掌する。

(方面隊)

第 6 条 方面隊は、火災、風水害の予防及び警戒、消火活動その他災害防除業務を所掌する。

- 2 方面本部、中隊、分団、部及び班は、方面隊の業務を分掌する。
- 3 中隊本部は、中隊の事務を所掌する。

(本部長等)

第 7 条 本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、消防団の事務を掌理し、所属消防団員、本部の部会及び本部分団を指揮監督する。
- 3 本部長は、消防団長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部に副本部長を置く。
- 5 副本部長は、本部長を補佐して本部の事務を整理する。

(統括隊長等)

第 8 条 本部分団の女性消防隊及び特別部隊に統括隊長及び統括副隊長を置く。

- 2 統括隊長は、上司の命を受けて隊の事務を掌理し、所属隊員を指揮監督する。
- 3 統括副隊長は、統括隊長を補佐して隊の事務を整理する。

(方面隊長等)

第9条 方面隊に方面隊長を置く。

- 2 方面隊長は、上司の命を受けて方面隊の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 方面隊長は、団本部員を兼ねる。
- 4 方面隊に中隊長を置く。
- 5 中隊長は、方面隊長を補佐して方面隊の事務を整理する。

(特別部隊長等)

第10条 方面本部分団の女性消防隊及び特別部隊に隊長及び副隊長を置く。

- 2 隊長は、上司の命を受けて女性消防隊及び特別部隊の事務を掌理し、所属隊員を指揮監督する。
- 3 副隊長は、隊長を補佐して女性消防隊及び特別部隊の事務を整理する。

(分団長等)

第11条 分団に分団長を置く。

- 2 分団長は、上司の命を受けて分団の事務を掌握し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 分団に副分団長を置く。
- 4 副分団長は、分団長を補佐して分団の事務を整理する。

(部長)

第12条 部に部長を置く。

- 2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

(班長)

第13条 班に班長を置く。

- 2 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

(部会長等)

第14条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、上司の命を受けて部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐して部会の事務を整理する。

(女性消防隊及び特別部隊)

第15条 本部分団の女性消防隊及び特別部隊は、上司の命を受けて業務を所掌する。

(消防団員の階級等)

第16条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

- 2 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。
- 3 消防団の長の職以外の職にある者の職種及び階級は、別表第3のとおりとする。

(分限及び懲戒の手續)

第17条 佐渡市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年佐渡市条例第307号。以下「条例」という。）第5条の規定に該当するものとして、市長又は消防団長（以下「任命権者」という。）が、消防団員の意に反する降任又は免職の処分を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

- 2 任命権者は、条例第6条の規定に該当するものとして、戒告、停職又は免職を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。
- 3 前項の場合において、停職者はその職を保有するが、職務に従事しない。
- 4 停職者は、停職期間中においては、いかなる報酬等も支給されない。

(訓練及び礼式)

第 18 条 消防団員の訓練及び礼式は、消防訓練、礼式の基準(昭和 40 年消防庁告示第 1 号)の定め
るとおりとする。

(服制)

第 19 条 消防団員の服制は、消防団員服制(昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号)の定めるとお
りとする。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、消防団に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(佐渡市中央消防団規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 佐渡市中央消防団規則(平成 16 年佐渡市規則第 209 号)
- (2) 佐渡市両津消防団規則(平成 16 年佐渡市規則第 210 号)
- (3) 佐渡市相川消防団規則(平成 16 年佐渡市規則第 211 号)
- (4) 佐渡市南佐渡消防団規則(平成 16 年佐渡市規則第 212 号)
- (5) 佐渡市消防団連合会規則(平成 16 年佐渡市規則第 213 号)

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 1 日規則第 32 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

(平 26 規則 19・平 27 規則 32・一部改正)

名称	定員
佐渡市消防団本部	11 人
中央方面隊	1,896 人
両津方面隊	
相川方面隊	
南佐渡方面隊	

備考 佐渡市消防団本部の定員には、方面隊長 4 人及び部会長 3 人を含む。

別表第2 (第4条関係)

(平 26 規則 19・一部改正)

方面隊	中隊	分団	管轄区域
中央方面隊	佐和田中隊	第1分団	幡 八幡新町 八幡町 河原田本町 河原田諏訪町 中原 鍛冶町 石田 上長木 下長木 長木 上矢馳 市野沢(戸を除く。) 東大通
		第2分団	二宮 真光寺 山田 青野 窪田沢根五十里 沢根竈町 沢根炭屋町 沢根 沢根町 市野沢(戸)
	金井中隊	第3分団	平清水 泉 中興 千種 金井新保
		第4分団	貝塚 吉井 大和 吉井本郷 安養寺 三瀬川 水渡田
	新穂中隊	第5分団	新穂皆川 新穂舟下 下新穂 新穂武井 新穂大野 新穂井内 上新穂 新穂瓜生屋 新穂北方 新穂
		第6分団	新穂正明寺 新穂田野沢 新穂潟上 新穂青木 新穂長畝
	畑野中隊	第7分団	畑野 寺田 飯持 宮川 三宮 映田 大久保 猿八 小倉 長谷 坊ヶ浦 栗野江 目黒町
		第8分団	松ヶ崎 多田 浜河内 丸山
	真野中隊	第9分団	金丸 四日町 長石 真野新町 真野 吉岡 真野大川 名古屋 国分寺 竹田 阿佛坊
		第10分団	豊田 滝脇 背合 大須 静平 下黒山 大小 大倉谷 田切須 西三川 椿尾
両津方面隊	第1中隊	海府分団	真更川 北鵜島 願 鷺崎 見立 北小浦 虫崎 黒姫
		加茂第3分団	歌見 浦川 平松 北松ヶ崎 馬首 和木
		加茂第2分団	玉崎 白瀬 北五十里 椿 羽吉
	第2中隊	加茂第1分団	梅津 加茂歌代
		両津分団	両津夷 両津夷新 浜田 春日 両津福浦 両津湊 原黒 住吉
		吉井分団	長江 秋津 上横山 下横山 立野 潟端 旭
	第3中隊	河崎分団	吾潟 城腰 久知河内 下久知 河崎 真木 椎泊 両尾 羽二生 両津大川
		水津分団	水津 片野尾 月布施 野浦 東立島 東強清水
		岩首分団	蛸 赤玉 立間 豊岡 柿野浦 東鵜島 岩首

方面隊	中隊	分団	管轄区域
相川方面隊	第1中隊	第1分団	相川地区
		第2分団	二見 米郷 稲鯨 橘 高瀬 相川大浦
		第3分団	小川 達者 姫津 北狄 戸地 戸中
	第2中隊	第4分団	南片辺 北片辺 石花 後尾 北川内 北立島 入川 千本 高下 北田野浦 小野見 石名
		第5分団	小田 大倉 矢柄 関 五十浦 岩谷口
南佐渡方面隊	小木中隊	第1分団	小木町 小木木野浦
		第2分団	小木町の一部 小木 琴浦 宿根木 小木強清水 犬神平 深浦
		第3分団	沢崎 江積 田野浦 木流 小木大浦 井坪 小 木金田新田 小木堂釜 小比叡
	羽茂中隊	第4分団	羽茂滝平 羽茂大崎 羽茂本郷の一部 羽茂上山 田 羽茂小泊 羽茂亀脇 羽茂村山
		第5分団	羽茂飯岡 羽茂本郷
		第6分団	羽茂大橋 羽茂本郷の一部 羽茂村山の一部 羽 茂大石 羽茂三瀬
	赤泊中隊	第7分団	大杉 杉野浦 南新保 柳沢 真浦 赤泊 徳和 の一部
		第8分団	徳和の一部 三川 蕤場
		第9分団	徳和 上川茂 下川茂 外山 赤泊の一部

別表第3(第16条関係)

消防団員の職種	階級
本部長	副団長
副本部長	副団長
方面隊長	副団長
中隊長	副団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
方面女性消防隊の隊長	部長
班長	班長
方面女性消防隊の副隊長	班長
その他の消防団員	団員

2-9 佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱

平成 30 年 3 月 30 日告示第 140 号

佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内の地域防災力の向上のため自主防災組織が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 市民が連帯感を保ち、自主的に地域の防災対策を確立するために組織され、規約を作成した団体（以下「補助事業者」という。）をいう。
- (2) 防災資機材 補助事業者が防災活動を行うときに使用する資機材で、次に掲げるものをいう。

区分	品名
情報収集・伝達用	ハンドマイク 携帯用無線機 携帯用ラジオ 腕章
初期消火用	消火器 水バケツ 砂袋 防火衣 ヘルメット
水防用	防雨シート スコップ ツルハシ ロープ 土のう
救出用	バール はしご のこぎり スコップ なた ジャッキ ペンチ ハンマー ロープ チェーンソー エンジンカッター 一輪車 鉄パイプ 角材 防塵マスク 防塵メガネ
救護用	担架 救急セット テント 毛布 シート 簡易トイレ
避難用	強力ライト 標旗 ハンドマイク 警笛 投光器 発電機
給食・給水用	コンロ 給水タンク 炊飯装置 配膳用食器
その他	簡易収納庫 リヤカー ビニールシート等

(交付基準)

第 3 条 補助金は、次の表に掲げる基準により交付するものとする。

事業区分	補助対象経費	補助額
資機材整備 補助	防災資機材整備に要する経費	補助対象経費所要額の 2 分の 1 の額。ただし、1 団体の構成世帯数が 200 世帯未満の場合においては、補助対象経費所要額の 2 分の 1 を構成世帯数で除した額が、1 構成世帯当たりの額で 500 円を超えるときは、構成世帯数に 500 円を乗じた額を補助対象経費所要額から差し引いた額（1 団体につき 100,000 円を限度とし、100 円未満の端数は、切り捨てる。）

2 補助金の交付対象となる団体は、市長に自主防災組織結成届出書(様式第1号)を提出し、受理された団体とする。

3 市長は、資機材整備補助について、1団体につき3回までを限度として交付するものとする。
(平31告示90・一部改正)

(申請者の要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (4) 別表の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

第5条 申請者は、自主防災組織育成補助金交付申請書(様式第2号)に市長が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、自主防災組織育成補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して自主防災組織育成補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象費用の各費目の配分を超えて支出する場合、又は費目の合計の10分の2を超えて流用するときは、市長に届け出ること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに市長に提出し、その指示を受けること。
- (5) 市長が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に関し、遂行状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (6) 補助事業が完了したとき(第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき(補助金の支払が発生しない場合を除く。))は、その承認のあった日。以下同じ。)までに、又は補助

事業が完了せずに本市の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに実績報告書を市長に提出すること。

- (7) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- (8) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
- (9) 市長が第 16 条第 4 項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (10) 第 16 条第 4 項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (11) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (12) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 14 日以内に市長に届け出ること。
- (13) 市長が実施する補助事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく市長の判断に従うべきこと。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 14 日以内に、自主防災組織育成補助金交付申請取下げ書（様式第 5 号）により市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容変更）

第 9 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自主防災組織育成補助金変更承認申請書（様式第 6 号）に添付書類を添えて提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

- (1) 補助事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の期間を変更しようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、自主防災組織育成補助金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 補助事業者は、第 1 項各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第 7 条第 2 号ただし書の規定に該当する場合は、自主防災組織育成補助金計画変更届出書（様式第 8 号）を市長に提出するものとする。

- 4 第 6 条及び第 7 条の規定は、第 2 項の通知をする場合に準用する。

（実績報告等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して 20 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに、自主防災組織育成補助金実績報告書（様式第 9 号）

に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

(補助金額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織育成補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第 12 条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出された自主防災組織育成補助金交付請求書（様式第 11 号）により補助金を支払うものとする。

(中止又は廃止の承認)

第 13 条 市長は、補助事業者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者から自主防災組織育成補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 12 号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、当該補助事業者へ通知する。

- 2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第 10 条から前条までの規定を準用する。

(補助金の経理)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第 6 条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 第 7 条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。
- (5) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、自主防災組織育成補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により補助事業者へ通知する。

- 3 第 1 項の規定は、第 11 条の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用する。

(補助金の返還等)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 市長は、第 11 条の規定により額の確定をした場合（第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、そ

の超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、自主防災組織育成補助金返還命令書（様式第14号）により行う。

- 5 市長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（加算金）

- 第17条 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

- 2 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

- 3 補助事業者は、前項の申請をする場合は、自主防災組織育成補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第15号）により行うものとする。

（延滞金）

- 第18条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

- 3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- 4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、自主防災組織育成補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第15号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

- 第19条 市長は、補助事業者が別表の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

- 2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、自主防災組織育成補助金停止通知書（様式第16号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 3 別表に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

- 4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表に定める停止期間の2倍の期間とする。

(事故の報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、自主防災組織育成補助金に係る事故報告書（様式第 17 号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(報告及び調査)

第 21 条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかに自主防災組織育成補助金遂行状況報告書（様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第 15 条及び第 16 条の規定を準用する。

(事業遅延の報告)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の完了が当初の事業計画より遅れることが明らかな場合は、自主防災組織育成補助金遅延報告書（様式第 19 号）により、速やかに、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、速やかに、補助事業者に対して必要な措置を取らなければならない。

(協力事項)

第 23 条 補助事業者は、次に掲げる事項に協力する。

(1) 成果に関する資料の作成

(2) 市が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表

(3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(所管)

第 24 条 この事業の事務は、防災管財課において所掌する。

(その他)

第 25 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する

(平 31 告示 90・一部改正)

附 則(平成 31 年 3 月 27 日告示第 90 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公表の日から施行する。

別表 (第 4 条、第 19 条関係)

設置要件	交付停止期間
偽りりその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から 36 月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から 12 月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から 8 月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき (天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。)。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から 6 月

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

自主防災組織結成届出書

佐渡市長 様

自主防災組織名

代表者

住所

氏名

印

電話番号

佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第2条第1号に規定する自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届け出ます。

自主防災組織の概要	組 織 名	
	設 立 年 月 日	年 月 日
	構 成 世 帯 数	世帯
集落・自治会等の名称		

添付書類

- (1) 役員名簿
- (2) 自主防災会規約の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金交付申請書

年度自主防災組織育成補助金について、補助金 円を交付されるよう、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助事業に要する経費の配分	
経費の使用方法	
補助事業の完了予定年月日	
補助事業の遂行計画	
補助金交付申請額	
補助金交付申請の算出基礎	
添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書及び資金計画書 (3) 補助事業経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法が分かる書類 (4) 誓約書（別紙）	

別紙（様式第2号関係）

誓約書

当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」）は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了数の5年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- 2 市税等を滞納していない者であること。
- 3 佐渡市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当しないこと。
- 4 佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱別表に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました自主防災組織育成補助金の交付について、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額	円
交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった申請書記載事項の に の修正を加えて交付を決定する。
交付の条件	(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、 までに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法是 とする。 (3) 補助事業の内容を変更する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (4) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (5) 交付決定の基礎となった事業経費の財源内訳と異なった特定収入があった場合は、額の確定の際これを控除することがある。 (6) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第7条の交付条件を遵守すること。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました自主防災組織育成補助金の交付について、
佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり交付しない
ことに決定したので通知します。

（不交付の理由）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度自主防災組織育成補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった自主防災組織育成補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 取下げ理由

2 その他

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

変更の理由	
変更後の補助事業の目的	
変更後の補助事業の内容	
変更後の補助事業に要する経費の配分	
変更後の経費の使用方法	
変更後の補助事業の完了予定年月日	
変更後の補助事業の遂行計画	
補助金変更交付申請額	
補助金変更交付申請の算出基礎	
添付書類（変更となるもの） (1) 事業計画書 (2) 収支予算書及び資金計画書 (3) 補助事業経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法が分かる書類	

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した自主防災組織育成補助金について、次のとおり変更決定したので佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

交付決定額 (変更内訳)	変更前の額	
	変更後の額	
	変更の増減額	
変更交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書記載事項の に の修正を加えて交付を決定する。	
交付の条件	(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、 までに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法是 とする。 (3) 補助事業の内容を変更する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (4) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (5) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第7条の交付条件を遵守すること。	

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度自主防災組織育成補助金計画変更届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次のとおり変更したいので、自主防災組織育成補助金交付要綱第9条第3項の規定により
次の関係書類を添えて申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった自主
防災組織育成補助金について、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第10条第1項の
規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

補助事業の内容	
補助事業の成果	
補助事業に要した経費 の配分	
経費の使用方法	
補助事業の完了年月日	
補助事業の遂行状況	
今後の予定	
添付書類 (1) 補助事業実施状況報告書 (2) 収支決算書 (3) 経費明細書 (4) 写真（着手前・後、事業の内容・成果が分かるもの） (5) その他の書類	

様式第 10 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした 年度
自主防災組織育成補助金については、自主防災組織育成補助金交付要綱第 11 条の規定に
より、次のとおりその額を確定したので通知する。

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額
- 3 額を変更して確定した理由
- 4 交付予定日

様式第 11 号（第 12 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住所
氏名 ⑩
（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度自主防災組織育成補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった自主防災
組織育成補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要
綱第 12 条の規定により請求します。

記

金 円

振込口座 金融機関名

口座種別

口座番号

（フリガナ）

口座名義人

- ※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。
- ※ 通帳の写し（表紙の次ページ）を添付してください。

様式第 12 号（第 13 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者
住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった自主防災組織
育成補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、佐渡市自主防災組織育成
補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 事業の進捗状況が分かる書類

様式第 13 号 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付の決定のあった自主防災組織育成補助金については、
佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、その交付決定を取
り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額 円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

様式第 14 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金返還命令書

佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第 16 条第 4 項の規定により、下記のとおり
変換を命ずる。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金等の名称
- 7 補助金等の交付決定通知額
- 8 補助金等の交付済額

年	月	日交付	円
年	月	日交付	円
- 9 補助金等の交付決定額

様式第 15 号（第 17 条、第 18 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

氏名

㊞

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度自主防災組織育成補助金返還に係る
（加算金・延滞金）（免除・減額）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定の通知を受け
た・額の確定通知を受けた） 年度自主防災組織育成補助金の返還に係る（加算
金・延滞金）の（免除・減額）を受けたいので、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要
綱第（17・18）条第（3・4）項の規定により申請します。

記

1 （加算金・延滞金）の額

円

2 （加算金・延滞金）（免除・減額）申請の理由

様式第 16 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

佐渡市長



年度自主防災組織育成補助金停止通知書

佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により、補助金等の交付を（停止・再停止）する。

記

1 停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱別表に定める停止期間の 2 倍の期間とする。
- ・最低限の生活維持を図る目的で支出される扶助的補助、国県等で定める給付金等を除く。

様式第 17 号（第 20 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金に係る事故報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった自主防災組織育成補助金事業において下記のとおり事故があったので、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第 20 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 事故に対する措置
- 4 補助事業の遂行及び完了予定

様式第 18 号（第 21 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった自主防災組織育成補助金の遂行状況を、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第 21 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況及び進捗率
- 2 事業収支の遂行状況及び進捗率
 - (1) 収入状況
 - (2) 支出状況
- 3 その他

様式第 19 号 (第 22 条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度自主防災組織育成補助金遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった自主防災組織育成補助金事業の遅延について、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第 22 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延の内容
- 2 遅延の理由
- 3 遅延の及ぼす影響
- 4 経費所要額

交付決定額 交付決定日	年度 受入済額	年度への繰越額	不用額

- 5 補助事業期間
遅延前
遅延後
- 6 その他

2-10 地区防災計画一覧

	地区名	計画名称	規定年月日
1	新穂地区	新穂地区防災ガイド（地区防災計画）	平成 30 年 2 月 7 日

2-11 防災関係機関連絡表

(1) 市関係機関

機関名	電話番号	FAX 番号
佐渡市 防災管財課	0259-63-5135	0259-63-3300
佐渡市 消防本部・消防署	0259-51-0119	0259-52-5651
佐渡市 上下水道課	0259-55-3173 (水道) 0259-55-3115 (下水道)	0259-55-3383 0259-55-3162

(2) 県関係機関

機関名	電話番号	FAX 番号
新潟県防災局 防災企画課	025-282-1604	025-282-1607
危機対策課	025-282-1638	025-282-1640
消防課	025-282-1664	025-282-1667
原子力安全対策課	025-282-1695	025-285-2975
消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265
佐渡地域振興局 企画振興部	0259-74-3320	
健康福祉環境部	0259-74-3315	
地域整備部 治水課河川・ダム担当	0259-74-3394	
地域整備部 砂防課	0259-74-3393	
新潟県警察 警察航空隊	025-285-0110	
佐渡警察署	0259-55-0110	

(3) 国関係地方行政機関

機関名	電話番号	FAX 番号
新潟地方気象台	025-281-5871	025-281-5860
北陸地方整備局	025-280-8880	025-370-6691
陸上自衛隊 第30普通科連隊	0254-22-3151	0254-22-3151
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	0773-62-2250	0773-62-2255
新潟基地分遣隊	025-273-7771	025-273-7771
航空自衛隊 新潟救難隊	025-273-9211	025-273-9211
第46警戒隊（佐渡分屯基地）	0259-63-4111	0259-63-4111
佐渡海上保安署	0259-27-0118	0259-27-4999
第九管区海上保安本部	025-285-0118	025-288-2613
新潟海上保安部	025-247-0118	025-244-1004

(4) 原子力防災関係機関

機関名	電話番号	FAX 番号
東京電力ホールディングス㈱ 柏崎刈羽原子力発電所	0257-45-3131	0257-45-5012
東京電力ホールディングス㈱ 本社	03-3501-8111	
原子力規制委員会原子力規制庁 柏崎刈羽原子力規制事務所	0257-23-9798	0257-23-8632
東京電力ホールディングス㈱ 新潟支社	025-283-7461	
柏崎原子力広報センター	0257-22-1896	0257-32-3228
経済産業省原子力安全・保安院 柏崎刈羽原子力保安検査官事務所	0257-23-9798	0257-23-8632

(5) 近隣・災害協定市町村

機関名	電話番号	FAX 番号
新潟市	025-228-1000	025-224-0768
長岡市	0258-35-1122	0258-39-2283
三条市	0256-34-5511	0256-34-5691
新発田市	0254-22-3030	0254-22-3110
加茂市	0256-52-0080	0256-53-2729
燕市	0256-92-1111	0256-77-8305
五泉市	0250-43-3911	0250-42-5151
阿賀野市	0250-62-2510	0250-62-0281
聖籠町	0254-27-2111	0254-27-2119
弥彦村	0256-94-3131	0256-94-3216
田上町	0256-57-6222	0256-57-3112
胎内市	0254-43-6111	0254-43-5502
阿賀町	0254-92-3111	0254-92-5479
上越市	025-526-5111	025-526-6111
東京都国分寺市	042-325-0111	042-325-1380
埼玉県入間市	04-2964-1111	04-2965-0232
石川県珠洲市	0768-82-2222	0768-82-5685

(6) その他機関

機関名	電話番号	FAX 番号
社団法人佐渡医師会	0259-63-6360	0259-67-7808
新潟県厚生連 佐渡総合病院	0259-63-3121	0259-63-6349
佐渡連合商工会	0259-66-2458	0259-66-3465
佐渡農業協同組合	0259-27-6161	0259-27-6170

機関名	電話番号	FAX 番号
東北電力株式会社佐渡電力センター ※R2.4.1以降は 東北電力ネットワーク株式会社 佐渡電力センターに社名変更	0259-52-4067	0259-52-1962
新潟交通佐渡 株式会社	0259-57-2121	0259-57-2770
株式会社 新潟日報 佐渡支局	0259-27-2495	0259-27-2090
新潟県建設業協会 佐渡支部	0259-67-7501	
新潟県トラック協会 佐渡支部	0259-27-2107	0259-23-4665
佐渡地区ハイヤー協会	0259-57-5123	0259-57-5505
東日本電信電話株式会社 新潟支店	025-227-6483	025-227-6802
佐渡汽船株式会社	0259-27-5111	0259-23-2536
佐渡瓦斯株式会社	0259-27-3631	0259-27-3675
新潟県 LP ガス協会 佐渡支部	0259-22-2154	
朝日新聞社 佐渡支局	0259-27-3516	0259-23-2177
読売新聞社 佐渡支局	0259-51-4033	0259-51-4034
NHK 佐渡報道室	0259-57-8455	0259-57-8477
U X 佐渡通信部	0259-23-2021	0259-27-7797
B S N 佐渡通信部	0259-58-9003	0259-27-4684
N S T 佐渡通信部	0259-52-3491	0259-52-3491
T e N Y 佐渡通信部	0259-67-7019	0259-67-7486
社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会	0259-81-1155	0259-81-1156

機関名	電話番号	FAX 番号
佐渡森林組合	0259-63-4164	0259-63-4824
佐渡土地改良区連合	0259-58-7071	
佐渡漁業協同組合 本所	0259-27-3265	0259-27-3265
両津郵便局	0259-27-3634	0259-27-2575

3 応急救助及び被災者支援等に関する資料

3-1 佐渡市災害救助条例

平成 16 年 3 月 1 日条例第 25 号

佐渡市災害救助条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

(救助の実施基準)

第 3 条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び新潟県災害救助条例（昭和 39 年新潟県条例第 77 号）が適用されない災害であつて、次に定める程度のものが発生した場合において、当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(1) 住家が滅失した世帯数が、5 世帯以上に達した場合

(2) 前号に定める基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要があると認める場合

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第 1 号及び第 2 号に定める住家が滅失した世帯数の算定については、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(救助の種類等)

第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置

(2) 炊出し等による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与

(4) 災害にかかった者の救出

(5) 応急仮設住宅の設置

(6) 災害にかかった住宅の応急修理

(7) 障害物の除去

2 前項第 5 号から第 7 号までに掲げる救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和 35 年新潟県規則第 30 号）第 5 条に定める範囲内において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、期間を延長して救助を行うことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、救助に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成16年3月31日までの間、第3条第1項第1号の規定については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の両津市災害救助条例（昭和42年両津市条例第12号）、相川町災害救助条例（昭和51年相川町条例第8号）、佐和田町災害救助条例（昭和41年佐和田町条例第18号）、金井町災害救助条例（昭和42年金井町条例第14号）、新穂村災害救助条例（昭和42年新穂村条例第1号）、畑野町災害救助条例（昭和49年畑野町条例第26号）、真野町災害救助条例（昭和51年真野町条例第30号）、小木町災害救助条例（昭和44年小木町条例第8号）又は羽茂町災害救助条例（昭和41年羽茂町条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3-2 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日条例第 192 号

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時市の区域内に住所を有していた者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例（昭和 39 年新潟県条例第 77 号）が適用された災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(平23条例36・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認める場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居の全体が滅失し又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(平31条例3・全改)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(平31条例3・一部改正)

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定は平成16年4月1日以後の災害弔慰金の支給について、第10条の規定は同日以後の災害障害見舞金の支給について、第13条から第15条までの規定は同日以後の災害援護資金の貸付けについて、それぞれ適用し、平成16年3月31日以前の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、なお合併前の両津市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年両津市条例第30号）、相川町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年相川町条例第13号）、佐和田町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年佐和田町条例第28号）、金井町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和51年金井町条例第26号）、新穂村災害弔慰金の支給等に関する条例（平成3年新穂村条例第26号）、畑野町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年畑野町条例第27号）、真野町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成2年真野町条例第4号）、小木町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和51年小木町条例第24号）、羽茂町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年羽茂町条例第26号）又は赤泊村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年赤泊村条例第24号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年10月3日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月25日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3-3 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 16 年 3 月 1 日規則第 685 号

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年佐渡市条例第 192 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、当該負傷又は疾病の発生地官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(平31規則16・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(平31規則16・一部改正)

(貸付金の貸付け)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を貸し付けるものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を支払期限までに支払しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出なければならない。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの
手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、平成16年4月1日以後の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援
護資金の貸付けに係る手続について適用し、同日前の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災
害援護資金の貸付けに係る手続については、なお合併前の両津市災害弔慰金の支給等に関する条例施
行規則（昭和49年両津市規則第13号）、相川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50
年相川町規則第3号）、金井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年金井町規則第6
号）、新穂村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成3年新穂村規則第7号）、畑野町災害弔
慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年畑野町規則第10号）、小木町災害弔慰金の支給等に
関する条例施行規則（昭和51年小木町規則第14号）又は赤泊村災害弔慰金の支給等に関する条例施
行規則（昭和49年赤泊村規則第7号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の例による。

3 この規則の施行の日の前日までに、合併前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、
それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成31年3月29日規則第16号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施
行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、
適用しない。

様式第1号(第5条関係)

診 断 書											
氏 名				生年月日	年 月 日			性別	男・女		
傷 病 名					負傷発病年月日			年 月 日			
障 害 の 部 位					初 診 年 月 日			年 月 日			
既 往 症		既存障害			治 癒 年 月 日			年 月 日			
療養の内容及び経過											
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)										
関 節 運 動 範 囲	種類範囲										
	部位										
			右								
			左								
			右								
			左								
		右									
		左									
上記のとおり診断します。 郵便番号____電話番号____番 病院又は 所在地_____ 診療所の 名 称_____ 診療担当者 氏 名_____ 印											

資料編 3. 応急救助及び被災者支援等に関する資料

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		1 年賦 2 半年賦		いつまでに返せますか。		年 月 (回)		
借入申込者について	フリガナ				男・女	年 月 日生(歳)		
	氏名					郵便番号	電話番号	
	フリガナ				(方)	局番		
	現住所							
	本籍				勤務先の名称と所在地			
	職業							
	世帯主との関係	氏名	世帯主との関係	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
資産の状況	収入合計	円		支出合計	円			
	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護		年 月 日から受給(生住教医)			
	負債	(内容) (金額) 円						
連帯保証人(保証人が書いてください。)	氏名			男・女	年 月 日生(歳)			
	現住所			本籍地				
	職業	月収 円	申込者との関係	家族数		人		
	資産	土地 (1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	建物 (1)自宅 m ² (2)その他 m ²	勤務先	名称	所在地		
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無) (状況)			
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)			
資金の使途	資金の使い方 総額 円		資金の内訳 合計 円					
	に 円		災害援護資金で 円					
	に 円		手持資金で 円					
	に 円		その他()で 円					
	に 円							
被害の状況	被災時の具体的状況			負傷	全治	箇月		
	住居の被害	(1) 全壊 (2) 半壊						
	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
和だんす				婦人用腕時計				

資料編 3. 応急救助及び被災者支援等に関する資料

整 理 だ ん す			畳(畳中で 畳が被害)		
洋 服 だ ん す					
鏡 台			障 子		
腰 掛 机			ふ す ま		
本 箱 ・ 本 だ な					
食 器 戸 だ な			小 計		
食 卓 ・ 茶 ぶ 台			その他被害のあった家財		
げ た 箱					
照 明 器 具			品 名	現 在 購 入 に 要 す る 費 用	被 害 額
じ ゅ う た ん					
扇 風 機					
石 油 ス ト ー プ					
電 気 や ぐ ら こ た つ					
電 気 冷 蔵 庫					
電 気 ・ ガ ス 炊 飯 器					
電 気 洗 た く 機					
電 気 掃 除 機					
ミ シ ン					
電 気 ア イ ロ ン					
自 転 車					
テ レ ビ					
ラ ジ オ					
柱 時 計					
目 覚 し 時 計				小 計	
紳 士 用 腕 時 計				合 計	

上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。
年 月 日

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。
年 月 日

佐渡市長 様

借入申込者 ⑩

連帯保証人 ⑩

様式第3号(第8条関係)

第 号

年 月 日

佐渡市長



様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日付けでお申込みになりました災害援護資金は、次のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

貸付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年 賦 ・ 半年賦

利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1 貸付金貸付日 年 月 日

2 場 所

3 御持参なさるもの

- (1) この通知書
- (2) 同封の借用書
- (3) あなたの印鑑
- (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号(第8条関係)

第 号

年 月 日

佐渡市長



様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付けでお申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認
となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号(第9条関係)

貸付決定番号

号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額

円

利 子

年1パーセント

据置期間

年 月 日から 年 月 日まで

償還期間

年 月 日から 年 月 日まで

償還方法

年 賦・半年賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところ
に誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

印

住 所

保証人氏名

印

様式第6号(第12条関係)

繰上償還申出書

次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名



佐渡市長 様

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号(第13条関係)

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

次のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名



連帯保証人 住 所

氏 名



佐渡市長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸 付 け の 件 条	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希 望 猶 予 期 間 等	箇月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	年賦・半年賦・月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変 更 後 の 償 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
支 払 猶 予 期 間 の 根 拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号(第13条関係)

第 号

年 月 日

佐渡市長



様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	箇月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

様式第9号(第13条関係)

第 号

年 月 日

佐渡市



様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。
(不承認の理由)

様式第10号(第14条関係)

違約金支払免除申請書

次のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名



連帯保証人 住 所

氏 名



佐渡市長 様

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号(第14条関係)

第 号

年 月 日

佐渡市長



様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次のとおり承認されましたのでお知らせします。

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係
る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第12号(第14条関係)

第 号

年 月 日

佐渡市長



様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第13号(第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 (償還未済額の全部で 円)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現住所			借受人との関係	
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 免除申請者 印 佐渡市長 様					

様式第14号(第15条関係)

第 号

年 月 日

佐渡市長

印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日付けで申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還を免除した額

元 金 円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子

違約金

合 計

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5パーセントの率で違約金が更に加算されます。

様式第15号(第15条関係)

第 号

年 月 日

佐渡市長



様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日付けで申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号(第17条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印 佐渡市長 様				

参考

災害弔慰金支給調査票(規則第2条関係)

				決定番号		
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	死亡した者の氏名					
	死亡した年月日	年 月 日	住所			
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所		
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考		
	////////// //////////		////////// //////////			
支給に関する事項	支給日	年 月 日	支給場所			
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額		
				円		
		住 所				
	先順位者の有 無	有 ・ 無	同順位者の有 無	有 ・ 無		
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由に該当の有 無	有(その事由) 無		
備考	支 給 し た 職 員					

災害障害見舞金支給調査票(規則第4条関係)

				決定番号				
障害者に関する事項	フリガナ			男・女		年 月 日生		
	障害者の氏名							
	障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日	年 月 日		住 所				
	負傷・疾病の状況	災 害 名			傷病を負った場所			
障害の種類程度等	医 師 の 氏 名	所属する医療機関名 医師の氏名 () ()						
	障 害 の 状 況	法別表の該当事項(号)						
支給に関する事項	支 給 日			支給制限事由に該当の有無	有 [その事由] 無			
	支 給 場 所							
	支 給 金 額	円						
備考	支 給 し た 職 員							

4 災害の備えに関する資料

4-1 避難所及び避難場所

(1) 指定緊急避難所・避難場所、地区避難場所

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
1	両津	内海府小中学校体育館	○	○		○	○		○
2	両津	両津総合体育館	○	○		○		○	○
3	両津	加茂小学校体育館	○	○		○	○	○	○
4	両津	両津中学校体育館	○	○		○	○		○
5	両津	佐渡島開発総合センター	○	○		○		○	○
6	両津	あいぽーと佐渡	○	○		○		○	○
7	両津	両津小学校体育館	○	○		○		○	○
8	両津	佐渡中等教育学校体育館	○	○		○	○	○	○
9	両津	両津吉井小学校体育館	○	○		○	○	○	○
10	両津	河崎小学校体育館	○	○		○		○	○
11	両津	前浜小中学校体育館	○	○		○	○		○
12	両津	市役所両津支所	○			○	○※	○	○
13	両津	両津病院駐車場	●			●		●	●
14	両津	両津消防署駐車場	●			●		●	●
15	相川	七浦小学校体育館	○	○		○	○	○	○
16	相川	相川小学校体育館	○	○		○			○
17	相川	あいかわ開発総合センター	○	○		○		○	○
18	相川	相川体育館	○	○				○	○
19	相川	相川中学校体育館	○	○		○	○	○	○
20	相川	金泉小学校体育館	○	○		○	○	○	○
21	相川	高千中学校体育館	○	○		○	○		○
22	相川	高千小学校体育館	○	○		○	○		○
23	相川	自然休養村管理センター	○	○			○		○
24	相川	佐渡高等学校相川分校第2体育館	○	○		○	○	○	○
25	相川	市役所相川支所	○			○	○※	○	○
26	佐和田	佐和田中学校体育館	○	○		○	○	○	○
27	佐和田	アミューズメント佐渡 (佐渡中央文化会館)	○	○		○	○	○	○
28	佐和田	二宮小学校体育館	○	○		○	○	○	○
29	佐和田	佐渡高等学校第1体育館	○	○		○	○	○	○
30	佐和田	河原田小学校体育館	○	○		○	○	○	○
31	佐和田	佐渡中央会館	○	○		○		○	

●及び○は各種災害に対して、安全が確保される場所・施設です。（●屋外：○屋内）
ただし、津波の場合は避難所ではなく、まずは海拔１０m以上の高台へ避難してください。

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
鷺崎 918	630	315	敷地内に備蓄庫（大）
梅津 2343-1	4067.9	2033	旧給食センター敷地内に防災倉庫
梅津 2341-1	896	448	敷地内に備蓄庫（小）
加茂歌代 1449	1450	725	
両津湊 198	2314.2	1157	
両津夷 384-11	2057.5	1028	
両津湊 200-1	2540	1270	
梅津 1750	1723	861	大体育館 1049 ㎡ 小体育館 674 ㎡
秋津 1255	981	490	
下久知 501	1012.5	506	
水津 858	877	438	敷地内に備蓄庫（大）
両津湊 198	4064.1	2032	※ただし、２階以上へ避難
浜田 177-1		0	
両津湊 343-37		0	
稲鯨 1312	528	264	敷地内に備蓄庫（小）
相川下戸村 1-1	1456	728	
相川栄町 1	2059	1029	相川支所に備蓄庫
相川栄町 1	3109	1554	
相川下戸村 210	1424	712	敷地内に防災倉庫 備蓄庫（小）
達者 1200-2	1120	560	敷地内に備蓄庫（小）
入川 1872-1	1042	521	
入川 1872-4	911	455	敷地内に備蓄庫（大） 2
高千 1014-1	1099.6	549	
下相川 162		0	
相川栄町 27	3723.6	1861	※ただし、３階以上へ避難
窪田 60	2011	1005	
中原 234-1	5746.7	2873	敷地内に備蓄庫（小）
石田 489	816	408	
石田 567	2623	1311	
河原田本町 262	1371	685	
河原田本町 394-1	2675.7	1337	

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
32	佐和田	サンテラ佐渡スーパーアリーナ (佐渡市総合体育館)	○	○		○	○	○	○
33	佐和田	八幡小学校体育館	○	○			○	○	○
34	佐和田	佐渡市防災センター	○	○		○	○	○	
35	佐和田	佐和田野球場	●			●	●	●	●
36	佐和田	天神の杜農村公園	●			●	●	●	●
37	金井	金井小学校体育館	○	○		○	○	○	
38	金井	金井中学校体育館	○	○		○	○	○	○
39	金井	金井コミュニティセンター	○	○		○	○	○	
40	金井	金井西部地区コミュニティセンター	○	○		○	○	○	
41	金井	金井東部地区コミュニティセンター	○	○		○	○	○	
42	金井	金井温泉駐車場	●			●	●	●	●
43	金井	金井運動公園	●			●	●	●	●
44	新穂	トキのむら元気館	○	○		○	○	○	
45	新穂	新穂小学校体育館	○	○		○	○	○	
46	新穂	行谷小学校体育館	○	○		○	○	○	○
47	新穂	新穂中学校体育館	○	○		○	○	○	○
48	新穂	新穂体育館	○	○			○	○	○
49	新穂	新穂武道館	○	○			○	○	○
50	畑野	畑野農村環境改善センター	○	○		○	○	○	○
51	畑野	畑野中学校体育館	○	○		○	○	○	○
52	畑野	畑野小学校体育館	○	○		○	○	○	○
53	畑野	松ヶ崎小中学校体育館	○	○		○	○	○	○
54	畑野	松ヶ崎総合センター	○	○		○			○
55	畑野	佐渡総合高等学校第1体育館	○	○		○	○	○	○
56	畑野	サン・スポーツランド畑野 (野球場・テニスコート)	●			●	●	●	●
57	真野	真野小学校体育館	○	○		○	○	○	○
58	真野	真野体育館	○	○			○	○	○
59	真野	真野ふるさと会館	○	○		○	○	○	○
60	真野	いぶき21	○	○		○	○		○
61	真野	佐渡スポーツハウス	○	○		○	○	○	○
62	真野	真野中学校体育館	○	○		○	○	○	○
63	真野	真野武道館	○	○			○	○	○
64	真野	佐渡市陸上競技場	●			●	●	●	●

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
窪田 75-1	8600.3	4300	
八幡 2002	776	388	
八幡 58	4582.1	2291	防災センター内に防災倉庫
窪田 87-1	12751	6375	
沢根五十里 1404	782	391	
千種丙 178 番地 1	1400	700	
金井新保乙 40	2280	1140	
千種 240	1287.8	643	敷地内に備蓄庫（小）
中興甲 371	792	396	
吉井 29	502.74	251	
中興乙 1602		0	
金井新保地内		0	
新穂瓜生屋 362-1	1276.39	638	敷地内に備蓄庫（大）
上新穂 630	1356	678	
新穂正明寺 99	996	498	
新穂瓜生屋 719	1941	970	
新穂瓜生屋 501	1384.4	692	R5 年度解体予定
新穂瓜生屋 370	839.82	419	
畑野甲 65-1	1415.7	707	
畑野甲 250	1626	813	
畑野甲 271-1	1656	828	敷地内に備蓄庫（小）
多田 139	563	281	敷地内に備蓄庫（大）
多田 262-10	651	325	
栗野江 377-1	932	466	
栗野江 1810-1		0	
吉岡 1695	1387	693	
吉岡 1697-1	2611.3	1305	
吉岡 1695	1280.8	640	
真野 691	998.27	499	
吉岡 1675-1	1728.8	864	
名古屋 145	1577	788	敷地内に備蓄庫（小）
名古屋 165-5	761.85	380	
名古屋 146-1	13000	6500	

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
65	真野	真野運動広場	●			●	●	●	●
66	真野	佐渡スポーツハウステニスコート	●			●	●	●	●
67	真野	真野公園	●			●	●		●
68	真野	真野漁港多目的広場	●			●		●	●
69	小木	小木 B&G 海洋センター	○	○		○	○	○	○
70	小木	小木小学校体育館	○	○		○	○	○	○
71	小木	市役所小木行政サービスセンター	○			●	●	○	○
72	小木	佐渡国小木民俗博物館駐車場	●			●	●	●	●
73	小木	小木小学校グラウンド	●			●	●	●	●
74	羽茂	羽茂 B&G 海洋センター	○	○		○	○		
75	羽茂	羽茂小学校体育館	○	○		○	○	○	
76	羽茂	南佐渡中学校体育館	○	○		○	○	○	
77	羽茂	羽茂農村環境改善センター	○	○			○	○	
78	羽茂	羽茂高等学校第 1 体育館	○	○		○	○		
79	羽茂	番所公園	●			●	●	●	●
80	赤泊	赤泊中学校体育館	○	○		○		○	○
81	赤泊	赤泊自然休養村管理センター	○	○		○		○	○
82	赤泊	赤泊総合文化会館	○	○		○		○	○
83	赤泊	赤泊小学校体育館	○	○		○	○	○	○
84	赤泊	赤泊体育館	○	○		○			○
85	赤泊	赤泊総合グラウンド	●			●			●
86	赤泊	赤泊陸上競技場	●			●		●	●
87	赤泊	赤泊多目的グラウンド	●			●		●	●
88	赤泊	赤泊臨海運動公園	●			●		●	●
89	両津	旧内海府小学校グラウンド			●	●	●		●
90	両津	真更川公民館			○		○	○	○
91	両津	北鵜島公民館			○		○		○
92	両津	願公民館			○				○
93	両津	藻浦公民館			○				○
94	両津	鷺崎ふれあいセンター			○	○	○		○
95	両津	海府保育園園庭			●	●	●		●
96	両津	見立集会所			○				○
97	両津	北小浦公民館			○				○

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
長石 140	11000	5500	
吉岡 1416-3		0	
真野地内	4000	2000	
豊田 2084-1		0	
小木町 950	1701	850	敷地内に備蓄庫（小）
小木町 905	1376	688	
小木町 1940-1	1111	555	○階以上
宿根木 270-2		0	
小木町 955-4		0	
羽茂飯岡 195	1832.5	916	
羽茂本郷 559-1	1342	671	敷地内に備蓄庫（大）
羽茂本郷 47	3041	1520	南佐渡消防に防災倉庫
羽茂本郷 617	1497	748	
羽茂本郷 401-1	912	456	
羽茂村山 455	2412	1206	
赤泊 2457	1317.8	658	
赤泊 2206-7	1037	518	
赤泊 2458	3260.3	1630	敷地内に備蓄庫（大）
赤泊 289	946	473	
赤泊 283-1	1396	698	
赤泊 686-1	7200	3600	
赤泊 2457	9000	4500	
赤泊 2458	9400	4700	
赤泊 2458	10000	5000	
鷺崎 719-1			
真更川 271-1			
北鶴島 515-1			
願 258-2			
鷺崎 1337			
鷺崎 899-1			
鷺崎 926			
見立 351-1			
北小浦 352-2			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
98	両津	虫崎公民館			○				○
99	両津	黒姫公民館			○	○			○
100	両津	歌見公会堂			○		○		○
101	両津	浦川公会堂			○		○		○
102	両津	旧浦川保育園園庭			●	●	●		●
103	両津	平松公会堂			○				○
104	両津	北松ヶ崎公会堂			○		○		○
105	両津	旧馬首保育園園庭			●	●	●	●	●
106	両津	旧馬首小学校グラウンド			●	●		●	●
107	両津	馬首集落センター			○	○		○	○
108	両津	和木公会堂			○				○
109	両津	玉崎集落開発センター			○		○		○
110	両津	白瀬公会堂			○			○	○
111	両津	北五十里公民館			○			○	○
112	両津	椿多目的センター			○	○			○
113	両津	吉住漁民会館			○		○		○
114	両津	駒坂集会所			○		○	○	○
115	両津	野町集会場			○		○	○	○
116	両津	浜梅津文化ホール			○		○	○	○
117	両津	上梅津ふれあいセンター			○		○	○	○
118	両津	梅津保育園園庭			●	●	●	●	●
119	両津	学校町公民館			○	○	○	○	○
120	両津	白山集落開発センター			○		○	○	○
121	両津	加茂歌代集落開発センター			○	○	○	○	○
122	両津	河内公民館			○		○	○	○
123	両津	夷保育園園庭			●	●		●	●
124	両津	長江公民館			○		○		○
125	両津	立野公民館			○		○	○	○
126	両津	上横山集会場			○		○	○	○
127	両津	吉井保育園園庭			●	●	●	●	●
128	両津	下横山集会場			○		○	○	○
129	両津	秋津地域文化伝承館			○		○	○	○
130	両津	旭集落開発センター			○		○	○	

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
虫崎 166-6			
黒姫 55-1			
歌見 169			
浦川 395-1			
浦川 265			
平松 198			
北松ヶ崎 258			
和木 460-1			
和木 1-1			
馬首 97			
和木 425			
玉崎甲 39			
白瀬 487-1			
北五十里 141-1			
椿 239-1			
羽吉 1160-3			
羽吉 531-2			
羽吉 374-1			
梅津 2642			
梅津 1560-2			
梅津 2341-1			
梅津 2312-141			
梅津 2312-13			
加茂歌代 2503			
加茂歌代 2803-2			
両津夷 347			
長江 452			
立野 257-2			
上横山 765-4			
上横山 723-3			
下横山 308-1			
秋津 1112			
旭 601-1			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
131	両津	潟端公民館			○		○	○	○
132	両津	潟端地域交流館			○	○	○	○	○
133	両津	旧椎崎保育園園庭			●	●		●	●
134	両津	原黒公民館			○			○	○
135	両津	吾潟ふれあいセンター			○	○	○	○	○
136	両津	住吉公民館			○	○		○	○
137	両津	城腰公民館			○		○	○	○
138	両津	勤労青少年ホーム			○	○	○	○	○
139	両津	下久知公民館			○		○	○	○
140	両津	旧河崎保育園園庭			●	●		●	●
141	両津	久知河内公民館			○		○	○	○
142	両津	河崎公民館			○				○
143	両津	真木公民館			○		○	○	○
144	両津	椎泊公民館			○		○	○	○
145	両津	両尾公民館			○				○
146	両津	旧両尾小学校グラウンド			●	●			●
147	両津	旧両尾保育園園庭			●	●	●	●	●
148	両津	羽二生コミュニティセンター			○	○	○		○
149	両津	大川転作促進センター			○	○	○		○
150	両津	メルティングセンター佐渡			○	○	○		○
151	両津	水津ふどうさん会館			○	○			○
152	両津	水津保育園園庭			●	●			●
153	両津	片野尾ふるさと館			○	○			○
154	両津	旧片野尾小学校グラウンド			●	●			●
155	両津	月布施集落開発センター			○		○		○
156	両津	野浦公民館			○	○	○		○
157	両津	立強集落開発センター			○				○
158	両津	蛸公民館			○				○
159	両津	赤玉多目的研修センター			○			○	○
160	両津	旧赤玉小学校跡地			●	●	●		●
161	両津	立間ふれあいセンター			○	○			○
162	両津	豊岡公民館			○				○
163	両津	柿野浦集落開発センター			○		○		○

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
潟端 765-1			
潟端 299-1			
原黒 169			
原黒 34			
吾潟 558-1			
住吉 50			
城腰 390-1			
城腰 363			
下久知 771-1			
下久知 2218			
久知河内 155-3			
河崎 1670-1			
真木 390-1			
椎泊 192			
両尾 140-1			
両尾 142			
両尾 1865-1			
羽二生 38-18			
両津大川 692-1			
両津大川 925-1			
水津 663-1			
水津 126-2			
片野尾 71-6			
片野尾 384-1			
月布施 232-2			
野浦 100 番地 11			
東立島 42			
蛸 214			
赤玉 650			
赤玉 641			
立間 29			
豊岡 895			
柿野浦 30			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
164	両津	東鵜島公民館			○				○
165	両津	岩首多目的研修センター			○				○
166	両津	旧岩首小学校			○		○		○
167	両津	両津運動広場			●	●	●	●	●
168	両津	舟場町公園			●	●		●	●
169	両津	福浦公園			●	●		●	●
170	両津	梅津公園			●	●		●	●
171	両津	湊湖岸公園			●	●		●	●
172	両津	城之上公園			●	●	●	●	●
173	両津	みなと公園			●	●		●	●
174	両津	みなと第2公園			●	●		●	●
175	相川	龍吟寺（境内）			●	●	●		●
176	相川	旧二見小学校校庭			●	●	●		●
177	相川	二見集落センター			○	○			○
178	相川	米郷集落開発センター			○		○	○	○
179	相川	稲鯨公民館			○				○
180	相川	稲鯨漁村センター			○			○	○
181	相川	稲鯨保育園園庭			●	●	●	●	●
182	相川	定福寺（境内）			●	●			●
183	相川	橘集落開発センター			○	○	○	○	○
184	相川	高瀬公民館			○				○
185	相川	安養寺（境内）			●	●			●
186	相川	相川大浦活性化センター			○	○		○	○
187	相川	相川児童遊園			●	●			●
188	相川	相川公園			●	●			●
189	相川	あいかわ幼稚園園庭			●	●	●		●
190	相川	相川保育園園庭			●	●			●
191	相川	相川多目的運動広場			●	●		●	●
192	相川	上町児童遊園			●	●	●	●	●
193	相川	城址公園			●	●	●		●
194	相川	柴町児童遊園			●	●			●
195	相川	下相川公会堂			○			○	○
196	相川	観音寺（境内）			●	●			●

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
東鵜島 108-1			
岩首 513 番地 1			
岩首 573			
城腰 363			
梅津地内			
両津福浦二丁目地内			
梅津地内			
両津湊地内			
両津福浦二丁目地内			
両津湊地内			
両津湊地内			
二見 109			
二見 107-2			
二見 102-11			
米郷 183			
稲鯨 1649			
稲鯨 1799-1			
橘 30-2			
橘 178			
橘 600-2			
高瀬 598			
相川大浦 788			
相川大浦 1473			
相川下戸村 412-2			
相川栄町 20			
相川 1 丁目裏町 5-2			
相川南沢町 158			
相川栄町 1			
相川米屋町 38-2			
相川下戸村地内			
相川柴町 79-3			
下相川 321-4			
相川鹿伏 407			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
197	相川	広永寺（境内）			●	●			●
198	相川	小川ふれあいセンター			○	○	○		○
199	相川	多聞院（境内）			●	●	●		●
200	相川	達者活性化センター			○	○		○	○
201	相川	旧姫津保育園園庭			●	●	●		●
202	相川	姫津漁村センター			○	○		○	○
203	相川	北狄ふれあいセンター			○	○	○		○
204	相川	戸地公民館			○		○		○
205	相川	戸地サブセンター			○		○		○
206	相川	戸中公民館			○				○
207	相川	南片辺公民館			○				○
208	相川	相川民話の館			○	○			○
209	相川	石花集落開発センター			○	○			○
210	相川	後尾公民館			○		○		○
211	相川	北川内活性化センター			○	○	○	○	○
212	相川	北立島集落開発センター			○		○	○	○
213	相川	入川ふれあいセンター			○	○		○	○
214	相川	入川公民館			○		○	○	○
215	相川	千本活性化センター			○	○		○	○
216	相川	高下活性化センター			○	○		○	○
217	相川	北田野浦活性化センター			○	○		○	○
218	相川	小野見集会場			○	○		○	○
219	相川	石名集落開発センター			○	○			○
220	相川	小田公民館			○				○
221	相川	大倉公民館			○		○		○
222	相川	外海府活性化センター			○	○	○		○
223	相川	関公民館			○		○		○
224	相川	岩谷口公民館			○		○		○
225	相川	たかち保育園園庭			●	●			●
226	相川	五十浦集会場			○				○
227	佐和田	旧沢根小学校校庭			●	●	●		●
228	佐和田	曼荼羅寺（境内）			●	●	●	●	●
229	佐和田	羽二生集落センター			○		○	○	○

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
相川羽田町 7-3			
小川 962			
小川 1230			
達者 468-3			
姫津 259			
姫津 329-3			
北狄 928			
戸地 817			
戸地 661-2			
戸中 1000			
南片辺 162-1			
北片辺 374			
石花 765-1			
後尾 1178			
北川内 1109-2			
北立島 469-7			
入川 2196-1			
入川 1977-2			
高千 1323-1			
高千 991			
北田野浦 1592-1			
小野見 147-2			
石名 185			
小田 196-1			
大倉 141-1			
矢柄 8-2			
関 571-1			
岩谷口 73-2			
高千 1011-1			
五十浦 135			
沢根 9			
沢根 1776			
沢根 1534-3			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
230	佐和田	野坂会館			○		○	○	○
231	佐和田	永松寺（境内）			●	●	●	●	●
232	佐和田	専得寺（境内）			●	●	●	●	●
233	佐和田	田中集落ふれあいセンター			○	○	○	○	○
234	佐和田	西野集落開発センター			○	○	○		○
235	佐和田	本福寺（境内）			●	●		●	●
236	佐和田	城ヶ丘公園			●	●	●		●
237	佐和田	第二八興会館			○			○	○
238	佐和田	東野集落開発センター			○		○	○	○
239	佐和田	西光寺（境内）			●	●		●	●
240	佐和田	窪田区自治会館			○	○		○	○
241	佐和田	つつじヶ丘公園（交通公園）			●	●	●	●	●
242	佐和田	昭和会館			○		○	○	○
243	佐和田	東山田集落開発センター			○		○	○	○
244	佐和田	円照寺（境内）			●	●	●		●
245	佐和田	真光寺会館			○	○	○	○	○
246	佐和田	真田寺（境内）			●	●	●	●	●
247	佐和田	諏訪町会館			○			○	○
248	佐和田	中組善宝寺会館			○			○	○
249	佐和田	佐和田商工会駐車場			●	●	●	●	●
250	佐和田	長福寺（境内）			●	●	●	●	●
251	佐和田	妙経寺（境内）			●	●	●	●	●
252	佐和田	本田寺（境内）			●	●	●	●	●
253	佐和田	玉泉寺（境内）			●	●	●	●	●
254	佐和田	河原田分館			○	○	○	○	○
255	佐和田	河原田保育園園庭			●	●	●	●	●
256	佐和田	蓮池公園			●	●	●	●	●
257	佐和田	佐和田公園（京町公園）			●	●	●	●	●
258	佐和田	常念寺（境内）			●	●	●	●	●
259	佐和田	光福寺（境内）			●	●	●	●	●
260	佐和田	河原田公園			●	●		●	●
261	佐和田	ビューさわた駐車場			●	●	●	●	●
262	佐和田	鍛冶町公園			●	●	●	●	●

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
沢根 1258			
沢根 614			
沢根町 30-1			
沢根五十里 1367-4			
沢根五十里 802 番地 1			
沢根五十里 1016			
沢根五十里地内			
沢根炭屋町 45-2			
沢根五十里 485			
窪田 789			
窪田 842-1			
窪田地内			
青野 266-1			
山田 656-1			
真光寺 816			
真光寺 451			
真光寺 404			
河原田諏訪町 207 番地 5			
河原田諏訪町 208-45			
中原 328-3			
中原 435			
中原 368			
中原 364			
中原 385			
河原田本町 275-1			
中原 479-1			
中原地内			
中原地内			
河原田本町 271			
河原田本町 293			
河原田本町地内			
中原 244-2			
石田地内			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
263	佐和田	妙照寺（境内）			●	●	●	●	●
264	佐和田	佐渡教育会館駐車場			●	●	●	●	
265	佐和田	長木集会所			○	○	○	○	○
266	佐和田	御松山実相寺（境内）			●	●	●	●	●
267	佐和田	八幡町ふれあいセンター			○		○	○	
268	佐和田	宝鏡寺（境内）			●	●	●	●	●
269	佐和田	八幡集落センター			○	○	○	○	○
270	佐和田	八幡保育園園庭			●	●	●	●	
271	佐和田	東二宮・市野沢活性化センター			○	○	○	○	○
272	佐和田	西二宮集落開発センター			○		○		○
273	佐和田	佐和田漁民交流センター			○	○		○	○
274	佐和田	中山ふれあいセンター			○	○	○	○	○
275	佐和田	河内集落センター			○		○		○
276	金井	平泉会館			○	○	○	○	○
277	金井	中興資源活性化センター			○	○	○	○	○
278	金井	子ども会館			○	○	○	○	○
279	金井	平清水会館			○		○	○	○
280	金井	中興公会堂			○		○	○	○
281	金井	西方活性化センター			○	○	○	○	○
282	金井	新保多目的研修センター			○		○	○	○
283	金井	関根集落開発センター			○	○	○	○	○
284	金井	貝塚活性化センター			○	○	○	○	○
285	金井	大和活性化センター			○	○	○	○	○
286	金井	吉井本郷公民館			○		○	○	○
287	金井	安養寺公民館			○		○	○	○
288	金井	三瀬川活性化センター			○	○	○	○	○
289	金井	水渡田活性化センター			○	○	○	○	○
290	新穂	新穂就業改善センター			○		○	○	
291	新穂	皆川集落開発センター			○		○	○	
292	新穂	新穂舟下活性化センター			○	○	○	○	
293	新穂	下新穂集落開発センター			○		○	○	
294	新穂	武井公民館			○		○	○	○
295	新穂	大野区公民館			○		○	○	○

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
市野沢 454			
八幡町 330-3			
上長木 410-1			
市野沢 856			
八幡町 162-8			
八幡 1679			
八幡 2001-2			
八幡 1533-2			
市野沢 538-4			
二宮 638-1			
沢根五十里 1098-2			
沢根 431-4			
沢根 941-2			
泉乙 623-2			
中興乙 2822-1			
三瀬川 382-7			
平清水 85-1			
中興乙 653			
千種甲 809			
金井新保乙 397			
金井新保乙 188-1			
貝塚 583-1			
大和 1315-2			
吉井本郷 904			
安養寺 193-1			
三瀬川 328			
水渡田 622 番地 2			
新穂瓜生屋 99-2			
下新穂 578-4			
新穂舟下 46-3			
下新穂 179			
新穂武井 328-1			
新穂大野 909			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
296	新穂	下大野集落開発センター			○	○	○	○	○
297	新穂	郷平集落開発センター			○	○	○	○	○
298	新穂	上大野集落開発センター			○	○	○	○	○
299	新穂	井内集落開発センター			○	○	○		○
300	新穂	上新穂集落開発センター			○	○	○		○
301	新穂	瓜生屋営農センター			○	○	○	○	○
302	新穂	正明寺農事集会所			○	○	○	○	○
303	新穂	田野沢活性化センター			○	○	○	○	○
304	新穂	潟上集落開発センター			○		○	○	○
305	新穂	青木転作促進研修センター			○	○	○	○	○
306	新穂	長畝活性化センター			○	○	○	○	○
307	新穂	内巻集落開発センター			○	○	○	○	○
308	新穂	島公民館			○		○	○	○
309	新穂	北方公民館			○		○	○	
310	新穂	新穂区公民館			○	○	○	○	
311	新穂	牛尾神社（境内）			●		●	●	●
312	新穂	薬師堂（馬場）			○		○	○	
313	畑野	旧小倉小学校校庭			●	●	●		●
314	畑野	三宮・映田ふれあいセンター			○	○	○	○	○
315	畑野	宮川集落開発センター			○	○	○	○	○
316	畑野	大久保センター			○		○	○	○
317	畑野	畑野区民会館			○	○	○	○	○
318	畑野	下畑集落開発センター			○	○	○	○	
319	畑野	寺田集落開発センター			○	○	○	○	○
320	畑野	目黒町集落開発センター			○		○	○	○
321	畑野	栗野江集落センター			○		○	○	○
322	畑野	小倉集落センター			○	○	○		○
323	畑野	猿八集会所			○		○		○
324	畑野	丸山公民館			○		○		○
325	畑野	浜河内活性化センター			○	○	○		○
326	畑野	畑野児童館			○	○	○	○	○
327	畑野	畑野母子健康センター駐車場			●	●	●	●	●
328	畑野	松ヶ崎会館			○			○	○

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
新穂大野 1495			
新穂大野 1112-1			
新穂大野 761-2			
新穂井内 43-1			
上新穂 432-2			
新穂瓜生屋 697-3			
新穂正明寺 857			
新穂田野沢 361-1			
新穂潟上 1538			
新穂青木 655			
新穂長畝 1311-1			
新穂長畝 1867-2			
新穂長畝 2588			
新穂北方 508-1			
新穂北方 435-3			
新穂潟上 2532			
上新穂 636-1			
小倉乙 981			
三宮 161-1			
宮川 984-2			
大久保 60-5			
畑野甲 237-3			
畑野 1394-7			
寺田 258-1			
目黒町 413-1			
栗野江 1704			
小倉乙 939-1			
猿八 329			
丸山 184-5			
多田 117-3			
畑野 767-3			
畑野甲 531-2			
松ヶ崎 1009			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
329	畑野	まつさきの里駐車場			●	●		●	●
330	畑野	崇蓮寺（境内）			●	●	●		●
331	畑野	弥勒院（境内）			●	●	●		●
332	畑野	薬師堂（境内）			●	●	●		●
333	畑野	長松寺（境内）			●	●			●
334	真野	金丸公民館			○		○	○	
335	真野	金丸農村公園			●	●	●	●	
336	真野	小倉川記念碑公園（東屋）			●	●	●	●	
337	真野	種徳院（境内）			●	●	●	●	
338	真野	引田部神社（境内）			●	●	●	●	
339	真野	四日町集落開発センター			○		○	○	○
340	真野	大願寺（境内）			●	●	●	●	●
341	真野	宝林寺（境内）			●	●	●	●	●
342	真野	長石集落開発センター			○	○	○	○	○
343	真野	長石神社（境内）			●	●	●	●	●
344	真野	真野集出荷貯蔵施設			○	○	○	○	○
345	真野	老人福祉センター寿楽荘			○		○	○	○
346	真野	長石農村公園			●	●	●	●	●
347	真野	新町大神宮（境内）			●	●	●	●	●
348	真野	新町集落開発センター			○			○	○
349	真野	特別養護老人ホーム真野の里駐車場			●	●	●	●	●
350	真野	大光寺（境内）			●	●	●		●
351	真野	諏訪神社（境内）			●	●	●		●
352	真野	豊田集落開発センター			○				○
353	真野	滝脇公民館			○		○	○	○
354	真野	背合公民館			○		○	○	○
355	真野	潮津の里駐車場			●	●	●		●
356	真野	東大須ふれあいセンター			○	○	○	○	○
357	真野	熊野神社（境内）			●	●	●		●
358	真野	静山集落開発センター			○		○	○	○
359	真野	観音堂（境内）			●	●	●	●	●
360	真野	真野ふれあいセンター			○	○	○		○
361	真野	真野宮（境内）			●	●	●		●

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
松ヶ崎 1192-1			
多田 304			
多田 301			
松ヶ崎 793			
松ヶ崎 960			
金丸 111-2			
金丸 173-1			
金丸地内			
金丸 716			
金丸 488-1			
四日町 575-1			
四日町 615-1			
四日町 568-1			
長石 299-1			
長石 299-1			
長石 72			
長石 211-2			
長石 299-1			
真野新町 540-1			
真野新町 378			
真野新町 624-2			
豊田 332			
豊田 436			
豊田 416-1			
滝脇 123			
背合 119-1			
背合 38			
大須 1013-1			
静平 308			
下黒山 511-10			
下黒山 352			
真野 507-2			
真野 657			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
362	真野	法華堂（境内）			●	●	●	●	●
363	真野	真野みずほ病院駐車場			●	●	●	●	●
364	真野	小川内公民館			○		○	○	○
365	真野	真楽寺（境内）			●	●	●	●	●
366	真野	浜中ふれあいセンター			○	○	○	○	○
367	真野	滝谷神社（境内）			●	●	●	●	●
368	真野	西報寺（境内）			●	●	●	●	●
369	真野	吉岡集落開発センター			○	○	○	○	○
370	真野	総社神社（境内）			●	●	●	●	●
371	真野	下の堂（境内）			●	●	●	●	●
372	真野	諏訪神社（境内）			●	●	●	●	●
373	真野	合沢ふれあいセンター			○	○	○	○	○
374	真野	真野図書館駐車場			●	●	●	●	●
375	真野	国分寺公民館			○		○		○
376	真野	国分寺（境内）			●	●	●	●	●
377	真野	中沢田公民館			○		○	○	○
378	真野	大膳神社（境内）			●	●	●	●	●
379	真野	世尊寺（境内）			●	●	●	●	●
380	真野	太運寺（境内）			●	●	●		●
381	真野	竹田集落開発センター			○		○	○	○
382	真野	妙宣寺（境内）			●	●	●	●	●
383	真野	西大須集落開発センター			○		○	○	○
384	真野	大小エアーセンター			○	○	○	○	○
385	真野	小立集落開発センター			○	○	○	○	○
386	真野	大立集落開発センター			○	○	○	○	○
387	真野	倉谷不動尊（境内）			●	●	●	●	●
388	真野	智光坊（境内）			●	●	●	●	●
389	真野	倉谷ふれあいセンター			○	○	○	○	○
390	真野	田切須集落開発センター			○	○	○	○	○
391	真野	高塚ふれあいセンター			○	○	○	○	○
392	真野	笹川集落開発センター			○	○	○	○	○
393	真野	旧西三川小学校笹川分校校庭			●	●	●		●
394	真野	旧西三川小学校校庭			●	●	●		●

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
真野 214-1			
真野 73			
吉岡 1377-3			
吉岡 1430			
吉岡 138-4			
吉岡 1219-1			
吉岡 1200			
吉岡 782			
吉岡 793-1			
吉岡 787-1			
吉岡 775			
吉岡 142-2			
吉岡 920-1			
真野大川 179			
国分寺 113			
竹田 838-5			
竹田 561			
竹田 643			
竹田 779-1			
阿佛坊 21-1			
阿仏坊 29-1			
大小 194-1			
大小 662-2			
大小 677-2			
大倉谷 686-4			
大倉谷 258			
大倉谷 71-1			
大倉谷 38			
田切須 660-3			
田切須 769-1			
西三川 2005-5			
西三川 462-7			
西三川 1871			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
395	真野	西三川集落開発センター			○	○	○	○	○
396	真野	真野第2保育園駐車場			●	●	●	●	●
397	真野	高崎集落センター			○	○		○	○
398	真野	高崎観音堂（境内）			●	●	●	●	●
399	真野	椿尾集落開発センター			○		○		○
400	真野	椿尾農村公園			●	●	●	●	●
401	小木	城山公園			●	●	●		●
402	小木	旭町港湾会館			○	○			○
403	小木	諏訪町集会所			○	○	○		○
404	小木	白坂町集会所			○		○		○
405	小木	稲荷町集会所			○	○			○
406	小木	琴平町集会所			○		○	○	○
407	小木	登町集会所			○	○		○	○
408	小木	小木こどもセンター駐車場			●	●		●	●
409	小木	木野浦担い手育成センター			○	○	○	○	○
410	小木	小比叡基幹集落センター			○		○	○	○
411	小木	素浜キャンプ場			●	●	●		●
412	小木	小木堂釜公民館			○		○		○
413	小木	大平神社（境内）			●	●	●	●	●
414	小木	外岬担い手育成センター			○		○	○	○
415	小木	熊野神社（境内）			●	●	●	●	●
416	小木	小木大浦集会所			○			○	○
417	小木	小木大浦背後台地			●	●	●		●
418	小木	木流公民館			○			○	○
419	小木	日吉神社（境内）			●	●	●	●	●
420	小木	田野浦集落開発センター			○	○			○
421	小木	白山神社（境内）			●	●	●	●	●
422	小木	江積遊漁センター			○				○
423	小木	江積集落センター			○				○
424	小木	江積背後台地			●	●	●		●
425	小木	白木集落開発センター			○	○			○
426	小木	白木背後台地			●	●	●		●
427	小木	沢崎生活改善センター			○				○

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
西三川 1865-2			
西三川 1070-1			
西三川 1627			
西三川 1418			
椿尾 822-8			
椿尾 836-1			
小木町 133			
小木町 1950-10			
小木町 789			
小木町 763-4			
小木町 584			
小木町 518-2			
小木町 402-10			
小木町 1522			
小木木野浦 428-4			
小比叡 299-6			
小比叡 399-2			
小木堂釜 105-1			
小木堂釜 106-2			
井坪 153-2			
井坪 316			
小木大浦 287			
小木大浦地内			
木流 37-1			
小木大浦 319-1			
田野浦 586			
田野浦 360-3			
江積 1 番地先			
江積 395			
江積地内 避難路の先			
沢崎 478-1			
白木地内			
沢崎 703-1			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
428	小木	沢崎橋深浦側付近			●	●	●	●	●
429	小木	沢崎駐車場			●	●	●	●	●
430	小木	深浦集落センター			○				○
431	小木	市道深浦学校線広場			●	●	●	●	●
432	小木	旧深浦小学校校庭			●	●	●	●	●
433	小木	犬神平集落センター			○	○	○		○
434	小木	小木強清水活性化センター			○	○	○	○	○
435	小木	宿根木公会堂			○	○			○
436	小木	琴浦共同作業所			○		○	○	○
437	小木	琴浦多目的集落施設			○				○
438	小木	元小木多目的集会施設			○				○
439	小木	海潮寺（境内）			●	●	●	●	●
440	小木	小木定住団地広場			●	●	●	●	●
441	小木	金横公民館			○		○	○	○
442	小木	上野活性化センター			○	○	○	○	○
443	羽茂	旧大滝小学校校庭			●	●	●		●
444	羽茂	滝平公民館			○		○		○
445	羽茂	千手院（境内）			●	●	●	●	●
446	羽茂	宮本寺（境内）			●	●	●	●	●
447	羽茂	大崎活性化センター			○	○	○		
448	羽茂	大草ふれあいセンター			○	○	○		○
449	羽茂	度津神社（境内）			●	●	●	●	
450	羽茂	儀蔵寺（境内）			●	●	●		●
451	羽茂	上山田集落開発センター			○		○		○
452	羽茂	草苅神社（境内）			●	●	●		●
453	羽茂	天沢集落改善センター			○		○		
454	羽茂	新倉生活改善センター			○		○	○	○
455	羽茂	三和集落開発センター			○		○		○
456	羽茂	仮屋集落開発センター			○		○	○	○
457	羽茂	大谷集落開発センター			○	○	○	○	○
458	羽茂	中央公民館			○		○	○	
459	羽茂	菅原神社（境内）			●	●	●		
460	羽茂	西方公民館			○		○		○

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
沢崎地内			
沢崎 416-15			
深浦 235-3			
深浦地内			
深浦 336-4			
犬神平 276-1			
小木強清水 790			
宿根木 456			
琴浦 85			
琴浦 225-3			
小木 135			
小木 30			
小木定住団地地内			
小木金田新田 57-1			
小木町 1437-3			
羽茂大橋 2184			
羽茂滝平 577-1			
羽茂滝平地内			
羽茂大崎 1665			
羽茂大崎 1578-1			
羽茂本郷 3395			
羽茂飯岡 550-4			
羽茂飯岡 454			
羽茂上山田 410-3			
羽茂本郷地内			
羽茂本郷 1682-5			
羽茂本郷 4317			
羽茂本郷 1556-3			
羽茂本郷 1510-3			
羽茂本郷 7289-4			
羽茂本郷 547			
羽茂本郷 2081-1			
羽茂大橋 1094-1			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
461	羽茂	西方上組集会所			○		○	○	○
462	羽茂	岩野公民館			○		○	○	○
463	羽茂	井尻公民館			○			○	
464	羽茂	地田公民館			○			○	
465	羽茂	佐渡マリンスポーツハウス			○	○		○	
466	羽茂	円満寺（境内）			●	●			●
467	羽茂	大石山田公民館			○		○		○
468	羽茂	杉浜公民館			○				○
469	羽茂	大三地域総合センター			○	○			○
470	羽茂	大泊公民館			○				○
471	羽茂	野崎公民館			○		○		○
472	羽茂	赤岩公民館			○				○
473	羽茂	村山・平集落開発センター			○		○	○	○
474	羽茂	亀脇ふれあいセンター			○	○			○
475	羽茂	小泊集落多目的センター			○		○	○	○
476	羽茂	小泊ふすべ村			○	○	○	○	○
477	赤泊	大杉集落開発センター			○				○
478	赤泊	清行寺（境内）			●	●	●		●
479	赤泊	杉野浦集会所			○				○
480	赤泊	旧新保校舎跡地			●	●	●		●
481	赤泊	新保会館			○				○
482	赤泊	柳沢集落開発センター			○			○	○
483	赤泊	真浦集落開発センター			○				○
484	赤泊	上町ふれあいセンター			○	○		○	○
485	赤泊	禅長寺（境内）			●	●	●	●	●
486	赤泊	福祉保健センター「やすらぎ」			○	○		○	○
487	赤泊	赤泊会館			○				○
488	赤泊	八幡若宮神社（境内）			●	●	●		●
489	赤泊	荒町会堂			○	○			○
490	赤泊	赤泊保育園園庭			●	●			●
491	赤泊	赤泊新谷集落センター			○	○	○		○
492	赤泊	旧赤泊行政サービスセンター駐車場			●	●			●
493	赤泊	浦津集落開発センター			○	○	○		○

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
羽茂大橋 453-1			
羽茂大橋 2130-1			
羽茂大橋 2371-6			
羽茂大橋 1531-1			
羽茂大石 103-2			
羽茂大石 1075-2			
羽茂大石 1324-1			
羽茂大石 1214-6			
羽茂三瀬 1042-1			
羽茂三瀬 657			
羽茂三瀬 353-1			
羽茂三瀬 203-1			
羽茂村山 515-4			
羽茂亀脇 98-3			
羽茂小泊 391-5			
羽茂小泊 1141-1			
大杉 284-10			
大杉 264			
杉野浦 650			
南新保 54			
南新保 25-4			
柳沢 10-2			
真浦 60-1			
赤泊 2207-18			
赤泊 641-1			
赤泊 2207 - 19			
赤泊 186			
赤泊 194			
赤泊 287-3			
赤泊 282-3			
赤泊 1130-2			
徳和 2376-3			
徳和 2343-2			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
494	赤泊	山寺集落開発センター			○		○		○
495	赤泊	東光寺集落開発センター			○	○	○		○
496	赤泊	東光寺（境内）			●	●	●		●
497	赤泊	北袋集落開発センター			○	○	○		○
498	赤泊	横山活性化センター			○	○	○		○
499	赤泊	瓜生集会所			○		○	○	○
500	赤泊	徳和東集会所			○		○		○
501	赤泊	浅生集落公会堂			○		○		○
502	赤泊	畝立会堂			○	○	○		○
503	赤泊	清水公会堂			○		○	○	○
504	赤泊	旧榎の実寮駐車場			●	●	●		●
505	赤泊	徳和会館			○		○		○
506	赤泊	鍛冶屋集落営農センター			○	○	○		○
507	赤泊	草木集落開発センター			○	○	○		○
508	赤泊	上小熊集会所			○	○			○
509	赤泊	下小熊会堂			○				○
510	赤泊	徳和浜集会所			○				○
511	赤泊	大椋神社（境内）			●	●	●		●
512	赤泊	サンライズ城が浜			○	○			○
513	赤泊	赤泊漁港			●	●			●
514	赤泊	腰細会堂			○				○
515	赤泊	赤泊地方青年の家（跡地）			●	●	●	●	●
516	赤泊	山田東集落開発センター			○	○	○		○
517	赤泊	山田会館			○	○	○		○
518	赤泊	山田西自治会館			○	○	○		○
519	赤泊	山田第一集会所			○	○	○		○
520	赤泊	旧ふるさと会館駐車場			●	●	●	●	●
521	赤泊	薊場公会堂			○				○
522	赤泊	外山集会所			○	○	○		○
523	赤泊	上川茂集落開発センター			○	○	○		
524	赤泊	白山神社（境内）			●	●	●	●	●
525	赤泊	川茂会館			○	○	○	○	○
526	赤泊	旧川茂保育園園庭			●	●	●	●	

所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
徳和 4664-1			
徳和 5069-1			
徳和 3406			
徳和 3905-3			
徳和 1615-2			
徳和 1269			
徳和 4175-2			
徳和 1940			
徳和 1040-1			
徳和 878-3			
徳和 930-2			
徳和 936-5			
徳和 4467			
徳和 368-5			
徳和 650-2			
徳和 571-5			
徳和 527			
徳和 518			
三川 2915 - 3			
三川 2914-1			
三川 479-1			
三川 64-2			
三川 2523-3			
三川 1240-7			
三川 1616-14			
三川 730-1			
薙場 1100			
薙場 1004-1			
外山 507-9			
上川茂 492-4			
上川茂 490			
下川茂 145-4			
下川茂 137-1			

番号	地区名	施設名	種別			開設する災害種別			
			指定緊急避難場所	指定避難所	地区避難場所	地震	津波	土砂災害	洪水
527	赤泊	旧川茂小学校校庭			●	●	●	●	
528	赤泊	下川茂第一活性化センター			○	○	○	○	
529	赤泊	東部集落開発センター			○	○	○	○	
530	赤泊	中央集落センター			○	○	○		
531	赤泊	五所神社（境内）			●	●	●	●	●
532	赤泊	下川茂西部活性化センター			○	○	○	○	

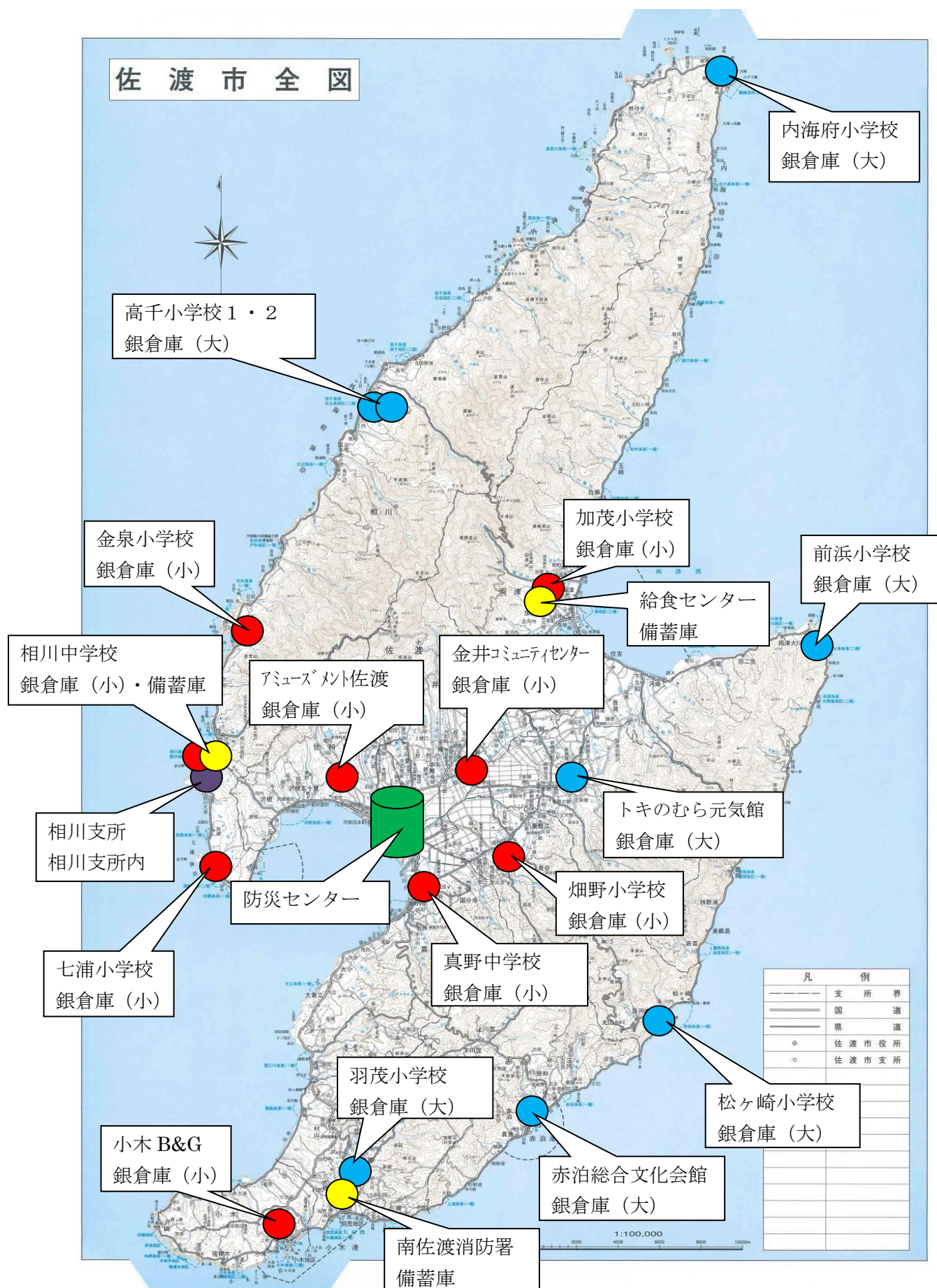
所在地	床面積 (㎡)	受入可能 人数	備考
下川茂 130-1			
下川茂 1791-2			
下川茂 509			
下川茂 688-3			
下川茂 686			
下川茂 842-4			

(2) 福祉避難所

番号	地区名	施設名	開設する災害種別				所在地	備考
			洪水	土砂災害	地震	津波		
1	両津	特別養護老人ホーム歌代の里	○	○			浜田 140-1	協定に基づく福祉避難所
2	相川	金泉ふれあいの社	○			○	北狄 1500-2	協定に基づく福祉避難所
3	相川	特別養護老人ホーム大浦の里	○	○		○	相川大浦 533-2	協定に基づく福祉避難所
4	佐和田	特別養護老人ホームやはたの里		○			八幡町 340	協定に基づく福祉避難所
5	新穂	特別養護老人ホーム新穂愛宕の園		○		○	新穂瓜生屋 339-2	協定に基づく福祉避難所
6	真野	特別養護老人ホーム真野の里	○			○	真野新町 624-2	協定に基づく福祉避難所
7	羽茂	特別老後老人ホームはもちの里		○		○	羽茂本郷 25	協定に基づく福祉避難所
8	赤泊	特別養護老人ホームスマイル赤泊	○	○			徳和 6207-2	協定に基づく福祉避難所

市内防災倉庫・備蓄庫一覧

市内防災倉庫・備蓄庫配置図（22ヶ所）



4-3 備蓄物資・資材一覧

設置箇所 物品名	銀倉庫（小）	銀倉庫（大）	防災倉庫		備 考
	加茂小・七浦小 金泉小・相川支所 相川中・アミューズメント佐渡 金井コミュニティセンター 畑野小・真野中 小木 B&G	内海府小・前浜小 高千小1、2 トキのむら元気館 松ヶ崎小・羽茂小 赤泊文化会館	防災センター （市所有分）	給食センター・ 相川中 南佐渡消防	
マット	50m×4 本 または 20m×11 本	50m×8 本	—	50m×4 本	200 m ² 分
エアマット	200 個	400 個	—	200 個	
水	360 本	720 本	—	360 本	500m 1 ペットボトル
バランスパワー	200 パック	400 パック	—	200 パック	1 パック 4 本入り（全 粒粉 2 ・ココア 2）
スーパーバランス	—	—	300 パック	200 パック	
アルファ化米	—	—	450 パック	450 パック	白米 250 五目ごはん 100 梅がゆ 100
毛布	200 枚	400 枚	300 枚	500 枚	真空パック
災害用トイレ標準タイプ（和式）	—	—	3 個	3 個	下水道マホールトイレ
災害用トイレ洋式オプション	—	—	1 個	1 個	下水道マホールトイレ用洋 式便座
既設トイレ用キット（和式用）	—	—	5 個	5 個	既設の和式トイレを 利用するキット （サニタクリーン）
既設トイレ用キット（洋式用）	—	—	50 個	50 個	既設の洋式トイレを 利用するキット （サニタクリーン）
簡易トイレ組織用セット	—	—	3 個	3 個	サニタクリーン 200 枚入り
組み立て式トイレ付タイプ （ポータブル）	—	—	30 個	30 個	組み立て式ポータブルトイレ （サニタクリーン）
救助工具セット	—	—	5 セット	5 セット	スコップ・つるはし・ ハンマー・バール・の こぎり・手斧・ボトル クリッパー
リヤカー	—	—	3 台	3 台	
スライドロープ	—	—	1 個	—	車イス・リヤカー用ス ロープ
万能袋	—	—	600 袋	600 袋	

設置個所 物品名	銀倉庫（小）	銀倉庫（大）	防災倉庫		備 考
	加茂小・七浦小 金泉小・相川支所 相川中・アミューズメント佐渡 金井コミュニティセンター 畑野小・真野中 小木 B&G	内海府小・前浜小 高千小 1、2 トキのむら元気館 松ヶ崎小・羽茂小 赤泊文化会館	防災センター （市所有分）	給食センター・ 相川中 南佐渡消防	
カセット発電機	—	—	17 台	12 台	カセットガスボンベ 燃料
インバータ発電機	—	—	4 台	—	
メタルハイドライト	—	—	17 機	12 機	照明用
メタルハイドライト（足）	—	—	17 脚	12 脚	
LED バルーン投光器	—	—	4 機	—	
コードリール	—	—	21 個	12 個	
防護マスク	—	—	1,000 枚	—	
防護服	—	—	200 枚	—	
カーペット	—	—	170 枚	—	県から払い下げ
避難所用間仕切り	—	—	8 個	—	県から借用

4-4 水防資材

(1) 水防資材・器材一覧

河川名	補助・自営の別	備蓄場所		管 理 団体名	水防資材																				
		郡市	大字		布	む		杭	鉄	鉄	蛇	フ	ビ	T	ロ	ワイ	油	川	吸	異	ス	掛	ハ	ツ	
					袋	し	縄	木	製	線	籠	トン	ニール	型	マ	ー	ヤー	吸	倉	着	型	コ	矢	ン	ル
					類	ろ		類	杭	線	籠	籠	シート	マ	ット	ブ	ロー	着	材	マ	ック	ッ	丁	丁	マ
					枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
藻浦海岸	自	佐渡	藻浦	佐渡市	180																				
不動川	〃	〃	鷺崎	〃	70																				
歌見川	〃	〃	歌見	〃	0																				
釜川	〃	〃	北小浦	〃	85																				
黒姫川	〃	〃	黒姫	〃	247																				
片野尾川	〃	〃	片野尾	〃	242																				
小つぼ川	〃	〃	野浦	〃	35																				
赤玉川	〃	〃	赤玉	〃	63																				
岩首川	〃	〃	岩首	〃	261																				
梅津川	〃	〃	湊	〃	2,550			6	92				12		0						46	8	2	4	
馬首川	〃	〃	馬首	〃	40																				
長江川	〃	〃	上横山	〃	85																				
大川	〃	〃	両津大川	〃	329																				
真更川	〃	〃	真更川	〃	123																				
湍 岸	〃	〃	河崎	〃	40																				
真更川	〃	〃	河崎	〃	40																				
			(小計)		4,350			6	92				12		0						46	8	2	4	
入川	〃	〃	高千	〃	0					1			0		0						3	0	0	1	
大仏川	〃	〃	下戸	〃	270					0			0		0						0	0	0	0	
			(小計)		270					1			0		0						3	0	0	1	
石田川	〃	佐渡	中原	佐渡市	0		60	3,000		10			2		7						19	0	2	6	2
			(小計)		0		60	3,000		10			2		7						19	0	2	6	2
藤津川	〃	佐渡	泉	佐渡市	0	6	118	200													17	6		7	
地持院川	自	佐渡	吉井	〃	0		10	200													44	0	2	4	
			(小計)		0	6	128	400													61	6	2	11	
国府川	自	佐渡	新穂瓜生屋	佐渡市	0		16	80							1						16	6	0	0	
大野川			(小計)		0		16	80							1						16	6	0	0	
小倉川	自	佐渡	畑野	佐渡市	0			50	0	50			5		0						27	4	0	1	
河内川	〃	〃	多田	〃	0				0	0			0		0						0	0	0	0	
			(小計)		0			50	0	50			5		0						27	4	0	1	
真野川	自	佐渡	吉岡	佐渡市	5,900		32	56					0		0						4				
			(小計)		5,900		32	56					0		0						4				
泉財川	自	佐渡	小木	佐渡市	0																0			0	
			(小計)		0																0			0	
羽茂川	自	佐渡	羽茂本郷	佐渡市	0		0						0		0						10	2	1	1	
尾平川			(小計)		0		0						0		0						10	2	1	1	
高川川	自	佐渡	徳和	佐渡市	100								0								0	0	0	0	
			(小計)		100								0								0	0	0	0	
				(市町村有計)	10,620	6	236	3,592	92	61			19		8						186	26	7	24	2

河川名	水防器材																														
	大字	斧	鎌	ベ ン チ	鋸	鉋	し カ ッ タ の	照 明 器 具	一 輪 車	タ コ	蒿 口 簾	鋤 製 月 の 輪	か ま す	鉄 パ イ プ	ビ ニール パイ プ	板 類	リ ヤ カ ー	コ ン パ ネ ル	バ ー リ マ サ カ リ	水 タ ル	と い	矢 板	救 命 胴 衣	ジ ヤ ン ボ 土 の う	オ イル ブ ロ ッ タ ー	畳	オ イル ブ ロ ッ タ ー	オ イル フ ェ ン ス	梯 子		
																														丁	丁
藻浦海岸	藻浦																														
不動川	鷺崎																														
歌見川	歌見																														
釜川	北小浦																														
黒姫川	黒姫																														
片野尾川	片野尾																														
小つぼ川	野浦																														
赤玉川	赤玉																														
岩首川	岩首																														
梅津川	湊	5	2			7																									
馬首川	馬首																														
長江川	上横山																														
大川	両津大川																														
真更川 海 岸	真更川																														
真更川	河崎																														
	(小計)	5	2			7																									
入川	高千				0	0		1																							
大仏川	下戸		0	0	0	0																									
	(小計)		0	0	0	0		1																							
石田川	中原	3	10	3	4	2	1	0																							
	(小計)	3	10	3	4	2	1	0																							
藤津川	泉	2		0	0	5		1																	100						
地持院川	吉井			0		0																			130						
	(小計)	2		0	0	5		1																	230						
国府川 大野川	新徳瓜生屋		2			4		1		2									5												
	(小計)		2			4		1		2									5												
小倉川 河内川	畑野	0	0	0	5	5			0																0						
	多田	0	0	0	0	0			0																						
	(小計)	0	0	0	5	5			0																0						
真野川	吉岡							0	0																						
	(小計)							0	0																						
泉財川	小木				0	0																									
	(小計)				0	0																									
羽茂川 尾平川	羽茂本郷					2																									
	(小計)					2																									
高川川	徳和		0	0	0	0			0																						
	(小計)		0	0	0	0			0																						
	(市町村有計)	10	14	3	9	25	1	3	0	2									5						230						

河川名	補助・自営の別	備蓄場所		管 理 団体名	水防資材																				
		郡市	大字		布	む		杭	鉄	鉄	蛇	フ	ビ	T	ロ	ワイ	油	川	吸	異	ス	掛	ハ	ツ	
					袋	し	縄	木	製	線	籠	トン	ニールシート	型マツト	ー	ワイヤーロープ	吸着剤	倉材	着マツト	型ブロック	コッ	矢	ン	ル	ハ
					枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
質場川	自	佐渡	沢根	佐渡地域振興局	2,050		62	330	140	300		24	290		2				40		51	3	3		
梅津川	〃	〃	湊	佐渡市 〔資材は県有だが管理を市に委託〕	17,400		30			50										30	2	2	2		
石田川	〃	〃	中原	〃	3,000		20		50	50										16	3	2			
藤津川	〃	〃	泉	〃	3,500				100	100										20	4	2	5		
地持院川	自	〃	吉井	〃	600		30		50											5	9	2	3		
国府川	〃	〃	新徳瓜生屋	〃	1,886				25	3			40					20		20	8	2	3		
	〃	〃	畑野	〃	1,000			60	50	100			20		9					15	2	2	2		
河内川	〃	〃	多田	〃	1,000		20		20											15	2	1	2		
国府川	〃	〃	吉岡	〃	2,900				40											20			2		
羽茂川	〃	〃	羽茂本郷	〃	3,000		10		50	10			10					20		20	2	6	3		
入川	〃	〃	高千	〃	940					1			2							6	2	1	1		
大仏川	〃	〃	下戸	〃	3,900					1										5	4	1	1		
羽茂川	〃	〃	羽茂大橋	地域振興局 ブロック置場															(4t)42						
入川	〃	〃	入川	〃																					
平松	〃	〃	平松	〃																					
国府川	〃	〃	八幡	〃															(4t)58						
				(県有計)	41,176		172	390	525	615		24	362		11				80	(4t)100	223	41	24	24	0
				(合計)	51,796	6	408	3,982	617	676		24	381		19				80	(4t)100	409	67	31	48	2

河川名	水防器材																															
	大字	斧	鎌	ベ ン チ	鋸	鉋	し の	カ ツ タ の	照 明 器 具	一 輪 車	タ コ	葛 口	鋤 簾	鋼 製 月 の 輪	か ま す	鉄 パ イ プ	ビ ニ ール パイ プ	板 類	リ ヤ カ ネ	コ ン パ ネ ル	マ サ カ リ	水 タ ル	と い	矢 板	救 命 胴 衣	ジ ャ ン ボ 土 の う	オ イル ブ ロ ッ タ ー	暈	オ イル ブ ロ ッ タ ー	オ イル フ エ ン ス	梯 子	
質場川	沢根	2	2	16	9	8	17	2	1	3				2												1,570				50		
梅津川	湊	1	1	2	2	1	2	1																								
石田川	中原	1		2	1	2	2	3																								
藤津川	泉			3	2	4	2	1																								
地持院川	吉井		2	6		4																										
国府川	新徳瓜生屋	1	1	5	7	3	2	1																						20		
	畑野	1		3	2	1	2																									
河内川	多田		4	2	2	1		1																								
国府川	吉岡			1	1		1	1																								
羽茂川	羽茂大橋			5	5	5	2																									
入川	高千	1	3	1	1	3		1																								
大仏川	下戸		3		1	1		1																								
羽茂川	羽茂大橋																															
入川	入川																															
平松	平松																															
国府川	八幡																															
	(県有計)	7	16	46	33	33	30	12	1	3				2												1,570				70		
	(合計)	17	30	49	42	58	31	15	1	5				2												1,800				70		

(資料：令和元年度新潟県水防計画)

(2) 水防資材調達業者

調 達 業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	調 達 資 材 概 要
株式会社 近藤組	佐渡市相川大間 45 番地	0259-74-3200	スコップ
J A 佐渡相川支店	佐渡市相川 4 丁目浜 30 番地 1	0259-74-2061	布袋類、縄
有限会社 菊地組	佐渡市両津夷 268 番地 7	0259-27-2965	スコップ
中野建設工業 株式会社	佐渡市小木町 1974 番地	0259-86-3181	スコップ
遠藤建設 株式会社	佐渡市八幡 1966 番地 1	0259-57-3111	スコップ
本間建設 株式会社	佐渡市羽茂大橋 1646 番地 3	0259-88-3135	スコップ
共栄建設工業 株式会社	佐渡市赤泊 677 番地 1	0259-87-3181	スコップ
帯刀建設 株式会社	佐渡市多田 259 番地 1	0259-67-2115	スコップ
渡辺建設工業 有限会社	佐渡市新穂潟上 641 番地	0259-22-2124	スコップ
有限会社 坂口組	佐渡市沢根 989 番地 5	0259-52-6538	スコップ
中野建設工業 株式会社 金井支店	佐渡市泉甲 289 番地 1	0259-63-3178	スコップ
北陸建材 株式会社	佐渡市八幡宇田屋田 8 番地	0259-57-2011	スコップ類、土のう類、 番線、シート類
渡辺産商 株式会社	佐渡市両津湊 267 番地	0259-27-3124	スコップ類、土のう類、 木杭

(資料：令和元年度新潟県水防計画)

4－5 佐渡市災害協定

区分	協定名称	協定締結先
4－5－1	災害時における近隣市町村相互援助協定	新潟市、長岡市、三条市、新発田市、加茂市、燕市五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町
4－5－2	大規模災害等における姉妹都市相互援助に関する協定書	埼玉県 入間市
4－5－3	姉妹都市に関する覚書	東京都 国分寺市
4－5－4	友好都市災害時相互応援協定書	石川県 珠洲市
4－5－5	東北地方太平洋沖地震の被災者受け入れに関する協定書	新潟県 ー
4－5－6	災害時における避難所施設利用に関する協定書	新潟県立羽茂高等学校
4－5－7	災害時における避難所施設利用に関する協定書	新潟県立佐渡高等学校
4－5－8	災害時における避難所施設利用に関する協定書	新潟県立相川高等学校
4－5－9	災害時における避難所施設利用に関する協定書	新潟県立佐渡総合高等学校
4－5－10	災害時における避難所施設利用に関する協定書	新潟県立佐渡中等教育学校
4－5－11	災害時における佐渡島内の郵便局と佐渡市の協力に関する協定書	両津郵便局
4－5－12	災害時に於ける水道施設の応援復旧に関する協定書	佐渡管工事組合
4－5－13	災害時における電気設備に関する調査及び工事に関する協定書	新潟県電気工事工業組合佐渡支部
4－5－14	災害時におけるL P ガスの供給に関する協定	社団法人エルピーガス協会佐渡支部
4－5－15	災害時の協力体制に関する協定書	両津建設業組合
4－5－16	災害時の協力体制に関する協定書	相川地区建設安全協議会
4－5－17	災害時の協力体制に関する協定書	佐和田建設業組合
4－5－18	災害時の協力体制に関する協定書	金井地区建設業組合
4－5－19	災害時の協力体制に関する協定書	新穂地区建設業組合

区分	協定名称	協定締結先
4-5-20	災害時の協力体制に関する協定書	畑野地区建設業組合
4-5-21	災害時の協力体制に関する協定書	真野地区建設業組合
4-5-22	災害時の協力体制に関する協定書	南佐渡建設安全協議会
4-5-23	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る 住民の安全確保に関する協定書	東京電力株式会社
4-5-24	災害時の協力に関する協定書	東北電力株式会社佐渡営業所
4-5-25	災害時における救援物資提供に関する覚書	株式会社セーブオン
4-5-26	災害時における救援物資提供に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング 株式会社 新潟支社
4-5-27	災害時における救援物資提供に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
4-5-28	友好都市災害時相互応援協定	上越市
4-5-29	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 北陸地方整備局
4-5-30	災害時の応援業務に関する協定書	公益財団法人 日本下水道管路管理 業協会
4-5-31	災害時における応援業務並びにレンタル機材供 給に関する協定書	有限会社富永商会
4-5-32	災害時における応援業務並びにレンタル機材供 給に関する協定書	新潟産業株式会社
4-5-33	災害時における応援業務並びにレンタル機材供 給に関する協定書	日立建機日本株式会社 佐渡営業所
4-5-34	災害時における応援業務並びにレンタル機材供 給に関する協定書	ジーエム建機リース株式会社 佐渡営業所
4-5-35	久知川ダム放流警報設備を利用した避難情報の 提供に関する協定書	新潟県佐渡地域振興局
4-5-36	大野川ダム放流警報設備を利用した避難情報の 提供に関する協定書	新潟県佐渡地域振興局
4-5-37	災害時における消防水等の供給支援協力に関す る協定書	佐渡地区生コンクリート協同組合
4-5-38	災害時における消防活動の協力に関する協定書	社団法人新潟県建設業協会佐渡支部
4-5-39	災害時における放送要請に関する協定書	株式会社佐渡テレビジョン
4-5-40	津波避難ビルとしての使用に関する協定書	佐渡海上保安署

区分	協定名称	協定締結先
4-5-41	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人新潟県建築士会 佐渡建築士会
4-5-42	災害時等における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定書	佐渡測量設計業協同組合
4-5-43	大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書	新潟県、新潟市、長岡市、三条市、 柏崎市、新発田市、小千谷市、 加茂市、十日町市、見附市、村上市、 燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、 上越市、阿賀野市、胎内市、魚沼市、 南魚沼市、聖籠町、弥彦村、田上町、 阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、 刈羽村、関川村、栗島浦村
4-5-44	新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、 新発田市、小千谷市、加茂市、 十日町市、見附市、村上市、燕市、 糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、 阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、 胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、 阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、 刈羽村、関川村、栗島浦村、 新発田地域広域事務組合、 豊栄郷清掃施設処理組合、 五泉地域衛生施設組合、 燕・弥彦総合事務組合、 加茂市・田上町消防衛生保育組合、 津南地域衛生施設組合、 阿賀北広域組合
4-5-45	災害時における救援物資提供に関する協定書	生活協同組合コープデリにいたが
4-5-46	災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書	社会福祉法人 愛宕福祉会
4-5-47	災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書	社会福祉法人 佐渡国仲福祉会
4-5-48	災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書	社会福祉法人 佐渡ふれあい福祉会
4-5-49	災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書	社会福祉法人 小佐渡福祉会
4-5-50	災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書	特別養護老人ホーム 歌代の里
4-5-51	災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書	社会福祉法人 大佐渡福祉会

区分	協定名称	協定締結先
4－5－52	災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書	社会福祉法人 佐渡寿福社会
4－5－53	災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書	社会福祉法人 佐渡前浜福社会

4-5-1 災害時における近隣市町村相互援助協定 新潟市、長岡市、三条市、新発田市、加茂市、燕市五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具の種類及び数量

(3) 必要とする職員の職種、人員及び業務内容

(4) 必要とする期間

(5) 希望する場所

(6) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、法令その他定めのあるものを除き、援助を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

(連絡会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市町村の防災体制の整備に資するため、相互援助協定連絡会議（以下「連絡会議」という）を年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 この連絡会議は協定市町村の防災担当課長をもって構成する。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、連絡会議の事務局を新潟市危機管理・防災課に置く。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、協定期間満了の日までに協定市町村のいずれかから、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次1年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

災害時相互援助協定市町村

別表

新潟市	長岡市	三条市	新発田市	加茂市	燕市	五泉市	阿賀野市
佐渡市	聖籠町	弥彦村	田上町				

4-5-2 大規模災害等における姉妹都市相互援助に関する協定書 埼玉県 入間市

大規模災害等における姉妹都市相互援助に関する協定書

入間市と両津市（以下「両市」という。）は、姉妹都市の友愛精神に基づき、大規模災害等の相互援助に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、入間市若しくは両津市において大規模な災害又は援助を必要とする災害が発生した場合、復旧のために応急の相互援助を行うことにより、市民生活の安定に資することを目的とする。

（援助の内容）

第2条 援助をしようとする市（以下「援助市」という。）は、災害の内容に応じ、職員等の派遣及び資機材、食料等の提供を行うほか、必要に応じ被災児童等の受入れを行うものとする。

（援助要請の手続）

第3条 援助を受けようとする市（以下「被災市」という。）は、電話等により援助を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、報道機関等の情報により被害のあったことを知った援助市は、その時点で被災市に援助の内容について協議するものとする。

（援助活動の指揮）

第4条 被災市における各種援助活動の実施については、被災市の市長が指揮するものとする。

（経費の負担）

第5条 援助に要する経費は、援助市が負担する。ただし、経費の額が著しく多額になる場合にあつては、両市協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 両市は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市の市長が署名押印のうえ、それぞれその一通を所持する。

平成8年11月1日

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

入間市

入間市長 木下 博

新潟県両津市大字湊198番地

両津市

両津市長 川口 徳一

4-5-3 姉妹都市に関する覚書 東京都 国分寺市

[平成 16 年 7 月 26 日 「姉妹都市に関する覚書」にて佐渡市として継続することの覚書を締結した。]

姉妹都市災害相互応援協定書

(主旨)

第 1 条 真野町と国分寺市（以下「市町」という。）はいずれかの市町において、大規模な災害が発生した場合、姉妹都市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を結ぶ。

(連絡部局)

第 2 条 市町は、大規模災害に備えるため、あらかじめ連絡担当部局を定めて、災害が発生したときは、すみやかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請)

第 3 条 市町は、大規模災害が発生し、応援を求めようとするときは、前条の連絡担当部局を通じて、役務の提供、救援物資の調達その他必要な処置を要請するものとし、要請を受けた市町は、極力これに応じ救援に務めるものとする。

(応援経費の負担)

第 4 条 前条による応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援市町の職員に要する経費は、応援市町が支弁し、受応援市町は、別に定める基準による額を負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達その他救援に要する経費は、受応援市町が負担する。

2 受応援市町が前項に規程する経費を負担するいとまがなく、かつ、受応援市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時立替え支弁するものとする。

(実施細目の協議)

第 5 条 この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

(有効期限)

第 6 条 この協定の有効期限は、平成元年 4 月 26 日から 1 年間とする。

ただし、期間満了の日から 3 ヶ月前に双方から何らの申し出がないときは、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、市町が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、市町長記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成元年 4 月 26 日

真 野 町 長 松 本 繁

国 分 寺 市 長 本 多 良 雄

4-5-4 友好都市災害時相互応援協定書 石川県 珠洲市

友好都市災害時相互応援協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、佐渡市及び珠洲市において地震等の大規模な災害が発生した場合における応急対策の万全を期すため、両都市間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、食料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (4) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災都市の要請があった事項

(応援の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、電話等により要請するものとする。この場合において、被災都市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被災の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された都市は、法令その他特別に定めがある場合を除き、極力これに応じ、応援活動に務めるものとする。

- 2 協定都市は、前条の規定にかかわらず、協定都市のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。
- 3 自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災都市に速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、原則として応援要請都市が負担する。

- 2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

(連絡担当者)

第6条 協定都市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに協定都市のいずれからも申出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(協議)

第9条 この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、協定都市が記名、押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月17日

佐渡市長 甲斐元也

珠洲市長 泉谷満寿裕

4－5－5 東北地方太平洋沖地震の被災者受け入れに関する協定書 新潟県

東北地方太平洋沖地震の被災者受け入れに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県（以下甲という。）が佐渡市（以下乙という。）に対し、東北地方太平洋沖地震の被災者支援のため、応援を要請することについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「応援」とは、災害救助法第23条第1項に定める次の救助をいう。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 学用品の給与
- (6) 埋葬
- (7) 死体の処理

(応援要請)

第3条 甲は、東北地方太平洋沖地震の被災県の支援のため、必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

(応援の実施)

第4条 乙は、応援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

(費用負担)

第5条 応援に要した費用（輸送費等を含む。）は、甲の負担とする。ただし、乙は第3条の応援に係る費用を一時繰替支弁するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については甲乙協議して別に定めるものとする。

平成23年3月11日

新潟市中央区新光町4番地1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

佐渡市千種232番地
乙 佐渡市
代表者 佐渡市長 高野 宏一郎

4－5－6 災害時における避難所施設利用に関する協定書 新潟県立羽茂高等学校

災害時における避難所施設利用に関する協定書

佐渡市長（以下「甲」という。）と羽茂高等学校長（以下「乙」という。）とは、市民の生命及び身体を保護するため、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第2条 甲が避難所として利用できる施設の範囲は、乙の管理する施設のうち体育館及びそれに隣接するトイレとする。なお、状況に応じ他の施設を使用する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合には、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する時は、前項の規定にかかわらず、乙の指定した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、避難所を開設したときは、速やかに避難者の収容、介護、給食、給水等を行うための職員を派遣するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難の必要がなくなつたと判断したときは、速やかに、避難者を退去させ、避難所を閉鎖するものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖した場合は、乙に対しその旨を、文書で通知するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、避難所を開設してから閉鎖するまでの間において、避難者等が施設及び附属施設を破損、汚損又は滅失（以下「破損等」という。）したときは、原状回復し、又は乙に対して損害の賠償をするものとする。ただし、避難者等の責めに帰すべき事由以外の事由により破損等した場合は、この限りでない。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 佐渡市千種232
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡市羽茂本郷410番地
新潟県立羽茂高等学校長
後 藤 敏 数

4－5－7 災害時における避難所施設利用に関する協定書 新潟県立佐渡高等学校

災害時における避難所施設利用に関する協定書

佐渡市長（以下「甲」という。）と佐渡高等学校長（以下「乙」という。）とは、市民の生命及び身体を保護するため、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第2条 甲が避難所として利用できる施設の範囲は、乙の管理する施設のうち体育館及びそれに隣接するトイレとする。なお、状況に応じ他の施設を使用する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合には、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する時は、前項の規定にかかわらず、乙の指定した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、避難所を開設したときは、速やかに避難者の収容、介護、給食、給水等を行うための職員を派遣するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難の必要がなくなつたと判断したときは、速やかに、避難者を退去させ、避難所を閉鎖するものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖した場合は、乙に対しその旨を、文書で通知するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、避難所を開設してから閉鎖するまでの間において、避難者等が施設及び附属施設を破損、汚損又は滅失（以下「破損等」という。）したときは、原状回復し、又は乙に対して損害の賠償をするものとする。ただし、避難者等の責めに帰すべき事由以外の事由により破損等した場合は、この限りでない。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 佐渡市千種232
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡市石田567番地
新潟県立佐渡高等学校
校長 村田 慶朗

4－5－8 災害時における避難所施設利用に関する協定書 新潟県立相川高等学校

災害時における避難所施設利用に関する協定書

佐渡市長（以下「甲」という。）と相川高等学校長（以下「乙」という。）とは、市民の生命及び身体を保護するため、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第2条 甲が避難所として利用できる施設の範囲は、乙の管理する施設のうち体育館及びそれに隣接するトイレとする。なお、状況に応じ他の施設を使用する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合には、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する時は、前項の規定にかかわらず、乙の指定した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、避難所を開設したときは、速やかに避難者の収容、介護、給食、給水等を行うための職員を派遣するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難の必要がなくなつたと判断したときは、速やかに、避難者を退去させ、避難所を閉鎖するものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖した場合は、乙に対しその旨を、文書で通知するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、避難所を開設してから閉鎖するまでの間において、避難者等が施設及び附属施設を破損、汚損又は滅失（以下「破損等」という。）したときは、原状回復し、又は乙に対して損害の賠償をするものとする。ただし、避難者等の責めに帰すべき事由以外の事由により破損等した場合は、この限りでない。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 佐渡市千種232
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡市下相川162番地
新潟県立相川高等学校長
井 上 昇

4－5－9 災害時における避難所施設利用に関する協定書 新潟県立佐渡総合高等学校

災害時における避難所施設利用に関する協定書

佐渡市長（以下「甲」という。）と佐渡総合高等学校長（以下「乙」という。）とは、市民の生命及び身体を保護するため、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第2条 甲が避難所として利用できる施設の範囲は、乙の管理する施設のうち体育館及びそれに隣接するトイレとする。なお、状況に応じ他の施設を使用する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合には、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する時は、前項の規定にかかわらず、乙の指定した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、避難所を開設したときは、速やかに避難者の収容、介護、給食、給水等を行うための職員を派遣するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難の必要がなくなつたと判断したときは、速やかに、避難者を退去させ、避難所を閉鎖するものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖した場合は、乙に対しその旨を、文書で通知するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、避難所を開設してから閉鎖するまでの間において、避難者等が施設及び附属施設を破損、汚損又は滅失（以下「破損等」という。）したときは、原状回復し、又は乙に対して損害の賠償をするものとする。ただし、避難者等の責めに帰すべき事由以外の事由により破損等した場合は、この限りでない。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 佐渡市千種232
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡市栗野江377-1
新潟県立佐渡総合高等学校
校長 山 岸 耕 一

4－5－10 災害時における避難所施設利用に関する協定書 新潟県立佐渡中等教育学校

災害時における避難所施設利用に関する協定書

佐渡市長（以下「甲」という。）と佐渡中等教育学校長（以下「乙」という。）とは、市民の生命及び身体を保護するため、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第2条 甲が避難所として利用できる施設の範囲は、乙の管理する施設のうち体育館及びそれに隣接するトイレとする。なお、状況に応じ他の施設を使用する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合には、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要する時は、前項の規定にかかわらず、乙の指定した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、避難所を開設したときは、速やかに避難者の収容、介護、給食、給水等を行うための職員を派遣するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難の必要がなくなつたと判断したときは、速やかに、避難者を退去させ、避難所を閉鎖するものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖した場合は、乙に対しその旨を、文書で通知するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、避難所を開設してから閉鎖するまでの間において、避難者等が施設及び附属施設を破損、汚損又は滅失（以下「破損等」という。）したときは、原状回復し、又は乙に対して損害の賠償をするものとする。ただし、避難者等の責めに帰すべき事由以外の事由により破損等した場合は、この限りでない。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 佐渡市千種232
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡市梅津1750番地

新潟県立佐渡中等教育学校長
竹 内 正 文

4-5-11 災害時における佐渡島内の郵便局と佐渡市の協力に関する協定書 両津郵便局

災害時における佐渡島内の郵便局と佐渡市の協力に関する協定書

佐渡島内の郵便局（以下「甲」という。）と佐渡市（以下「乙」という）は、佐渡島内に発生した地震その他災害において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、佐渡島内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の公社事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- （2）甲が所有し、又管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （3）災害救助等でのボランティアの動員
- （4）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （5）甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（佐渡市対策本部への参加）

第4条 乙は、佐渡市対策本部への職員の派遣を甲に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 甲及び乙は、それぞれが行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては両津郵便局総務担当副局長、乙については佐渡市役所総務課長とし、各支所に甲乙双方の連絡者を別紙のとおり指定する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年7月29日

甲 佐渡島内郵便局代表
両津郵便局長 小林 孫一郎

乙 佐渡市長 高野 宏一郎

4－5－12 災害時に於ける水道施設の応援復旧に関する協定書 佐渡管工事組合

災害時に於ける水道施設の応援復旧に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と佐渡管工事組合（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応援復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応援復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応援復旧（甲が他都市からの応援要請を受けて実施する応援復旧も含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して応援復旧の応援を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況・場所・活動内容・希望する人員・機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

2 前項に規定する連絡は、電話及びFAX（様式1により）で行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員・機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により算出した額に基づき甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧により乙の組合の従業員が負傷、傷病及び死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため連絡責任者をそれぞれ定めるものとする。

(報告事項)

第8条 乙は、この協定により応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、応急復旧の着手から完了までの一連の作業を集約し、作業終了後速やかに甲に報告(様式2により)するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

平成17年7月27日

甲 佐渡市
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 佐渡管工事組合
理事長 高橋 義次

4-5-13 災害時における電気設備に関する調査及び工事に関する協定書 新潟県電気工事工業組合佐渡支部

災害時における電気設備に関する調査及び工事に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と新潟県電気工事工業組合佐渡支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における電気設備に関する調査、情報収集及び工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の内容）

第2条 甲は、災害時における次の事項について乙に協力を要請する。

- （1）市有の施設の電気設備に関する被災状況の調査及び情報収集に関すること。
- （2）市有の施設の安全及び機能維持のための仮復旧等応急工事全般に関すること。
- （3）避難施設等の仮設電源等応急工事全般に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める調査、情報収集及び応急工事に関すること。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、災害時に前条に規定する事項について協力要請する必要があると判断した場合は、乙に対して当該事項に係る協力の要請を行う。

2 前項の規定による要請は、要請内容等を明らかにした要請書を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日要請書を乙に提出するものとする。

（要請内容の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請内容について速やかに実施するとともに、その実施状況を甲に連絡するものとする。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

（実施報告）

第5条 乙は、要請内容が完了したときは、その作業内容を記載した完了報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 要請内容に要した費用の負担者及び負担額については、当該協力内容に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定満了の1月前までに甲乙いずれからも解約その他の申し出がない場合は、引き続きこの協定は、順次1年間更新するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めない事項が生じたとき、又はこの協定書の解釈に疑義が生じたときは、法令に定めるもののほか、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年12月24日

甲 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡市八幡町129番地1
新潟県電気工事工業組合佐渡支部

支部長 南子 茂雄

4-5-14 災害時におけるL Pガスの供給に関する協定 社団法人エルピーガス協会佐渡支部

災害時におけるL Pガスの供給に関する協定

佐渡市（以下「甲」という。）と社団法人エルピーガス協会佐渡支部（以下「乙」という。）とは、災害時におけるL Pガスの供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、L Pガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発行する。

（L Pガス供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲がL Pガスを必要とするときは、甲は、乙に対して、L Pガスの供給について要請することができる。

（L Pガス供給の確保）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、L Pガスの供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（L Pガスの供給）

第5条 甲が乙に要請する災害時のL Pガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

（L Pガス供給の要請手続き等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（対価及び費用）

第7条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給したL Pガスの対価については、甲が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項、またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年7月1日

甲 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡市中原663番地4
社団法人エルピーガス協会佐渡支部

支部長 若林 信正

4-5-15 災害時の協力体制に関する協定書 両津建設業組合

災害時の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、新潟県佐渡市（以下「甲」という。）が両津建設業組合（以下「乙」という。組合員は別紙名簿による。）に対し、佐渡市内の災害時等に市民の安全・安心に対応するための応急対策、土砂除去及び災害復旧に関する協力要請をする際に必要な事項について定めるものとする。

(協力要請の連絡体制)

第2条 甲及び乙はあらかじめ協力要請に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協力)

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により協力の要請を受けたときは、特段の理由のない限り、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に基づき応急対策を実施するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める積算基準により算出した額に基づき甲が負担するものとする。

(労災補償)

第5条 応急対策の実施により乙の従業員が負傷、傷病及び死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(報告事項)

第6条 乙は、この協定により応急復旧に協力できる会員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請に基づき報告するものとする。

2 乙は、応急復旧の着手から完了までの一連の作業を集約し、作業終了後速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

平成 21 年 12 月 15 日

甲 新潟県佐渡市
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 佐渡市春日 1 0 0 9 番地の 1
両 津 建 設 業 組 合

4-5-16 災害時の協力体制に関する協定書 相川地区建設安全協議会

災害時の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、新潟県佐渡市（以下「甲」という。）が相川地区建設安全協議会（以下「乙」という。）に対し、佐渡市内の災害時等に市民の安全・安心に対応するための応急対策、土砂除去及び災害復旧に関する協力要請をする際に必要な事項について定めるものとする。

(協力要請の連絡体制)

第2条 甲及び乙はあらかじめ協力要請に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協力)

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により協力の要請を受けたときは、特段の理由のない限り、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に基づき応急対策を実施するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める積算基準により算出した額に基づき甲が負担するものとする。

(労災補償)

第5条 応急対策の実施により乙の従業員が負傷、傷病及び死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(報告事項)

第6条 乙は、この協定により応急復旧に協力できる会員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請に基づき報告するものとする。

2 乙は、応急復旧の着手から完了までの一連の作業を集約し、作業終了後速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

平成 21 年 12 月 15 日

甲 新潟県佐渡市
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 佐渡市相川地区建設安全協議会

4-5-17 災害時の協力体制に関する協定書 佐和田建設業組合

災害時の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、新潟県佐渡市（以下「甲」という。）が佐和田建設業組合（以下「乙」という。）に対し、佐渡市内の災害時等に市民の安全・安心に対応するための応急対策、土砂除去及び災害復旧に関する協力要請をする際に必要な事項について定めるものとする。

(協力要請の連絡体制)

第2条 甲及び乙はあらかじめ協力要請に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協力)

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により協力の要請を受けたときは、特段の理由のない限り、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に基づき応急対策を実施するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める積算基準により算出した額に基づき甲が負担するものとする。

(労災補償)

第5条 応急対策の実施により乙の従業員が負傷、傷病及び死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(報告事項)

第6条 乙は、この協定により応急復旧に協力できる会員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請に基づき報告するものとする。

2 乙は、応急復旧の着手から完了までの一連の作業を集約し、作業終了後速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

平成21年12月15日

甲 新潟県佐渡市
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新 潟 県 佐 渡 市
佐和田建設業組合
組合長 坂口 若

4-5-18 災害時の協力体制に関する協定書 金井地区建設業組合

災害時の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、新潟県佐渡市（以下「甲」という。）が金井地区建設業組合（以下「乙」という。）に対し、佐渡市内の災害時等に市民の安全・安心に対応するための応急対策、土砂除去及び災害復旧に関する協力要請をする際に必要な事項について定めるものとする。

(協力要請の連絡体制)

第2条 甲及び乙はあらかじめ協力要請に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協力)

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により協力の要請を受けたときは、特段の理由のない限り、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に基づき応急対策を実施するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める積算基準により算出した額に基づき甲が負担するものとする。

(労災補償)

第5条 応急対策の実施により乙の従業員が負傷、傷病及び死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(報告事項)

第6条 乙は、この協定により応急復旧に協力できる会員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請に基づき報告するものとする。

2 乙は、応急復旧の着手から完了までの一連の作業を集約し、作業終了後速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

平成 21 年 12 月 15 日

甲 新潟県佐渡市
 佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡郡金井町
 金井町建設組合
 組合長 大家 邦広

4-5-19 災害時の協力体制に関する協定書 新穂地区建設業組合

災害時の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、新潟県佐渡市（以下「甲」という。）が新穂地区建設業組合（以下「乙」という。）に対し、佐渡市内の災害時等に市民の安全・安心に対応するための応急対策、土砂除去及び災害復旧に関する協力要請をする際に必要な事項について定めるものとする。

(協力要請の連絡体制)

第2条 甲及び乙はあらかじめ協力要請に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協力)

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により協力の要請を受けたときは、特段の理由のない限り、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に基づき応急対策を実施するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める積算基準により算出した額に基づき甲が負担するものとする。

(労災補償)

第5条 応急対策の実施により乙の従業員が負傷、傷病及び死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(報告事項)

第6条 乙は、この協定により応急復旧に協力できる会員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請に基づき報告するものとする。

2 乙は、応急復旧の着手から完了までの一連の作業を集約し、作業終了後速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

平成21年12月15日

甲 新潟県佐渡市
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡市新穂
新穂建設業組合
組合長 柳嶋 昭英

4-5-20 災害時の協力体制に関する協定書 畑野地区建設業組合

災害時の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、新潟県佐渡市（以下「甲」という。）が畑野地区建設業組合（以下「乙」という。）に対し、佐渡市内の災害時等に市民の安全・安心に対応するための応急対策、土砂除去及び災害復旧に関する協力要請をする際に必要な事項について定めるものとする。

(協力要請の連絡体制)

第2条 甲及び乙はあらかじめ協力要請に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協力)

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により協力の要請を受けたときは、特段の理由のない限り、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に基づき応急対策を実施するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める積算基準により算出した額に基づき甲が負担するものとする。

(労災補償)

第5条 応急対策の実施により乙の従業員が負傷、傷病及び死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(報告事項)

第6条 乙は、この協定により応急復旧に協力できる会員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請に基づき報告するものとする。

2 乙は、応急復旧の着手から完了までの一連の作業を集約し、作業終了後速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

平成21年12月15日

甲 新潟県佐渡市
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 畑野地区建設業組合

4-5-21 災害時の協力体制に関する協定書 真野地区建設業組合

災害時の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、新潟県佐渡市（以下「甲」という。）が真野地区建設業組合（以下「乙」という。）に対し、佐渡市内の災害時等に市民の安全・安心に対応するための応急対策、土砂除去及び災害復旧に関する協力要請をする際に必要な事項について定めるものとする。

(協力要請の連絡体制)

第2条 甲及び乙はあらかじめ協力要請に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協力)

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により協力の要請を受けたときは、特段の理由のない限り、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に基づき応急対策を実施するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める積算基準により算出した額に基づき甲が負担するものとする。

(労災補償)

第5条 応急対策の実施により乙の従業員が負傷、傷病及び死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(報告事項)

第6条 乙は、この協定により応急復旧に協力できる会員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請に基づき報告するものとする。

2 乙は、応急復旧の着手から完了までの一連の作業を集約し、作業終了後速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

平成 21 年 12 月 15 日

甲 新潟県佐渡市
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県佐渡市真野新町
真野地区建設業協会

4-5-22 災害時の協力体制に関する協定書 南佐渡建設安全協議会

災害時の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、新潟県佐渡市（以下「甲」という。）が南佐渡建設安全協議会（以下「乙」という。）に対し、佐渡市内の災害時等に市民の安全・安心に対応するための応急対策、土砂除去及び災害復旧に関する協力要請をする際に必要な事項について定めるものとする。

(協力要請の連絡体制)

第2条 甲及び乙はあらかじめ協力要請に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協力)

第3条 甲が、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により協力の要請を受けたときは、特段の理由のない限り、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、甲の指示に基づき応急対策を実施するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める積算基準により算出した額に基づき甲が負担するものとする。

(労災補償)

第5条 応急対策の実施により乙の従業員が負傷、傷病及び死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(報告事項)

第6条 乙は、この協定により応急復旧に協力できる会員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請に基づき報告するものとする。

2 乙は、応急復旧の着手から完了までの一連の作業を集約し、作業終了後速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

平成21年12月15日

甲 新潟県佐渡市
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 南佐渡建設安全協議会

4－5－23 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書 東京電力株式会社

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する佐渡市民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

第1条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的に開催するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。

2 連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べるができるものとする。

3 連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

（1）原子力災害対策特別措置（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒態勢に該当する事象が発生した場合

（2）原災法第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

（3）原災法第15条第1項各号に掲げる場合

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。

（1）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第134条の規定により原子力規制委員会に報告する場合

（2）原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条又は電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会等に報告する場合

（3）原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合

（4）原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合

（5）気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合

（6）核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合

（7）核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合

- (8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第1号に該当するときを除く。）
 - (9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合
 - (10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合
 - (11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合
 - (12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときを除く。）
 - (13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められた場合又は故障が想定される場合
 - (14) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないときを除く。）
 - (15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合
 - (16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があった場合
 - (17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合
 - (18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
 - (19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
 - (20) 原子炉等の内部で異物を発見した場合
 - (21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
 - (22) 前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合
- 3 通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

- 第3条 甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。
- 2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。
 - 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。
 - 4 現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（損害の補償）

- 第4条 発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

（協定の変更）

- 第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからでも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の効力等)

第6条 この協定は、平成25年1月9日から効力を生ずるものとする。

2 甲と乙が平成24年2月9日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成25年1月8日限り廃止する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年1月9日

甲 佐渡市
佐渡市長

甲 斐 元 也

乙 東京電力株式会社
代表執行役社長

廣 瀬 直 己

改定 平成25年7月8日施行

改定 平成26年7月1日施行

4-5-24 災害時の協力に関する協定書 東北電力株式会社佐渡営業所

災害時の協力に関する協定書

佐渡市（以下「甲」と言う。）と東北電力株式会社佐渡営業所（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時刻等の情報を甲に提供するものとする。

（市町村災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は甲から要請を待つことなく、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に務めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成23年2月28日

甲 佐渡市千種232
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 佐渡市中原701
東北電力株式会社佐渡営業所
所 長 八木沢 薫

4-5-25 災害時における救援物資提供に関する覚書 株式会社セーブオン

災害時における救援物資提供に関する覚書

佐渡市（以下「甲」という。）と株式会社セーブオン（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関して次のとおり覚書を取り交わす。

（趣旨）

第1条 この覚書は、佐渡市地域防災計画に基づき甲が行う災害時における物資の調達に関し、乙が保有する物資（以下「災害物資」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害物資の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部の設置の可能性がある場合において、災害物資の調達の必要が生じたときは、乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の要請については、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話、電信等によって乙に要請し、事後において速やかに要請に係る文書を送付するものとする。

（災害物資の協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに供給体制を整え万全を期すものとし、社内の災害物資の在庫を優先的に甲へ供給するように努めるものとする。

（災害物資の引渡し）

第4条 災害物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、災害時において乙が災害物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（結果の通知）

第5条 乙は、甲からの要請後に供給した災害物資の内容を書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、前条の報告により乙が供給した災害物資及びその運搬に係る費用を乙に支払うものとする。

2 前項の災害物資の対価については、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（期間）

第7条 この覚書は、覚書取り交わしの日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが相手方に対して覚書解消の意思表示をしない限りは、その効力を有するものとする。

2 前項の意思表示については、解消する日の3月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の取り交わしを証するため、本覚書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 23 年 11 月 1 日

甲 佐渡市千種 2 3 2 番地
佐渡市
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 群馬県前橋市亀里町 9 0 0 番地
株式会社 セーブオン
代表取締役社長 土屋 嘉雄

4-5-26 災害時における救援物資提供に関する協定書

三国コカ・コーラボトリング株式会社 新潟支社

災害時における救援物資提供に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社新潟支社（以下「乙」という。）とは、災害時の協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐渡市地域防災計画に基づき甲が行なう災害時における飲料水等の調達に関し、乙が設置・運営する缶自動販売機のうち、開放錠を有する缶自動販売機または地域貢献型自動販売機（以下「開放自販機」という。）に対し、必要な事項を定めるものとする。

（飲料水等の要請）

第2条 甲は、災害時において飲料水等の調達の必要が生じた場合は、原則として佐渡市地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置または設置の可能性がある場合に乙へ要請するものとする。

2 前項に掲げる要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話及び電信等によって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（飲料水等の協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに供給体制を整え万全を期すものとし、次の各号に掲げる内容について協力するものとする。

（1）甲は前条第1項に定める要請をしたときは、第4条第1項に定める開放錠を使って開放自販機の飲料水等を取り出し、災害の被災者及び施設利用者に供することができるものとする。

（2）開放自販機へは、社内の飲料水等の在庫を優先的に補充するように努めるものとする。

（開放錠の貸与）

第4条 乙は、開放自販機の飲料水等の使用を可能とするために、甲に対し開放錠を貸与するものとする。

2 開放錠は甲の責任において保管・管理し、開放錠の管理責任者が異動などにより交替する場合は、確実に引継を行うものとする。

（結果の通知）

第5条 乙は、甲からの要請後に開放自販機へ補充した飲料水等を文書により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第1項の規定に基づき、乙が供給した飲料水等の代金は、要請時点で開放自販機内にあ
る在庫飲料水等は無償とし、要請後に補充した飲料水等の代金は第5条の報告により支払うものとする。

（その他の協力）

第7条 乙は第2条第1項の規定に基づき、甲からの要請があったときは、第3条に定める協力のほか、必要数量の飲料水等を甲に供給するものとする。

2 前項の飲料水等の引渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、引き取るものとする。また原則として飲料水等の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定する。

(期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが相手方に対して協定解消の意思表示をしない限りは、その効力を有するものとする。

2 前項の意思表示については、解消する日の3ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、必要に応じてその都度協議し、別に定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成18年6月1日

甲 佐渡市千種232番地
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟市善久669
三国コカ・コーラボトリング株式会社
新潟支社長 岡芹 泰治

4-5-27 災害時における救援物資提供に関する協定書 NPO法人コメリ災害対策センター

災害時における救援物資提供に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時の協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐渡市地域防災計画に基づき甲が行なう災害時における物資の調達に関し、乙が保有する物資（以下「災害物資」という。）に対し、必要な事項を定めるものとする。

（災害物資の要請）

第2条 甲は、災害時において災害物資の調達の必要が生じた場合は、原則として佐渡市地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置または設置の可能性がある場合に乙へ要請するものとする。

2 前項に掲げる要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話及び電信等によって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（災害物資の協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに供給体制を整え万全を期すものとし、社内の災害物資の在庫を優先的に甲へ供給するように努めるものとする。

（引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。甲は、災害時において乙が災害物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。ただし、乙が自ら運転することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（結果の通知）

第5条 乙は、甲からの要請後に供給した災害物資を文書により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第1項の規定に基づき乙が供給した災害物資及び運搬等の代金は第4条の報告により支払うものとする。

2 前項の災害物資の対価については、災害発生直前における小売価格等を基準とし、価格は甲乙協議のうえ決定する。

（期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが相手方に対して協定解消の意思表示をしない限りは、その効力を有するものとする。

2 前項の意思表示については、解消する日の3ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、必要に応じてその都度協議し、別に定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成 18 年 6 月 1 日

甲 佐渡市千種 2 3 2 番地
佐渡市長 高野 宏一郎

乙 新潟県新潟市清水 4 5 0 1 番地 1
NPO 法人コメリ災害対策センター
理 事 長 棒 賢一

4－5－28 友好都市災害時相互応援協定 上越市

友好都市災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、小木町と上越市において災害時における応急対策の万全を期するため、両都市間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (4) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 自動、生徒の受入
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市町の要請があった事項

(要 請)

第3条 被災市町が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合は、物資車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援機関
- (6) その他必要な事項

(業 務)

第4条 応援を要請された市町は、極力これに応じ、救援に務めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災市町との連絡がとれていない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

(連絡担当者)

第7条 協定市町は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(他市町村の災害に対する応援の協力)

第8条 協定市町は、それぞれの姉妹都市、友好都市、友好都市又は相互応援協定締結市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは、協定市町に対して協力を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに協定市町のいずれからも申出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(そ の 他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各市町が署名の上、各1通を保有する。

平成7年10月22日

小木町長 佐藤 實

上越市長 宮越 馨

4-5-29 災害時の情報交換に関する協定 国土交通省北陸地方整備局

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、佐渡市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、佐渡市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 佐渡市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 佐渡市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・海岸・道路・公園・下水道・港湾・空港施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

- 甲) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館
国土交通省
北陸地方整備局長 前川 秀和
- 乙) 新潟県佐渡市千種232番地
佐 渡 市 長 高野 宏一郎

4-5-30 災害時の応援業務に関する協定書 公益財団法人日本下水道管路管理業協会

災害時の応援業務に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県部会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応援業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、下水道管路施設の災害復旧業務を速やかに、かつ、円滑に行うため、甲が災害の予防、応急対策及び災害復旧に係る応援業務（以下これらを「応援業務」という。）を乙に要請するに当たり、必要な事項について定める。

（応援業務の種類）

第2条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- （1）下水道管路施設（公共下水道・集落排水施設）の被災状況の調査
- （2）前号に掲げるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

第3条 甲は、乙に応援業務の要請（以下「応援要請」という。）をするときは、次に掲げる事項を文書により通知する。

- （1）被害の状況
- （2）応援業務の場所
- （3）応援業務の内容
- （4）応援に必要な人員数、機材、車両等の状況
- （5）前各号に掲げるもののほか、応援業務を行うに当たり必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急の場合は電話等により応援要請をすることができる。この場合において、甲は、速やかに、同項各号に掲げる事項を文書により乙に通知しなければならない。

（応援要請の窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに、必要な情報を相互に連絡する。

（応援）

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、速やかに、必要な人員、機材、車両等を甲が指定する場所に出動させ、甲の指示に従い応援業務に当たるものとする。

（費用負担）

第6条 乙が応援業務に要した費用は、甲が負担する。この場合において、当該費用の額は、甲乙協議の上決定するものとする。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定による応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- (1) 佐渡市地域防災計画
- (2) 下水道施設台帳
- (3) 連絡担当者及び補助者の職、氏名、連絡方法等
- (4) 緊急連絡電話番号
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要事項

(協定期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが相手方に対して協定解消の意思表示をしない限りは、その効力を有するものとする。

2 前項の意思表示については、解消する日の3月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第9条 この協定はに定めのない事項については、甲乙が必要に応じてその都度協議し、別に定める。

この契約の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市
佐渡市長 甲 斐 元 也

乙 新潟市中央区南長潟12番10号
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
中部支部 新潟県部会
部長会 堀 武 夫

4-5-31 災害時における応援業務並びにレンタル機材供給に関する協定書 有限会社富永商会

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と有限会社富永商会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲乙間でのレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材を供給することについて、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

2 要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話、電信等によって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（供給）

第3条 乙は、要請を受けたときは、保有機材の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に務めるものとする。

（機材の引渡し）

第4条 機材の引渡し場所は、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙は、運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、引渡しの場所等を決定するものとする。

2 機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

3 甲は、機材の引渡しに際し、引渡し場所に甲の職員等を派遣し、機材の種類及び数量等を確認の上受領し、又は必要に応じて返還するものとする。

4 乙は、機材を供給したときは、甲に対し、速やかに、その引渡し場所毎に書面で報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が実施した機材の供給及び運搬に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者の選任）

第6条 甲及び乙は、災害時において正確な情報伝達を行うため、それぞれ連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが相手方に対して協定解消の意思表示をしない限りは、その効力を有するものとする。

2 前項の意思表示については、解消する日の3月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙が必要に応じてその都度協議し、別に定める。

この契約の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市
佐渡市長 甲 斐 元 也

乙 新潟県佐渡市名古屋125番地5
有限会社 富永商会
代表取締役 富 永 修

4-5-32 災害時における応援業務並びにレンタル機材供給に関する協定書 新潟産業株式会社

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と新潟産業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲乙間でのレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材を供給することについて、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

2 要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話、電信等によって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（供給）

第3条 乙は、要請を受けたときは、保有機材の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に務めるものとする。

（機材の引渡し）

第4条 機材の引渡し場所は、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙は、運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、引渡しの場所等を決定するものとする。

2 機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

3 甲は、機材の引渡しに際し、引渡し場所に甲の職員等を派遣し、機材の種類及び数量等を確認の上受領し、又は必要に応じて返還するものとする。

4 乙は、機材を供給したときは、甲に対し、速やかに、その引渡し場所毎に書面で報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が実施した機材の供給及び運搬に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者の選任）

第6条 甲及び乙は、災害時において正確な情報伝達を行うため、それぞれ連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが相手方に対して協定解消の意思表示をしない限りは、その効力を有するものとする。

2 前項の意思表示については、解消する日の3月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙が必要に応じてその都度協議し、別に定める。

この契約の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市
佐渡市長 甲 斐 元 也

乙 新潟県佐渡市長木727番地3
新潟産業 株式会社
代表取締役 堂 谷 慎 二

4-5-33 災害時における応援業務並びにレンタル機材供給に関する協定書 日立建機日本株式会社 佐渡営業所

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社佐渡営業所（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲乙間でのレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材を供給することについて、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

2 要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話、電信等によって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（供給）

第3条 乙は、要請を受けたときは、保有機材の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に務めるものとする。

（機材の引渡し）

第4条 機材の引渡し場所は、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。

ただし、乙は、運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、引渡しの場所等を決定するものとする。

2 機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

3 甲は、機材の引渡しに際し、引渡し場所に甲の職員等を派遣し、機材の種類及び数量等を確認の上受領し、又は必要に応じて返還するものとする。

4 乙は、機材を供給したときは、甲に対し、速やかに、その引渡し場所毎に書面で報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が実施した機材の供給及び運搬に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者の選任）

第6条 甲及び乙は、災害時において正確な情報伝達を行うため、それぞれ連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが相手方に対して協定解消の意思表示をしない限りは、その効力を有するものとする。

2 前項の意思表示については、解消する日の3月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙が必要に応じてその都度協議し、別に定める。

この契約の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市
佐渡市長 甲 斐 元 也

乙 新潟県佐渡市市野沢147番地
日立建機日本株式会社佐渡営業所
所 長 佐 藤 正

4-5-34 災害時における応援業務並びにレンタル機材供給に関する協定書 ジーエム建機リース株式会社 佐渡営業所

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）とジーエム建機リース株式会社佐渡営業所（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲乙間でのレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材を供給することについて、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

2 要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話、電信等によって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（供給）

第3条 乙は、要請を受けたときは、保有機材の優先供給及び運搬に対する協力に積極的に務めるものとする。

（機材の引渡し）

第4条 機材の引渡し場所は、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。

ただし、乙は、運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、引渡しの場所等を決定するものとする。

2 機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

3 甲は、機材の引渡しに際し、引渡し場所に甲の職員等を派遣し、機材の種類及び数量等を確認の上受領し、又は必要に応じて返還するものとする。

4 乙は、機材を供給したときは、甲に対し、速やかに、その引渡し場所毎に書面で報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が実施した機材の供給及び運搬に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者の選任）

第6条 甲及び乙は、災害時において正確な情報伝達を行うため、それぞれ連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが相手方に対して協定解消の意思表示をしない限りは、その効力を有するものとする。

2 前項の意思表示については、解消する日の3月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙が必要に応じてその都度協議し、別に定める。

この契約の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市
佐渡市長 甲 斐 元 也

乙 新潟県佐渡市泉591番地
ジーエム建機リース株式会社佐渡営業所
所 長 遠 藤 修 司

4-5-35 久知川ダム放流警報設備を利用した避難情報の提供に関する協定書 新潟県佐渡地域振興局

久知川ダム放流警報設備を利用した避難情報の提供に関する協定書

新潟県佐渡地域振興局長（以下「甲」という。）と、佐渡市長（以下「乙」という。）は、乙が久知川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、避難情報の提供を依頼することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う避難情報の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（提供する避難情報の内容）

第2条 甲が乙に変わって住民に提供する避難情報の内容は、久知川における乙が自ら実施する避難情報の提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則として次のとおりとする。

- （1）洪水時に乙が行う住民等への避難情報の伝達提供に当たり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、提供に係わる費用は甲の負担とする。
- （2）提供に関わり乙が避難情報の受信等を図る場合等、乙が新たに必要とする通信回線の工事及びその通信回路線使用料等の費用は、乙の負担とする。

（避難情報提供の方法）

第4条 乙が住民に避難情報を提供するために、甲へ支援の依頼ができる施設及び提供方法は次のとおりとする。

- （1）甲が設置している放流警報スピーカー施設を用いた音声放送とする。
- （2）上記施設にて提供する内容及び提供の手法は、甲及び乙において事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

（警報設備の利用制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときまたは、洪水調節等ダム管理に支障となるときは、乙は警報設備を利用した提供はできないものとする。

2 乙は、原則として久知川が洪水時の場合以外には、警報設備を使用できないものとする。

（避難情報提供の責任）

第7条 乙の依頼により甲が実施する警報設備の使用は、乙が実施する避難情報提供の多様な手段の一つであり、避難情報提供に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用または利用制限が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責任を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協議は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからでも、改案及び廃止等の意思表示が無い場合は継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議の上、実施要領を別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年12月7日

甲 新潟県佐渡地域振興局長

野 崎 和 久

乙 佐渡市長

高 野 宏 一 郎

4-5-36 大野川ダム放流警報設備を利用した避難情報の提供に関する協定書 新潟県佐渡地域振興局

大野川ダム放流警報設備を利用した避難情報の提供に関する協定書

新潟県佐渡地域振興局長（以下「甲」という。）と、佐渡市長（以下「乙」という。）は、乙が大野川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、避難情報の提供を依頼することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う避難情報の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（提供する避難情報の内容）

第2条 甲が乙に変わって住民に提供する避難情報の内容は、大野川における乙が自ら実施する避難情報の提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則として次のとおりとする。

- （1）洪水時に乙が行う住民等への避難情報の伝達提供に当たり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、提供に係わる費用は甲の負担とする。
- （2）提供に関わり乙が避難情報の受信等を図る場合等、乙が新たに必要とする通信回線の工事及びその通信回路線使用料等の費用は、乙の負担とする。

（避難情報提供の方法）

第4条 乙が住民に避難情報を提供するために、甲へ支援の依頼ができる施設及び提供方法は次のとおりとする。

- （1）甲が設置している放流警報スピーカー施設を用いた音声放送とする。
- （2）上記施設にて提供する内容及び提供の手法は、甲及び乙において事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

（警報設備の利用制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときまたは、洪水調節等ダム管理に支障となるときは、乙は警報設備を利用した提供はできないものとする。

2 乙は、原則として大野川が洪水時の場合以外には、警報設備を使用できないものとする。

（避難情報提供の責任）

第7条 乙の依頼により甲が実施する警報設備の使用は、乙が実施する避難情報提供の多様な手段の一つであり、避難情報提供に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用または利用制限が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責任を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協議は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからでも、改案及び廃止等の意思表示が無い場合は継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議の上、実施要領を別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年12月7日

甲 新潟県佐渡地域振興局長

野 崎 和 久

乙 佐渡市長

高 野 宏 一 郎

4－5－37 災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定書 佐渡地区生コンクリート協同組合

災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定書

佐渡市長（以下「甲」という。）と、佐渡地区生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防水等の供給支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐渡市内で大規模な災害が発生した場合において、甲が乙に対し、消火等のための水が緊急に必要な場合の協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の措置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消火のための水の供給、飲料水以外の生活用水の確保及びその他必要な業務（以下「業務」という。）の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がある場合を除き、ただちに甲の指示による業務を行うものとする。

（業務報告等）

第3条 乙は、業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所及び業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、業務を完了したときは、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が業務の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

（労災補償）

第5条 業務の実施に伴い、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、各社の労災保険により補償するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（内容の変更）

第8条 この協定の内容は、甲乙の協議により、随時変更することができる。

(解除)

第9条 この協定を解除しようとするときは、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の30日前までに、文書により相手方に通知しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月9日

甲 佐渡市千種232番地

佐渡市長 三 浦 基 裕

乙 佐渡市鍛冶町2番地1

佐渡地区生コンクリート協同組合

理事長 渡 辺 宣 生

4-5-38 災害時における消防活動の協力に関する協定書 社団法人新潟県建設業協会佐渡支部

災害時における消防活動の協力に関する協定書

佐渡市長（以下「甲」という。）と、社団法人新潟県建設業協会佐渡支部（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐渡市内で発生した火災、風水害、地震等の災害時における消防活動への協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 災害が発生した場合、甲は乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

（1）消火、救急・救助活動等の消防活動に関する業務

（2）その他乙の支援を必要と認める業務

2 乙は、前項の協力要請を受けた時は、必要な人員を派遣させ、又は必要な資機材等を供給し、甲が実施する消防活動に協力するものとする。

3 甲が乙に応援業務を要請するときは文書によることを基本とするが、緊急を要する場合は口頭又は電話により要請を行うとともに、後日すみやかに文書を発出するものとする。

（業務報告等）

第3条 乙は、業務を実施し完了した場合は文書により甲に報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲が定める積算基準により算出した額とする。

（労災補償）

第5条 業務の実施に伴い、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険等により補償するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（内容の変更）

第8条 この協定の内容は、甲乙の協議により、随時変更することができる。

(解除)

第9条 この協定を解除しようとするときは、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の30日前までに、文書により相手方に通知しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年9月15日

甲 佐渡市千種232番地

佐渡市長 三 浦 基 裕

乙 佐渡市鍛冶町2-1

社団法人 新潟県建設業協会佐渡支部

支部長 藤 崎 一 郎

4-5-39 災害時における放送要請に関する協定書 株式会社佐渡テレビジョン

災害時における放送要請に関する協定書

佐渡市長（以下「甲」という。）と、株式会社佐渡テレビジョン（以下「乙」という。）は、災害時におけるケーブルテレビ放送（以下「放送」という。）について次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときについて準用する。

3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段が取りえない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）放送事項
- （3）その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づく放送は、無償とする。

（雑則）

第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月9日

(甲) 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市長 三浦基裕

(乙) 新潟県佐渡市中興乙1497
株式会社 佐渡テレビジョン
代表取締役 高野宏介

4-5-40 津波避難ビルとしての使用に関する協定書 佐渡海上保安署

津波避難ビルとしての使用に関する協定書

津波が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「津波時」という。）において地域の住民及び滞在者（以下「地域住民等」という。）が一時的又は緊急的に避難する施設（以下「津波避難ビル」という。）の使用に関し、佐渡海上保安署（以下「甲」という。）と佐渡市（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐渡市内において、津波時に甲の所有する施設（以下「施設」という。）を津波避難ビルとして使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波時における津波避難ビルとする。

（津波避難ビルの使用）

第3条 甲は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から津波避難ビルとして乙に使用させるものとする。

施設名称	佐渡海上保安署
所在地	新潟県佐渡市両津夷384番1
構造等	鉄筋コンクリート造 3階建
建築年	平成30年

2 乙は、次に掲げる範囲を津波避難ビルとして使用するものとする。

一時避難受入場所	屋上
避難場所の面積	屋上207㎡
収容人数	約200名
避難経路	施設西側横外部階段
入口	施設南側、東側
その他	案内表示版、誘導照明灯

（利用の通知）

第4条 乙は、第2条に基づき津波避難ビルとして利用する際、事前に甲に対しその旨を文章又は口頭で通知する。

2 乙は、津波避難ビルの使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、甲の承認した施設を津波避難ビルとして利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、乙は甲に対し使用した旨の通知を行う。

（使用期間）

第5条 津波避難ビルの使用期間は、津波注意報（津波警報及び大津波警報を含む。以下同じ。）が発表されたとき又は乙が施設の使用を申請した時から津波注意報の解除により津波のおそれなくなったとき又は乙が要請を解除したときまでとする。

(費用負担)

第6条 津波避難ビルの使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第7条 津波避難ビルとして使用したときの施設並びに施設内の設備及び備品の破損については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 甲は、津波避難ビルに地域住民等が避難したときに発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。

(施設変更の報告)

第9条 甲は、津波避難ビルの増改築等により施設の面積等に変更が生じるとき、又は、何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、乙に連絡するものとする。

(表示板の設置)

第10条 甲乙協議の上、津波避難ビルの表示板を甲の敷地内、施設の壁面等で適当な位置に設置するものとする。

2 設置した表示板を甲又は乙の都合により移動するときは、原因者が費用を負担するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(締結期間)

第12条 この協定の締結期間は、協定の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから申出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月17日

甲 新潟県佐渡市両津夷384番1
佐渡海上保安署長

本間 恵司

乙 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市長

三浦 基裕

4-5-41 災害時における応急対策業務に関する協定書 一般社団法人新潟県建築士会佐渡建築士会

災害時における応急対策業務に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務に関して、佐渡市が一般社団法人新潟県建築士会佐渡建築士会に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(災害時における協力)

第2条 佐渡市長（以下「甲」という。）及び一般社団法人新潟県建築士会佐渡建築士会会長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応急対策業務の種類)

第3条 応急対策業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災住宅の技術的相談に応じる窓口への相談員の派遣
- (2) 被災建築物の応急危険度判定活動における判定員の取りまとめ
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(協力要請の手続)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出する。

- (1) 応急対策業務の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が応急対策業務に要した費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を提供又は交換するものとする。

- (1) 連絡担当者及び補助員の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) その他必要な事項

(連絡窓口)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成30年9月13日から適用する。

この協定の締結を証するため、本所2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年9月13日

甲 佐渡市長 三 浦 基 裕

乙 一般社団法人 新潟県建築士会 佐渡建築士会
会長 岩 崎 隆 寿

4-5-42 害時における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定書 佐渡測量設計業協同組合

災害時における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と佐渡測量設計業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、無人航空機を有する乙が撮影した映像や画像などを、甲に速やかに伝えることにより被害状況の迅速な把握及び遭難者の捜索等に資することを目的とする。

（活動の内容）

第2条 活動の内容は以下のとおりとする。

- （1）被害状況を把握するために必要な映像や画像等の収集及び提供に関すること
- （2）遭難者捜索のために必要な映像や画像等の収集及び提供に関すること
- （3）その他、必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認められる時は、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（安全の確保等）

第4条 甲の要請を受けて活動する乙の構成員は、安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、本業務を実施した場合、速やかに実施した活動内容を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第6条 撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は甲に帰属するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙はこの協定に基づき活動に要した経費を、甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し、乙に対しその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第 9 条 活動の実施にともない、第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。

(補償)

第 10 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者選任届（様式第 3 号）により連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先明らかにし、相互に確認するものとする。また、変更があった場合には速やかに届け出ることとする。

(協定期間)

第 12 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれかから申出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記協定の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 30 年 10 月 25 日

甲 佐渡市千種 2 3 2 番地

佐渡市長 三浦 基裕

乙 佐渡市竹田 1 0 4 5 番地 5
佐渡測量設計業協同組合

代表理事 渡部 民雄

4－5－43 大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書
新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、
見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、胎内市、魚沼市、
南魚沼市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、
関川村、粟島浦村

大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「被災市区町村応援職員確保システム（平成30年3月23日施行）」による決定連絡等により、新潟県（以下「県」という。）と新潟県内市町村とが「チームにいがた」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村及び第3項に定める特別地方公共団体である特別区
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームにいがた 被災市町村を応援する際の件と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

(応援対象業務)

第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームにいがた」による応援対象とする。

- 2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームにいがた」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。
- 3 独自申出に対する「チームにいがた」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

(先遣隊の派遣)

第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に先遣隊を派遣する。

- 2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、先遣隊を派遣する。

(応援要請等)

第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームにいがた」の応援が必要となった場合は、先遣隊と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

(応援の調整)

第6条 前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームにいがた」への参加を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームにいがた」への参加の可否を県に回答するものとする。

3 前項の回答を受け、県は「チームにいがた」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

(応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれただちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームにいがた」として応援を実施するものとする。

(応援期間)

第8条 「チームにいがた」による応援は、原則として大規模災害発生から1月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

(職員の派遣期間)

第9条 「チームにいがた」に参加する職員の派遣期間は各1月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

(県の役割)

第10条 県は「チームにいがた」による応援が円滑に実施できるよう、先遣隊をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームにいがた」の応援調整等に努めるものとする。

(市町村の役割)

第11条 県内市町村は、第6条第1項による依頼があった場合は「チームにいがた」への参加を検討するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）等に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

(平時の取組)

第 13 条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

(受援担当)

第 14 条 県内市町村は、大規模災害発生時に第 4 条第 1 項に基づいて派遣される先遣隊との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

(他の協定との関係)

第 15 条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(協議事項)

第 16 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第 17 条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は平成 31 年 3 月 11 日から適用する。
- 2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

4-5-44 新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、新発田地域広域事務組合、豊栄郷清掃施設処理組合、五泉地域衛生施設組合、燕・弥彦総合事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、津南地域衛生施設組合、阿賀北広域組合

新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時において、新潟県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等が締結する。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

(応援要請)

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定では、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

4 応援を要請された市町村等は、自らの業務に支障のない限り応援に努めるものとする。

5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、環境省及び他の都道府県に、当該都道府県の市町村等による応援の調整を要請するものとする。この場合においては、県は、速やかに被災した市町村等と必要な調整を行うものとする。

(自主応援)

第4条 県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合においても、応援の必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(経費負担)

第5条 応援に要する経費は、応援を要請した市町村等が負担して応援した市町村等に支払うものとし、その額は、当該市町村等の間で協議の上、決定するものとする。

(情報交換及び体制の整備)

第6条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、平常時から応援や受入体制の整備及び研修会や訓練の共同実施等に努めるものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては県民生活・環境部廃棄物対策課、市町村等においては災害廃棄物処理担当部署とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

(成立等)

第9条 この協定は、複数の市町村等が同意書（別記第2号様式）を知事に提出した時に成立するものとする。

2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を知事に提出して、この協定に参加することができる。

3 知事は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

平成18年10月23日 成立

平成31年 4月 1日 改正

別 表

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、新発田地域広域事務組合、豊栄郷清掃施設処理組合、五泉地域衛生施設組合、燕・弥彦総合事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、津南地域衛生施設組合、阿賀北広域組合

4-5-45 災害時における救援物資提供に関する協定書 生活協同組合コープクルコ

災害時における救援物資提供に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープクルコ（以下「乙」という。）は、災害時等における応急生活物資に関する協力事項について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、佐渡市地域防災計画に基づき甲が行う災害時における救援物資の調達に関し、乙が保有する生活物資等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害物資の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部の設置の可能性がある場合において、災害物資の調達の必要が生じたときは、乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の要請については、書面により行うものとする。ただし緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（災害物資の協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに、供給体制を整えて万全を期すものとし、救援物資を甲へ供給するよう努めるものとする。

（救援物資の引渡し）

第4条 救援物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、災害時において乙が救援物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（結果の通知）

第5条 乙は、甲からの要請後に供給した救援物資の内容を書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、前条の報告により乙が供給した救援物資及びその運搬に係る費用を乙に支払うものとする。

2 前項の救援物資の対価については、災害発生時前における生活協同組合コープクルコの組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、救援物資の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(員外利用)

第8条 協定に基づく要請及び協力依頼については、消費生活協同組合法第12条第3項ただし書の規定に基づき、実施するものとする。

(期間)

第9条 この協定書は、協定書取り交わしの日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが相手方に対し協定書の解消の意思表示をしない限りは、その効力を有するものとする。

2 前項の意思表示については、解消する日の3月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定書の取り交わしを証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 佐渡市千種232番地
佐渡市
佐渡市長 三浦 基裕

乙 新潟市西区流通1丁目5番地3
生活協同組合コープクルコ
理事長 山口 栄

令和4年3月18日付け「コープにいがた及びコープクルコの合併について」の通知により、本協定は「生活協同組合コープデリにいがた」が引き継ぐ

4-5-46 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書 社会福祉法人 愛宕福祉会

災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 愛宕福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所から避難が必要となるものであって、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずるものをいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「特別養護老人ホーム新穂愛宕の園」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定避難所が協議の上、延長することができるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と協議の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

平成30年12月25日

(甲) 佐渡市千種232番地
佐渡市長 三浦 基裕

(乙) 佐渡市新穂瓜生屋339-2
社会福祉法人 愛宕福祉会
理事長 石崎 昂一

4-5-47 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

社会福祉法人 佐渡国仲福祉会

災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 佐渡国仲福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所から避難が必要となるものであって、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずるものをいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「特別養護老人ホームやはたの里」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定避難所が協議の上、延長することができるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と協議の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

平成30年12月25日

(甲) 佐渡市千種232番地
佐渡市長 三浦 基裕

(乙) 佐渡市八幡町340番地
社会福祉法人 佐渡国仲福祉会
理事長 本間 攻

4-5-48 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書 社会福祉法人 佐渡ふれあい福祉会

災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 佐渡ふれあい福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所から避難が必要となるものであって、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずるものをいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「金泉ふれあいの社」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定避難所が協議の上、延長することができるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と協議の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

平成30年12月25日

(甲) 佐渡市千種232番地
佐渡市長 三浦 基裕

(乙) 佐渡市千種58番地1
社会福祉法人 佐渡ふれあい福祉会
理事長 末武 雅之

4-5-49 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書 社会福祉法人 小佐渡福祉会

災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 小佐渡福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所から避難が必要となるものであって、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずるものをいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「特別養護老人ホームはもちの里」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定避難所が協議の上、延長することができるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と協議の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

平成30年12月25日

(甲) 佐渡市千種232番地
佐渡市長 三浦 基裕

(乙) 佐渡市羽茂本郷25番地
社会福祉法人 小佐渡福祉会
理事長 羽生 靖

4-5-50 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書 特別養護老人ホーム 歌代の里

災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と佐渡市（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所から避難が必要となるものであって、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずるものをいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「特別養護老人ホーム歌代の里」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定避難所が協議の上、延長することができるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と協議の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

平成30年12月25日

(甲) 佐渡市千種232番地
佐渡市長 三浦 基裕
(副市長 藤木 則夫)

(乙) 佐渡市浜田140番地1
特別養護老人ホーム 歌代の里
管理者 佐渡市長 三浦 基裕

4-5-51 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

社会福祉法人 大佐渡福祉会

災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 大佐渡福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所から避難が必要となるものであって、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずるものをいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「特別養護老人ホーム大浦の里」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定避難所が協議の上、延長することができるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と協議の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

平成31年1月22日

(甲) 佐渡市千種232番地
佐渡市長 三浦 基裕

(乙) 佐渡市千種58番地1
社会福祉法人 大佐渡福祉会
理事長 渡部 公正

4-5-52 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

社会福祉法人 佐渡寿福社会

災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 佐渡寿福社会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所から避難が必要となるものであって、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずるものをいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「特別養護老人ホーム真野の里」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定避難所が協議の上、延長することができるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と協議の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

平成31年1月22日

(甲) 佐渡市千種232番地
佐渡市長 三浦 基裕

(乙) 佐渡市真野新町624番地2
社会福祉法人 佐渡寿福祉会
理事長 山本 充彦

4-5-53 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

社会福祉法人 佐渡前浜福祉会

災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 佐渡前浜福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所から避難が必要となるものであって、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずるものをいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「特別養護老人ホームスマイル赤泊」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定避難所が協議の上、延長することができるものとする。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と協議の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

平成31年2月26日

(甲) 佐渡市千種232番地
佐渡市長 三浦 基裕

(乙) 佐渡市徳和6207-2
社会福祉法人 佐渡前浜福祉会
理事長 金子 一晴

5 危険区域及び防災施設等に関する資料

5-1 なだれ発生危険箇所

(1) なだれ発生危険箇所集計表

区分	雪崩危険箇所						
所管	国土交通省					林野庁	
数値	雪崩危険箇所Ⅰ		雪崩危険箇所Ⅱ		雪崩危険箇所Ⅲ	箇所数 (国有林)	箇所数 (民有林)
	箇所数	人家戸数	箇所数	人家戸数			
佐渡市	78	1,637	2	3	-	-	-

(注)

<雪崩危険箇所関係>

1 国土交通省所管分について

- (1) 「平成12年度調査(平成16年度公表)雪崩危険箇所調査表」(砂防課)による。
- (2) 内訳は、上記調査表記載のとおり。
- (3) 「雪崩危険箇所Ⅰ」とは、雪崩危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある箇所
- (4) 「雪崩危険箇所Ⅱ」とは、雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所。
- (5) 「雪崩危険箇所Ⅲ」とは、雪崩危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅棟が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

2 林野庁所管分について

- (1) 「なだれ危険箇所調査(平成29年度末現在):治山課」による。
- (2) 国有林内のなだれ危険箇所および、民有林内のなだれ危険箇所を上記調査表に記載。

(2) 雪崩危険箇所Ⅰ(国土交通省所管)一覧

箇所番号	危険箇所名	郡市町村	大字小字等地名	保全対象 人家戸数
219.01	見立	佐渡市	見立	16
219.02	北小浦	佐渡市	北小浦	24
219.03	虫崎	佐渡市	虫崎	13
219.04	北黒姫	佐渡市	北黒姫	17
219.05	南黒姫	佐渡市	南黒姫	6
219.06	南歌見	佐渡市	南歌見	18
219.07	馬首	佐渡市	馬首	12
219.08	和木	佐渡市	和木	23
219.09	坊ヶ崎	佐渡市	坊ヶ崎	8
219.10	小松	佐渡市	小松	6
219.11	白瀬	佐渡市	白瀬	13
219.12	南白瀬	佐渡市	南白瀬	7
219.13	白瀬新田	佐渡市	白瀬新田	10
219.14	北五十里(1)	佐渡市	北五十里	14

箇所番号	危険個所名	郡市町村	大字小字等地名	保全対象 人家戸数
219. 15	吉住	佐渡市	吉住	18
219. 16	外羽黒	佐渡市	外羽黒	5
219. 17	北歌見(1)	佐渡市	北歌見	11
219. 18	浦川	佐渡市	浦川	13
219. 19	平松	佐渡市	平松	21
219. 20	北和木	佐渡市	北和木	5
219. 21	玉崎	佐渡市	玉崎	11
219. 22	北五十里(2)	佐渡市	北五十里	23
219. 23	南浦川	佐渡市	南浦川	5
219. 24	北鶴島	佐渡市	北鶴島	29
219. 25	願	佐渡市	願	19
219. 26	藻浦	佐渡市	藻浦	22
219. 27	水津(1)	佐渡市	水津	22
219. 28	風島	佐渡市	風島	4
219. 29	片野尾	佐渡市	片野尾	59
219. 30	北月布施	佐渡市	北月布施	16
219. 31	月布施	佐渡市	月布施	27
219. 32	東強清水	佐渡市	東強清水	9
219. 33	東立島	佐渡市	東立島	13
219. 34	葛倉(1)	佐渡市	葛倉	10
219. 35	糸崎	佐渡市	糸崎	6
219. 36	柿野浦	佐渡市	柿野浦	22
219. 37	南柿野浦	佐渡市	南柿野浦	31
219. 38	東鶴島	佐渡市	東鶴島	10
219. 39	岩首(1)	佐渡市	岩首	12
219. 40	岩首(2)	佐渡市	岩首	51
219. 42	岩首(3)	佐渡市	岩首	43
219. 43	野浦	佐渡市	野浦	23
219. 44	立間(1)	佐渡市	立間	10
219. 45	豊岡	佐渡市	豊岡	27
219. 46	北歌見(2)	佐渡市	北歌見	21
219. 47	水津(2)	佐渡市	水津	19
219. 48	赤玉(1)	佐渡市	赤玉	11
219. 49	赤玉(2)	佐渡市	赤玉	26
219. 50	立間(2)	佐渡市	立間	10
219. 51	葛倉(2)	佐渡市	葛倉	8
601. 01	岩谷口	佐渡市	岩谷口	19
601. 02	五十浦	佐渡市	五十浦	18
601. 03	関(1)	佐渡市	関	14
601. 04	関(2)	佐渡市	関	37

箇所番号	危険箇所名	郡市町村	大字小字等地名	保全対象 人家戸数
601. 05	矢柄	佐渡市	矢柄	24
601. 06	小田	佐渡市	小田	24
601. 07	石名	佐渡市	石名	56
601. 08	小野見	佐渡市	小野見	29
601. 09	北田野浦	佐渡市	北田野浦	73
601. 10	高下	佐渡市	高下	39
601. 11	千本	佐渡市	千本	41
601. 12	入川(1)	佐渡市	入川	9
601. 13	入川(2)	佐渡市	入川	9
601. 14	北川内(1)	佐渡市	北川内	9
601. 15	北川内(2)	佐渡市	北川内	39
601. 16	後尾	佐渡市	後尾	29
601. 17	石花	佐渡市	石花	39
601. 18	北片辺	佐渡市	北片辺	55
601. 19	南方辺	佐渡市	南方辺	49
605. 01	中佐為	佐渡市	中佐為	16
605. 02	浦ノ川内	佐渡市	浦ノ川内	5
605. 03	多田	佐渡市	多田	29
605. 04	多田東	佐渡市	多田東	21
605. 05	浜河内(1)	佐渡市	浜河内	19
605. 06	松ヶ崎(1)	佐渡市	松ヶ崎	55
605. 07	松ヶ崎(2)	佐渡市	松ヶ崎	13
605. 08	長谷	佐渡市	長谷	1
605. 09	欠向	佐渡市	欠向	7

(3) 雪崩危険箇所Ⅱ(国土交通省所管) 一覧

箇所番号	危険箇所名	郡市町村	大字小字等地名	保全対象 人家戸数
605. 01	浜河内(2)	佐渡市	浜河内	1
605. 02	欠向	佐渡市	欠向	2

５－２ 重要水防箇所（河川）

（１）県重要水防箇所評定基準

種別	区分	重 要 度			要注意区間
		重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	A区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間		計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤 防 断 面			現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり			法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水			漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、堤防跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衛 ・ 洗 掘			水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物			河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工					出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡					新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間					陸間が設置されている箇所。

(資料：令和元年度新潟県水防計画)

(2) 重要水防箇所数 (河川)

区 分	重要水防箇所								計	
	重点		A		B		要注意			
	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)
二級河川	0	0	68	24, 815	228	190, 407	7	1, 518	303	216, 740

(資料：令和元年度新潟県水防計画)

(3) 重要水防箇所一覧 (河川)

水系名	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区間	予想 される 危険	対策水防工法
		都市	町村区	大字		重点 区間	A	B			
黒姫川	黒姫川	佐渡		黒姫	堤防高 (流下能力)			右 216 左 227		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 443			
歌見川	歌見川	佐渡		歌見	堤防高 (流下能力)			右 200 左 909		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 1, 109			
馬首川	馬首川	佐渡		馬首	水衛 洗掘			右 1, 000 左 484		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 1, 484			
和木川	和木川	佐渡		和木	水衛 洗掘			右 1, 400 左 494		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 1, 894			
玉川	玉川	佐渡		玉崎	水衛 洗掘			右 100 左 100		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 200			
白瀬川	白瀬川	佐渡		白瀬	堤防高 (流下能力)			右 500 左 1, 000		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 1, 500			
北五十 里川	北五十里 川	佐渡		北五十里	水衛 洗掘			右 200 左 200		欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 400			
椿川	椿川	佐渡		椿	水衛 洗掘			右 480 左 480		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 960			
梅津川	梅津川	佐渡		梅津	堤防高 (流下能力)			右 1, 600 左 2, 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 3, 800			
貝喰川	貝喰川	佐渡		加茂歌代	堤防高 (流下能力)			右 150 左 150		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 300			
	稲葉川	佐渡		加茂歌代	堤防高 (流下能力)			右 100		越水	積み土のう工
					(小計)			(1) 100			
長江川	長江川	佐渡		長江	堤防高 (流下能力)		右 180 左 227	右 680 左 680		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)		(2) 407	(2) 1, 360			
天王川	天王川	佐渡		新徳潟上 新徳正明寺	水衛 洗掘			右 2, 000 左 2, 000		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 4, 000			
久知川	久知川	佐渡		下久知	水衛 洗掘			右 500 左 500		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 1, 000			

水系名	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区間	予想 される 危険	対策水防工法
		都市	町村区	大字		重点 区間	A	B			
河崎川	河崎川	佐渡		河崎	堤防高 (流下能力)			右 213 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 413			
真更川	真更川	佐渡		真木	堤防高 (流下能力)			右 1,800 左 1,690		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 3,490			
両尾川	両尾川	佐渡		両尾	堤防高 (流下能力)			右 429 左 454		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 883			
大川	大川	佐渡		両津大川	堤防高 (流下能力)			右 380 左 280		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 660			
野浦川	野浦川	佐渡		野浦	堤防高 (流下能力)			右 800 左 798		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 1,598			
東立島川	東立島川	佐渡		東立島	堤防高 (流下能力)			右 100 左 275		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 375			
赤玉北川	赤玉北川	佐渡		赤玉	堤防高 (流下能力)		右 300 左 347			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)		(2) 647				
立間川	立間川	佐渡		立間	水衛 洗掘			右 500 左 500		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 1,000			
柿野浦川	柿野浦川	佐渡		柿野浦	堤防高 (流下能力)			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 400			
東鶴島川	東鶴島川	佐渡		東鶴島	堤防高 (流下能力)		右 500 左 385			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)		(2) 885				
岩首川	岩首川	佐渡		岩首	堤防高 (流下能力)			右 300 左 300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 600			
浦之河内川	浦之河内川	佐渡		松ヶ崎	水衛 洗掘		右 500 左 500	右 500 左 410		欠壊	木流し工
					(小計)		(2) 1,000	(2) 910			
腰細川	腰細川	佐渡		三川	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘			右 179 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 379			
高川川	高川川	佐渡		徳和	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘			右 600 左 500		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 1,100			
中野川	中野川	佐渡		徳和	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘			右 300 左 300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 600			
荒町川	荒町川	佐渡		徳和	堤防高 (流下能力)			右 300 左 300		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 600			
柳沢川	柳沢川	佐渡		柳沢	水衛 洗掘			右 200 左 180		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 380			
堀切川	堀切川	佐渡		大石	水衛 洗掘			右 700 左 700		越水 欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 1,400			

水系名	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区間	予想さ れる危 険	対策水防工法
		都市	町村区	大字		重点 区間	A	B			
羽茂川	羽茂川	佐渡		羽茂本郷	堤防高 (流下能力)			右 5,450 左 5,450		越水	積み土のう工
		佐渡		飯岡	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘			右 800 左 60		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
		佐渡		大崎	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘			右 100		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
		佐渡		大崎	堤防高 (流下能力)		左 60			越水	積み土のう工
		佐渡		滝平	水衛 洗掘		右 700 左 700			欠壊	木流し工
		佐渡		上川茂	水衛 洗掘		右 284			欠壊	木流し工
		佐渡		下川茂	水衛 洗掘			右 784 左 600		欠壊	木流し工
		佐渡		下川茂	水衛 洗掘		右 200 左 200			欠壊	木流し工
					(小計)		(6) 2,144	(7) 13,244			
	山田川	佐渡		羽茂本郷	水衛 洗掘		左 30	右 1,250 左 1,227		欠壊	木流し工
					(小計)		(1) 30	(2) 2,477			
小比叡川	小比叡川	佐渡		木野浦	堤防高 (流下能力)		右 81	右 21		越水	積み土のう工
					(小計)		(1) 81	(1) 21			
称光寺川	称光寺川	佐渡		宿根木	堤防高 (流下能力)		右 114 左 114			越水	積み土のう工
					(小計)		(2) 228				
椿尾川	椿尾川	佐渡		椿尾	水衛 洗掘			右 300 左 300		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 600			
高崎川	高崎川	佐渡		西三川	水衛 洗掘			右 500 左 300		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 800			
西三川川	西三川川	佐渡		西三川	水衛 洗掘		右 1,000 左 300	右 800 左 200		欠壊	木流し工
					(小計)		(2) 1,300	(2) 1,000			
	角間川	佐渡		西三川	堤防高 (流下能力)		右 500	右 500		越水	積み土のう工
					(小計)		(1) 500	(1) 500			
	笹川川	佐渡		西三川	水衛 洗掘			右 300 左 400		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 700			
三貫目川	三貫目川	佐渡		大須	堤防高 (流下能力)			右 500 左 200		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 700			
小川内川	小川内川	佐渡		豊田	水衛 洗掘		右 300 左 300			欠壊	木流し工
		佐渡		豊田	新堤防 (H29 完成)			左 30		欠壊	木流し工
					(小計)		(2) 600	(1) 30			
真野川	真野川	佐渡		真野	水衛 洗掘			右 100 左 100		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 200			
高立川	高立川	佐渡		真野新町	堤防高 (流下能力)		右 403 左 103			越水	積み土のう工
		佐渡		吉岡	水衛 洗掘			右 300 左 100		欠壊	木流し工
					(小計)		(2) 506	(2) 400			

水系名	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区間	予想 される 危険	対策水防工法
		都市	町村区	大字		重点 区間	A	B			
国府川	国府川	佐渡		八幡	法崩れ すべり			右 1,410		欠壊	むしろ張り工
		佐渡		四日町 金丸	法崩れ すべり			右 2,200 左 3,630		欠壊	むしろ張り工
		佐渡		中興	法崩れ すべり			右 1,900		欠壊	むしろ張り工
		佐渡		畑野	法崩れ すべり			左 1,900		欠壊	むしろ張り工
		佐渡		新穂皆川	法崩れ すべり			右 2,500 左 2,500		欠壊	むしろ張り工
		佐渡		千種	法崩れ すべり			右 500 左 500		欠壊	むしろ張り工
		佐渡		北新保 大和	法崩れ すべり			右 1,920 左 1,720		欠壊	むしろ張り工
		佐渡		新穂 瓜生屋	法崩れ すべり			右 4,000 左 4,000		越水	積み土のう工
		佐渡		八幡	漏水			右 200		漏水	月の輪工
		佐渡		中興	漏水			右 900		漏水	月の輪工
		佐渡		北新保	漏水			右 250 左 250		漏水	月の輪工
		佐渡		新穂皆川	漏水			左 700		漏水	月の輪工
		佐渡		新保	漏水			右 500		漏水	月の輪工
		佐渡		新穂長畝	漏水			右 200 左 400		漏水	月の輪工
		佐渡		新穂 瓜生屋	漏水			右 500		漏水	月の輪工
					(小計)			(22) 32,580			
	竹田川	佐渡		竹田	水衝 洗掘			右 2,490 左 2,573		欠壊	木流し工
		佐渡		竹田	新堤防					欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 5,063			
	三宮川	佐渡		三宮	堤防高 (流下能力)			右 1,610 左 1,610		欠壊	木流し工
		佐渡		三宮	法崩れ すべり			右 440 左 440		欠壊	木流し工
		佐渡		三宮	法崩れ すべり			右 250 左 250		欠壊	木流し工
					(小計)			(6) 4,600			
	大道川	佐渡		吉岡	堤防高 (流下能力)		左 210			越水	積み土のう工
		佐渡		吉岡	水衝 洗掘			右 1,400 左 1,400		欠壊	木流し工
					(小計)		(1) 210	(2) 2,800			
	藤津川	佐渡		泉	漏水 水衝、洗掘			右 20		漏水 欠壊	月ノ輪工 木流し工
		佐渡		泉	堤防高 (流下能力)		右 50 左 50	右 50 左 50		越水 欠壊	五徳工、 じゃかご積み工 杭打ち積み 土のう工
		佐渡		泉	堤防高 (流下能力) 新堤防		右 1,100 左 1,100	右 2,860 左 2,000		越水	五徳工、 じゃかご積み工 杭打ち積み 土のう工
		佐渡		泉	漏水			右 1,250 左 1,100		漏水	月の輪工
					(小計)		(4) 2,300	(7) 7,330			
	湯の谷川	佐渡		中興	堤防高 (流下能力)			右 259		越水	積み土のう工
					(小計)			(1) 259			

水系名	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区間	予想 される 危険	対策水防工法
		都市	町村区	大字		重点 区間	A	B			
国府川	小倉川	佐渡		飯持	堤防高 (流下能力)		右 530 左 1,000	右 843 左 373		越水	積み土のう工
		佐渡		金丸 畑野	漏水			右 632 左 800		漏水	月の輪工
		佐渡		畑野	新堤防 (H29 完成)				右 68	欠壊	木流し工
		佐渡		飯持	新堤防 (H29 完成)				左 40	欠壊	木流し工
		佐渡		飯持	工事施工				右 200 左 200	欠壊	木流し工
					(小計)		(2) 1,530	(4) 2,648	(4) 508		
	大久保川	佐渡		大久保	堤防高 (流下能力)			右 950 左 950		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 1,900			
	中津川	佐渡		中興	堤防高 (流下能力)		右 400 左 700	右 300 左 300		越水	積み土のう工
		佐渡		中興	堤防高 (流下能力)			右 1,673 左 1,973		越水	積み土のう工
					(小計)		(2) 1,100	(4) 4,246			
	大野川	佐渡		新穂大野	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘		右 200 左 200	右 4,430 左 4,430		越水	積み土のう工 木流し工
					(小計)		(2) 400	(2) 8,860			
	長谷川	佐渡		目黒町	法崩れ すべり			右 2,399 左 2,399		越水 欠壊	木流し工
		佐渡		栗野江	堤防高 (流下能力)			右 1,290 左 1,290		越水	積み土のう工
		佐渡		栗野江	工事施工				右 490 左 490	越水	積み土のう工
					(小計)			(4) 7,378	(2) 980		
	武井野川	佐渡		新穂大野 新穂武井	堤防高 (流下能力)			右 500 左 500		越水	積み土のう工 杭打ち積み 土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 1,000			
	何代川	佐渡		栗野江	堤防高 (流下能力)		右 400 左 400			越水	積み土のう工
					(小計)		(2) 800				
	道田川	佐渡		栗野江	堤防高 (流下能力)			右 260 左 610		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 870			
	新保川	佐渡		千種	堤防高 (流下能力)			右 3,464 左 3,464		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 6,928			
	地持院川	佐渡		吉井本郷	法崩れ すべり			右 553 左 553		欠壊	木流し工
		佐渡		安養寺	堤防高 (流下能力) 新堤防			右 1,050 左 1,050		越水	積み土のう工
		佐渡		大和	法崩れ すべり			右 1,650 左 1,650		欠壊	木流し工
					(小計)			(6) 6,506			
	長川	佐渡		大和	堤防高 (流下能力)			右 1,773 左 1,105		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 2,878			
	唐崎川	佐渡		吉井本郷	堤防高 (流下能力)			左 847		越水	積み土のう工
					(小計)			(1) 847			
	河内川	佐渡		吉井本郷	堤防高 (流下能力)			左 1,000		越水	積み土のう工
					(小計)			(1) 1,000			

水系名	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区間	予想 される 危険	対策水防工法
		都市	町村区	大字		重点 区間	A	B			
国府川	洞丸川	佐渡		大和	堤防高 (流下能力)			右 1,600 左 1,600		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 3,200			
	清水田川	佐渡		吉井	堤防高 (流下能力)			右 1,400 左 1,400		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 2,800			
	帆柱川	佐渡		吉井本郷	堤防高 (流下能力) 新堤防		右 500 左 500	右 850 左 850		越水	積み土のう工
					(小計)		(2) 1,000	(2) 1,700			
	根津口川	佐渡		大和	堤防高 (流下能力) 新堤防			右 200 左 1,200		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 1,400			
	丸山川	佐渡		三瀬川	水衝 洗掘			右 100 左 100		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 200			
	行谷川	佐渡		新徳長畝	堤防高 (流下能力)			右 413 左 413		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 826			
石田川	石田川	佐渡		真光寺	水衝、洗掘			右 460 左 460		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 920			
	山田川	佐渡		石田	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘			右 350 左 350		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
		佐渡		山田	水衝、洗掘			右 760 左 760		欠壊	木流し工
					(小計)			(4) 2,220			
	堂の河内 川	佐渡		真光寺	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘 法増し、すべり		右 400 左 400	右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工
					(小計)		(2) 800	(2) 400			
	西川	佐渡		真光寺	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘			右 700 左 691		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 1,391			
荒町川	荒町川	佐渡		沢根 五十里	水衝 洗掘			右 1,190 左 1,200		欠壊	杭打ち積み 土のう工
					(小計)			(2) 2,390			
	三瀬川	佐渡		沢根 五十里	水衝 洗掘			右 353 左 353		欠壊	杭打ち積み 土のう工
					(小計)			(2) 706			
沓掛川	沓掛川	佐渡		沢根町	水衝 洗掘			右 350 左 350		欠壊	杭打ち積み 土のう工
					(小計)			(2) 700			
玄道川	玄道川	佐渡		沢根 五十里	水衝 洗掘			右 612 左 650		欠壊	杭打ち積み 土のう工
					(小計)			(2) 1,262			
播磨川	播磨川	佐渡		沢根町	堤防高 (流下能力)			右 1,842 左 1,930		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 3,772			
質場川	質場川	佐渡		沢根	堤防高 (流下能力)			右 1,260 左 1,221		越水	積み土のう工
					(小計)			(2) 2,481			
目観音 川	目観音川	佐渡		高瀬	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘		左 10	右 9 左 9		越水 欠壊	積み土のう工 立てじゃかご工
					(小計)		(1) 10	(2) 18			

水系名	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区間	予想さ れる危 険	対策水防工法
		都市	町村区	大字		重点 区間	A	B			
海士町 川	海士町川	佐渡		相川 海士町	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘		右 30 左 30			越水 欠壊	積み土のう工 立てじゃかご工
					(小計)		(2) 60				
大仏川	大仏川	佐渡		相川 四丁目	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘			右 50 左 40		越水 欠壊	積み土のう工 立てじゃかご工
					(小計)			(2) 90			
間切川	間切川	佐渡		相川 江戸沢町	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘		右 800 左 948	右 120 左 10		越水 欠壊	積み土のう工 立てじゃかご工
					(小計)		(2) 1,748	(2) 130			
濁川	濁川	佐渡		相川 大工町	水衝、洗掘		右 985	右 525 左 825		欠壊	立てじゃかご工
					(小計)		(1) 985	(2) 1,350			
水金川	水金川	佐渡		下相川	水衝、洗掘		右 280 左 290			欠壊	立てじゃかご工 木流し工
					(小計)		(2) 570				
小川川	小川川	佐渡		小川	水衝、洗掘			右 400 左 400		欠壊	ブロック投入工
					(小計)			(2) 800			
達者川	達者川	佐渡		達者	水衝、洗掘		右 500 左 500			欠壊	立てじゃかご工 木流し工
					(小計)		(2) 1,000				
小川	小川	佐渡		北狄	水衝、洗掘			右 200 左 100		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 300			
北狄川	北狄川	佐渡		北狄	堤防高 (流下能力) 漏水、水衝、 洗掘			右 102 左 120		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 222			
中の坂 川	中の坂川	佐渡		戸地	堤防高 (流下能力) 漏水、水衝、 洗掘			右 89 左 119		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)			(2) 208			
戸地川	戸地川	佐渡		戸地	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘		左 200			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)		(1) 200				
松島川	松島川	佐渡		南片辺	堤防高 (流下能力) 水衝、洗掘		右 178			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
					(小計)		(1) 178				
石花川	石花川	佐渡		石花	水衝、洗掘			右 1,000 左 1,000		欠壊	木流し工 ブロック投入工
					(小計)			(2) 2,000			
桜川	桜川	佐渡		後尾	水衝、洗掘		右 171 左 200			欠壊	木流し工 ブロック投入工
					(小計)		(2) 371				
	北川内川	佐渡		北川内	水衝、洗掘			右 150 左 150		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 300			
北立島 川	北立島川	佐渡		北立島	水衝、洗掘		右 227 左 216	左 34		欠壊	立てじゃかご工 木流し工
					(小計)		(2) 443	(1) 34			

水系名	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区間	予想 される 危険	対策水防工法
		都市	町村区	大字		重点 区間	A	B			
安田川	安田川	佐渡		入川	漏水 水衝、洗掘		右 450 左 455			越水 欠壊	月ノ輪工、 積み土のう工 じゃかご積み工
					(小計)		(2) 905				
入川	入川	佐渡		入川	漏水 水衝、洗掘			右 840 左 3,940		欠壊	月ノ輪工 ブロック投入工
					(小計)			(2) 4,780			
堀切川	堀切川	佐渡		高千	漏水 水衝、洗掘			右 100 左 100		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 200			
孫助川	孫助川	佐渡		北田野浦	漏水 水衝、洗掘		右 380 左 381			越水 欠壊	月ノ輪工、 積み土のう工 木流し工
					(小計)		(2) 761				
小野見川	小野見川	佐渡		小野見	水衝、洗掘		右 202 左 230			欠壊	立てじゃかご工 木流し工
					(小計)		(2) 432				
馬込川	馬込川	佐渡		小野見	水衝、洗掘			右 250 左 250		欠壊	立てじゃかご工 木流し工
					(小計)			(2) 500			
石名川	石名川	佐渡		石名	水衝、洗掘		右 150 左 164			欠壊	立てじゃかご工 木流し工
					(小計)		(2) 314				
大倉川	大倉川	佐渡		大倉	水衝、洗掘			右 250 左 250		欠壊	立てじゃかご工 木流し工
					(小計)			(2) 500			
堂の川	堂の川	佐渡		大倉	水衝、洗掘			右 45 左 50		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 95			
矢柄川	矢柄川	佐渡		矢柄	水衝、洗掘			右 140 左 165		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 305			
関川	関川	佐渡		関	水衝、洗掘		右 170 左 200	右 10		欠壊	木流し工
					(小計)		(2) 370	(1) 10			
五十浦川	五十浦川	佐渡		五十浦	水衝、洗掘			右 134		欠壊	木流し工
					(小計)			(1) 134			
岩谷口小川	岩谷口小川	佐渡		岩谷口	水衝、洗掘			右 150 左 150		欠壊	木流し工
					(小計)			(2) 300			
大川	大川	佐渡		岩谷口	水衝、洗掘			左 90		欠壊	木流し工
					(小計)			(1) 90			
二級河川計						(0) 0	(68) 24,815	(228) 190,407	(7) 1,518		

(資料：令和元年度新潟県水防計画)

５－３ 重要水防箇所（海岸）

（１）県重要水防箇所評定基準（海岸）

区分 種別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	C やや危険な区間
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区。	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域。	堤防高は計画堤防高であるが注意を要する区域。
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるものまたはその恐れが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績があるもの。	漏水、法崩等の不安が考えられる箇所。
水衝箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。	護岸が完全と考えられるが注意を要する区域。
洗掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの。 消波等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前面が洗掘の危険がある場合。	汀線が安定して洗掘の恐れがないと考えられるが注意を要する区域。
堤体の強度	施工してから年数がたち全体的に破損し又過去に大きな破損の実績のあるもの。	施工してから年数がたち堤体に破損があるもの。またはその恐れが十分あるもの。	近年施工したものであるが注意を要する区域。

（資料：令和元年度新潟県水防計画）

（２）海岸関係重要水防箇所

水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		やや危険な区間 C		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
9	3,102	37	13,838	26	9,293	72	26,233

（資料：令和元年度新潟県水防計画）

（３）重要水防箇所一覧（海岸）

海岸名	位置		評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	郡市	大字							
北鶴島	佐渡	北鶴島	水衝箇所			100	脚部洗掘	洗掘	ブロック投入工
願	佐渡	願	水衝箇所		200		護岸不完全	洗掘越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
願	佐渡	願	水衝箇所		120		脚部洗掘	洗掘越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
鷺崎東	佐渡	藻浦	水衝箇所		88	135	脚部洗掘	洗掘越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
北小浦	佐渡	北小浦	堤防高		700		堤防高不足	洗掘越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

海岸名	位置		評定 基準	A	B	C	現況	予想 される 危険	対策 水防工法
	郡市	大字							
虫崎	佐渡	虫崎	水衝箇所		150		脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
和木	佐渡	和木	堤防高		850		堤防高不足	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
白瀬	佐渡	白瀬	堤防高		1,500		堤防高不足	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
両尾	佐渡	両尾	水衝箇所		275		脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
大川	佐渡	大川	堤防高		150		堤防高不足	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
水津	佐渡	水津	水衝箇所			300	水防上注意	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
片野尾	佐渡	片野尾	水衝箇所		100	190	堤防高不足	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
月布施	佐渡	月布施	堤防高		950		堤防高不足	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
東強清水	佐渡	東強清水	洗掘			100	水防上注意	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
豊岡	佐渡	豊岡	堤防高		300		堤防高不足	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
鮑	佐渡	鮑	堤防高			210	堤防高不足 脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
赤玉	佐渡	赤玉	堤防高			570	堤防高不足 脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
柿野浦	佐渡	柿野浦	堤防高			100	水防上注意	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
東鶴島	佐渡	東鶴島	堤防高		100		堤防高不足	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
岩首	佐渡	岩首	洗掘	60	122		脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
北五十里	佐渡	北五十里	堤防高		80		堤防高不足	崩壊 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
駒坂	佐渡	駒坂	洗掘		200		脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
下久知	佐渡	下久知	洗掘	612			脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
河崎	佐渡	河崎	洗掘	310			脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
椎泊	佐渡	椎泊	堤体の強度	100			護岸脆弱	崩壊 越波	ブロック投入工
米郷	佐渡	米郷	堤体の強度	150	100		護岸脆弱	越波 浸食	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
稲鯨	佐渡	稲鯨	水衝箇所	94			脚部洗掘	越波 洗掘	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
橘	佐渡	橘	堤防高			50	水防上注意	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
高瀬	佐渡	高瀬	堤防高			100	水防上注意	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
達者	佐渡	達者	堤防高		550		堤防高不足	越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
北狄	佐渡	北狄	堤防高		96		堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工

資料編 5. 危険区域及び防災施設等に関する資料

海岸名	位置		評定 基準	A	B	C	現況	予想 される 危険	対策 水防工法
	都市	大字							
北狄	佐渡	北狄	水衝箇所		630		護岸不完全	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
戸地	佐渡	戸地	堤防高		200		堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
鹿伏	佐渡	相川鹿伏	堤防高		550	200	堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
柴町	佐渡	栄町	堤防高	500			堤防高不足	越波 欠壊	積み土のう工
小川	佐渡	小川	堤防高		350		堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
戸中	佐渡	戸中	堤防高			300	堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
北片辺	佐渡	南片辺	水衝箇所		400		護岸不完全	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
南片辺	佐渡	片辺	堤防高			100	水防上注意	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
後尾	佐渡	後尾	水衝箇所			100	水防上注意	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
高千	佐渡	高千	堤防高			31	堤防高不足	越波 欠壊	積み土のう工
北田浦	佐渡	北田浦	水衝箇所		160		護岸不完全	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
小野見	佐渡	小野見	洗掘		450		脚部洗掘	洗掘	ブロック投入工
石名	佐渡	石名	堤防高			447	堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
小田	佐渡	小田	水衝箇所		100		脚部洗掘	越波 欠壊 崩壊	ブロック投入工
大倉	佐渡	大倉	水衝箇所		200		脚部洗掘	越波 欠壊	ブロック投入工
五十浦	佐渡	五十浦	水衝箇所			200	水防上注意	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
岩谷口	佐渡	岩谷口	堤防高		150		脚部洗掘	欠壊 崩壊	ブロック投入工
八幡	佐渡	八幡	水衝箇所		250		護岸不完全	崩壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
河原田	佐渡	本町	堤防高		76		堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工
沢根	佐渡	沢根	水衝箇所			1,440	護岸不完全	崩壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
松ヶ崎	佐渡	松ヶ崎	堤防高			1,340	堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
豊田	佐渡	豊田	洗掘		1,115	780	脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
西三川	佐渡	西三川	堤防高	1,086	685		堤防高不足	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
椿尾	佐渡	椿尾	洗掘	190	200	100	脚部洗掘	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
赤泊 羽茂	佐渡	大泊	堤防高			750	堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

海岸名	位置		評定 基準	A	B	C	現況	予想 される 危険	対策 水防工法
	郡市	大字							
赤泊 羽茂	佐渡	赤岩	堤防高		950		堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
大杉	佐渡	大杉	堤防高			200	水防上注意	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
杉野浦	佐渡	杉野浦	堤防高			50	水防上注意	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
新保	佐渡	南新保	水衝箇所			1,300	水防上注意	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
徳和	佐渡	徳和	堤防高		250		堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
蓮場	佐渡	蓮場	洗掘			100	堤防高不足	越波 欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
井坪	佐渡	井坪	水衝箇所		491		水防上注意	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
合計				(9) 3,102	(37) 13,838	(26) 9,293			

(資料：令和元年度新潟県水防計画)

５－４ 雨量、水位の観測施設

（１）雨量観測所 （インターネット：気象庁、新潟県河川防災情報システム）

管理者	観測所名	位 置	雨量計種類	インターネットからの閲覧	電話応答番号
気象庁	相川	相川三町目新浜町	転倒マス型雨量計	○	
〃	弾崎	鷺崎	〃	○	
〃	秋津	秋津	〃	○	
〃	両津	両津湊	〃	○	
〃	羽茂	羽茂本郷	〃	○	
県	佐渡地域振興局	相川二町目浜町	転倒マス型雨量計	○	74-4669
〃	南片辺	北片辺	〃	○	〃
〃	ドンデン	椿	〃	○	〃
〃	鷺崎	鷺崎	〃	○	〃
〃	柿野浦	柿野浦	〃	○	〃
〃	滝平	滝平	〃	○	〃
〃	大野川ダム	新穂大野	転倒マス型雨雪量計	○	22-3746
〃	大野	新穂大野	転倒マス型雨量計	○	〃
〃	久知川ダム	下久知	転倒マス型雨雪量計	○	〃
〃	生椿	新穂田野沢	転倒マス型雨量計	○	〃
〃	新保川ダム	金井新保	転倒マス型雨量計	○	〃
市	両津消防署	湊	自動気象観測装置	×	
〃	中央消防署	八幡	転倒マス型雨量計	×	
〃	南佐渡消防署	羽茂本郷	〃	×	
〃	赤泊行政ＳＣ	徳和	〃	×	

（２）水位観測所

ア 観測員による水位観測

	観 測 所 名			
	中 興	新 穂	羽 茂	石 田
位 置	佐渡市中興	佐渡市新穂瓜生屋	佐渡市羽茂本郷	佐渡市石田
河 川 名	藤津川	国府川	羽茂川	石田川
自記・普通の別				
水防団待機水位				
氾濫注意水位				

	観 測 所 名			
	中 興	新 穂	羽 茂	石 田
氾濫危険水位				
０点高	5.200m	26.300m	11.200m	7.700m

イ テレメーターによる水位観測

項 目	観 測 所 名				
	八 幡	一宮橋	白 原	皆 川	久知河内
位 置	佐渡市八幡	佐渡市宮川	佐渡市新穂大野	佐渡市新穂皆川	佐渡市久知河内
河 川 名	国府川	小倉川	大野川	大野川	久知川
水 防 団 待 機 水 位	2.50m	18.80m			
は ん 濫 注 意 水 位	2.70m	19.65m			
避 難 判 断 水 位	3.21m				
は ん 濫 危 険 水 位	4.01m				
０ 点 高	-1.240m	17.400m	99.00m	0.500m	34.200m
テレメーター画面表示	有	有	有	有	有
電 話 応 答 番 号	74-4669	74-4669	22-3746	22-3746	22-3746
備 考	指定水位観測所		(大野分室)	(大野分室)	(大野分室)

(３) 新潟県が提供する河川カメラ映像

水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	カメラ位置 (距離標)	左右 岸別	カメラ名称
国府川	中津川	佐渡市中興	2.50 k	左岸	
国府川	大野川	佐渡市新穂大野	4.75 k	右岸	
国府川	帆柱川	佐渡市吉井本郷	1.70 k	左岸	

(４) 風向・風速の観測所

ア 指定観測所

観測所名	観測所管理者	位 置	電話番号	FAX 番号	備 考
両 津	佐渡地域振興局 港湾空港庁舎	両津夷 384-1	27-3311	27-3321	

イ その他観測所

管理者	観 測 所 名	位 置	テレメータ 一画面表示	電話応答 番 号	備 考
気象庁	相 川	相川三町目新浜町	無	無	インターネットからの 閲覧可能
〃	弾 崎	鷺崎	無	無	〃
〃	秋 津	秋津	無	無	〃
〃	両 津	両津湊	無	無	〃
〃	羽 茂	羽茂本郷	無	無	〃
県	南 片 辺	北片辺	有	無	
〃	ドンデン	椿	有	無	
〃	鷺 崎	鷺崎	有	無	
〃	柿 野 浦	柿野浦	有	無	
市	両津消防署	両津湊	有	無	
〃	中央消防署	八幡	無	無	
〃	南佐渡消防署	羽茂本郷	無	無	

5-5 水防警報計画

(1) 水防法第16条の規定による、新潟県知事が水防警報を行う河川

河川名	区 域	発 表 者
国 府 川	左岸 佐渡市新穂長畝(島) } 右岸 佐渡市大和 } 地持院川合流点から海まで	佐渡地域 振興局長

(2) 水防警報の対象とする水位観測所（新潟県知事所管）

(単位：m)

河川名	観 測 所 名	所在地	堤防高	0 点 高	水 防 団 待機水位	は ん 濫 注意水位	避難判断 水 位	は ん 濫 危険水位	摘 要
国府川	八幡	佐渡市 八幡	5.400	-1.24	2.50	2.70	3.21	4.014	テレメータ 一電話応答 74-4669

(3) 水防警報の段階と範囲

水防警報の段階と内容		水防警報範囲（発令基準）
第1段階 「準 備」	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備及び水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき
第2段階 「出 動」	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの	水位、流量、その他の河川状況により、水位がはん濫注意水位を超える恐れがあり、またははん濫注意水位を超え、なお増水が予想されるとき
第3段階 「状 況」	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	適宜河川状況により、必要と認められるとき
第4段階 「解 除」	水防活動の終了を通知するもの	水位がはん濫注意水位以下に復したとき。ただし、はん濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

5-6 水位周知河川及びその他の河川の危険分布図の危険度

令和元年5月29日現在

(1) 大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値 【表面雨量指数】

市町村を まとめた地域	市町村名	大雨（浸水害）		
		基準Ⅲ ※紫	基準Ⅱ （警報）※赤	基準Ⅰ （注意報）※黄色
（佐渡）	佐渡市	13	11	7

（資料：気象庁HPより）

(2) 洪水警報の危険度分布の基準値 【流域雨量指数及び複合基準】

市町村名	洪水							
	主な河川	基準Ⅲ ※紫	基準Ⅱ（警報） ※赤			基準Ⅰ（注意報） ※黄色		
	河川名	流域雨量 指数基準	流域雨量 指数基準	複合基準		流域雨量 指数基準	複合基準	
				流域雨量 指数	表面雨量 指数		流域雨量 指数	表面雨量 指数
佐渡市	関川	6.2	5.6			4.5		
佐渡市	矢柄川	7.5	6.8			5.4		
佐渡市	大倉川	8.0	7.3			5.8		
佐渡市	馬首川	7.6	6.9			5.5		
佐渡市	和木川	6.5	5.9			4.7		
佐渡市	白瀬川	8.6	7.8			6.2		
佐渡市	椿川	8.3	7.5			6.0		
佐渡市	梅津川	9.7	8.8			7.0		
佐渡市	石名川	10.5	9.5			7.6		
佐渡市	入川	7.8	7.1			5.6		
佐渡市	石花川	11.3	10.3			8.0		
佐渡市	天王川	5.3	4.8	4.3	6	3.8	3.8	5
佐渡市	久知川	10.3	9.4			7.5		
佐渡市	河崎川	6.8	6.2			5.0		
佐渡市	真更川	8.7	7.4	6.6	6	5.9	4.7	6
佐渡市	羽茂川	12.8	11.6			9.2		
佐渡市	西三川川	10.7	9.7			7.7		
佐渡市	小川内川	7.6	6.9			5.5		
佐渡市	真野川	5.7	4.3			3.4	3.4	7
佐渡市	国府川	26.7	24.0			19.2	19.2	5
佐渡市	石田川	6.3	5.5	4.9	6	4.4	3.5	6
佐渡市	濁川	5.0	3.7	3.3	6	2.9	2.9	6
佐渡市	北狄川	8.0	7.3			5.8		
佐渡市	戸地川	11.2	10.2			8.1		
佐渡市	貝喰川	5.7	5.2			4.1		

二次細分 区域	洪水							
	主な河川	基準Ⅲ ※紫	基準Ⅱ（警報） ※赤			基準Ⅰ（注意報） ※黄色		
	河川名	流域雨量 指数基準	流域雨量 指数基準	複合基準		流域雨量 指数基準	複合基準	
				流域雨量 指数	表面雨量 指数		流域雨量 指数	表面雨量 指数
佐渡市	長江川	6.8	6.2			4.9		
佐渡市	山田川（佐和田）	7.0	6.4			5.1		
佐渡市	竹田川	6.8	6.2			5.0	5.0	5
佐渡市	藤津川	7.5	6.7	6.0	6	5.3	4.2	6
佐渡市	小倉川	15.0	11.4	10.2	6	9.1	9.1	5
佐渡市	中津川	6.1	5.1			4.0	3.2	6
佐渡市	新保川	7.7	5.3	4.7	6	4.2	4.2	5
佐渡市	大野川	8.4	7.0	6.3	6	5.6	4.5	6
佐渡市	地持院川	7.3	6.6			5.2		
佐渡市	帆柱川	5.0	4.5			3.6	3.6	5
佐渡市	山田川（羽茂）	4.8	4.4			3.5		
佐渡市	大久保川	6.7	6.1			4.8		
佐渡市	長谷川	6.3	5.7	5.7	6	4.1	3.3	6

(資料：気象庁HPより)

※1 本基準値については「第3部災害応急対策第2章風水害応急対策計画P383発表基準」も併せて参照のこと。

2 基準値Ⅲ：警報基準よりも一段高く設定した基準。（重大な浸水害が発生する恐れが高い状態）

3 複合基準とは（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

4 表内の※印は危険度分布図の色が持つ意味。

5 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

6 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

7 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

8 本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。最新の基準値は気象庁ホームページ掲載の値を確認のこと。

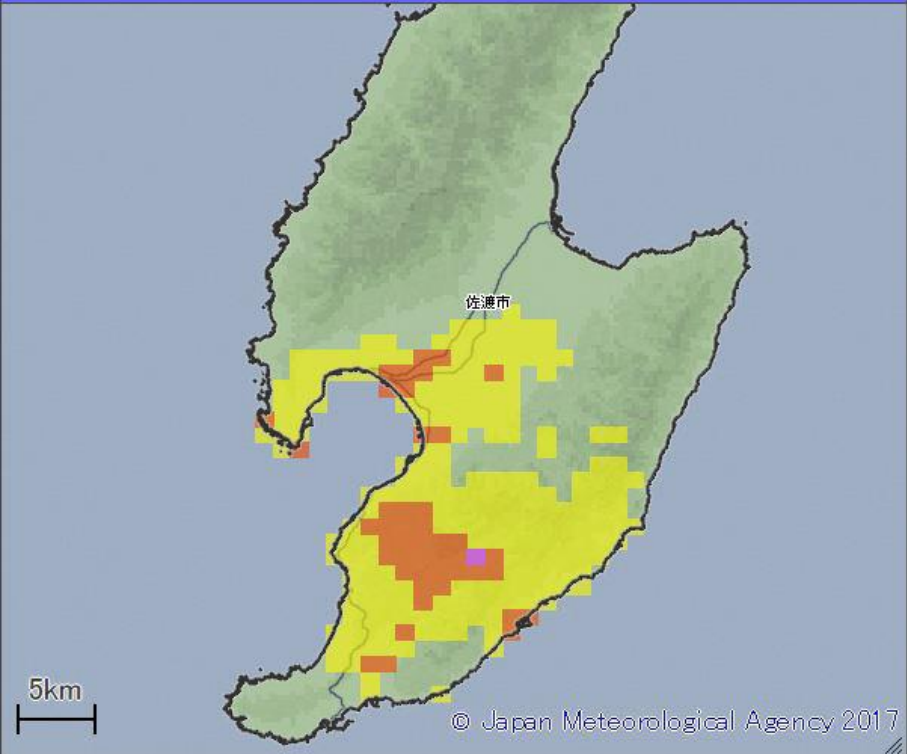
気象庁HP： <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/niigata.html>

(3) 避難勧告等のガイドライン①(避難行動・情報伝達編)平成29年1月 内閣府(防災担当)から抜粋

洪水警報の危険度分布

情報内容	◆流域雨量指数の予測値を3時間先までの予測として面的に示したもので、上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生危険度の高まりを表す分布情報。 ◆洪水発生危険度の高まりを、洪水警報等の発表基準への到達状況に応じて5段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。 ◆洪水警報が発表された市町村内において、水位周知河川及びその他河川等について、実際にどこで洪水発生の危険度が高まっているか、3時間先までの予測が面的に概ね確認できる。水位周知河川及びその他河川の3時間先までの洪水発生危険度の高まりの面的な把握の参考になる。
情報例	2017年07月24日12時10分 指定河川洪水予報 国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな被害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表。 洪水警報の危険度分布 - 高：極めて危険 - 非常に危険【警戒レベル4相当】 - 警戒【警戒レベル3相当】 - 注意【警戒レベル2相当】 - 低：今後の情報等に留意 指定河川洪水予報 - 黒：氾濫発生情報【警戒レベル5相当】 - 赤：氾濫危険情報【警戒レベル4相当】 - オレンジ：氾濫警戒情報【警戒レベル3相当】 - 黄：氾濫注意情報【警戒レベル2相当】 - 青：発表なし 洪水浸水想定区域（浸水深50m以上） 洪水浸水想定区域（浸水深30m以上） 洪水浸水想定区域（浸水深0.5m以上） ※ 洪水警報等の発表基準は、河川流域毎かつ市町村毎に過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ

大雨警報（浸水害）の危険度分布

情報内容	◆短時間強雨による浸水害発生の危険度を面的に表す分布情報。 ◆1 km四方の領域（メッシュ）ごとに、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、大雨警報（浸水害）等の発表基準への到達状況に応じて5段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数（仮称）の予想を用いている。 ◆大雨警報（浸水害）が発表された市町村内において実際にどこで浸水害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。小河川・下水道等における避難準備・高齢者等避難開始の発令範囲の判断に活用する。										
情報例	2017年07月24日12時10分  佐渡市 5km © Japan Meteorological Agency 2017 <table border="1" data-bbox="395 1460 826 1684"> <tr> <td>高</td><td>極めて危険</td></tr> <tr> <td>↑危険度↑</td><td>非常に危険</td></tr> <tr> <td>↓危険度↓</td><td>警戒</td></tr> <tr> <td>低</td><td>注意</td></tr> <tr> <td></td><td>今後の情報等に留意</td></tr> </table>	高	極めて危険	↑危険度↑	非常に危険	↓危険度↓	警戒	低	注意		今後の情報等に留意
高	極めて危険										
↑危険度↑	非常に危険										
↓危険度↓	警戒										
低	注意										
	今後の情報等に留意										
情報入手方法	・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ										

5-7 土砂災害危険箇所数・警戒区域 集計表

(1) 地すべり

(平成29年3月末現在)

所 管	箇所数	左記のうち法指定箇所数	施設の整備状況 (既成)
国 土 交 通 省	53	44	24
林 野 庁	48	38	18
農 村 振 興 局	66	36	30

- ※1 国土交通省所管分については「平成10年度地すべり危険箇所調査表」(県砂防課)による。
法指定箇所数については、土砂災害防止法に基づき指定された区域を含む箇所数(平成28年度末現在)
- 2 林野庁所管分については「山地災害危険地区集計表」(県治山課・平成28年度末現在)による。
- 3 林野庁所管分については「地すべり等防止法」第3条の規定により指定された箇所である。
- 4 農林水産省農村振興局所管分については「地すべり防止区域指定地区及び事業一覧表(農林水産省農村振興局)」平成28年度(新潟県農地部農地建設課)による。

(2) がけ崩れ

(平成29年3月末現在)

所 管	種別	箇所数	左記のうち 法指定箇所数
国 土 交 通 省 (砂 防)	急傾斜地崩壊危険箇所 I	250	467
	急傾斜地崩壊危険箇所 II	224	
	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 III	37	
林野庁(治山)	山崩崩壊危険地区	236	85

- ※1 国土交通省所管分については平成11～14年度に実施した急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果による。(県砂防課)
法指定箇所数については、土砂災害防止法に基づき指定された区域を含む箇所数(平成28年度末現在)
- 2 林野庁所管分については「山地災害危険地区集計表」(県治山課・平成28年度末)による。

急傾斜地崩壊危険箇所(傾斜角度30度以上、高さ5m以上を有する土地)

I	被害想定区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む)ある箇所。
II	被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。
準ずる斜面(III)	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

(3) 土石流

(平成29年3月末現在)

所 管	種別	箇所数	左記のうち 法指定箇所数
国 土 交 通 省	土石流危険渓流 I	193	225
	土石流危険渓流 II	74	
	土石流危険渓流に準ずる斜面 III	5	
林 野 庁	崩壊土砂流出危険地区	387	207

※1 国土交通省所管分については平成11～14年度に実施した土石流危険渓流に関する調査結果による。(県砂防課)

法指定箇所数については、土砂災害防止法に基づき指定された区域を含む箇所数(平成28年度末現在)

2 林野庁所管分については「山地災害危険地区集計表」(県治山課・平成28年度末)による。

土石流危険渓流

I	土石流危険区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する渓流。
II	土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。
準ずる渓流(III)	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

(4) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

市町村名	土砂災害危険箇所数	土砂災害警戒区域の指定数							
		急傾斜		土石流		地滑り		小計	
			特別		特別		特別		特別
佐渡市	943	849	726	436	277	110		1,395	1,003

(資料:平成29年5月31日現在 新潟県土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表)

５－８ 土砂災害警戒区域等一覧

（１）急傾斜地崩壊

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	北鶴島	急傾斜地崩壊	I -219. 001 (1473)	北鶴島	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	両津市	願	急傾斜地崩壊	I -219. 002 (1474)	願	H18. 03. 31	H23. 03. 29
佐渡市	両津市	藻浦	急傾斜地崩壊	I -219. 003 (1475)	藻浦(1)	H23. 03. 01	H23. 03. 01
佐渡市	両津市	見立	急傾斜地崩壊	I -219. 004 (1476)	見立	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	両津市	北小浦	急傾斜地崩壊	I -219. 005 (1477)	北小浦 1	H27. 07. 31	H27. 07. 31
佐渡市	両津市	虫崎	急傾斜地崩壊	I -219. 006 (1478)	虫崎	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	両津市	黒姫	急傾斜地崩壊	I -219. 007 (1479)	北黒姫	H26. 03. 18	H26. 03. 18
佐渡市	両津市	黒姫	急傾斜地崩壊	I -219. 008 (1480)	南黒姫	H26. 03. 18	H26. 03. 18
佐渡市	両津市	歌見	急傾斜地崩壊	I -219. 009 (1481)	歌見	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	両津市	馬首	急傾斜地崩壊	I -219. 010 (1482)	馬首	H26. 03. 18	H26. 03. 18
佐渡市	両津市	和木	急傾斜地崩壊	I -219. 011 (1483)	和木(1)	H26. 10. 17	H26. 10. 17
佐渡市	両津市	玉崎	急傾斜地崩壊	I -219. 012 (1484)	坊ヶ崎	H25. 03. 22	H25. 03. 22
佐渡市	両津市	白瀬	急傾斜地崩壊	I -219. 013 (1485)	小松	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	白瀬	急傾斜地崩壊	I -219. 014 (1486)	白瀬(1)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	白瀬	急傾斜地崩壊	I -219. 015 (1487)	南白瀬	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	北五十里	急傾斜地崩壊	I -219. 017 (1489)	北五十里(1 区)	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	I -219. 018 (1490)	吉住(1)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	I -219. 019 (1491)	外羽黒(1)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	I -219. 020 (1492)	栄町	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	両津市	久知河内	急傾斜地崩壊	I -219. 021 (1493)	久知河内(1)	H27. 07. 03	H27. 07. 03
佐渡市	両津市	両尾	急傾斜地崩壊	I -219. 022 (1494)	両尾 1 区	H25. 12. 20	H25. 12. 20
佐渡市	両津市	両尾	急傾斜地崩壊	I -219. 023 (1495)	両尾 2 区-1	H25. 12. 20	H25. 12. 20
佐渡市	両津市	羽二生	急傾斜地崩壊	I -219. 024 (1496)	羽二生	H26. 02. 25	H26. 02. 25
佐渡市	両津市	羽二生	急傾斜地崩壊	I -219. 025 (1497)	入桑	H26. 02. 25	H26. 02. 25
佐渡市	両津市	両津大川	急傾斜地崩壊	I -219. 026 (1498)	大川(1 区)	H27. 07. 03	H27. 07. 03
佐渡市	両津市	水津	急傾斜地崩壊	I -219. 027 (1499)	水津 1	H26. 08. 26	H26. 08. 26
佐渡市	両津市	片野尾	急傾斜地崩壊	I -219. 028 (1500)	風島	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	片野尾	急傾斜地崩壊	I -219. 029 (1501)	片野尾(1)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	月布施	急傾斜地崩壊	I -219. 030 (1502)	月布施北	H22. 02. 26	H22. 02. 26
佐渡市	両津市	月布施	急傾斜地崩壊	I -219. 031 (1503)	月布施 1	H22. 02. 26	H22. 02. 26
佐渡市	両津市	東強清水	急傾斜地崩壊	I -219. 032 (1504)	東強清水	H23. 03. 29	H23. 03. 29
佐渡市	両津市	東立島	急傾斜地崩壊	I -219. 033 (1505)	東立島(1)	H18. 07. 21	H23. 03. 29
佐渡市	両津市	豊岡	急傾斜地崩壊	I -219. 034 (1506)	葛倉	H23. 03. 01	H23. 03. 01
佐渡市	両津市	豊岡	急傾斜地崩壊	I -219. 035 (1507)	糸崎	H23. 03. 01	H23. 03. 01
佐渡市	両津市	柿野浦	急傾斜地崩壊	I -219. 036 (1508)	柿野浦 1	H27. 07. 31	H27. 07. 31
佐渡市	両津市	柿野浦	急傾斜地崩壊	I -219. 037 (1509)	南柿野浦	H27. 07. 31	H27. 07. 31
佐渡市	両津市	東鶴島	急傾斜地崩壊	I -219. 038 (1510)	東鶴島	H27. 07. 31	H27. 07. 31

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	岩首	急傾斜地崩壊	I-219.039(1511)	岩首(2区)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	両津市	岩首	急傾斜地崩壊	I-219.040(1512)	岩首(3区)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	両津市	鷺崎	急傾斜地崩壊	I-219.041(1513)	鷺崎1	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	歌見	急傾斜地崩壊	I-219.042(1514)	北歌見	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	浦川	急傾斜地崩壊	I-219.043(1515)	浦川	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	平松	急傾斜地崩壊	I-219.044(1516)	平松	H28.03.15	H28.03.15
佐渡市	両津市	和木	急傾斜地崩壊	I-219.045(1517)	和木北	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	両津市	玉崎	急傾斜地崩壊	I-219.046(1518)	玉崎(1)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	両津市	北五十里	急傾斜地崩壊	I-219.047(1519)	北五十里(2区)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	片野尾	急傾斜地崩壊	I-219.048(1520)	片野尾(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	岩首	急傾斜地崩壊	I-219.049(1521)	岩首1	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	両津市	野浦	急傾斜地崩壊	I-219.050(1522)	野浦	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	両津市	立間	急傾斜地崩壊	I-219.051(1523)	立間	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	豊岡	急傾斜地崩壊	I-219.052(1524)	豊岡	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	両津大川	急傾斜地崩壊	I-219.053(1525)	大川(2区)	H27.07.03	H27.07.03
佐渡市	両津市	浦川	急傾斜地崩壊	I-219.054(1526)	浦川南	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	北鶴島	急傾斜地崩壊	I-219.055(1527)	北鶴島北	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	北小浦	急傾斜地崩壊	I-219.056(1528)	北小浦2	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	両尾	急傾斜地崩壊	I-219.057(1529)	両尾2区-2	H25.12.20	H25.12.20
佐渡市	両津市	水津	急傾斜地崩壊	I-219.058(1530)	水津2	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	両津市	月布施	急傾斜地崩壊	I-219.059(1531)	月布施2	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	両津市	東立島	急傾斜地崩壊	I-219.060(1532)	東立島(2)	H18.07.21	H23.03.29
佐渡市	両津市	柿野浦	急傾斜地崩壊	I-219.061(1533)	柿野浦2	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	鷺崎	急傾斜地崩壊	I-219.062(1534)	鷺崎2	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	岩首	急傾斜地崩壊	I-219.063(1535)	岩首2	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	両津市	玉崎	急傾斜地崩壊	I-219.064(4205)	玉崎(2)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	両津市	鷺崎	急傾斜地崩壊	I-219.065(2306)	鷺崎-2	H23.03.01	
佐渡市	両津市	鷺崎	急傾斜地崩壊	I-219.066(2307)	鷺崎-3	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	藻浦	急傾斜地崩壊	I-219.067(2308)	藻浦(2)	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	鷺崎	急傾斜地崩壊	I-219.068(2309)	鷺崎-6	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	玉崎	急傾斜地崩壊	I-219.070(2311)	玉崎(3)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	両津市	白瀬	急傾斜地崩壊	I-219.071(2312)	白瀬川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	I-219.072(2313)	梅津川-1	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	I-219.073(2314)	春日二-(1)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	I-219.074(2315)	春日二-(2)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	I-219.075(2316)	中ノ沢	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	I-219.076(2317)	歌代住宅	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	I-219.078(2319)	椎泊	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	赤玉	急傾斜地崩壊	I-219.079(2320)	赤玉	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	相川町	岩谷口	急傾斜地崩壊	I-601.001(1536)	岩谷口	H26.03.18	H26.03.18

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	相川町	五十浦	急傾斜地崩壊	I -601.002(1537)	五十浦	H28.03.15	H28.03.15
佐渡市	相川町	関	急傾斜地崩壊	I -601.003(1538)	関 1 区-1	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	関	急傾斜地崩壊	I -601.004(1539)	関 2 区-2	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	矢柄	急傾斜地崩壊	I -601.005(1540)	矢柄	H28.03.15	H28.03.15
佐渡市	相川町	小田	急傾斜地崩壊	I -601.006(1541)	小田	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	相川町	石名	急傾斜地崩壊	I -601.007(1542)	石名	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	小野見	急傾斜地崩壊	I -601.008(1543)	小野見(1)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	北田野浦	急傾斜地崩壊	I -601.009(1544)	北田野浦	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	高千	急傾斜地崩壊	I -601.010(1545)	高下(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	相川町	高千	急傾斜地崩壊	I -601.011(1546)	千本(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	相川町	入川	急傾斜地崩壊	I -601.012(1547)	入川 1 区	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	入川	急傾斜地崩壊	I -601.013(1548)	入川 2 区	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	北川内	急傾斜地崩壊	I -601.014(1549)	北川内(1)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	北川内	急傾斜地崩壊	I -601.015(1550)	北川内(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	後尾	急傾斜地崩壊	I -601.016(1551)	後尾(1)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	石花	急傾斜地崩壊	I -601.017(1552)	石花	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	北片辺	急傾斜地崩壊	I -601.018(1553)	北片辺	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	南片辺	急傾斜地崩壊	I -601.019(1554)	南片辺	H26.06.20	H26.06.20
佐渡市	相川町	戸中	急傾斜地崩壊	I -601.020(1555)	戸中北	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	戸地	急傾斜地崩壊	I -601.021(1556)	戸地(1)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	北狄	急傾斜地崩壊	I -601.022(1557)	北狄(1)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	姫津	急傾斜地崩壊	I -601.023(1558)	姫津(1)	H18.11.21	H23.02.04
佐渡市	相川町	姫津	急傾斜地崩壊	I -601.024(1559)	姫津(2)	H18.11.21	H23.02.04
佐渡市	相川町	達者	急傾斜地崩壊	I -601.025(1560)	達者(1)	H18.03.17	H23.03.29
佐渡市	相川町	達者	急傾斜地崩壊	I -601.026(1561)	達者(3)	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	相川町	小川	急傾斜地崩壊	I -601.027(1562)	下小川(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	相川町	下相川	急傾斜地崩壊	I -601.028(1563)	下相川	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	下相川	急傾斜地崩壊	I -601.029(1564)	大間町	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川広間町	急傾斜地崩壊	I -601.030(1565)	小六町	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川下寺町	急傾斜地崩壊	I -601.031(1566)	下寺町	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川下戸村	急傾斜地崩壊	I -601.032(1567)	上馬町(1)	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川下戸村	急傾斜地崩壊	I -601.033(1568)	下戸(1)	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川大浦	急傾斜地崩壊	I -601.034(1569)	大浦	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	相川大浦	急傾斜地崩壊	I -601.035(1570)	上大浦(1)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	高瀬	急傾斜地崩壊	I -601.036(1571)	高瀬 1	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	橘	急傾斜地崩壊	I -601.037(1572)	元橘	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	橘	急傾斜地崩壊	I -601.038(1573)	元橘の浦	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	稲鯨	急傾斜地崩壊	I -601.039(1574)	稲鯨砂原	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	稲鯨	急傾斜地崩壊	I -601.040(1575)	稲鯨中村	H24.03.23	H24.03.23

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	相川町	稲鯨	急傾斜地崩壊	I -601.041(1576)	稲鯨新田(1)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	米郷	急傾斜地崩壊	I -601.042(1577)	米郷	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	二見	急傾斜地崩壊	I -601.043(1578)	二見元村(1)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	二見	急傾斜地崩壊	I -601.044(1579)	二見新地(1)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	相川四町目	急傾斜地崩壊	I -601.045(1580)	相川四町目	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	後尾	急傾斜地崩壊	I -601.047(1582)	後尾(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	戸中	急傾斜地崩壊	I -601.048(1583)	戸中(1)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	小川	急傾斜地崩壊	I -601.049(1584)	下小川(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	相川町	相川江戸沢町	急傾斜地崩壊	I -601.050(1585)	南沢町	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川羽田村	急傾斜地崩壊	I -601.051(1586)	五郎左衛門	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川下戸村	急傾斜地崩壊	I -601.052(1587)	上馬町(2)	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川下戸村	急傾斜地崩壊	I -601.053(1588)	下戸(2)	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川鹿伏	急傾斜地崩壊	I -601.054(1589)	鹿伏(1)	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川鹿伏	急傾斜地崩壊	I -601.055(1590)	鹿伏(2)	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川大浦	急傾斜地崩壊	I -601.056(1591)	上大浦(2)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	高瀬	急傾斜地崩壊	I -601.057(1592)	高瀬2	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	稲鯨	急傾斜地崩壊	I -601.058(1593)	稲鯨新田(2)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	二見	急傾斜地崩壊	I -601.059(1594)	二見元村(2)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	二見	急傾斜地崩壊	I -601.060(1595)	二見新地(2)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	北狄	急傾斜地崩壊	I -601.061(1596)	北狄(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	達者	急傾斜地崩壊	I -601.062(4206)	達者(2)	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川八百屋町	急傾斜地崩壊	I -601.063	羽田町	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川下戸村	急傾斜地崩壊	I -601.064(4208)	上馬町(3)	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	高千	急傾斜地崩壊	I -601.065(2321)	高下(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	相川町	入川	急傾斜地崩壊	I -601.066(2322)	入川	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	石花	急傾斜地崩壊	I -601.067(2323)	石花川	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	高瀬	急傾斜地崩壊	I -601.068(2324)	高瀬-1	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	高千	急傾斜地崩壊	I -601.070(2326)	千本(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	I -602.002(1598)	城之下	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	I -602.003(1599)	田中町1	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根簗町	急傾斜地崩壊	I -602.004(1600)	沢根(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	佐和田町	沢根町	急傾斜地崩壊	I -602.005(1601)	下町(1)	H23.06.14	
佐渡市	佐和田町	沢根町	急傾斜地崩壊	I -602.006(1602)	上町	H18.11.21	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	I -602.007(1603)	田中町2	H27.11.06	H27.11.06
佐渡市	佐和田町	沢根町	急傾斜地崩壊	I -602.008(1604)	沢根(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	佐和田町	沢根町	急傾斜地崩壊	I -602.009(1605)	下町(2)	H23.06.14	
佐渡市	佐和田町	真光寺	急傾斜地崩壊	I -602.010(2327)	沢	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	I -602.011(2328)	西野-4	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	金井町	泉	急傾斜地崩壊	I -603.001(1606)	島	H28.12.13	H28.12.13

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	金井町	千種	急傾斜地崩壊	I -603.002(1607)	大和田	H28.12.13	
佐渡市	金井町	泉	急傾斜地崩壊	I -603.004(1609)	泉	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	新穂村	新穂潟上	急傾斜地崩壊	I -604.002(1611)	潟上	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	I -605.001(1612)	中佐為	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	I -605.002(1613)	浦ノ川内	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	I -605.003(1614)	多田	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	I -605.004(1615)	多田東 (1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	I -605.006(4209)	多田東 (2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	畑野町	長谷	急傾斜地崩壊	I -605.007(2330)	長谷-2	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	I -605.008(2331)	松ヶ崎-(1)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	I -605.009(2332)	松ヶ崎-(2)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	I -605.010(2333)	黒根	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	畑野町	丸山	急傾斜地崩壊	I -605.011(2334)	丸山-1	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	I -606.001(1685)	西三川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	吉岡	急傾斜地崩壊	I -606.002(1618)	本町	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	真野新町	急傾斜地崩壊	I -606.003(1619)	中町	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	豊田	急傾斜地崩壊	I -606.004(1620)	豊田	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	静平	急傾斜地崩壊	I -606.006(1622)	新入高屋	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	I -606.007(1623)	笹川(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	I -606.008(1624)	金山	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	椿尾	急傾斜地崩壊	I -606.009(2335)	椿尾 2	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	小木町	井坪	急傾斜地崩壊	I -607.001(1626)	井坪	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	小木大浦	急傾斜地崩壊	I -607.002(1627)	小木大浦	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	木流	急傾斜地崩壊	I -607.003(1628)	木流	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	田野浦	急傾斜地崩壊	I -607.004(1629)	田野浦(1)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	小木町	江積	急傾斜地崩壊	I -607.005(1630)	江積(1)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	小木町	沢崎	急傾斜地崩壊	I -607.006(1631)	白木(1)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	小木町	沢崎	急傾斜地崩壊	I -607.007(1632)	沢崎(1)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	小木町	深浦	急傾斜地崩壊	I -607.008(1633)	深浦(1)	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	小木町	小木強清水	急傾斜地崩壊	I -607.009(1634)	強清水 1	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	宿根木	急傾斜地崩壊	I -607.010(1635)	宿根木(1)	H25.10.25	H25.10.25
佐渡市	小木町	琴浦	急傾斜地崩壊	I -607.011(1636)	東琴浦(1)	H25.10.25	H25.10.25
佐渡市	小木町	小木	急傾斜地崩壊	I -607.013(1638)	元小木西	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	小木町	急傾斜地崩壊	I -607.014(1639)	中立町	H19.03.06	H23.03.29
佐渡市	小木町	小木町	急傾斜地崩壊	I -607.015(1640)	旭町	H19.03.06	H23.03.29
佐渡市	小木町	小木町	急傾斜地崩壊	I -607.016(1641)	諏訪町	H19.03.06	H23.03.29
佐渡市	小木町	江積	急傾斜地崩壊	I -607.017(1642)	江積(2)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	小木町	沢崎	急傾斜地崩壊	I -607.018(1643)	沢崎(2)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	小木町	沢崎	急傾斜地崩壊	I -607.019(1644)	沢崎(3)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	小木町	深浦	急傾斜地崩壊	I -607.020(1645)	深浦(2)	H25.10.04	H25.10.04

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	小木町	小木強清水	急傾斜地崩壊	I -607. 021 (1646)	強清水 2-1	H28. 01. 19	H28. 01. 19
佐渡市	小木町	宿根木	急傾斜地崩壊	I -607. 022 (1647)	宿根木 (2)	H25. 10. 25	H25. 10. 25
佐渡市	小木町	琴浦	急傾斜地崩壊	I -607. 023 (1648)	東琴浦 (2)	H25. 10. 25	H25. 10. 25
佐渡市	小木町	小木町	急傾斜地崩壊	I -607. 026 (1651)	白坂町	H19. 03. 06	H23. 03. 29
佐渡市	小木町	小木強清水	急傾斜地崩壊	I -607. 027 (2336)	強清水 2-2	H28. 01. 19	H28. 01. 19
佐渡市	小木町	田野浦	急傾斜地崩壊	I -607. 028 (2337)	田野浦 (2)	H26. 02. 25	H26. 02. 25
佐渡市	小木町	田野浦	急傾斜地崩壊	I -607. 029 (2338)	田野浦 (3)	H26. 02. 25	H26. 02. 25
佐渡市	小木町	宿根木	急傾斜地崩壊	I -607. 030 (2339)	宿根木 (3)	H25. 10. 25	H25. 10. 25
佐渡市	小木町	小木町	急傾斜地崩壊	I -607. 031 (2340)	琴平町	H23. 03. 29	H23. 03. 29
佐渡市	小木町	小木町	急傾斜地崩壊	I -607. 032 (2341)	入舟町	H19. 03. 06	H23. 03. 29
佐渡市	小木町	小木町	急傾斜地崩壊	I -607. 033 (2342)	山本町	H19. 03. 06	H23. 03. 29
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	I -608. 001 (1652)	仮屋	H22. 02. 26	H22. 02. 26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	I -608. 002 (1653)	須川 (1)	H22. 02. 26	H22. 02. 26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	I -608. 003 (1654)	寺田 (1)	H22. 02. 26	H22. 02. 26
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	I -608. 004 (1655)	大泊	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	I -608. 006 (1657)	西仮屋 (1)	H22. 02. 26	H22. 02. 26
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	I -608. 007 (1658)	滝平	H29. 02. 07	H29. 02. 07
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	I -608. 008 (2343)	須川 (2)	H22. 02. 26	H22. 02. 26
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	急傾斜地崩壊	I -608. 009 (2344)	飯岡-1	H28. 10. 07	H28. 10. 07
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	I -608. 010 (2345)	大泊-1	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	I -608. 011 (2346)	赤岩	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	急傾斜地崩壊	I -608. 012 (2347)	飯岡-5	H28. 10. 07	H28. 10. 07
佐渡市	赤泊村	莚場	急傾斜地崩壊	I -609. 005 (1663)	小石	H26. 12. 09	H26. 12. 09
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	I -609. 006 (1664)	腰細	H26. 02. 25	H26. 02. 25
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	I -609. 007 (1665)	三川	H26. 02. 25	H26. 02. 25
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	I -609. 008 (1666)	徳和浜	H26. 02. 25	H26. 03. 18
佐渡市	赤泊村	徳和	急傾斜地崩壊	I -609. 009 (1667)	浦津	H18. 11. 21	H23. 03. 29
佐渡市	赤泊村	赤泊	急傾斜地崩壊	I -609. 011 (1669)	荒町	H18. 07. 21	H23. 03. 29
佐渡市	赤泊村	赤泊	急傾斜地崩壊	I -609. 012 (1670)	中町	H23. 03. 29	H23. 03. 29
佐渡市	赤泊村	赤泊	急傾斜地崩壊	I -609. 013 (1671)	赤泊 (1)	H23. 03. 29	H23. 03. 29
佐渡市	赤泊村	南新保	急傾斜地崩壊	I -609. 014 (1672)	新保東 (1)	H26. 10. 17	H26. 10. 17
佐渡市	赤泊村	南新保	急傾斜地崩壊	I -609. 015 (1673)	新保西 (1)	H26. 10. 17	H26. 10. 17
佐渡市	赤泊村	杉野浦	急傾斜地崩壊	I -609. 016 (1674)	東杉野浦 (1)	H25. 10. 04	H25. 10. 04
佐渡市	赤泊村	杉野浦	急傾斜地崩壊	I -609. 017 (1675)	中杉野浦	H25. 10. 04	H25. 10. 04
佐渡市	赤泊村	杉野浦	急傾斜地崩壊	I -609. 018 (1676)	西杉野浦	H25. 10. 04	H25. 10. 04
佐渡市	赤泊村	大杉	急傾斜地崩壊	I -609. 019 (1677)	大杉 (1)	H26. 10. 17	H26. 10. 17
佐渡市	赤泊村	赤泊	急傾斜地崩壊	I -609. 020 (1678)	赤泊 (2)	H18. 07. 21	H23. 03. 29
佐渡市	赤泊村	赤泊	急傾斜地崩壊	I -609. 021 (1679)	赤泊 (3)	H23. 03. 29	H23. 03. 29
佐渡市	赤泊村	南新保	急傾斜地崩壊	I -609. 022 (1680)	新保西 (2)	H26. 10. 17	H26. 10. 17
佐渡市	赤泊村	杉野浦	急傾斜地崩壊	I -609. 024 (1682)	東杉野浦 (2)	H25. 10. 04	H25. 10. 04

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	赤泊村	杉野浦	急傾斜地崩壊	I -609. 025 (1683)	東杉野浦 (3)	H25. 10. 04	H25. 10. 04
佐渡市	赤泊村	大杉	急傾斜地崩壊	I -609. 026 (1684)	大杉 (2)	H26. 10. 17	H26. 10. 17
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	I -609. 027 (2348)	下川茂-2	H23. 02. 04	H23. 02. 04
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	I -609. 028 (2349)	下川茂-6	H23. 02. 04	H23. 02. 04
佐渡市	赤泊村	柳沢	急傾斜地崩壊	I -609. 029 (2350)	柳沢-3	H27. 09. 01	H27. 09. 01
佐渡市	赤泊村	真浦	急傾斜地崩壊	I -609. 030 (2351)	真浦-2	H28. 01. 19	H28. 01. 19
佐渡市	赤泊村	徳和	急傾斜地崩壊	I -609. 031 (2352)	下小熊 (1)	H23. 03. 29	H23. 03. 29
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	I -609. 032 (2353)	山田東	H26. 03. 18	H26. 03. 18
佐渡市	赤泊村	筵場	急傾斜地崩壊	I -609. 033 (2354)	下筵場-1	H26. 12. 09	H26. 12. 09
佐渡市	赤泊村	筵場	急傾斜地崩壊	I -609. 034 (2355)	下筵場-2	H26. 12. 09	H26. 12. 09
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	II -219. 001 (4108)	吉住 (2)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	鷺崎	急傾斜地崩壊	II -219. 002 (3711)	鷺崎-1	H23. 03. 01	
佐渡市	両津市	鷺崎	急傾斜地崩壊	II -219. 003 (3712)	鷺崎-4	H23. 03. 01	H23. 03. 01
佐渡市	両津市	鷺崎	急傾斜地崩壊	II -219. 004 (3713)	鷺崎-5	H23. 03. 01	H23. 03. 01
佐渡市	両津市	鷺崎	急傾斜地崩壊	II -219. 005 (3714)	鷺崎-7	H23. 03. 01	
佐渡市	両津市	真更川	急傾斜地崩壊	II -219. 006 (3715)	真更川-1	H28. 03. 15	
佐渡市	両津市	虫崎	急傾斜地崩壊	II -219. 008 (3717)	虫崎	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	両津市	玉崎	急傾斜地崩壊	II -219. 009 (3718)	玉崎 (4)	H25. 03. 22	H25. 03. 22
佐渡市	両津市	和木	急傾斜地崩壊	II -219. 010 (3719)	和木 (2)	H26. 10. 17	H26. 10. 17
佐渡市	両津市	白瀬	急傾斜地崩壊	II -219. 011 (3720)	白瀬 (2)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	椿	急傾斜地崩壊	II -219. 012 (3721)	椿-2	H28. 03. 15	H28. 03. 15
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	II -219. 013 (3722)	吉住 (3)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	II -219. 014 (3723)	野町 (1)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	II -219. 015 (3724)	野町 (2)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	II -219. 016 (3725)	外羽黒 (2)	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	II -219. 017 (3726)	梅津川-2	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	II -219. 018 (3727)	梅津川-3	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	II -219. 019 (3728)	中高野住宅	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	II -219. 020 (3729)	赤井地	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	II -219. 021 (3730)	新町	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	II -219. 022 (3731)	福浦三	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	II -219. 023 (3732)	南河内	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	II -219. 024 (3733)	加茂歌代	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	両津市	長江	急傾斜地崩壊	II -219. 025 (3734)	岩野-2	H28. 12. 13	
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	II -219. 026 (3735)	秋津 (3)	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	II -219. 027 (3736)	秋津 (4)	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	II -219. 028 (3737)	秋津 (5)	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	II -219. 029 (3738)	秋津 (6)	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	II -219. 030 (3739)	秋津 (7)	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	両津市	住吉	急傾斜地崩壊	II -219. 031 (3740)	住吉	H28. 12. 13	H28. 12. 13

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.032(3741)	吾潟-1	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.033(3742)	吾潟-2	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	両尾	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.034(3743)	両尾	H25.12.20	H25.12.20
佐渡市	両津市	羽二生	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.035(3744)	羽二生-1	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	羽二生	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.036(3745)	羽二生-2	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	両津大川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.037(3746)	大川	H27.07.03	H27.07.03
佐渡市	両津市	水津	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.038(3747)	水津	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	両津市	片野尾	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.039(3748)	片野尾(3)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	豊岡	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.040(3749)	豊岡-1	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.041(3750)	秋津(8)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	蛸	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.042(3751)	蛸	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	豊岡	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.043(3752)	豊岡-2	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	椿	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.044(3753)	椿-1	H28.03.15	H28.03.15
佐渡市	両津市	長江	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.045(3754)	大手	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	両津市	久知河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-219.046(3755)	久知河内(2)	H27.07.03	H27.07.03
佐渡市	相川町	石名	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.001(3756)	石名(1)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	高千	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.003(3758)	千本(3)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	相川町	石花	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.004(3759)	石花(1)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	戸中	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.005(3760)	戸中(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	戸地	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.006(3761)	戸地(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	戸地	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.007(3762)	戸地(3)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	相川崇徳町	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.008(3763)	崇徳町	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	相川町	関	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.009(3764)	関1区-2	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	小野見	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.010(3765)	小野見(2)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	高瀬	急傾斜地崩壊	Ⅱ-601.011(3766)	高瀬-2	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	佐和田町	沢根	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.001(3767)	河内(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	佐和田町	沢根	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.002(3768)	河内(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	佐和田町	沢根	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.003(3769)	中山(1)	H23.06.14	
佐渡市	佐和田町	沢根	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.004(3770)	田上(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	佐和田町	沢根	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.005(3771)	中山(2)	H23.06.14	
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.006(3772)	田中-1	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.007(3773)	田中-2	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.008(3774)	西野-1	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.009(3775)	西野-2	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.010(3776)	西野-3	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	窪田	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.011(3777)	西窪田-1	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.012(3778)	東野	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	窪田	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.013(3779)	西窪田-2	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.016(3782)	西山田	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.017(3783)	東山田-1	H28.12.13	

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.018(3784)	東山田-2	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	二宮	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.019(3785)	西二宮-1	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	二宮	急傾斜地崩壊	Ⅱ-602.020(3786)	西二宮-2	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	新徳村	新徳潟上	急傾斜地崩壊	Ⅱ-604.001(3787)	源田平	H28.10.07	
佐渡市	新徳村	新徳潟上	急傾斜地崩壊	Ⅱ-604.002(3788)	寺ノ上-1	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳潟上	急傾斜地崩壊	Ⅱ-604.003(3789)	寺ノ上-2	H28.10.07	
佐渡市	新徳村	上新徳	急傾斜地崩壊	Ⅱ-604.007(3793)	上新徳-2	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	畑野町	長谷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.002(3797)	長谷-1	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.003(3798)	鳥越(1)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.004(3799)	鳥越(2)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.005(3800)	鳥越(3)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.006(3801)	小倉(1)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.007(3802)	小倉(2)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.008(3803)	小倉(3)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.009(3804)	小倉(4)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.010(3805)	宮の河内(1)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.011(3806)	宮の河内(2)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.012(3807)	上日向(1)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.013(3808)	上日向(2)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.014(3809)	上日向(3)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.015(3810)	上日向(4)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	飯持	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.016(3811)	飯持-1	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	大久保	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.017(3812)	大久保	H28.12.13	
佐渡市	畑野町	小倉	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.018(3813)	野田	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	猿八	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.019(3814)	猿八	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.020(3815)	浦ノ川内-(1)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.021(3816)	浦ノ川内-(2)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.022(3817)	浦ノ川内-(3)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.023(3818)	浦ノ川内-(4)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.024(3819)	浦ノ川内-(5)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.025(3820)	浦ノ川内-(6)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.026(3821)	浦ノ川内-(7)	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.027(3822)	浜河内(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.028(3823)	浜河内(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.029(3824)	浜河内(3)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.030(3825)	浜河内(4)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.031(3826)	浜河内(5)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.032(3827)	浜河内(6)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.033(3828)	浜河内(7)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.035(3930)	浜河内(8)	H24.03.27	H24.03.27

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.036(3831)	浜河内 (9)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	坊ヶ浦	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.037(3832)	坊ヶ浦(1)	H28.11.29	H28.11.29
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.039(1616)	浜河内 (10)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	Ⅱ-605.040(3834)	浜河内 (11)	H24.03.27	
佐渡市	真野町	真野	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.002(3836)	真野-1	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	真野町	真野	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.003(3837)	真野-2	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	真野町	吉岡	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.004(3838)	小川内	H29.02.07	
佐渡市	真野町	大小	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.006(3840)	小立	H29.02.07	
佐渡市	真野町	大倉谷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.007(3841)	大立	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.008(3842)	笹川(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.009(3843)	笹川(3)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	下黒山	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.011(3845)	下黒山-2	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.012(3846)	高崎(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.013(3847)	高崎(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	椿尾	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.014(3848)	椿尾-1	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-606.016(3849)	高崎(3)	H23.06.14	
佐渡市	小木町	小木堂釜	急傾斜地崩壊	Ⅱ-607.001 (3850)	堂釜	H29.01.27	
佐渡市	小木町	小木	急傾斜地崩壊	Ⅱ-607.002(3851)	虫谷(1)	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	Ⅱ-607.003(3852)	木野浦	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.002(3855)	大橋中央	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.003(3856)	木戸(1)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.005(3858)	木戸(3)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.006(3859)	天沢(1)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.007(3860)	天沢(2)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.008(3861)	天沢(3)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.009(3862)	天沢(4)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.010(3863)	天沢(5)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.011(3864)	天沢(6)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.012(3865)	羽茂本郷-1	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.013(3866)	飯岡-2	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.014(3867)	羽茂本郷(2)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	大字大崎下組	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.015(3868)	大崎下組-1	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	羽茂町	大字大崎下組	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.016(3869)	大崎中央-2	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	羽茂町	大字大崎下組	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.017(3870)	大崎中央-3	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.018(3871)	梅-1	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.019(3872)	梅-2	H29.02.07	
佐渡市	羽茂町	大字大崎下組	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.020(3873)	大崎向城	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	羽茂町	大字大崎下組	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.021(3874)	大崎下組-5	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.022(3875)	大崎下組(6)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.023(3876)	羽茂本郷(3)	H22.02.26	H22.02.26

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.024(3877)	飯岡(3)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.025(3878)	飯岡(4)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.026(3879)	西飯屋(2)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.027(3880)	新倉(1)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.028(3881)	新倉(2)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.029(3882)	上大谷(1)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.030(3883)	上大谷(2)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.031(3884)	寺田(2)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.032(3885)	上大谷(3)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.033(3886)	岡田	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.034(3887)	大石山田	H28.08.09	
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.035(3888)	杉浜	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.037(3890)	野崎-1	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.038(3891)	野崎-2	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.039(3892)	野崎-3	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	大字大崎下組	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.040(3893)	諏訪-1	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	羽茂町	大字大崎下組	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.041(3894)	諏訪-2	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	羽茂町	大字大崎下組	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.042(3895)	諏訪-3	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.044(3897)	大橋西方	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	Ⅱ-608.045(3898)	天沢(7)	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.001(3899)	下川茂-1	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.002(3900)	下川茂-3	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.003(3901)	下川茂-4	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.004(3902)	下川茂-5	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.005(3903)	下川茂-7	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.006(3904)	下川茂-8	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.007(3905)	下川茂-9	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	外山	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.008(3906)	外山-1	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	杉野浦	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.009(3907)	杉野浦	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	赤泊村	外山	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.010(3908)	外山-2	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	南新保	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.011(3909)	新保東(2)	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	赤泊村	南新保	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.012(3910)	新保東(3)	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	赤泊村	真浦	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.013(3911)	真浦-1	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	赤泊村	徳和	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.015(3913)	山寺	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	赤泊村	徳和	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.016(3914)	上小熊	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	赤泊村	徳和	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.017(3915)	下小熊(2)	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.018(3916)	山田西(1)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.019(3917)	山田中(1)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.020(3918)	山田中(2)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.021(3919)	山田東(1)	H26.03.18	H26.03.18

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.022(3920)	山田東(2)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.023(3921)	山田東(3)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.024(3922)	山田東(4)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.025(3923)	山田東(5)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	薙場	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.026(3924)	上薙場-1	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	薙場	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.027(3925)	上薙場-2	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	薙場	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.028(3926)	下薙場-3	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.029(3927)	下川茂-10	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.030(3928)	山田第一	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	下川茂	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.031(3929)	下川茂-11	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.032(3930)	山田中(3)	H26.03.18	
佐渡市	赤泊村	薙場	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.033(3931)	下薙場	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	薙場	急傾斜地崩壊	Ⅱ-609.034(3932)	上薙場	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	Ⅲ-219.004(4174)	野町(3)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	Ⅲ-219.005(4175)	赤井地Ⅲ	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	相川町	戸地	急傾斜地崩壊	Ⅲ-601.001(4176)	戸地(4)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	北狄	急傾斜地崩壊	Ⅲ-601.002(4177)	北狄(3)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	達者	急傾斜地崩壊	Ⅲ-601.003(4178)	達者(4)	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	相川町	小川	急傾斜地崩壊	Ⅲ-601.004(4179)	下小川(3)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	相川町	相川下戸村	急傾斜地崩壊	Ⅲ-601.005(4180)	下戸(3)	H18.11.21	
佐渡市	相川町	二見	急傾斜地崩壊	Ⅲ-601.008(4183)	二見	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	佐和田町	沢根	急傾斜地崩壊	Ⅲ-602.001(4187)	沢根河内	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	佐和田町	沢根	急傾斜地崩壊	Ⅲ-602.002(4188)	田上(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	佐和田町	沢根	急傾斜地崩壊	Ⅲ-602.003(4189)	田上(3)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅲ-602.004(4190)	田中Ⅲ-1	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅲ-602.005(4191)	西野Ⅲ-1	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅲ-602.006(4192)	田中Ⅲ-2	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅲ-602.007(4193)	西野Ⅲ-2	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	Ⅲ-602.008(4194)	西野Ⅲ-3	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	真野町	背合	急傾斜地崩壊	Ⅲ-606.001(4199)	背合Ⅲ-1	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	Ⅲ-606.005(4203)	笹川(4)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	Ⅲ-606.006(4204)	笹川(5)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.001	大屋地	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.002	加茂歌代(2)	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.003	向高野(1)	H23.03.01	
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.004	向高野(2)	H23.03.01	
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.005	春日	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.006	中高野(2)	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.007	新町(1)	H23.03.01	
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.008	新町(2)	H23.03.01	H23.03.01

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.009	赤井地(2)	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.010	南河内(1)	H23.03.01	
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.011	南河内(2)	H23.03.01	
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.012	南河内(3)	H23.03.01	
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.013	南河内(4)	H23.03.01	
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.014	南河内(5)	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.015	南河内(6)	H23.03.01	
佐渡市	両津市	加茂歌代	急傾斜地崩壊	佐渡-219.016	南河内(7)	H23.03.01	
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.017	秋津(1)	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.018	秋津(2)	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	片野尾	急傾斜地崩壊	佐渡-219.019	片野尾(4)	H24.03.16	H24.03.16
佐渡市	両津市	片野尾	急傾斜地崩壊	佐渡-219.020	片野尾(5)	H24.03.16	
佐渡市	両津市	蛸	急傾斜地崩壊	佐渡-219.021	蛸(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	蛸	急傾斜地崩壊	佐渡-219.022	蛸(3)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	白瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-219.023	白瀬(3)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	白瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-219.024	白瀬(4)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	白瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-219.025	白瀬(5)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	白瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-219.026	白瀬(6)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	佐渡-219.027	吉住(4)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	佐渡-219.028	羽吉(1)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	佐渡-219.029	羽吉(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	佐渡-219.030	羽吉(3)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	佐渡-219.031	羽吉(4)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	佐渡-219.032	羽吉(5)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	佐渡-219.033	羽吉(6)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	羽吉	急傾斜地崩壊	佐渡-219.034	羽吉(7)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	佐渡-219.035	椎泊(1)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	佐渡-219.036	椎泊(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	佐渡-219.037	椎泊(3)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	佐渡-219.038	椎泊(4)	H24.03.27	
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	佐渡-219.039	椎泊(5)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	佐渡-219.040	椎泊(6)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	佐渡-219.041	椎泊(7)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	佐渡-219.042	椎泊(8)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	椎泊	急傾斜地崩壊	佐渡-219.043	椎泊(9)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.044	秋津(9)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.045	秋津(10)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.046	秋津(11)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.047	秋津(12)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.048	秋津(13)	H24.03.27	H24.03.27

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	秋津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.049	秋津(14)	H25.03.22	
佐渡市	両津市	長江	急傾斜地崩壊	佐渡-219.083	長江(1)	H28.12.13	
佐渡市	両津市	長江	急傾斜地崩壊	佐渡-219.084	長江(2)	H28.12.13	
佐渡市	両津市	長江	急傾斜地崩壊	佐渡-219.085	長江(3)	H28.12.13	
佐渡市	両津市	長江	急傾斜地崩壊	佐渡-219.086	長江(4)	H28.12.13	
佐渡市	両津市	長江	急傾斜地崩壊	佐渡-219.087	長江(5)	H28.12.13	
佐渡市	相川町	小川	急傾斜地崩壊	佐渡-601.001	小川	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	橘	急傾斜地崩壊	佐渡-601.002	橘(1)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	橘	急傾斜地崩壊	佐渡-601.003	橘(2)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	戸中	急傾斜地崩壊	佐渡-601.004	戸中(3)	H25.03.22	
佐渡市	相川町	戸中	急傾斜地崩壊	佐渡-601.005	戸中(4)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	相川町	戸中	急傾斜地崩壊	佐渡-601.006	戸中(5)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	相川町	北狄	急傾斜地崩壊	佐渡-601.007	北狄(4)	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	相川町	北狄	急傾斜地崩壊	佐渡-601.008	北狄(5)	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	相川町	橘	急傾斜地崩壊	佐渡-601.028	橘(3)	H28.03.01	H28.03.01
佐渡市	相川町	小田	急傾斜地崩壊	佐渡-601.029	小田(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	相川町	相川銀山町	急傾斜地崩壊	佐渡-601.030	相川銀山町(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	佐渡-602.001	田中-追 1	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	佐渡-602.002	西野-追 1	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	佐渡-602.003	東野-追 1	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	佐渡-602.004	東野-追 2	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	佐渡-602.005	東野-追 3	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	佐渡-602.006	西野-追 2	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	急傾斜地崩壊	佐渡-602.007	東野-追 4	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	新徳村	新徳潟上	急傾斜地崩壊	佐渡-604.001	新徳潟上(1)	H28.10.07	
佐渡市	新徳村	新徳潟上	急傾斜地崩壊	佐渡-604.002	新徳潟上(2)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳潟上	急傾斜地崩壊	佐渡-604.003	新徳潟上(3)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	上新徳	急傾斜地崩壊	佐渡-604.004	上新徳(1)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳正明寺	急傾斜地崩壊	佐渡-604.005	新徳正明寺(1)	H28.10.07	
佐渡市	新徳村	新徳正明寺	急傾斜地崩壊	佐渡-604.006	新徳正明寺(2)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳瓜生屋	急傾斜地崩壊	佐渡-604.007	新徳瓜生屋(1)	H28.10.07	
佐渡市	新徳村	新徳大野	急傾斜地崩壊	佐渡-604.008	上大野(1)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳大野	急傾斜地崩壊	佐渡-604.009	上大野(2)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳大野	急傾斜地崩壊	佐渡-604.010	上大野(3)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	佐渡-605.001	浦ノ川内-8	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	急傾斜地崩壊	佐渡-605.002	浦ノ川内-9	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.003	多田(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	佐渡-605.004	多田(3)	H24.03.30	H24.03.30
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	佐渡-605.006	多田(4)	H24.03.30	H24.03.30
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	佐渡-605.007	多田(5)	H24.03.30	H24.03.30

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	畑野町	多田	急傾斜地崩壊	佐渡-605.008	多田(6)	H24.03.30	H24.03.30
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.011	浜河内(12)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.013	浜河内(13)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.014	浜河内(14)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.015	浜河内(15)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.016	浜河内(16)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.017	浜河内(17)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.018	浜河内(18)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.019	浜河内(19)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	畑野町	浜河内	急傾斜地崩壊	佐渡-605.020	浜河内(20)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	佐渡-606.001	高崎(4)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	真野町	西三川	急傾斜地崩壊	佐渡-606.002	高崎(5)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	真野町	真野	急傾斜地崩壊	佐渡-606.006	真野(1)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	真野町	真野	急傾斜地崩壊	佐渡-606.007	浜中(1)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	真野町	真野	急傾斜地崩壊	佐渡-606.008	浜中(2)	H29.01.27	
佐渡市	真野町	真野	急傾斜地崩壊	佐渡-606.009	浜中(3)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	真野町	真野	急傾斜地崩壊	佐渡-606.010	小川内(1)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	真野町	静平	急傾斜地崩壊	佐渡-606.016	静平(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	真野町	静平	急傾斜地崩壊	佐渡-606.017	静平(2)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	真野町	静平	急傾斜地崩壊	佐渡-606.018	静平(3)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	真野町	静平	急傾斜地崩壊	佐渡-606.019	静平(4)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	真野町	静平	急傾斜地崩壊	佐渡-606.020	静平(5)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	真野町	下黒山	急傾斜地崩壊	佐渡-606.021	下黒山(1)	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	真野町	下黒山	急傾斜地崩壊	佐渡-606.022	下黒山(2)	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	真野町	下黒山	急傾斜地崩壊	佐渡-606.023	下黒山(3)	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	小木町	宿根木	急傾斜地崩壊	佐渡-607.004	宿根木(4)	H25.10.25	H25.10.25
佐渡市	小木町	宿根木	急傾斜地崩壊	佐渡-607.005	宿根木(5)	H25.10.25	H25.10.25
佐渡市	小木町	小木	急傾斜地崩壊	佐渡-607.006	虫谷(2)	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	小木	急傾斜地崩壊	佐渡-607.007	虫谷(3)	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	小木	急傾斜地崩壊	佐渡-607.008	元小木(1)	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	小木	急傾斜地崩壊	佐渡-607.009	元小木(2)	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	小木	急傾斜地崩壊	佐渡-607.010	元小木(3)	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	小木	急傾斜地崩壊	佐渡-607.011	元小木(4)	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	江積	急傾斜地崩壊	佐渡-607.012	江積(3)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.034	小比叡(1)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.035	小比叡(2)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.036	小比叡(3)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.037	小比叡(4)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.038	小比叡(5)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.039	小比叡(6)	H29.02.21	

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.040	小比叡 (7)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.041	小比叡 (8)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.042	小比叡 (9)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.043	小比叡 (10)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小比叡	急傾斜地崩壊	佐渡-607.044	小比叡 (11)	H29.02.21	
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	急傾斜地崩壊	佐渡-608.001	羽茂飯岡(1)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	佐渡-608.002	羽茂飯岡(2)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	佐渡-608.003	羽茂飯岡(3)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	佐渡-608.004	羽茂飯岡(4)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	急傾斜地崩壊	佐渡-608.005	羽茂飯岡(5)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.017	冬居(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.018	井尻(4)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.019	井尻(3)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.020	井尻(2)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.021	井尻(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	佐渡-608.022	岡田(2)	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	佐渡-608.023	中平(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	佐渡-608.024	中平(2)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	佐渡-608.025	杉浜(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	佐渡-608.026	杉浜(2)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	佐渡-608.027	大石山田(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	赤泊村	柳沢	急傾斜地崩壊	佐渡-609.033	柳沢(1)	H27.09.01	H27.09.01
佐渡市	両津市	両尾	急傾斜地崩壊	佐渡-219.054	両尾(1)	H25.12.20	H25.12.20
佐渡市	両津市	羽二生	急傾斜地崩壊	佐渡-219.055	羽二生(1)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	羽二生	急傾斜地崩壊	佐渡-219.056	羽二生(2)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	羽二生	急傾斜地崩壊	佐渡-219.057	羽二生(3)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	北松ヶ崎	急傾斜地崩壊	佐渡-219.058	北松ヶ崎(1)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	両津市	北松ヶ崎	急傾斜地崩壊	佐渡-219.059	北松ヶ崎(2)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	両津市	北松ヶ崎	急傾斜地崩壊	佐渡-219.060	北松ヶ崎(3)	H26.08.26	
佐渡市	両津市	久知河内	急傾斜地崩壊	佐渡-219.061	久知河内(3)	H27.07.03	H27.07.03
佐渡市	両津市	水津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.062	水津(1)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	両津市	水津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.063	水津(2)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	両津市	河崎	急傾斜地崩壊	佐渡-219.064	河崎(1)	H27.07.16	H27.07.16
佐渡市	両津市	河崎	急傾斜地崩壊	佐渡-219.066	河崎(2)	H27.07.16	H27.07.16
佐渡市	両津市	北小浦	急傾斜地崩壊	佐渡-219.067	北小浦(1)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	浦川	急傾斜地崩壊	佐渡-219.068	浦川(1)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	浦川	急傾斜地崩壊	佐渡-219.069	浦川(2)	H28.03.15	H28.03.15
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.070	梅津(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.071	梅津(2)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.072	梅津(3)	H28.08.09	H28.08.09

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.073	梅津(4)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.074	梅津(5)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.075	梅津(6)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	梅津	急傾斜地崩壊	佐渡-219.076	梅津(7)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	潟端	急傾斜地崩壊	佐渡-219.079	潟端(1)	H28.12.13	
佐渡市	両津市	潟端	急傾斜地崩壊	佐渡-219.080	潟端(2)	H28.12.13	
佐渡市	両津市	潟端	急傾斜地崩壊	佐渡-219.081	潟端(3)	H28.12.13	
佐渡市	両津市	潟端	急傾斜地崩壊	佐渡-219.082	潟端(4)	H28.12.13	H29.12.13
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.088	吾潟(1)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.089	吾潟(2)	H29.02.21	
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.090	吾潟(3)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.091	吾潟(4)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.092	吾潟(5)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.093	吾潟(6)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.094	吾潟(7)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.095	吾潟(8)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.096	吾潟(9)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	急傾斜地崩壊	佐渡-219.097	吾潟(10)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	相川町	相川大浦	急傾斜地崩壊	佐渡-601.009	大浦(1)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	相川大浦	急傾斜地崩壊	佐渡-601.010	大浦(2)	H26.03.18	
佐渡市	相川町	相川大浦	急傾斜地崩壊	佐渡-601.011	大浦(3)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	相川大浦	急傾斜地崩壊	佐渡-601.012	大浦(4)	H26.03.18	
佐渡市	相川町	北立島	急傾斜地崩壊	佐渡-601.013	北立島	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	南片辺	急傾斜地崩壊	佐渡-601.018	南片辺(1)	H26.06.20	H26.06.20
佐渡市	相川町	関	急傾斜地崩壊	佐渡-601.019	関(1)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	関	急傾斜地崩壊	佐渡-601.020	関(2)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	関	急傾斜地崩壊	佐渡-601.021	関(3)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	高瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-601.022	高瀬(1)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	高瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-601.023	高瀬(2)	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	小野見	急傾斜地崩壊	佐渡-601.024	小野見(3)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	北田野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-601.025	北田野浦(1)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	北田野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-601.026	北田野浦(2)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	北田野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-601.027	北田野浦(3)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	佐和田町	石田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.008	石田(2)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	石田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.009	石田(3)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	窪田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.010	窪田(1)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	真光寺	急傾斜地崩壊	佐渡-602.011	真光寺(1)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	真光寺	急傾斜地崩壊	佐渡-602.012	真光寺(2)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	真光寺	急傾斜地崩壊	佐渡-602.013	真光寺(3)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	真光寺	急傾斜地崩壊	佐渡-602.014	真光寺(4)	H28.12.13	

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	佐和田町	真光寺	急傾斜地崩壊	佐渡-602.015	真光寺(5)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.016	山田(1)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.017	山田(2)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.018	山田(3)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.019	山田(4)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.020	山田(5)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.021	山田(6)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.022	山田(7)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.023	山田(8)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.024	山田(9)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	山田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.025	山田(10)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	二宮	急傾斜地崩壊	佐渡-602.026	二宮(1)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	二宮	急傾斜地崩壊	佐渡-602.027	二宮(2)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	二宮	急傾斜地崩壊	佐渡-602.028	二宮(3)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	二宮	急傾斜地崩壊	佐渡-602.029	二宮(4)	H28.12.13	
佐渡市	佐和田町	石田	急傾斜地崩壊	佐渡-602.030	石田(1)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	中興	急傾斜地崩壊	佐渡-603.001	中興(1)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	中興	急傾斜地崩壊	佐渡-603.002	中興(2)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	泉	急傾斜地崩壊	佐渡-603.003	泉(1)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	泉	急傾斜地崩壊	佐渡-603.004	泉(2)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	泉	急傾斜地崩壊	佐渡-603.005	泉(3)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	金井新保	急傾斜地崩壊	佐渡-603.006	金井新保(1)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	金井新保	急傾斜地崩壊	佐渡-603.007	金井新保(2)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	平清水	急傾斜地崩壊	佐渡-603.008	平清水(1)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	千種	急傾斜地崩壊	佐渡-603.009	千種(1)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	千種	急傾斜地崩壊	佐渡-603.010	千種(2)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	千種	急傾斜地崩壊	佐渡-603.011	千種(3)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	金井町	千種	急傾斜地崩壊	佐渡-603.012	千種(4)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	金井町	千種	急傾斜地崩壊	佐渡-603.013	千種(5)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	千種	急傾斜地崩壊	佐渡-603.014	千種(6)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	千種	急傾斜地崩壊	佐渡-603.015	千種(7)	H28.12.13	
佐渡市	金井町	千種	急傾斜地崩壊	佐渡-603.016	千種(8)	H28.12.13	
佐渡市	畑野町	坊ヶ浦	急傾斜地崩壊	佐渡-605.021	坊ヶ浦(2)	H28.11.29	H28.11.29
佐渡市	畑野町	栗野江	急傾斜地崩壊	佐渡-605.022	栗野江集落センター横急傾斜	H28.12.13	
佐渡市	畑野町	栗野江	急傾斜地崩壊	佐渡-605.023	仙道温泉横急傾斜	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	畑野町	栗野江	急傾斜地崩壊	佐渡-605.024	加茂神社東急傾斜	H28.12.13	
佐渡市	畑野町	栗野江	急傾斜地崩壊	佐渡-605.025	弥三エ衛門沢急傾斜	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	畑野町	栗野江	急傾斜地崩壊	佐渡-605.026	左エ門四朗沢急傾斜	H28.12.13	
佐渡市	畑野町	大久保	急傾斜地崩壊	佐渡-605.027	大久保(1)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	畑野町	大久保	急傾斜地崩壊	佐渡-605.028	大久保(2)	H28.12.13	H28.12.13

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	畑野町	大久保	急傾斜地崩壊	佐渡-605.029	大久保(3)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	畑野町	丸山	急傾斜地崩壊	佐渡-605.030	丸山(1)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	丸山	急傾斜地崩壊	佐渡-605.031	丸山(2)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	丸山	急傾斜地崩壊	佐渡-605.032	丸山(3)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	丸山	急傾斜地崩壊	佐渡-605.033	丸山(4)	H29.01.27	
佐渡市	畑野町	丸山	急傾斜地崩壊	佐渡-605.034	丸山(5)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	丸山	急傾斜地崩壊	佐渡-605.035	丸山(6)	H29.01.27	
佐渡市	畑野町	長谷	急傾斜地崩壊	佐渡-605.036	長谷(1)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	飯持	急傾斜地崩壊	佐渡-605.037	飯持(1)	H29.01.27	
佐渡市	畑野町	飯持	急傾斜地崩壊	佐渡-605.038	飯持(2)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	飯持	急傾斜地崩壊	佐渡-605.039	飯持(3)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	飯持	急傾斜地崩壊	佐渡-605.040	飯持(4)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	猿八	急傾斜地崩壊	佐渡-605.041	猿八(1)	H29.01.27	
佐渡市	畑野町	猿八	急傾斜地崩壊	佐渡-605.042	猿八(2)	H29.01.27	
佐渡市	畑野町	猿八	急傾斜地崩壊	佐渡-605.043	猿八(3)	H29.01.27	
佐渡市	畑野町	猿八	急傾斜地崩壊	佐渡-605.044	猿八(4)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	真野町	椿尾	急傾斜地崩壊	佐渡-606.003	椿尾(3)	H26.10.17	
佐渡市	真野町	椿尾	急傾斜地崩壊	佐渡-606.004	椿尾(4)	H26.10.17	
佐渡市	真野町	椿尾	急傾斜地崩壊	佐渡-606.005	椿尾(5)	H26.10.17	
佐渡市	真野町	真野新町	急傾斜地崩壊	佐渡-606.011	真野新町(1)	H29.02.07	
佐渡市	真野町	豊田	急傾斜地崩壊	佐渡-606.012	豊田(1)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	豊田	急傾斜地崩壊	佐渡-606.013	豊田(2)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	竹田	急傾斜地崩壊	佐渡-606.014	竹田(1)	H29.02.07	
佐渡市	真野町	大須	急傾斜地崩壊	佐渡-606.015	大須(1)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	小木町	小木強清水	急傾斜地崩壊	佐渡-607.013	強清水(1)	H28.01.19	
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.014	木野浦(1)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	小木町	井坪	急傾斜地崩壊	佐渡-607.015	井坪(1)	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	犬神平	急傾斜地崩壊	佐渡-607.016	犬神平(1)	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	犬神平	急傾斜地崩壊	佐渡-607.017	犬神平(2)	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	犬神平	急傾斜地崩壊	佐渡-607.018	犬神平(3)	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.019	木野浦(2)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.020	木野浦(3)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.025	木野浦(4)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.026	木野浦(5)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.027	木野浦(6)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.028	木野浦(7)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.029	木野浦(8)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.030	木野浦(9)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.031	木野浦(10)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.032	木野浦(11)	H29.02.21	

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	小木町	小木木野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-607.033	木野浦(12)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	急傾斜地崩壊	佐渡-608.041	羽茂上山田(1)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	急傾斜地崩壊	佐渡-608.042	羽茂上山田(2)	H29.02.21	
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	急傾斜地崩壊	佐渡-608.043	羽茂上山田(3)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	急傾斜地崩壊	佐渡-608.044	羽茂上山田(4)	H29.02.21	
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	急傾斜地崩壊	佐渡-608.045	羽茂上山田(5)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	急傾斜地崩壊	佐渡-608.046	羽茂上山田(6)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	急傾斜地崩壊	佐渡-608.047	羽茂上山田(7)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	急傾斜地崩壊	佐渡-608.048	羽茂上山田(8)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	急傾斜地崩壊	佐渡-608.049	羽茂上山田(9)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-608.056	赤岩(2)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	杉野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-609.001	杉野浦(1)	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	赤泊村	杉野浦	急傾斜地崩壊	佐渡-609.002	杉野浦(2)	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.003	腰細(2)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.004	三川(1)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.005	腰細(1)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.006	三川(2)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.007	三川(3)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.008	三川(4)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.009	三川(5)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.010	三川(6)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.011	三川(7)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.012	三川(8)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.013	三川(9)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.014	三川(10)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.015	三川(11)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.016	三川(12)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.017	三川(13)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.018	三川(14)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.019	三川(15)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.020	三川(16)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.021	三川(17)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	苅場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.022	苅場(1)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	苅場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.023	苅場(2)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	苅場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.024	苅場(3)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	苅場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.025	苅場(4)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	苅場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.026	苅場(5)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	苅場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.027	苅場(6)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	苅場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.028	苅場(7)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	苅場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.029	苅場(8)	H26.12.09	H26.12.09

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	赤泊村	蕨場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.030	蕨場(9)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	蕨場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.031	蕨場(10)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	蕨場	急傾斜地崩壊	佐渡-609.032	蕨場(11)	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	真浦	急傾斜地崩壊	佐渡-609.034	真浦(1)	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	赤泊村	三川	急傾斜地崩壊	佐渡-609.035	三川(18)	H28.01.12	H28.01.12
佐渡市	赤泊村	外山	急傾斜地崩壊	佐渡-609.036	外山(1)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	外山	急傾斜地崩壊	佐渡-609.037	外山(2)	H29.02.21	
佐渡市	赤泊村	外山	急傾斜地崩壊	佐渡-609.038	外山(3)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	外山	急傾斜地崩壊	佐渡-609.039	外山(4)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	外山	急傾斜地崩壊	佐渡-609.040	外山(5)	H29.02.21	
佐渡市	赤泊村	上川茂	急傾斜地崩壊	佐渡-609.041	上川茂(1)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	上川茂	急傾斜地崩壊	佐渡-609.042	上川茂(2)	H29.02.21	H29.03.28
佐渡市	赤泊村	上川茂	急傾斜地崩壊	佐渡-609.043	上川茂(3)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	上川茂	急傾斜地崩壊	佐渡-609.044	上川茂(4)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	上川茂	急傾斜地崩壊	佐渡-609.045	上川茂(5)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	赤泊村	上川茂	急傾斜地崩壊	佐渡-609.046	上川茂(6)	H29.02.21	
佐渡市	赤泊村	上川茂	急傾斜地崩壊	佐渡-609.047	上川茂(7)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	玉崎	急傾斜地崩壊	佐渡-219.053	玉崎(5)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	両津市	椿	急傾斜地崩壊	佐渡-219.077	椿(1)	H28.03.15	H28.03.15
佐渡市	両津市	椿	急傾斜地崩壊	佐渡-219.078	椿(2)	H28.03.15	H28.03.15
佐渡市	小木町	沢崎	急傾斜地崩壊	佐渡-607.001	三ツ屋	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	小木町	沢崎	急傾斜地崩壊	佐渡-607.002	白木(2)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	小木町	沢崎	急傾斜地崩壊	佐渡-607.003	白木(3)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	小木町	小木堂釜	急傾斜地崩壊	佐渡-607.021	小木堂釜(1)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	小木町	小木堂釜	急傾斜地崩壊	佐渡-607.022	小木堂釜(2)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	小木町	小木堂釜	急傾斜地崩壊	佐渡-607.023	小木堂釜(3)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	小木町	小木堂釜	急傾斜地崩壊	佐渡-607.024	小木堂釜(4)	H29.01.27	
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.009	西方上組(1)	H28.03.22	
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.010	西方上組(2)	H28.03.22	
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.011	西方上組(3)	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.012	西方上組(4)	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.013	大橋西方(1)	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.014	大橋西方(2)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.015	内野(1)	H28.08.09	
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	急傾斜地崩壊	佐渡-608.016	内野(2)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	急傾斜地崩壊	佐渡-608.028	岡田(1)	H28.03.22	H28.03.22
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.029	滝平中央二(1)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.030	滝平中央一	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.031	滝平大平(3)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.032	滝平中央三	H29.02.07	H29.02.07

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.033	滝平中央二（2）	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.034	滝平下組（1）	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.035	滝平下組（2）	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.036	滝平下組（3）	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.037	滝平下組（4）	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	急傾斜地崩壊	佐渡-608.038	羽茂大峰	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂亀脇	急傾斜地崩壊	佐渡-608.039	羽茂亀脇（1）	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	羽茂町	羽茂亀脇	急傾斜地崩壊	佐渡-608.040	羽茂亀脇（2）	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-608.050	大泊（1）	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-608.051	大泊（2）	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-608.052	野崎（1）	H29.02.21	
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-608.053	野崎（2）	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-608.054	野崎（3）	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	急傾斜地崩壊	佐渡-608.055	赤岩（1）	H29.02.21	H29.02.21

（２）土石流

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	岩首	土石流	219-Ⅰ-001(1)	岩首川	H26.08.26	
佐渡市	両津市	岩首	土石流	219-Ⅰ-001(2)	スギナダ川	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	両津市	岩首	土石流	219-Ⅰ-002	岩首小川	H28.01.12	H28.01.12
佐渡市	両津市	東鶴島	土石流	219-Ⅰ-003	東鶴島川	H27.07.31	
佐渡市	両津市	東鶴島	土石流	219-Ⅰ-003-2	東鶴島川(2)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	東鶴島	土石流	219-Ⅰ-003-3	東鶴島川(3)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	東鶴島	土石流	219-Ⅰ-004	細窪川	H27.07.31	
佐渡市	両津市	柿野浦	土石流	219-Ⅰ-005-1	柿野浦川(1)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	柿野浦	土石流	219-Ⅰ-005-2	柿野浦川(2)	H27.07.31	
佐渡市	両津市	柿野浦	土石流	219-Ⅰ-005-3	柿野浦川(3)	H27.07.31	
佐渡市	両津市	柿野浦	土石流	219-Ⅰ-006	柿野浦北川	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	豊岡	土石流	219-Ⅰ-007	糸崎川	H28.01.12	H28.01.12
佐渡市	両津市	豊岡	土石流	219-Ⅰ-008	葛倉川	H23.03.29	
佐渡市	両津市	立間	土石流	219-Ⅰ-009	立間川	H28.01.12	H28.01.12
佐渡市	両津市	赤玉	土石流	219-Ⅰ-010	赤玉南川	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	両津市	赤玉	土石流	219-Ⅰ-011	赤玉中川	H22.12.17	
佐渡市	両津市	赤玉	土石流	219-Ⅰ-012	赤玉北川	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	両津市	鮑	土石流	219-Ⅰ-013	鮑川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	東立島	土石流	219-Ⅰ-014	東立島川	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	両津市	野浦	土石流	219-Ⅰ-015-1	野浦川 1	H23.02.04	
佐渡市	両津市	野浦	土石流	219-Ⅰ-015-2	野浦川 2	H23.02.04	

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	野浦	土石流	219-Ⅰ-016	小坪川	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	両津市	月布施	土石流	219-Ⅰ-017	不動川	H22.02.26	
佐渡市	両津市	月布施	土石流	219-Ⅰ-018	月布施北川	H26.04.04	H26.04.04
佐渡市	両津市	月布施	土石流	219-Ⅰ-019	馬瀬川	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	両津市	片野尾	土石流	219-Ⅰ-020	諏訪川	H23.06.14	
佐渡市	両津市	片野尾	土石流	219-Ⅰ-021	片野尾下川	H23.06.14	
佐渡市	両津市	片野尾	土石流	219-Ⅰ-022	佐十川	H23.06.14	
佐渡市	両津市	片野尾	土石流	219-Ⅰ-023	シイザム沢	H23.06.14	
佐渡市	両津市	片野尾	土石流	219-Ⅰ-024	稲場沢	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	片野尾	土石流	219-Ⅰ-025	馬正免川	H28.01.12	H28.01.12
佐渡市	両津市	水津	土石流	219-Ⅰ-026	水津南川	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	両津市	水津	土石流	219-Ⅰ-027	水津北川	H26.08.26	
佐渡市	両津市	両津大川	土石流	219-Ⅰ-028	大川	H27.07.03	H27.07.03
佐渡市	両津市	羽二生	土石流	219-Ⅰ-029	竹の河内川	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	羽二生	土石流	219-Ⅰ-030	百田川	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	羽二生	土石流	219-Ⅰ-031	河内川	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	羽二生	土石流	219-Ⅰ-032	羽二生沢	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	両尾	土石流	219-Ⅰ-033	平床下川	H25.12.20	H25.12.20
佐渡市	両津市	両尾	土石流	219-Ⅰ-034	両尾川	H28.03.22	H28.01.12
佐渡市	両津市	椎泊	土石流	219-Ⅰ-035-1	野々田沢(1)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	椎泊	土石流	219-Ⅰ-035-2	野々田沢(2)	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	椎泊	土石流	219-Ⅰ-035-3	野々田沢(3)	H23.06.14	
佐渡市	両津市	椎泊	土石流	219-Ⅰ-036-1	椎泊北川(1)	H23.06.14	
佐渡市	両津市	椎泊	土石流	219-Ⅰ-036-2	椎泊北川(2)	H23.06.14	
佐渡市	両津市	椎泊	土石流	219-Ⅰ-037	カッサン沢	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	河崎	土石流	219-Ⅰ-038	真更川	H27.07.03	H27.07.03
佐渡市	両津市	河崎	土石流	219-Ⅰ-039	千原川	H27.07.16	
佐渡市	両津市	羽吉	土石流	219-Ⅰ-042	吉住沢	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	白瀬	土石流	219-Ⅰ-045	白瀬川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	白瀬	土石流	219-Ⅰ-046	白瀬北川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	玉崎	土石流	219-Ⅰ-047	玉川	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	両津市	玉崎	土石流	219-Ⅰ-048-1	坊ヶ崎川	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	両津市	玉崎	土石流	219-Ⅰ-048-2	滝ヶ沢川	H26.03.18	
佐渡市	両津市	和木	土石流	219-Ⅰ-049	和木中川	H26.10.17	
佐渡市	両津市	和木	土石流	219-Ⅰ-050	和木川	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	両津市	馬首	土石流	219-Ⅰ-051	馬首川	H26.03.18	
佐渡市	両津市	北松ヶ崎	土石流	219-Ⅰ-052	北松ヶ崎川	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	両津市	浦川	土石流	219-Ⅰ-053	浦川	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	浦川	土石流	219-Ⅰ-054-1	浦川中川(1)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	浦川	土石流	219-Ⅰ-054-2	浦川中川(2)	H27.07.31	H27.07.31

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	歌見	土石流	219-Ⅰ-055	歌見川	H28.08.09	
佐渡市	両津市	黒姫	土石流	219-Ⅰ-056	黒姫川	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	両津市	虫崎	土石流	219-Ⅰ-057	不動川	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	北小浦	土石流	219-Ⅰ-058	釜川	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	北小浦	土石流	219-Ⅰ-059	北小浦川	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	藻浦	土石流	219-Ⅰ-060-1	江子ノ口川 1	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	藻浦	土石流	219-Ⅰ-060-2	江子ノ口川 2	H23.03.01	H23.03.01
佐渡市	両津市	願	土石流	219-Ⅰ-061	東願川	H18.03.31	
佐渡市	両津市	願	土石流	219-Ⅰ-062	西願川	H23.03.29	
佐渡市	両津市	北鶴島	土石流	219-Ⅰ-063	北鶴島川	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	羽二生	土石流	219-Ⅱ-001	観音寺川	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	羽二生	土石流	219-Ⅱ-002	観音寺西川	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	両津市	加茂歌代	土石流	219-Ⅱ-005a	稲葉川	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	両津市	加茂歌代	土石流	219-Ⅱ-005b	木作川	H21.02.13	H21.02.13
佐渡市	両津市	白瀬	土石流	219-Ⅱ-006	小河沢	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	白瀬	土石流	219-Ⅱ-007	小松川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	白瀬	土石流	219-Ⅱ-008	じえもん沢	H23.06.14	
佐渡市	両津市	白瀬	土石流	219-Ⅱ-009	柏木川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	白瀬	土石流	219-Ⅱ-010	玉川南沢	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	両津市	玉崎	土石流	219-Ⅱ-011	牛欠川	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	両津市	玉崎	土石流	219-Ⅱ-012	白岩川	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	両津市	浦川	土石流	219-Ⅱ-013-1	平松沢(1)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	浦川	土石流	219-Ⅱ-013-2	平松沢(2)	H27.07.31	
佐渡市	両津市	片野尾	土石流	219-佐渡-001	畝畑川	H28.01.12	H28.01.12
佐渡市	両津市	片野尾	土石流	219-佐渡-002	片野尾川(2)	H24.03.16	H24.03.16
佐渡市	両津市	蛸	土石流	219-佐渡-003	蛸川(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	椎泊	土石流	219-佐渡-004	椎泊川(1)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	両津市	柿野浦	土石流	219-佐渡-011	柿野浦(1)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	両津市	河崎	土石流	219-佐渡-012	千原(1)	H27.07.03	H27.07.03
佐渡市	両津市	両津大川	土石流	219-佐渡-013	大川(1)	H27.07.03	H27.07.03
佐渡市	両津市	両津大川	土石流	219-佐渡-014	大川(2)	H27.07.03	H27.07.03
佐渡市	両津市	久知河内	土石流	219-佐渡-015	久知河内(1)	H27.07.16	
佐渡市	両津市	久知河内	土石流	219-佐渡-016	久知河内(2)	H27.07.16	
佐渡市	両津市	梅津	土石流	219-佐渡-061	梅津川	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	北鶴島	土石流	219-佐渡-062	学校川	H28.08.09	
佐渡市	両津市	見立	土石流	219-佐渡-063	寝滝川	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	両津市	吾潟	土石流	219-佐渡-064	吾潟(1)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	土石流	219-佐渡-065	吾潟(2)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	土石流	219-佐渡-066	吾潟(3)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	両津市	吾潟	土石流	219-佐渡-067	吾潟(4)	H29.02.21	H29.02.21

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	吾潟	土石流	219-佐渡-068	吾潟（５）	H29. 02. 21	
佐渡市	両津市	羽二生	土石流	219-佐渡-070	竹の河内川南沢	H26. 02. 25	H26. 02. 25
佐渡市	両津市	羽二生	土石流	219-佐渡-071	河内川東沢	H26. 02. 25	H26. 02. 25
佐渡市	両津市	和木	土石流	219-佐渡-058	和木	H26. 10. 17	
佐渡市	両津市	水津	土石流	219-佐渡-059	水津（１）	H26. 08. 26	H26. 08. 26
佐渡市	両津市	水津	土石流	219-佐渡-060	水津（２）	H26. 08. 26	
佐渡市	両津市	玉崎	土石流	219-佐渡-069	白岩川南沢	H26. 03. 18	H26. 03. 18
佐渡市	相川町	岩谷口	土石流	601-Ⅰ-002	岩谷口小川	H26. 03. 18	H26. 03. 18
佐渡市	相川町	矢柄	土石流	601-Ⅰ-005	宮の川	H28. 03. 15	
佐渡市	相川町	大倉	土石流	601-Ⅰ-007	堂の川	H28. 03. 15	H28. 03. 15
佐渡市	相川町	小田	土石流	601-Ⅰ-010	北の川	H28. 08. 09	
佐渡市	相川町	小田	土石流	601-Ⅰ-011	小田沢	H28. 08. 09	
佐渡市	相川町	小田	土石流	601-Ⅰ-012	小曾川	H28. 08. 09	
佐渡市	相川町	小野見	土石流	601-Ⅰ-014	三七川	H27. 07. 31	H27. 07. 31
佐渡市	相川町	小野見	土石流	601-Ⅰ-015	馬込川	H27. 07. 31	
佐渡市	相川町	北田野浦	土石流	601-Ⅰ-016	大梅川	H27. 07. 31	H27. 07. 31
佐渡市	相川町	北田野浦	土石流	601-Ⅰ-017	孫助川	H27. 07. 31	H27. 07. 31
佐渡市	相川町	高千	土石流	601-Ⅰ-018	月出見川	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	相川町	高千	土石流	601-Ⅰ-019	寺の沢川（１）	H23. 06. 14	
佐渡市	相川町	高千	土石流	601-Ⅰ-020	寺の沢川（２）	H23. 06. 14	
佐渡市	相川町	高千	土石流	601-Ⅰ-021	堀切川	H23. 06. 14	
佐渡市	相川町	北立島	土石流	601-Ⅰ-022	不動尊川	H26. 03. 18	H26. 03. 18
佐渡市	相川町	北立島	土石流	601-Ⅰ-023	北立島川	H26. 03. 18	H26. 03. 18
佐渡市	相川町	北川内	土石流	601-Ⅰ-024	源平川	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	相川町	北川内	土石流	601-Ⅰ-025	清水ヶ沢	H24. 03. 27	
佐渡市	相川町	北川内	土石流	601-Ⅰ-026	北川内川	H24. 03. 27	
佐渡市	相川町	後尾	土石流	601-Ⅰ-027	桜川	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	相川町	後尾	土石流	601-Ⅰ-028	梅川	H24. 03. 27	
佐渡市	相川町	戸中	土石流	601-Ⅰ-029	平根沢	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	相川町	戸中	土石流	601-Ⅰ-030-1	戸中川（１）	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	相川町	戸中	土石流	601-Ⅰ-030-2	戸中川（２）	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	相川町	戸地	土石流	601-Ⅰ-032-1	中の坂川（１）	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	相川町	戸地	土石流	601-Ⅰ-032-2	中の坂川（２）	H24. 03. 27	
佐渡市	相川町	北狄	土石流	601-Ⅰ-034	小川	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	相川町	北狄	土石流	601-Ⅰ-035	本の川	H24. 03. 27	
佐渡市	相川町	達者	土石流	601-Ⅰ-036(A)	達者川（１）	H23. 03. 29	H23. 03. 29
佐渡市	相川町	達者	土石流	601-Ⅰ-036(B)	達者川（２）	H23. 03. 29	
佐渡市	相川町	達者	土石流	601-Ⅰ-036(C)	達者川（３）	H23. 03. 29	H23. 03. 29
佐渡市	相川町	小川	土石流	601-Ⅰ-037-1	小川川（１）	H23. 06. 14	H23. 06. 14
佐渡市	相川町	小川	土石流	601-Ⅰ-037-2	小川川（２）	H23. 06. 14	

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	相川町	下相川	土石流	601-Ⅰ-038	吹上川	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	下相川	土石流	601-Ⅰ-039	水金川	H18.11.21	
佐渡市	相川町	相川庄右衛門町	土石流	601-Ⅰ-040	庄右衛門沢	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川羽田町	土石流	601-Ⅰ-041	間切川	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川下戸町	土石流	601-Ⅰ-042	大仏川	H18.11.21	
佐渡市	相川町	相川下戸村	土石流	601-Ⅰ-043	海士町川	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	相川町	相川大浦	土石流	601-Ⅰ-044	上の川	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	二見	土石流	601-Ⅰ-045	元村川	H24.03.23	
佐渡市	相川町	二見	土石流	601-Ⅰ-046	宮古川	H24.03.23	
佐渡市	相川町	二見	土石流	601-Ⅰ-047	法事川	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	二見	土石流	601-Ⅱ-001	川端川	H24.03.23	
佐渡市	相川町	達者	土石流	601-Ⅱ-002	境川	H23.03.29	
佐渡市	相川町	小川	土石流	601-J-001	樋口川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	相川町	小川	土石流	601-佐渡-001	滝中川(1)	H24.03.27	
佐渡市	相川町	小川	土石流	601-佐渡-002	滝中川(2)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	小川	土石流	601-佐渡-003	木剛川	H24.03.27	
佐渡市	相川町	高千	土石流	601-佐渡-004	高千川(1)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	高千	土石流	601-佐渡-005	高千川(2)	H24.03.27	
佐渡市	相川町	高千	土石流	601-佐渡-006	高千川(3)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	高千	土石流	601-佐渡-007	高千川(4)	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	相川町	稲鯨	土石流	601-佐渡-008	新田川	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	稲鯨	土石流	601-佐渡-009	稲鯨川	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	相川町	二見	土石流	601-佐渡-010	新地川(1)	H24.03.23	
佐渡市	相川町	二見	土石流	601-佐渡-011	新地川(2)	H24.03.23	
佐渡市	相川町	戸中	土石流	601-佐渡-013	戸中川(3)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	戸中	土石流	601-佐渡-014	戸中川(4)	H26.03.18	
佐渡市	相川町	戸中	土石流	601-佐渡-015	戸中川(5)	H26.03.18	
佐渡市	相川町	戸中	土石流	601-佐渡-017	観音川	H26.03.04	
佐渡市	相川町	戸中	土石流	601-佐渡-018	戸中沢(1)	H25.03.22	H26.03.04
佐渡市	相川町	戸中	土石流	601-佐渡-019	戸中沢(2)	H25.03.22	
佐渡市	相川町	入川	土石流	601-佐渡-027	安田川	H27.07.31	
佐渡市	相川町	小野見	土石流	601-佐渡-038	小野見(1)	H27.07.31	
佐渡市	相川町	北田野浦	土石流	601-佐渡-039	北田野浦(1)	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	北田野浦	土石流	601-佐渡-040	北田野浦(2)	H27.07.31	
佐渡市	相川町	相川銀山町	土石流	601-佐渡-043	相川銀山町(1)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	相川町	相川銀山町	土石流	601-佐渡-044	相川銀山町(2)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	相川町	相川銀山町	土石流	601-佐渡-045	相川銀山町(3)	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	相川町	北川内	土石流	601-佐渡-012	北川内沢	H25.03.22	
佐渡市	相川町	石名	土石流	601-佐渡-016	大塚川	H27.07.31	H27.07.31
佐渡市	相川町	戸地	土石流	601-佐渡-020	戸地沢(1)	H25.03.22	

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	相川町	戸地	土石流	601-佐渡-021	戸地沢(2)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	相川町	相川大浦	土石流	601-佐渡-022	多町川	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	相川大浦	土石流	601-佐渡-023	高浦川	H26.08.26	
佐渡市	相川町	戸地	土石流	601-佐渡-024	戸地沢(3)	H25.03.22	
佐渡市	相川町	戸地	土石流	601-佐渡-025	戸地沢(4)	H26.02.14	
佐渡市	相川町	戸地	土石流	601-佐渡-026	戸地沢(5)	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	相川町	稲鯨	土石流	601-佐渡-028	新畑沢	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	相川町	石花	土石流	601-佐渡-029	小川(1)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	石花	土石流	601-佐渡-030	小川(2)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	北片辺	土石流	601-佐渡-031	北片辺川(1)	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	相川町	北片辺	土石流	601-佐渡-032	北片辺川(2)	H26.03.18	
佐渡市	相川町	南片辺	土石流	601-佐渡-033	松島川(1)	H26.06.20	H26.06.20
佐渡市	相川町	南片辺	土石流	601-佐渡-034	松島川(2)	H26.06.20	H26.06.20
佐渡市	相川町	高瀬	土石流	601-佐渡-035	宮の沢川	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	高瀬	土石流	601-佐渡-036	高瀬川	H26.08.26	H26.08.26
佐渡市	相川町	入川	土石流	601-佐渡-037	入川(1)	H27.07.31	
佐渡市	相川町	五十浦	土石流	601-佐渡-041	五十浦(1)	H28.03.15	H28.03.15
佐渡市	相川町	大倉	土石流	601-佐渡-042	大倉(1)	H28.03.15	
佐渡市	佐和田町	真光寺	土石流	602-I-002	西川	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	佐和田町	沢根	土石流	602-II-001	羽二生川	H23.06.14	
佐渡市	金井町	千種	土石流	603-I-001	白雲沢	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	金井町	平清水	土石流	603-II-001	岩田西沢	H28.12.13	
佐渡市	金井町	平清水	土石流	603-II-002	岩田東沢	H28.12.13	
佐渡市	金井町	安養寺	土石流	603-II-003	川東沢	H28.12.13	
佐渡市	金井町	平清水	土石流	603-佐渡-001	平清水(1)	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	新徳村	新徳田野沢	土石流	604-II-001	朝ヶ沢	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	新徳村	新徳田野沢	土石流	604-II-002	岩の滝川	H23.06.14	
佐渡市	新徳村	新徳田野沢	土石流	604-II-003	歌滝川	H23.06.14	
佐渡市	新徳村	新徳田野沢	土石流	604-II-004	伊利川	H24.03.27	
佐渡市	新徳村	新徳正明寺	土石流	604-II-006	正明寺南沢	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳瓜生屋	土石流	604-II-007	ヤガラ川	H28.10.07	
佐渡市	新徳村	新徳瓜生屋	土石流	604-II-008	伊谷ヶ沢川	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	上新徳	土石流	604-II-009	木曽川	H28.10.07	
佐渡市	新徳村	新徳大野	土石流	604-II-011	源右エ門沢	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳大野	土石流	604-II-012	五郎助沢	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳大野	土石流	604-II-013	無常堂沢	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	新徳村	新徳田野沢	土石流	604-J-001	薄倉沢川	H23.06.14	
佐渡市	新徳村	新徳田野沢	土石流	604-佐渡-001	田野沢川	H24.03.27	H24.03.27
佐渡市	新徳村	新徳潟上	土石流	604-佐渡-002	新徳潟上(1)	H28.10.07	
佐渡市	新徳村	新徳正明寺	土石流	604-佐渡-003	新徳正明寺(1)	H28.10.07	H28.10.07

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	新穂村	新穂瓜生屋	土石流	604-佐渡-004	新穂瓜生屋(1)	H28. 10. 07	H28. 10. 07
佐渡市	新穂村	上新穂	土石流	604-佐渡-005	上新穂(1)	H28. 10. 07	H28. 10. 07
佐渡市	新穂村	新穂大野	土石流	604-佐渡-006	上大野(1)	H28. 10. 07	H28. 10. 07
佐渡市	畑野町	浜河内	土石流	605-Ⅰ-001-1	河内川(1)	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	畑野町	浜河内	土石流	605-Ⅰ-001-2	河内川(2)	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	畑野町	浜河内	土石流	605-Ⅰ-002	白府川	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	畑野町	浜河内	土石流	605-Ⅰ-003	河内川(3)	H28. 01. 12	H28. 01. 12
佐渡市	畑野町	多田	土石流	605-Ⅰ-004	多田沢	H23. 06. 14	
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	土石流	605-Ⅰ-005	浦之河内下川	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	土石流	605-Ⅰ-006	浦之河内西川	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	土石流	605-Ⅰ-007	浦之河内上川	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	土石流	605-Ⅰ-008a	浦之河内川(1)	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	土石流	605-Ⅰ-008b	浦之河内川(2)	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	土石流	605-Ⅰ-009	浦之河内北川	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	土石流	605-Ⅰ-010	浦之河内東川	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	土石流	605-Ⅰ-011	西の河内川	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	栗野江	土石流	605-Ⅰ-012	久保沢	H28. 12. 13	H28. 12. 13
佐渡市	畑野町	栗野江	土石流	605-Ⅰ-013-1	郷の川(1)	H28. 12. 13	H28. 12. 13
佐渡市	畑野町	栗野江	土石流	605-Ⅰ-013-2	郷の川(2)	H28. 12. 13	H28. 12. 13
佐渡市	畑野町	坊ヶ浦	土石流	605-Ⅰ-014	坊ヶ浦沢	H28. 11. 29	
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅰ-015	ダイニチロ沢	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	浜河内	土石流	605-Ⅱ-001	谷地川	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	畑野町	浜河内	土石流	605-Ⅱ-002	浜河内北沢	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	畑野町	坊ヶ浦	土石流	605-Ⅱ-003	瀧の沢	H28. 11. 29	
佐渡市	畑野町	坊ヶ浦	土石流	605-Ⅱ-004	本宮沢	H28. 11. 29	
佐渡市	畑野町	坊ヶ浦	土石流	605-Ⅱ-005-1	坊ヶ浦川(1)	H28. 11. 29	
佐渡市	畑野町	坊ヶ浦	土石流	605-Ⅱ-005-2	坊ヶ浦川(2)	H28. 11. 29	
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅱ-007a	宮之河内川(1)	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅱ-007b	宮之河内川(2)	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅱ-007c	宮之河内川(3)	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅱ-008a	小倉川(1)	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅱ-008b	小倉川(2)	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅱ-009a	久保田川(1)	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅱ-009b	久保田川(2)	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅱ-010	スミヤ沢	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	小倉	土石流	605-Ⅱ-011	深田が沢	H21. 02. 13	H21. 02. 13
佐渡市	畑野町	大久保	土石流	605-Ⅱ-012	大久保沢	H28. 12. 13	H28. 12. 13
佐渡市	畑野町	浜河内	土石流	605-佐渡-001	河内川(4)	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	畑野町	浜河内	土石流	605-佐渡-002	河内川(5)	H24. 03. 27	H24. 03. 27
佐渡市	畑野町	栗野江	土石流	605-佐渡-003	栗野木沢	H28. 12. 13	H28. 12. 13

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	畑野町	栗野江	土石流	605-佐渡-004	城ヶ平腰	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	畑野町	栗野江	土石流	605-佐渡-005	塚沢西耕地	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	畑野町	栗野江	土石流	605-佐渡-006	塚沢東耕地	H28.12.13	H28.12.13
佐渡市	畑野町	丸山	土石流	605-佐渡-007	丸山(1)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	猿八	土石流	605-佐渡-008	猿八(1)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	猿八	土石流	605-佐渡-009	猿八(2)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	猿八	土石流	605-佐渡-010	猿八(3)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	猿八	土石流	605-佐渡-011	猿八(4)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	畑野町	猿八	土石流	605-佐渡-012	猿八(5)	H29.01.27	
佐渡市	畑野町	丸山	土石流	605-佐渡-013	丸山(2)	H29.01.27	
佐渡市	真野町	竹田	土石流	606-Ⅰ-001	阿仏坊沢	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	国分寺	土石流	606-Ⅰ-002	国分寺沢	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	西三川	土石流	606-Ⅰ-004	医王寺沢	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	大字金山	土石流	606-Ⅰ-005	金山沢	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	西三川	土石流	606-Ⅰ-006	十五番川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	西三川	土石流	606-Ⅰ-006-2	十五番川(2)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	真野町	西三川	土石流	606-Ⅰ-006-3	十五番川(3)	H24.03.23	H24.03.23
佐渡市	真野町	西三川	土石流	606-Ⅰ-007	高崎川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	西三川	土石流	606-Ⅰ-007-2	高崎川(2)	H24.03.23	
佐渡市	真野町	西三川	土石流	606-Ⅱ-001	西三川川	H23.06.14	H23.06.14
佐渡市	真野町	西三川	土石流	606-佐渡-001	笹川川	H24.03.23	
佐渡市	真野町	吉岡	土石流	606-佐渡-002	吉岡(1)	H29.02.07	
佐渡市	真野町	吉岡	土石流	606-佐渡-003	吉岡(2)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	真野	土石流	606-佐渡-004	浜中	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	真野町	吉岡	土石流	606-佐渡-006	吉岡(3)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	国分寺	土石流	606-佐渡-010	権現沢	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	国分寺	土石流	606-佐渡-005	国分寺(1)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	背合	土石流	606-佐渡-007	背合(1)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	豊田	土石流	606-佐渡-008	豊田(1)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	国分寺	土石流	606-佐渡-009	辰巳沢	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	滝脇	土石流	606-佐渡-011	滝脇(1)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	真野町	滝脇	土石流	606-佐渡-012	滝脇(2)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	小木町	井坪	土石流	607-Ⅰ-001	井坪川	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	田野浦	土石流	607-Ⅰ-002	田野浦川	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	小木町	江積	土石流	607-Ⅰ-003-1	江積川(1)	H26.02.25	H26.02.25
佐渡市	小木町	江積	土石流	607-Ⅰ-003-2	江積川(2)	H26.02.25	
佐渡市	小木町	江積	土石流	607-Ⅰ-003-3	江積川(3)	H26.02.25	
佐渡市	小木町	沢崎	土石流	607-Ⅰ-004	沢崎川	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	小木町	深浦	土石流	607-Ⅰ-005	深浦川	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	小木町	犬神平	土石流	607-Ⅰ-006	犬神川	H28.01.19	H28.01.19

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	小木町	小木	土石流	607-Ⅰ-009	虫谷川	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	小木町	土石流	607-Ⅰ-11(1)	田町川(1)	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	小木町	小木町	土石流	607-Ⅰ-11(2)	田町川(2)	H19.03.06	
佐渡市	小木町	小木町	土石流	607-Ⅰ-12	泉財川	H19.03.06	
佐渡市	小木町	小木町	土石流	607-Ⅰ-13	山田川	H19.03.06	
佐渡市	小木町	小木町	土石流	607-Ⅰ-14	天久保川	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	小木町	小木町	土石流	607-Ⅰ-15	開拓川	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	小木町	小木大浦	土石流	607-Ⅱ-001	大浦川	H25.11.19	H25.11.19
佐渡市	小木町	小木強清水	土石流	607-Ⅱ-002	強清水川	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	宿根木	土石流	607-佐渡-002	ジゾウ谷	H25.10.25	
佐渡市	小木町	犬神平	土石流	607-佐渡-003	犬神平(1)	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	小木町	小木木野浦	土石流	607-佐渡-004	木野浦(1)	H29.02.21	H29.02.21
佐渡市	小木町	小比叡	土石流	607-佐渡-005	小比叡(1)	H29.02.21	
佐渡市	小木町	沢崎	土石流	607-佐渡-001	滝ノ下	H25.03.22	H25.03.22
佐渡市	羽茂町	羽茂亀脇	土石流	608-Ⅰ-001-1	沢口沢(1)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	羽茂町	羽茂亀脇	土石流	608-Ⅰ-001-2	沢口沢(2)	H29.01.27	H29.01.27
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	土石流	608-Ⅰ-002	岩野沢	H28.08.09	
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	土石流	608-Ⅰ-003	栃沢	H22.02.26	
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	土石流	608-Ⅰ-004-1	飯岡南沢(1)	H28.10.07	
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	土石流	608-Ⅰ-004-2	飯岡南沢(2)	H28.10.07	
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	土石流	608-Ⅰ-005-1	飯岡中沢(1)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	土石流	608-Ⅰ-005-2	飯岡中沢(2)	H28.10.07	
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	土石流	608-Ⅰ-006	中央沢	H22.12.17	
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	土石流	608-Ⅰ-007	奥沢	H22.12.17	
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	土石流	608-Ⅰ-008	第一沢	H22.12.17	H22.12.17
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	土石流	608-Ⅰ-009	峠沢	H22.12.17	
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	土石流	608-Ⅰ-010-1	滝平中央二沢(1)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	土石流	608-Ⅰ-010-2	滝平中央二沢(2)	H29.02.07	H29.02.07
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	土石流	608-Ⅰ-011	つつみ沢	H29.02.07	
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	土石流	608-Ⅰ-012	吉祥寺沢	H28.10.07	
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	土石流	608-Ⅰ-013-1	スゲノ河内沢(1)	H28.10.07	H28.10.07
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	土石流	608-Ⅰ-013-2	スゲノ河内沢(2)	H28.10.07	
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	土石流	608-Ⅰ-014	酒川沢	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	土石流	608-Ⅰ-015	大坂屋川	H22.02.26	H22.02.26
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	土石流	608-Ⅰ-016	関口沢	H22.02.26	
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	土石流	608-Ⅰ-017	大手沢	H22.02.26	
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	土石流	608-Ⅰ-018	海老沢	H28.08.09	H28.08.09
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	土石流	608-Ⅱ-001	外ヶ沢	H28.08.09	
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	土石流	608-Ⅱ-002	河内沢	H22.12.17	
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	土石流	608-Ⅱ-003	飯倉沢	H22.02.26	H22.02.26

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	土石流	608-Ⅱ-004	飯岡北沢	H22. 02. 26	H22. 02. 26
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	土石流	608-Ⅱ-005	大崎沢	H22. 12. 17	H22. 12. 17
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	土石流	608-Ⅱ-008	杉浜沢	H28. 08. 09	
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-Ⅱ-009	堀田沢	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-Ⅱ-010	家内出沢	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-Ⅱ-011	木戸口沢	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-Ⅱ-012-1	惣沢(1)	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-Ⅱ-012-2	惣沢(2)	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-Ⅱ-013	渡旅沢	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	土石流	608-佐渡-001	羽茂飯岡(1)	H28. 10. 07	H28. 10. 07
佐渡市	羽茂町	羽茂飯岡	土石流	608-佐渡-002	羽茂飯岡(2)	H28. 10. 07	
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	土石流	608-佐渡-006	羽茂大石(1)	H28. 08. 09	
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	土石流	608-佐渡-007	羽茂大石(2)	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	羽茂町	羽茂大石	土石流	608-佐渡-008	羽茂大石(3)	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	羽茂町	羽茂小泊	土石流	608-佐渡-012	羽茂小泊(1)	H29. 02. 21	
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	土石流	608-佐渡-016	羽茂上山田(4)	H29. 02. 21	
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	土石流	608-佐渡-017	羽茂上山田(5)	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	土石流	608-佐渡-018	羽茂上山田(6)	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-佐渡-019	大泊(1)	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-佐渡-021	寺ノ沢	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-佐渡-023	吉ヶ沢	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	土石流	608-佐渡-013	羽茂上山田(1)	H29. 02. 21	
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	土石流	608-佐渡-014	羽茂上山田(2)	H29. 02. 21	
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	土石流	608-佐渡-015	羽茂上山田(3)	H29. 02. 21	
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-佐渡-020	大泊(2)	H29. 02. 21	
佐渡市	羽茂町	羽茂三瀬	土石流	608-佐渡-022	赤岩	H29. 02. 21	
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	土石流	608-佐渡-003	羽茂大橋(2)	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	土石流	608-佐渡-004	羽茂大橋(3)	H28. 08. 09	
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	土石流	608-佐渡-005	羽茂大橋(4)	H28. 08. 09	
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	土石流	608-佐渡-009	羽茂滝平(1)	H29. 02. 07	
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	土石流	608-佐渡-010	羽茂滝平(2)	H29. 02. 07	H29. 02. 07
佐渡市	羽茂町	羽茂亀脇	土石流	608-佐渡-011	羽茂亀脇(1)	H29. 01. 27	
佐渡市	羽茂町	羽茂村山	土石流	608-佐渡-024	羽茂村山(1)	H28. 03. 22	H28. 03. 22
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	土石流	608-佐渡-025	羽茂大橋(1)	H28. 08. 09	H28. 08. 09
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅰ-001	長面川	H23. 02. 04	H23. 02. 04
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅰ-002(1)	下川茂沢(1)	H23. 02. 04	
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅰ-002(2)	下川茂沢(2)	H23. 02. 04	H23. 02. 04
佐渡市	赤泊村	外山	土石流	609-Ⅰ-004-1	中島川(1)	H29. 02. 21	
佐渡市	赤泊村	外山	土石流	609-Ⅰ-004-2	中島川(2)	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	赤泊村	大杉	土石流	609-Ⅰ-005-1	寺川(1)	H26. 10. 17	

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	赤泊村	大杉	土石流	609-Ⅰ-005-2	寺川(2)	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	赤泊村	杉野浦	土石流	609-Ⅰ-006	栗尾川	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	赤泊村	杉野浦	土石流	609-Ⅰ-007	杉野浦沢	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	赤泊村	杉野浦	土石流	609-Ⅰ-008	正蔵院川	H25.10.04	H25.10.04
佐渡市	赤泊村	南新保	土石流	609-Ⅰ-009	権助川	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	赤泊村	南新保	土石流	609-Ⅰ-010	仙右エ門川	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	赤泊村	南新保	土石流	609-Ⅰ-011	高森川	H26.10.17	H26.10.17
佐渡市	赤泊村	柳沢	土石流	609-Ⅰ-012	柳沢川	H27.09.01	
佐渡市	赤泊村	蕨場	土石流	609-Ⅰ-020	小石川	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	蕨場	土石流	609-Ⅰ-021	コグチ川	H26.12.09	
佐渡市	赤泊村	蕨場	土石流	609-Ⅰ-022	見行崎川	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	蕨場	土石流	609-Ⅰ-023	中ノ川	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	赤泊	土石流	609-Ⅰ-13	曾利地沢	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	赤泊村	赤泊	土石流	609-Ⅰ-14	大江川	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	赤泊村	赤泊	土石流	609-Ⅰ-15	伝右エ門川	H18.07.21	
佐渡市	赤泊村	赤泊	土石流	609-Ⅰ-16(A)	宮川(1)	H18.07.21	
佐渡市	赤泊村	赤泊	土石流	609-Ⅰ-16(B)	宮川(2)	H18.07.21	
佐渡市	赤泊村	赤泊	土石流	609-Ⅰ-17	荒町川	H18.07.21	
佐渡市	赤泊村	赤泊	土石流	609-Ⅰ-17(2)	荒町川(2)	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	赤泊村	徳和	土石流	609-Ⅰ-18	中野川	H18.11.21	
佐渡市	赤泊村	徳和	土石流	609-Ⅰ-19(1)	高川川(1)	H18.11.21	
佐渡市	赤泊村	徳和	土石流	609-Ⅰ-19(2)	高川川(2)	H18.11.21	
佐渡市	赤泊村	徳和	土石流	609-Ⅰ-19(3)	高川川(3)	H23.03.29	H23.03.29
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅱ-001	大峰沢	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅱ-002	高見川	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅱ-003	下川茂西沢	H23.02.04	
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅱ-004	下川茂中沢	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅱ-005	垣内沢	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅱ-006	馬道沢	H23.02.04	
佐渡市	赤泊村	上川茂	土石流	609-Ⅱ-007	国中川	H29.02.21	
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅱ-008	上川茂南沢	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-Ⅱ-009	備附山沢	H23.02.04	H23.02.04
佐渡市	赤泊村	杉野浦	土石流	609-Ⅱ-010	新屋川	H25.10.04	
佐渡市	赤泊村	真浦	土石流	609-Ⅱ-011	観音川	H28.01.19	H28.01.19
佐渡市	赤泊村	三川	土石流	609-Ⅱ-013-1	坂ノ尻川	H26.03.18	H26.03.18
佐渡市	赤泊村	三川	土石流	609-Ⅱ-013-2	坂ノ尻川右支	H26.03.18	
佐渡市	赤泊村	三川	土石流	609-Ⅱ-013-3	石沢川	H26.03.18	
佐渡市	赤泊村	蕨場	土石流	609-Ⅱ-014	高野川	H26.12.09	H26.12.09
佐渡市	赤泊村	徳和	土石流	609-Ⅱ-12	観音寺川	H18.11.21	H23.03.29
佐渡市	赤泊村	上川茂	土石流	609-佐渡-013	上川茂(1)	H29.02.21	

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	赤泊村	上川茂	土石流	609-佐渡-014	上川茂(2)	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	赤泊村	上川茂	土石流	609-佐渡-015	上川茂(3)	H29. 02. 21	H29. 02. 21
佐渡市	赤泊村	下川茂	土石流	609-佐渡-016	下川茂(1)	H29. 02. 07	H29. 02. 07
佐渡市	赤泊村	三川	土石流	609-佐渡-001	腰細川左支	H26. 03. 18	H26. 03. 18
佐渡市	赤泊村	三川	土石流	609-佐渡-002	腰細川右支	H26. 02. 25	
佐渡市	赤泊村	薙場	土石流	609-佐渡-003	薙場(1)	H26. 12. 09	H26. 12. 09
佐渡市	赤泊村	薙場	土石流	609-佐渡-004	薙場(2)	H26. 12. 09	H26. 12. 09
佐渡市	赤泊村	薙場	土石流	609-佐渡-005	薙場(3)	H26. 12. 09	
佐渡市	赤泊村	薙場	土石流	609-佐渡-006	薙場(4)	H26. 12. 09	H26. 12. 09
佐渡市	赤泊村	薙場	土石流	609-佐渡-007	経塚川(1)	H26. 12. 09	H26. 12. 09
佐渡市	赤泊村	薙場	土石流	609-佐渡-008	経塚川(2)	H26. 12. 09	H26. 12. 09
佐渡市	赤泊村	柳沢	土石流	609-佐渡-009	柳沢(1)	H27. 09. 01	H27. 09. 01
佐渡市	赤泊村	柳沢	土石流	609-佐渡-010	羽黒川	H27. 09. 01	H27. 09. 01
佐渡市	赤泊村	真浦	土石流	609-佐渡-011	真浦(1)	H28. 01. 19	H28. 01. 19
佐渡市	赤泊村	真浦	土石流	609-佐渡-012	真浦(2)	H28. 01. 19	

(３) 地すべり

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	新穂村	新穂大野	地すべり	H25 再調 K 604. 01	新穂大野(H25)	H28. 10. 07	
佐渡市	羽茂町	羽茂大橋	地すべり	H25 再調 R 608. 02	羽茂大橋(H25)	H28. 08. 09	
佐渡市	羽茂町	羽茂亀脇	地すべり	H25 再調 R608. 01	羽茂亀脇 (H25)	H29. 01. 27	
佐渡市	赤泊村	下川茂	地すべり	H25 再調 R609. 02	下川茂(H25)	H29. 02. 21	
佐渡市	赤泊村	外山	地すべり	H25 再調 K609. 01	外山(H25)	H29. 02. 21	
佐渡市	赤泊村	上川茂	地すべり	H25 再調 R609. 03	上川茂(H25)	H29. 02. 21	
佐渡市	両津市	鷺崎	地すべり	K 219. 01	鷺崎	H23. 03. 01	
佐渡市	両津市	虫崎	地すべり	K 219. 02	虫崎	H28. 08. 09	
佐渡市	両津市	北松ヶ崎	地すべり	K 219. 03	北松ヶ崎	H26. 08. 26	
佐渡市	両津市	玉崎	地すべり	K 219. 04	和木玉崎	H26. 10. 17	
佐渡市	両津市	片野尾	地すべり	K 219. 05	片野尾北	H23. 06. 14	
佐渡市	両津市	片野尾	地すべり	K 219. 06	片野尾	H23. 06. 14	
佐渡市	両津市	野浦	地すべり	K 219. 07	野浦	H23. 02. 04	
佐渡市	両津市	赤玉	地すべり	K 219. 08	赤玉	H22. 12. 17	
佐渡市	両津市	豊岡	地すべり	K 219. 09	豊岡	H23. 03. 01	
佐渡市	両津市	柿野浦	地すべり	K 219. 10	柿野浦	H27. 07. 31	
佐渡市	両津市	岩首	地すべり	K 219. 11	岩首-1	H22. 02. 26	
佐渡市	両津市	椎泊	地すべり	K 219. 12	椎泊	H23. 06. 14	
佐渡市	両津市	加茂歌代	地すべり	K 219. 13	北河内	H21. 02. 13	
佐渡市	両津市	東立島	地すべり	K 219. 14	東強清水	H18. 07. 21	

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	両津市	月布施	地すべり	K 219.15	月布施	H22.02.26	
佐渡市	相川町	南片辺	地すべり	K 601.03	南片辺	H26.06.20	
佐渡市	相川町	相川弥十郎町	地すべり	K 601.04	長坂	H18.11.21	
佐渡市	相川町	小野見	地すべり	K 601.05	小野見	H27.07.31	
佐渡市	相川町	五十浦	地すべり	K 601.06	岩谷口	H28.03.15	
佐渡市	相川町	関	地すべり	K 601.07	寒戸崎	H26.08.26	
佐渡市	相川町	相川羽田村	地すべり	K 601.08	羽田	H18.11.21	
佐渡市	佐和田町	山田	地すべり	K 602.03	山田	H28.12.13	
佐渡市	新穂村	新穂田野沢	地すべり	K 604.03	潟上	H23.06.14	
佐渡市	畑野町	多田	地すべり	K 605.01	黒根	H23.06.14	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	K 605.02	駒の上(1)	H21.02.13	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	K 605.03	上中佐為	H21.02.13	
佐渡市	真野町	静平	地すべり	K 606.01	静平1	H28.08.09	
佐渡市	真野町	椿尾	地すべり	K 606.03	高崎	H27.01.16	
佐渡市	真野町	静平	地すべり	K 606.04	静平2	H28.08.09	
佐渡市	小木町	小木堂釜	地すべり	K 607.01	堂ノ釜	H29.01.27	
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	地すべり	K 608.02	上大崎	H22.12.17	
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	地すべり	K 608.03	大崎	H22.12.17	
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	地すべり	K 608.04	大草	H22.02.26	
佐渡市	羽茂町	羽茂村山	地すべり	K 608.05	大橋	H22.12.17	
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	地すべり	K 608.06	大崎中央	H22.12.17	
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	地すべり	K 608.07	羽茂本郷	H22.02.26	
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	地すべり	K 608.08	羽茂本郷・上山田	H29.02.21	
佐渡市	赤泊村	徳和	地すべり	K 609.01	草木	H18.11.21	
佐渡市	赤泊村	徳和	地すべり	K 609.02	山寺	H18.11.21	
佐渡市	赤泊村	徳和	地すべり	K 609.03	清水	H18.11.21	
佐渡市	赤泊村	赤泊	地すべり	K 609.04	赤泊	H18.07.21	
佐渡市	赤泊村	徳和	地すべり	K 609.05	徳和	H18.11.21	
佐渡市	赤泊村	三川	地すべり	K 609.06	徳和浜	H26.02.25	
佐渡市	赤泊村	下川茂	地すべり	K 609.07	下川茂(1)	H23.02.04	
佐渡市	赤泊村	徳和	地すべり	N 1019	瓜生	H18.11.21	
佐渡市	畑野町	猿八	地すべり	N 102	猿八	H29.01.27	
佐渡市	畑野町	丸山	地すべり	N 123	ツンブリ	H29.01.27	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	N 129	岩根沢	H21.02.13	
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	地すべり	N 151	東野	H23.02.04	
佐渡市	羽茂町	羽茂上山田	地すべり	N 152	上山田	H29.02.21	
佐渡市	赤泊村	柳沢	地すべり	N 178'	岡田（追加）	H27.09.01	
佐渡市	両津市	両尾	地すべり	N 18	両尾	H25.12.20	
佐渡市	小木町	小比叡	地すべり	N 201	堂釜北	H29.02.21	
佐渡市	羽茂町	羽茂滝平	地すべり	N 208	滝平	H29.02.07	

資料編 ５．危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	地すべり	N 209	大崎-1	H22. 12. 17	
佐渡市	赤泊村	三川	地すべり	N 210(拡大)	三川	H28. 01. 12	
佐渡市	赤泊村	薙場	地すべり	N 212	薙場	H26. 12. 09	
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	地すべり	N 213	新倉	H22. 12. 17	
佐渡市	相川町	北川内	地すべり	N 221	北川内	H24. 03. 27	
佐渡市	両津市	片野尾	地すべり	N 251	片野尾沢山	H23. 06. 14	
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	地すべり	N 253	西大崎	H22. 12. 17	
佐渡市	佐和田町	沢根五十里	地すべり	N 289	田中	H23. 02. 04	
佐渡市	相川町	北田野浦	地すべり	N 307	北田野浦	H27. 07. 31	
佐渡市	佐和田町	真光寺	地すべり	N 307	真光寺沢	H28. 12. 13	
佐渡市	相川町	戸地	地すべり	N 311	戸地	H24. 03. 27	
佐渡市	相川町	北狄	地すべり	N 312	北狄	H24. 03. 27	
佐渡市	真野町	豊田	地すべり	N 313	豊田	H29. 02. 07	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	N 315	島見	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	N 316	野田	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	N 317	下中佐為	H21. 02. 13	
佐渡市	相川町	高千	地すべり	N 317	高下(3)	H23. 06. 14	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	N 318	宮ノ河内	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	N 319	八瀬松	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	N 320	西ヶ平	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	N 321	駒の上(2)	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	浜河内	地すべり	N 323	河内	H24. 03. 27	
佐渡市	畑野町	松ヶ崎	地すべり	N 324	浦ノ川内	H24. 03. 30	
佐渡市	羽茂町	羽茂小泊	地すべり	N 325	小泊	H29. 02. 21	
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	地すべり	N 326	天沢	H28. 10. 07	
佐渡市	赤泊村	下川茂	地すべり	N 328	下川茂(3)	H23. 02. 04	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	N 39	鳥越	H21. 02. 13	
佐渡市	相川町	関	地すべり	N 6	関	H26. 08. 26	
佐渡市	両津市	岩首	地すべり	N 9504	岩首-2	H22. 02. 26	
佐渡市	赤泊村	徳和	地すべり	N 9505	仏供石	H18. 11. 21	
佐渡市	赤泊村	下川茂	地すべり	N 9507	下川茂(2)	H23. 02. 04	
佐渡市	両津市	加茂歌代	地すべり	R 219. 01	加茂歌代松尾	H21. 02. 13	
佐渡市	畑野町	小倉	地すべり	R 605. 01	小倉	H21. 02. 13	
佐渡市	真野町	下黒山	地すべり	R 606. 01	大野田	H28. 03. 22	
佐渡市	真野町	西三川	地すべり	R 606. 02	西三川	H28. 11. 11	
佐渡市	真野町	下黒山	地すべり	R 606. 03	下黒山	H28. 03. 22	
佐渡市	真野町	西三川	地すべり	R 606. 04	笹川	H28. 11. 11	
佐渡市	真野町	静平	地すべり	R 606. 05	静平	H28. 08. 09	
佐渡市	小木町	小比叡	地すべり	R 607. 01	小比叡	H29. 02. 21	
佐渡市	羽茂町	羽茂本郷	地すべり	R 608. 04	羽茂本郷(2)	H22. 12. 17	

資料編 5. 危険区域及び防災施設等に関する資料

市町村 名	旧 市町村 名	字名	土砂災害 の種類	危険箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域 指定年月日	土砂災害 特別警戒区域 指定年月日
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	地すべり	R 608. 06	大崎-2	H22. 12. 17	
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	地すべり	R 608. 08	大崎-3	H22. 12. 17	
佐渡市	羽茂町	羽茂大崎	地すべり	R 608. 09	犬落	H29. 02. 21	
佐渡市	赤泊村	三川	地すべり	H25 再調 K609. 02	三川 (H25)	H28. 01. 12	
佐渡市	赤泊村	真浦	地すべり	H25 再調 R609. 01	真浦 (H25)	H28. 01. 19	
佐渡市	両津市	白瀬	地すべり	佐渡 219. 01	白瀬 (1)	H24. 03. 27	
佐渡市	両津市	白瀬	地すべり	佐渡 219. 02	白瀬 (2)	H24. 03. 27	
佐渡市	両津市	白瀬	地すべり	佐渡 219. 03	白瀬 (3)	H24. 03. 27	
佐渡市	両津市	羽吉	地すべり	佐渡 219. 05	吉住	H24. 03. 27	
佐渡市	両津市	羽吉	地すべり	佐渡 219. 06	外羽黒	H24. 03. 27	

(資料:平成 29 年 5 月 31 日現在 新潟県土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表)

5-9 地すべり危険箇所

(1) 国土交通省所管

整理番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
219.01	鷲崎	佐渡市	鷲崎	86.0	74	5
219.02	虫崎	佐渡市	虫崎	89.5	33	1
219.03	北松ヶ崎	佐渡市	北松ヶ崎	37.4	19	1
219.04	和木玉崎	佐渡市	和木	216.2	39	1
219.05	片野尾 (北)	佐渡市	片野尾	57.3	56	2
219.06	片野尾	佐渡市	片野尾	125.2	7	1
219.07	野浦	佐渡市	野浦	70.1	31	2
219.08	赤玉	佐渡市	赤玉	330.3	55	4
219.09	豊岡	佐渡市	豊岡	85.2	37	2
219.10	柿野浦	佐渡市	柿野浦	258.0	38	2
219.11	岩首	佐渡市	岩首	279.0	63	2
219.12	椎泊	佐渡市	椎泊	69.9	44	2
219.13	北河内	佐渡市	加茂歌代	33.1	36	0
219.14	東強清水	佐渡市	東強清水	176.0	26	0
219.15	月布施	佐渡市	月布施	294.0	41	3
601.01	五十浦	佐渡市	五十浦	94.5	0	0
601.02	大倉	佐渡市	大倉	21.9	46	2
601.03	南片辺	佐渡市	南片辺	20.0	101	1
601.04	長坂	佐渡市	長坂	48.0	445	2
601.05	小野見	佐渡市	小野見	16.2	39	0
601.06	岩谷口	佐渡市	岩谷口	97.8	43	1
601.07	寒戸崎	佐渡市	関	96.0	35	1
601.08	羽田	佐渡市	羽田	80.8	355	4
601.09	滝の上	佐渡市	関	63.0	0	0
602.02	尾山 1	佐渡市	山田	26.6	6	0
602.03	山田	佐渡市	東山田	55.0	33	1
602.04	尾山 2	佐渡市	山田	26.0	11	0
603.01	平山	佐渡市	平清水	63.0	1	0
604.01	潟上 (1)	佐渡市	潟上	12.0	17	0
604.02	潟上 (2)	佐渡市	潟上	12.6	4	0
604.03	潟上 (3)	佐渡市	潟上	17.5	1	0
605.01	黒根	佐渡市	多田	19.8	21	0
605.02	駒の上	佐渡市	小倉	39.8	0	0
605.03	中佐為	佐渡市	小倉	180.0	79	4
606.01	静平 1	佐渡市	静平	26.3	2	0
606.02	下黒山	佐渡市	下黒山	34.0	5	1
606.03	高崎	佐渡市	西三川	104.0	35	1

整理番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
606.04	静平 2	佐渡市	静平	49.5	10	0
607.01	堂ノ釜	佐渡市	堂ノ釜	9.2	1	0
608.02	上大崎	佐渡市	大崎	22.2	14	1
608.03	大崎	佐渡市	大崎	30.0	19	0
608.04	大草	佐渡市	大草	63.7	16	0
608.05	大橋	佐渡市	大橋	279.0	113	2
608.06	大崎中央	佐渡市	大崎	62.7	60	1
608.07	羽茂本郷	佐渡市	羽茂本郷	56.0	52	0
608.08	羽茂本郷・上山田	佐渡市	羽茂本郷・上山田	45.0	9	0
609.01	草木	佐渡市	徳和	30.1	11	0
609.02	山寺	佐渡市	徳和	84.0	102	0
609.03	清水	佐渡市	徳和	42.5	69	2
609.04	赤泊	佐渡市	徳和	334.2	293	6
609.05	徳和	佐渡市	徳和	113.7	96	2
609.06	徳和浜	佐渡市	徳和浜	11.4	24	0
609.07	下川茂	佐渡市	下川茂	36.8	69	3

(2) 農村振興局所管

整理番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象 (箇所)
6	関	佐渡市	関	16.10	
18	両尾	佐渡市	両尾	24.85	14
39	鳥越	佐渡市	小倉、浜河内	43.76	23
80	立島	佐渡市	北立島	41.54	
102	猿八	佐渡市	猿八	134.80	2
123	ツンブリ	佐渡市	丸山	192.10	24
129	岩根沢	佐渡市	小倉	83.60	5
151	東野	佐渡市	沢根五十里、山田	185.18	1
152	上山田	佐渡市	羽茂上山田	119.87	7
178	岡田	佐渡市	南新保・柳沢・真浦	37.84	
201	堂釜北	佐渡市	堂釜・小比叡・木野浦	202.81	14
208	滝平	佐渡市	羽茂滝平・羽茂大崎	275.56	13
209	野田山	佐渡市	羽茂本郷・飯田他	194.35	10
210	三川	佐渡市	三川・徳和	134.82	33
212	蕨場	佐渡市	蕨場	87.50	37
213	新倉	佐渡市	羽茂本郷	64.92	18
221	北川内	佐渡市	北川内・北立島	76.84	
244	山田東	佐渡市	三川・蕨場	67.10	2
245	中興	佐渡市	中興	8.80	

整理番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象 (箇所)
251	片野尾沢山	佐渡市	片野尾・月布施他	76.70	
253	西大崎	佐渡市	羽茂本郷・羽茂滝平	109.64	
280	上新穂	佐渡市	上新穂	12.80	
289	田中	佐渡市	沢根五十里	194.98	15
306	小比叡東	佐渡市	小比叡	31.28	2
307	真光寺沢	佐渡市	真光寺	31.01	7
312	北石名	佐渡市	石名	41.80	
313	豊田	佐渡市	豊田	18.96	3
314	外海府	佐渡市	矢柄・大倉	28.20	
317	高下	佐渡市	高千	43.20	1
319	竹田	佐渡市	竹田・阿仏坊他	10.30	
320	山田	佐渡市	山田	27.70	
321	合沢	佐渡市	竹田・阿仏坊他	15.00	1
326	浜河内	佐渡市	浜河内	52.10	4
327	素浜長尾	佐渡市	羽茂村山	65.10	
328	素浜板尾	佐渡市	羽茂村山	124.41	
(415)	馬首	佐渡市	北松ヶ崎	63.60	
(416)	両尾南	佐渡市	両尾	30.80	
(417)	河崎	佐渡市	椎泊	96.30	
(418)	豊岡	佐渡市	豊岡	54.40	
(521)	石名	佐渡市	石名	59.70	5
(522)	北田野浦	佐渡市	北田野浦	49.30	
(523)	北片辺	佐渡市	北片辺	64.20	
(524)	戸地	佐渡市	戸地	34.30	30
(525)	北狄	佐渡市	北狄	66.60	
(526)	島見	佐渡市	大久保	266.50	2
(527)	野田	佐渡市	小倉	165.80	2
(528)	中佐為	佐渡市	小倉	91.30	5
(529)	宮ノ河内	佐渡市	小倉	151.50	4
(530)	八瀬松	佐渡市	小倉	146.70	3
(531)	西ヶ平	佐渡市	小倉	133.50	1
(532)	駒の上	佐渡市	小倉	144.90	1
(533)	岩首第一	佐渡市	岩首	65.60	
(534)	河内	佐渡市	浜河内	337.00	23
(535)	浦ノ川内	佐渡市	松ヶ崎	381.80	3
(536)	小泊	佐渡市	小泊	36.70	3
(537)	天沢	佐渡市	羽茂本郷	135.30	54
(538)	素浜	佐渡市	羽茂村山	154.70	
(539)	小泊新谷	佐渡市	下川茂・赤泊	77.30	
(552)	徳和	佐渡市	徳和	185.30	43

整理番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象 (箇所)
(554)	新保	佐渡市	南新保	46.00	1
(555)	笠取山南	佐渡市	杉野浦	47.00	
(556)	大杉北	佐渡市	杉野浦	38.00	
(557)	岩首	佐渡市	岩首	24.00	2
(558)	仏供石	佐渡市	徳和	73.00	10
(559)	東境山	佐渡市	岩首	90.00	
(560)	下川茂	佐渡市	下川茂	61.00	12

(3) 林野庁所管

整理番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
219-0001	加茂歌代松尾	佐渡市	加茂歌代松尾	169.70	13	0
219-0002	両尾戸坂	佐渡市	両尾戸坂	93.20	30	0
219-0003	野浦西	佐渡市	野浦岩倉	47.10	46	2
219-0005	風嶋	佐渡市	片野尾風嶋	103.88	15	0
219-0006	赤玉山ノ越	佐渡市	赤玉長面	38.90	26	1
219-0007	羽二生	佐渡市	羽二生	49.00	33	0
219-0008	片野尾稲場	佐渡市	片野尾風嶋	11.60	2	0
219-0009	白瀬	佐渡市	白瀬	24.00	43	1
601-0001	岩谷口	佐渡市	岩谷口	12.00	3	0
601-0002	関	佐渡市	関	17.00	8	0
601-0003	岩ノ尻	佐渡市	小田岩ノ尻	7.10	0	0
601-0004	小杉丸	佐渡市	小田小杉丸	21.00	2	0
601-0005	小田東	佐渡市	小田東	26.66	7	0
601-0006	赤山甲耕地	佐渡市	石名赤山甲耕地	8.40	0	0
601-0007	石名	佐渡市	石名	20.82	2	0
601-0008	小野見	佐渡市	小野見カミヤクボ	60.00	0	0
601-0009	北田野浦 1	佐渡市	北田野浦葡萄峰A	5.10	0	0
601-0010	北田野浦 2	佐渡市	北田野浦	8.62	0	0
601-0011	大野上	佐渡市	北田野浦大野上	7.00	0	0
601-0012	小高山	佐渡市	北田野浦小高山	14.00	0	0
601-0013	竹川内	佐渡市	南片辺竹川内	6.46	0	0
601-0014	石名	佐渡市	石名	32.56	0	0
601-0015	矢柄	佐渡市	矢柄	12.00	0	1
601-0016	いしな	佐渡市	石名	52.64	0	0
602-0001	沢根	佐渡市	沢根	0.50	0	0
604-0001	正明寺	佐渡市	正明寺	9.50	4	0
604-0002	大野	佐渡市	大野	18.00	6	0
605-0001	小倉	佐渡市	小倉	21.00	4	0

整理番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
605-0002	丸山	佐渡市	丸山折口	14.50	0	0
606-0001	大乃田	佐渡市	下黒下大乃田	53.00	5	0
606-0002	西三川	佐渡市	西三川桜	21.40	11	0
606-0003	下黒山	佐渡市	下黒山石原	19.90	9	0
606-0004	笹川	佐渡市	西三川笹川	10.30	7	0
606-0005	静平	佐渡市	静平家の下	54.00	3	0
606-0006	川内	佐渡市	豊田川内	10.40	0	0
607-0001	小比叡	佐渡市	小比叡	5.10	10	1
608-0001	岩野	佐渡市	岩野	20.00	5	1
608-0002	冬居	佐渡市	冬居	44.00	15	1
608-0003	無礼山	佐渡市	無礼山	43.00	50	0
608-0004	羽茂本郷	佐渡市	飯岡素マキ	5.10	1	0
608-0008	紋張	佐渡市	紋張	112.00	7	0
608-0009	犬落	佐渡市	犬落	71.00	7	0
608-0010	羽茂亀脇	佐渡市	羽茂亀脇	6.00	3	0
608-0011	羽茂大橋	佐渡市	羽茂大橋	9.00	13	0
609-0001	柳沢	佐渡市	柳沢	80.00	0	0
609-0002	下川茂	佐渡市	下川茂	9.10	18	0
609-0003	真浦	佐渡市	真浦	15.00	45	0
609-0004	下川茂2	佐渡市	下川茂	7.00	7	0

(資料：平成28年度新潟県防災計画)

5-10 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 崩壊危険箇所 I

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-219.001 (1473)	北鶴島	佐渡市	北鶴島	24
自然	I-219.002 (1474)	願	佐渡市	願	13
自然	I-219.003 (1475)	藻浦	佐渡市	鷺崎	15
自然	I-219.004 (1476)	見立	佐渡市	見立	16
自然	I-219.005 (1477)	北小浦 1	佐渡市	北小浦	13
自然	I-219.006 (1478)	虫崎	佐渡市	虫崎	18
自然	I-219.007 (1479)	北黒姫	佐渡市	黒姫	10
自然	I-219.008 (1480)	南黒姫	佐渡市	黒姫	6
自然	I-219.009 (1481)	歌見	佐渡市	歌見	19
自然	I-219.010 (1482)	馬首	佐渡市	馬首	8
自然	I-219.011 (1483)	和木	佐渡市	和木	23
自然	I-219.012 (1484)	坊ヶ崎	佐渡市	玉崎	7
自然	I-219.013 (1485)	小松	佐渡市	白瀬	7
自然	I-219.014 (1486)	白瀬	佐渡市	白瀬	13
自然	I-219.015 (1487)	南白瀬	佐渡市	白瀬	8
自然	I-219.017 (1489)	北五十里 (1区)	佐渡市	北五十里	8
自然	I-219.018 (1490)	吉住 (1)	佐渡市	羽吉	8
自然	I-219.019 (1491)	外羽黒	佐渡市	羽吉	7
自然	I-219.020 (1492)	栄町	佐渡市	加茂歌代	15
自然	I-219.021 (1493)	久知河内	佐渡市	久知河内	10

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-219.022 (1494)	両尾1区	佐渡市	両尾	16
自然	I-219.023 (1495)	両尾2区-1	佐渡市	両尾	0
自然	I-219.024 (1496)	羽二生	佐渡市	羽二生	12
自然	I-219.025 (1497)	入桑	佐渡市	羽二生	12
自然	I-219.026 (1498)	大川(1区)	佐渡市	両津大川	13
自然	I-219.027 (1499)	水津1	佐渡市	水津	19
自然	I-219.028 (1500)	風島	佐渡市	片野尾	0
自然	I-219.029 (1501)	片野尾(2区)	佐渡市	片野尾	10
自然	I-219.030 (1502)	月布施北	佐渡市	月布施	5
自然	I-219.031 (1503)	月布施1	佐渡市	月布施	7
自然	I-219.032 (1504)	東強清水	佐渡市	東強清水	9
自然	I-219.033 (1505)	東立島1	佐渡市	東立島	9
自然	I-219.034 (1506)	葛倉	佐渡市	豊岡	6
自然	I-219.035 (1507)	糸崎	佐渡市	豊岡	7
自然	I-219.036 (1508)	柿野浦1	佐渡市	柿野浦	14
自然	I-219.037 (1509)	南柿野浦	佐渡市	柿野浦	5
自然	I-219.038 (1510)	東鶴島	佐渡市	東鶴島	9
自然	I-219.039 (1511)	岩首(2区)	佐渡市	岩首	10
自然	I-219.040 (1512)	岩首(3区)	佐渡市	岩首	15
自然	I-219.041 (1513)	鷺崎1	佐渡市	鷺崎	15
自然	I-219.042 (1514)	北歌見	佐渡市	歌見	28
自然	I-219.043 (1515)	浦川	佐渡市	浦川	19

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I -219. 044 (1516)	平松	佐渡市	平松	19
自然	I -219. 045 (1517)	和木北	佐渡市	和木	4
自然	I -219. 046 (1518)	玉崎 1	佐渡市	玉崎	11
自然	I -219. 047 (1519)	北五十里（２区）	佐渡市	北五十里	22
自然	I -219. 048 (1520)	片野尾（１区）	佐渡市	片野尾	27
自然	I -219. 049 (1521)	岩首 1	佐渡市	岩首	11
自然	I -219. 050 (1522)	野浦	佐渡市	野浦	19
自然	I -219. 051 (1523)	立間	佐渡市	立間	13
自然	I -219. 052 (1524)	豊岡	佐渡市	豊岡	28
自然	I -219. 053 (1525)	大川（２区）	佐渡市	両津大川	8
自然	I -219. 054 (1526)	浦川南	佐渡市	浦川	2
自然	I -219. 055 (1527)	北鶴島北	佐渡市	北鶴島	24
自然	I -219. 056 (1528)	北小浦 2	佐渡市	北小浦	14
自然	I -219. 057 (1529)	両尾 2 区 - 2	佐渡市	両尾	7
自然	I -219. 058 (1530)	水津 2	佐渡市	水津	10
自然	I -219. 059 (1531)	月布施 2	佐渡市	月布施	8
自然	I -219. 060 (1532)	東立島 2	佐渡市	東立島	6
自然	I -219. 061 (1533)	柿野浦 2	佐渡市	柿野浦	9
自然	I -219. 062 (1534)	鷺崎 2	佐渡市	鷺崎	21
自然	I -219. 063 (1535)	岩首 2	佐渡市	岩首	6
自然	I -219. 064 (4205)	玉崎 2	佐渡市	玉崎	5
自然	I -219. 065 (2306)	鷺崎 - 2	佐渡市	鷺崎	0

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-219.066 (2307)	鷺崎－３	佐渡市	鷺崎	０
自然	I-219.067 (2308)	藻浦	佐渡市	鷺崎	０
自然	I-219.068 (2309)	鷺崎－６	佐渡市	鷺崎	０
自然	I-219.069 (2310)	浦川	佐渡市	浦川	０
自然	I-219.070 (2311)	玉崎－２	佐渡市	玉崎	５
自然	I-219.071 (2312)	白瀬川	佐渡市	白瀬地先	０
自然	I-219.072 (2313)	梅津川－１	佐渡市	梅津地先	０
自然	I-219.073 (2314)	春日二－１	佐渡市	加茂歌代	０
自然	I-219.074 (2315)	春日二－２	佐渡市	加茂歌代	５
自然	I-219.075 (2316)	中の沢	佐渡市	加茂歌代	５
自然	I-219.076 (2317)	歌代住宅	佐渡市	加茂歌代	19
自然	I-219.077 (2318)	岩野－１	佐渡市	長江	０
自然	I-219.078 (2319)	椎泊	佐渡市	椎泊	７
自然	I-219.079 (2320)	赤玉	佐渡市	赤玉	23
自然	I-601.001 (1536)	岩谷口	佐渡市	岩谷口	４
自然	I-601.002 (1537)	五十浦	佐渡市	五十浦	20
自然	I-601.003 (1538)	関１区－１	佐渡市	関	17
自然	I-601.004 (1539)	関１区－１	佐渡市	関	８
自然	I-601.005 (1540)	矢柄	佐渡市	矢柄	６
自然	I-601.006 (1541)	小田	佐渡市	小田	６
自然	I-601.007 (1542)	石名	佐渡市	石名	32
自然	I-601.008 (1543)	小野見－１	佐渡市	北田野浦	３

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-601.009 (1544)	北田野浦	佐渡市	小野見	2
自然	I-601.010 (1545)	高下	佐渡市	高千	8
自然	I-601.011 (1546)	千本	佐渡市	高千	18
自然	I-601.012 (1547)	入川1区	佐渡市	入川	7
自然	I-601.013 (1548)	入川2区	佐渡市	入川	11
自然	I-601.014 (1549)	北川内1区	佐渡市	北川内	9
自然	I-601.015 (1550)	北川内	佐渡市	北川内	12
自然	I-601.016 (1551)	後尾1	佐渡市	後尾	27
自然	I-601.017 (1552)	石花	佐渡市	石花	43
自然	I-601.018 (1553)	北片辺	佐渡市	北片辺	27
自然	I-601.019 (1554)	南片辺	佐渡市	南片辺	22
自然	I-601.020 (1555)	戸中北	佐渡市	戸中	26
自然	I-601.021 (1556)	戸地	佐渡市	戸地	27
自然	I-601.022 (1557)	北狄	佐渡市	北狄	11
自然	I-601.023 (1558)	姫津	佐渡市	姫津	44
自然	I-601.024 (1559)	姫津－2区	佐渡市	姫津	38
自然	I-601.025 (1560)	達者	佐渡市	達者	10
自然	I-601.026 (1561)	達者2区	佐渡市	達者	11
自然	I-601.027 (1562)	下小川	佐渡市	小川	16
自然	I-601.028 (1563)	柴町	佐渡市	相川柴町	22
自然	I-601.029 (1564)	大間町	佐渡市	相川大間町	63
自然	I-601.030 (1565)	小六町	佐渡市	相川小六町	55

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-601.031 (1566)	南沢	佐渡市	相川南沢町	37
自然	I-601.032 (1567)	上馬町 1	佐渡市	相川下戸村	13
自然	I-601.033 (1568)	下戸 1	佐渡市	相川下戸町	7
自然	I-601.034 (1569)	大浦	佐渡市	相川大浦	32
自然	I-601.035 (1570)	上大浦 1	佐渡市	相川大浦	7
自然	I-601.036 (1571)	高瀬 1	佐渡市	高瀬	3
自然	I-601.037 (1572)	元橘	佐渡市	橘	6
自然	I-601.038 (1573)	元橘の浦	佐渡市	橘	4
自然	I-601.039 (1574)	稲鯨砂原	佐渡市	稲鯨	39
自然	I-601.040 (1575)	稲鯨中村	佐渡市	稲鯨	47
自然	I-601.041 (1576)	稲鯨新田 1	佐渡市	稲鯨	27
自然	I-601.042 (1577)	米郷	佐渡市	米郷	9
自然	I-601.043 (1578)	二見元村 1	佐渡市	二見	10
自然	I-601.044 (1579)	二見新地 1	佐渡市	二見	15
自然	I-601.045 (1580)	羽田下戸	佐渡市	相川羽田村	18
自然	I-601.047 (1582)	後尾 2	佐渡市	後尾	12
自然	I-601.048 (1583)	戸中	佐渡市	戸中	30
自然	I-601.049 (1584)	下小川 2	佐渡市	小川	17
自然	I-601.050 (1585)	羽田町	佐渡市	相川羽田町	46
自然	I-601.051 (1586)	五郎左衛門	佐渡市	相川五郎左衛門町	57
自然	I-601.052 (1587)	上馬町 2	佐渡市	相川下戸村	7
自然	I-601.053 (1588)	下戸 2	佐渡市	相川下戸町	50

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-601.054 (1589)	鹿伏 1	佐渡市	相川鹿伏	49
自然	I-601.055 (1590)	鹿伏 2	佐渡市	相川鹿伏	27
自然	I-601.056 (1591)	上大浦 2	佐渡市	相川羽田村	14
自然	I-601.057 (1592)	高瀬 2	佐渡市	高瀬	23
自然	I-601.058 (1593)	稲鯨新田 2	佐渡市	稲鯨	10
自然	I-601.059 (1594)	二見元村 2	佐渡市	二見	34
自然	I-601.060 (1595)	二見新地 2	佐渡市	二見	30
自然	I-601.061 (1596)	北狄 2	佐渡市	北狄	4
自然	I-601.062 (4206)	達者	佐渡市	達者	33
自然	I-601.063 (4207)	小六町	佐渡市	相川小六町	19
自然	I-601.064 (4208)	上馬町 2	佐渡市	相川下戸村	13
自然	I-601.065 (2321)	高下	佐渡市	高千	1
自然	I-601.066 (2322)	入川	佐渡市	入川左岸	0
自然	I-601.067 (2323)	石花川	佐渡市	石花川右岸	0
自然	I-601.068 (2324)	高瀬－ 1	佐渡市	高瀬	0
自然	I-601.069 (2325)	橘	佐渡市	橘	0
自然	I-601.070 (2326)	千本－ 2	佐渡市	高千	6
自然	I-602.001 (1597)	下組	佐渡市	石田	1
自然	I-602.002 (1598)	城ノ下	佐渡市	沢根五十里	17
自然	I-602.003 (1599)	田中町 1	佐渡市	沢根五十里	8
自然	I-602.004 (1600)	沢根 1	佐渡市	沢根竈町	8
自然	I-602.005 (1601)	下町 1	佐渡市	沢根町	18

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-602.006 (1602)	上町	佐渡市	沢根町	7
自然	I-602.007 (1603)	田中町 2	佐渡市	沢根五十里	24
自然	I-602.008 (1604)	沢根 2	佐渡市	沢根竈町	9
自然	I-602.009 (1605)	下町 2	佐渡市	沢根町	10
自然	I-602.010 (2327)	沢	佐渡市	真光寺	0
自然	I-602.011 (2328)	西野－ 4	佐渡市	沢根五十里	0
自然	I-603.001 (1606)	島	佐渡市	泉	8
自然	I-603.002 (1607)	大和田	佐渡市	千種	1
自然	I-603.004 (1609)	泉	佐渡市	泉	5
自然	I-603.005 (2329)	馬ヶ背	佐渡市	金井新保	0
自然	I-604.002 (1611)	潟上	佐渡市	新穂潟上	10
自然	I-605.001 (1612)	中佐為	佐渡市	小倉	12
自然	I-605.002 (1613)	浦ノ川内	佐渡市	松ヶ崎	4
自然	I-605.003 (1614)	多田	佐渡市	多田	10
自然	I-605.004 (1615)	多田東	佐渡市	多田東	13
自然	I-605.006 (4209)	多田東	佐渡市	多田東	5
自然	I-605.007 (2330)	長谷－ 2	佐渡市	長谷	0
自然	I-605.008 (2331)	松ヶ崎－ 1	佐渡市	松ヶ崎	5
自然	I-605.009 (2332)	松ヶ崎－ 1	佐渡市	松ヶ崎	0
自然	I-605.010 (2333)	黒根	佐渡市	多田	6
自然	I-605.011 (2334)	丸山－ 1	佐渡市	丸山	0
自然	I-606.002 (1618)	本町	佐渡市	真野新町	6

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-606.003 (1619)	中町	佐渡市	真野新町	12
自然	I-606.004 (1620)	豊田	佐渡市	豊田	12
自然	I-606.006 (1622)	新入高屋	佐渡市	静平	5
自然	I-606.007 (1623)	笹川	佐渡市	西三川	4
自然	I-606.008 (1624)	金山	佐渡市	西三川	5
自然	I-606.009 (2335)	椿尾 2	佐渡市	椿尾	0
自然	I-607.001 (1626)	井坪	佐渡市	井坪	10
自然	I-607.002 (1627)	大浦	佐渡市	小木大浦	10
自然	I-607.003 (1628)	木流	佐渡市	木流	16
自然	I-607.004 (1629)	田野浦	佐渡市	田野浦	9
自然	I-607.005 (1630)	江積 1	佐渡市	江積	8
自然	I-607.006 (1631)	白木	佐渡市	沢崎	8
自然	I-607.007 (1632)	沢崎 1	佐渡市	沢崎	11
自然	I-607.008 (1633)	深浦 1	佐渡市	深浦	12
自然	I-607.009 (1634)	強清水 1	佐渡市	小木強清水	1
自然	I-607.010 (1635)	宿根木 1	佐渡市	宿根木	10
自然	I-607.011 (1636)	東琴浦－ 1	佐渡市	東琴浦	28
自然	I-607.013 (1638)	元小木西	佐渡市	元小木西	23
自然	I-607.014 (1639)	小木	佐渡市	小木	32
自然	I-607.015 (1640)	小木町東	佐渡市	小木町東	30
自然	I-607.016 (1641)	小木町西	佐渡市	小木町西	38
自然	I-607.017 (1642)	江積 2	佐渡市	江積	16

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-607.018 (1643)	沢崎 2	佐渡市	沢崎	5
自然	I-607.019 (1644)	沢崎 3	佐渡市	沢崎	9
自然	I-607.020 (1645)	深浦 2	佐渡市	深浦	14
自然	I-607.021 (1646)	強清水 2 - 1	佐渡市	小木強清水	2
自然	I-607.022 (1647)	宿根木 2	佐渡市	宿根木	14
自然	I-607.023 (1648)	東琴浦 - 2	佐渡市	東琴浦	38
自然	I-607.026 (1651)	小木町	佐渡市	小木町	45
自然	I-607.027 (2336)	強清水 2 - 2	佐渡市	小木強清水	6
自然	I-607.028 (2337)	田野浦 - 1	佐渡市	田野浦	3
自然	I-607.029 (2338)	田野浦 - 2	佐渡市	松ヶ崎	3
自然	I-607.030 (2339)	宿根木 1	佐渡市	宿根木	0
自然	I-607.031 (2340)	琴平町	佐渡市	小木町	8
自然	I-607.032 (2341)	入船町	佐渡市	小木町	10
自然	I-607.033 (2342)	山本町	佐渡市	小木町	6
自然	I-608.001 (1652)	仮屋	佐渡市	羽茂本郷	7
自然	I-608.002 (1653)	須川	佐渡市	羽茂本郷	0
自然	I-608.003 (1654)	寺田	佐渡市	羽茂本郷	7
自然	I-608.004 (1655)	大泊	佐渡市	羽茂三瀬	8
自然	I-608.006 (1657)	西仮屋	佐渡市	羽茂本郷	5
自然	I-608.007 (1658)	滝平	佐渡市	羽茂滝平	5
自然	I-608.008 (2343)	須川	佐渡市	羽茂本郷	0
自然	I-608.009 (2344)	飯岡 - 1	佐渡市	羽茂飯岡	0

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-608.010 (2345)	大泊－1	佐渡市	羽茂三瀬	4
自然	I-608.011 (2346)	赤岩	佐渡市	羽茂三瀬	1
自然	I-608.012 (2347)	飯岡－5	佐渡市	羽茂飯岡	5
自然	I-609.005 (1663)	小石	佐渡市	蕤場	5
自然	I-609.006 (1664)	腰細	佐渡市	三川	5
自然	I-609.007 (1665)	三川	佐渡市	三川	19
自然	I-609.008 (1666)	徳和浜	佐渡市	徳和浜	9
自然	I-609.009 (1667)	浦津	佐渡市	徳和	12
自然	I-609.011 (1669)	荒町	佐渡市	赤泊	2
自然	I-609.012 (1670)	中町	佐渡市	赤泊	11
自然	I-609.013 (1671)	赤泊1	佐渡市	赤泊	3
自然	I-609.014 (1672)	新保	佐渡市	南新保	8
自然	I-609.015 (1673)	西新保1	佐渡市	南新保	10
自然	I-609.016 (1674)	東杉野浦1	佐渡市	杉野浦	6
自然	I-609.017 (1675)	中杉野浦	佐渡市	杉野浦	4
自然	I-609.018 (1676)	西杉野浦	佐渡市	杉野浦	5
自然	I-609.019 (1677)	大杉1	佐渡市	大杉	15
自然	I-609.020 (1678)	赤泊2	佐渡市	赤泊	37
自然	I-609.021 (1679)	赤泊3	佐渡市	赤泊	35
自然	I-609.022 (1680)	西新保1	佐渡市	南新保	8
自然	I-609.024 (1682)	東杉野浦2	佐渡市	杉野浦	9
自然	I-609.025 (1683)	東杉野浦3	佐渡市	杉野浦	5

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	I-609.026 (1684)	大杉 2	佐渡市	大杉	8
自然	I-609.027 (2348)	下川茂－ 2	佐渡市	下川茂	1
自然	I-609.028 (2349)	下川茂－ 6	佐渡市	下川茂	0
自然	I-609.029 (2350)	柳沢－ 3	佐渡市	柳沢	7
自然	I-609.030 (2351)	真浦－ 2	佐渡市	真浦	0
自然	I-609.031 (2352)	下小熊－ 1	佐渡市	徳和	6
自然	I-609.032 (2353)	山田東	佐渡市	三川	0
自然	I-609.033 (2354)	下蕨場－ 1	佐渡市	蕨場	0
自然	I-609.034 (2355)	下蕨場－ 2	佐渡市	蕨場	1
人工	I-606.001 (1685)	西三川	佐渡市	西三川	14

(2) 崩壊危険箇所Ⅱ

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-219.001 (4108)	吉住 (2)	佐渡市	羽吉	2
自然	Ⅱ-219.002 (3711)	鷺崎－ 1	佐渡市	鷺崎	2
自然	Ⅱ-219.003 (3712)	鷺崎－ 4	佐渡市	鷺崎	1
自然	Ⅱ-219.004 (3713)	鷺崎－ 5	佐渡市	鷺崎	2
自然	Ⅱ-219.005 (3714)	鷺崎－ 7	佐渡市	鷺崎	1
自然	Ⅱ-219.006 (3715)	真更川－ 1	佐渡市	真更川	2
自然	Ⅱ-219.007 (3716)	真更川－ 2	佐渡市	真更川	1
自然	Ⅱ-219.008 (3717)	虫崎	佐渡市	虫崎	1
自然	Ⅱ-219.009 (3718)	玉崎－ 1	佐渡市	玉崎	1

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-219.010 (3719)	和木	佐渡市	和木	1
自然	Ⅱ-219.011 (3720)	白瀬	佐渡市	白瀬	1
自然	Ⅱ-219.012 (3721)	椿－2	佐渡市	椿	2
自然	Ⅱ-219.013 (3722)	吉住	佐渡市	羽吉	2
自然	Ⅱ-219.014 (3723)	野町－1	佐渡市	羽吉	1
自然	Ⅱ-219.015 (3724)	野町－2	佐渡市	羽吉	1
自然	Ⅱ-219.016 (3725)	外羽黒	佐渡市	羽吉	1
自然	Ⅱ-219.017 (3726)	梅津川－2	佐渡市	梅津地先	1
自然	Ⅱ-219.018 (3727)	梅津川－3	佐渡市	梅津地先	1
自然	Ⅱ-219.019 (3728)	中高野住宅	佐渡市	加茂歌代	4
自然	Ⅱ-219.020 (3729)	赤井地	佐渡市	加茂歌代	2
自然	Ⅱ-219.021 (3730)	新町	佐渡市	加茂歌代	1
自然	Ⅱ-219.022 (3731)	福浦三	佐渡市	加茂歌代	3
自然	Ⅱ-219.023 (3732)	南河内	佐渡市	加茂歌代	2
自然	Ⅱ-219.024 (3733)	加茂歌代	佐渡市	加茂歌代	1
自然	Ⅱ-219.025 (3734)	岩野－2	佐渡市	長江	1
自然	Ⅱ-219.026 (3735)	秋津－1	佐渡市	秋津	3
自然	Ⅱ-219.027 (3736)	秋津－2	佐渡市	秋津	1
自然	Ⅱ-219.028 (3737)	秋津－3	佐渡市	秋津	4
自然	Ⅱ-219.029 (3738)	秋津－4	佐渡市	秋津	3
自然	Ⅱ-219.030 (3739)	秋津－5	佐渡市	秋津	2
自然	Ⅱ-219.031 (3740)	住吉	佐渡市	住吉	2

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-219.032 (3741)	吾潟－１	佐渡市	吾潟	２
自然	Ⅱ-219.033 (3742)	吾潟－２	佐渡市	吾潟	１
自然	Ⅱ-219.034 (3743)	両尾	佐渡市	両尾	３
自然	Ⅱ-219.035 (3744)	羽二生－１	佐渡市	羽二生	２
自然	Ⅱ-219.036 (3745)	羽二生－２	佐渡市	羽二生	３
自然	Ⅱ-219.037 (3746)	大川	佐渡市	両津大川	２
自然	Ⅱ-219.038 (3747)	水津	佐渡市	水津	２
自然	Ⅱ-219.039 (3748)	片野尾	佐渡市	片野尾	２
自然	Ⅱ-219.040 (3749)	豊岡－１	佐渡市	豊岡	２
自然	Ⅱ-219.041 (3750)	秋津－６	佐渡市	秋津	３
自然	Ⅱ-219.042 (3751)	蛸	佐渡市	蛸	３
自然	Ⅱ-219.043 (3752)	豊岡－２	佐渡市	豊岡	３
自然	Ⅱ-219.044 (3753)	椿－１	佐渡市	椿	２
自然	Ⅱ-219.045 (3754)	大手	佐渡市	長江	２
自然	Ⅱ-219.046 (3755)	久知河内	佐渡市	久知河内	１
自然	Ⅱ-601.001 (3756)	石名	佐渡市	石名	２
自然	Ⅱ-601.002 (3757)	小野見－２	佐渡市	小野見	１
自然	Ⅱ-601.003 (3758)	千本－１	佐渡市	高千	１
自然	Ⅱ-601.004 (3759)	石花	佐渡市	石花	２
自然	Ⅱ-601.005 (3760)	戸中	佐渡市	戸中	１
自然	Ⅱ-601.006 (3761)	戸地－１	佐渡市	戸地	１
自然	Ⅱ-601.007 (3762)	戸地－２	佐渡市	戸地	２

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-601.008 (3763)	崇徳町	佐渡市	相川崇徳町	3
自然	Ⅱ-601.009 (3764)	関1区-2	佐渡市	関	1
自然	Ⅱ-601.010 (3765)	小野見-1	佐渡市	小野見	4
自然	Ⅱ-601.011 (3766)	高瀬-2	佐渡市	高瀬	1
自然	Ⅱ-602.001 (3767)	河内-1	佐渡市	沢根村	1
自然	Ⅱ-602.002 (3768)	河内-2	佐渡市	沢根村	2
自然	Ⅱ-602.003 (3769)	中山-1	佐渡市	沢根村	2
自然	Ⅱ-602.004 (3770)	田上	佐渡市	沢根村	1
自然	Ⅱ-602.005 (3771)	中山-2	佐渡市	沢根村	1
自然	Ⅱ-602.006 (3772)	田中-1	佐渡市	沢根五十里	2
自然	Ⅱ-602.007 (3773)	田中-2	佐渡市	沢根五十里	1
自然	Ⅱ-602.008 (3774)	西野-1	佐渡市	沢根五十里	2
自然	Ⅱ-602.009 (3775)	西野-2	佐渡市	沢根五十里	1
自然	Ⅱ-602.010 (3776)	西野-3	佐渡市	沢根五十里	1
自然	Ⅱ-602.011 (3777)	西窪田-1	佐渡市	窪田	1
自然	Ⅱ-602.012 (3778)	東野	佐渡市	沢根五十里	1
自然	Ⅱ-602.013 (3779)	西窪田-2	佐渡市	窪田	1
自然	Ⅱ-602.014 (3780)	西窪田-3	佐渡市	窪田	1
自然	Ⅱ-602.015 (3781)	中窪田	佐渡市	窪田	1
自然	Ⅱ-602.016 (3782)	西山田	佐渡市	山田	2
自然	Ⅱ-602.017 (3783)	東山田-1	佐渡市	山田	1
自然	Ⅱ-602.018 (3784)	東山田-2	佐渡市	山田	1

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-602.019 (3785)	西二宮－１	佐渡市	二宮	１
自然	Ⅱ-602.020 (3786)	西二宮－２	佐渡市	二宮	１
自然	Ⅱ-604.001 (3787)	源田平	佐渡市	新穂潟上	１
自然	Ⅱ-604.002 (3788)	寺ノ上－１	佐渡市	新穂潟上	１
自然	Ⅱ-604.003 (3789)	寺ノ上－２	佐渡市	新穂潟上	１
自然	Ⅱ-604.004 (3790)	瓜生屋	佐渡市	新穂瓜生屋	２
自然	Ⅱ-604.005 (3791)	八王寺	佐渡市	新穂瓜生屋	１
自然	Ⅱ-604.006 (3792)	上新穂－１	佐渡市	上新穂	２
自然	Ⅱ-604.007 (3793)	上新穂－２	佐渡市	上新穂	１
自然	Ⅱ-604.008 (3794)	潟上	佐渡市	新穂潟上	２
自然	Ⅱ-604.009 (3795)	上新保	佐渡市	上新穂	３
自然	Ⅱ-605.001 (3796)	防ヶ浦	佐渡市	防ヶ浦	１
自然	Ⅱ-605.002 (3797)	長谷－１	佐渡市	長谷	１
自然	Ⅱ-605.003 (3798)	鳥越－１	佐渡市	小倉	２
自然	Ⅱ-605.004 (3799)	鳥越－２	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.005 (3800)	鳥越－３	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.006 (3801)	小倉－１	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.007 (3802)	小倉－２	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.008 (3803)	小倉－３	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.009 (3804)	小倉－４	佐渡市	小倉	２
自然	Ⅱ-605.010 (3805)	宮の河内－１	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.011 (3806)	宮の河内－２	佐渡市	小倉	１

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-605.012 (3807)	上日向－１	佐渡市	小倉	２
自然	Ⅱ-605.013 (3808)	上日向－２	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.014 (3809)	上日向－３	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.015 (3810)	上日向－４	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.016 (3811)	飯持－１	佐渡市	飯持	１
自然	Ⅱ-605.017 (3812)	大久保	佐渡市	大久保	１
自然	Ⅱ-605.018 (3813)	野田	佐渡市	小倉	１
自然	Ⅱ-605.019 (3814)	猿八	佐渡市	猿八	１
自然	Ⅱ-605.020 (3815)	浦ノ川内－１	佐渡市	松ヶ崎	１
自然	Ⅱ-605.021 (3816)	浦ノ川内－２	佐渡市	松ヶ崎	１
自然	Ⅱ-605.022 (3817)	浦ノ川内－３	佐渡市	松ヶ崎	２
自然	Ⅱ-605.023 (3818)	浦ノ川内－４	佐渡市	松ヶ崎	１
自然	Ⅱ-605.024 (3819)	浦ノ川内－５	佐渡市	松ヶ崎	１
自然	Ⅱ-605.025 (3820)	浦ノ川内－６	佐渡市	松ヶ崎	１
自然	Ⅱ-605.026 (3821)	浦ノ川内－７	佐渡市	松ヶ崎	３
自然	Ⅱ-605.027 (3822)	浜河内－１	佐渡市	浜河内	１
自然	Ⅱ-605.028 (3823)	浜河内－２	佐渡市	浜河内	１
自然	Ⅱ-605.029 (3824)	浜河内－３	佐渡市	浜河内	２
自然	Ⅱ-605.030 (3825)	浜河内－４	佐渡市	浜河内	１
自然	Ⅱ-605.031 (3826)	浜河内－５	佐渡市	浜河内	３
自然	Ⅱ-605.032 (3827)	浜河内－６	佐渡市	浜河内	１
自然	Ⅱ-605.033 (3828)	浜河内－７	佐渡市	浜河内	１

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-605.034 (3829)	丸山－2	佐渡市	丸山	1
自然	Ⅱ-605.035 (3830)	浜河内－9	佐渡市	浜河内	1
自然	Ⅱ-605.036 (3831)	浜河内－10	佐渡市	浜河内	1
自然	Ⅱ-605.037 (3832)	長谷－3	佐渡市	長谷	1
自然	Ⅱ-605.038 (3833)	飯持－2	佐渡市	飯持	1
自然	Ⅱ-605.039 (1616)	浜河内	佐渡市	浜河内	4
自然	Ⅱ-605.040 (3834)	浜河内－8	佐渡市	浜河内	1
自然	Ⅱ-606.001 (3835)	浜中	佐渡市	真野	1
自然	Ⅱ-606.002 (3836)	真野－1	佐渡市	真野	2
自然	Ⅱ-606.003 (3837)	真野－2	佐渡市	真野	1
自然	Ⅱ-606.004 (3838)	小川内	佐渡市	吉岡	1
自然	Ⅱ-606.005 (3839)	背合	佐渡市	背合	1
自然	Ⅱ-606.006 (3840)	小立	佐渡市	大小	4
自然	Ⅱ-606.007 (3841)	大立	佐渡市	大倉谷	1
自然	Ⅱ-606.008 (3842)	笹川－1	佐渡市	西三川	1
自然	Ⅱ-606.009 (3843)	笹川－2	佐渡市	西三川	1
自然	Ⅱ-606.010 (3844)	下黒山－1	佐渡市	下黒山	1
自然	Ⅱ-606.011 (3845)	下黒山－2	佐渡市	下黒山	1
自然	Ⅱ-606.012 (3846)	高崎－1	佐渡市	西三川	1
自然	Ⅱ-606.013 (3847)	高崎－2	佐渡市	西三川	1
自然	Ⅱ-606.014 (3848)	椿尾－1	佐渡市	椿尾	1
自然	Ⅱ-606.016 (3849)	高崎－3	佐渡市	西三川	1

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-607.001 (3850)	堂釜	佐渡市	小木堂釜	1
自然	Ⅱ-607.002 (3851)	虫谷	佐渡市	小木	3
自然	Ⅱ-607.003 (3852)	木野浦	佐渡市	小木木野浦	1
自然	Ⅱ-607.004 (3853)	井坪 2	佐渡市	井坪	4
自然	Ⅱ-608.001 (3854)	居尻	佐渡市	羽茂大橋	1
自然	Ⅱ-608.002 (3855)	冬居	佐渡市	羽茂大橋	1
自然	Ⅱ-608.003 (3856)	木戸－ 1	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.004 (3857)	木戸－ 2	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.005 (3858)	木戸－ 3	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.006 (3859)	天沢－ 1	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.007 (3860)	天沢－ 2	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.008 (3861)	天沢－ 3	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.009 (3862)	天沢－ 4	佐渡市	羽茂本郷	2
自然	Ⅱ-608.010 (3863)	天沢－ 5	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.011 (3864)	天沢－ 6	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.012 (3865)	羽茂本郷－ 1	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.013 (3866)	飯岡－ 2	佐渡市	羽茂飯岡	1
自然	Ⅱ-608.014 (3867)	羽茂本郷－ 2	佐渡市	羽茂本郷	1
自然	Ⅱ-608.015 (3868)	大崎下組－ 1	佐渡市	羽茂大崎	2
自然	Ⅱ-608.016 (3869)	大崎下組－ 2	佐渡市	羽茂大崎	2
自然	Ⅱ-608.017 (3870)	大崎下組－ 3	佐渡市	羽茂大崎	2
自然	Ⅱ-608.018 (3871)	梅－ 1	佐渡市	羽茂滝平	3

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-608.019 (3872)	梅－２	佐渡市	羽茂滝平	１
自然	Ⅱ-608.020 (3873)	大崎下組－４	佐渡市	羽茂大崎	１
自然	Ⅱ-608.021 (3874)	大崎下組－５	佐渡市	羽茂大崎	１
自然	Ⅱ-608.022 (3875)	大崎下組－６	佐渡市	羽茂大崎	１
自然	Ⅱ-608.023 (3876)	羽茂本郷－３	佐渡市	羽茂本郷	１
自然	Ⅱ-608.024 (3877)	飯岡－３	佐渡市	羽茂飯岡	１
自然	Ⅱ-608.025 (3878)	飯岡－４	佐渡市	羽茂飯岡	２
自然	Ⅱ-608.026 (3879)	西仮屋	佐渡市	羽茂本郷	１
自然	Ⅱ-608.027 (3880)	新倉－１	佐渡市	羽茂本郷	２
自然	Ⅱ-608.028 (3881)	新倉－２	佐渡市	羽茂本郷	１
自然	Ⅱ-608.029 (3882)	上大谷－１	佐渡市	羽茂本郷	１
自然	Ⅱ-608.030 (3883)	上大谷－２	佐渡市	羽茂本郷	１
自然	Ⅱ-608.031 (3884)	寺田	佐渡市	羽茂本郷	１
自然	Ⅱ-608.032 (3885)	上大谷－３	佐渡市	羽茂本郷	１
自然	Ⅱ-608.033 (3886)	岡田	佐渡市	羽茂大石	１
自然	Ⅱ-608.034 (3887)	中平	佐渡市	羽茂大石	１
自然	Ⅱ-608.035 (3888)	杉浜	佐渡市	羽茂大石	１
自然	Ⅱ-608.036 (3889)	大泊－２	佐渡市	羽茂三瀬	１
自然	Ⅱ-608.037 (3890)	野崎－１	佐渡市	羽茂三瀬	１
自然	Ⅱ-608.038 (3891)	野崎－２	佐渡市	羽茂三瀬	２
自然	Ⅱ-608.039 (3892)	野崎－３	佐渡市	羽茂三瀬	１
自然	Ⅱ-608.040 (3893)	諏訪－１	佐渡市	羽茂大崎	３

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-608.041 (3894)	諏訪-2	佐渡市	羽茂大崎	2
自然	Ⅱ-608.042 (3895)	諏訪-3	佐渡市	羽茂大崎	1
自然	Ⅱ-608.043 (3896)	滝平中央二	佐渡市	羽茂滝平	1
自然	Ⅱ-608.044 (3897)	大橋西方	佐渡市	羽茂大橋	2
自然	Ⅱ-608.045 (3898)	天沢-7	佐渡市	羽茂本郷	2
自然	Ⅱ-609.001 (3899)	下川茂-1	佐渡市	下川茂	1
自然	Ⅱ-609.002 (3900)	下川茂-3	佐渡市	下川茂	1
自然	Ⅱ-609.003 (3901)	下川茂-4	佐渡市	下川茂	1
自然	Ⅱ-609.004 (3902)	下川茂-5	佐渡市	下川茂	1
自然	Ⅱ-609.005 (3903)	下川茂-7	佐渡市	下川茂	1
自然	Ⅱ-609.006 (3904)	下川茂-8	佐渡市	下川茂	1
自然	Ⅱ-609.007 (3905)	下川茂-9	佐渡市	下川茂	1
自然	Ⅱ-609.008 (3906)	外山-1	佐渡市	外山	1
自然	Ⅱ-609.009 (3907)	杉野浦	佐渡市	杉野浦	1
自然	Ⅱ-609.010 (3908)	外山-2	佐渡市	外山	1
自然	Ⅱ-609.011 (3909)	柳沢-1	佐渡市	柳沢	2
自然	Ⅱ-609.012 (3910)	柳沢-2	佐渡市	柳沢	3
自然	Ⅱ-609.013 (3911)	真浦-1	佐渡市	真浦	1
自然	Ⅱ-609.014 (3912)	真浦-3	佐渡市	真浦	1
自然	Ⅱ-609.015 (3913)	山寺	佐渡市	徳和	1
自然	Ⅱ-609.016 (3914)	上小熊	佐渡市	徳和	2
自然	Ⅱ-609.017 (3915)	下小熊-2	佐渡市	徳和	3

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名	保全対象
					人家 戸数
自然	Ⅱ-609.018 (3916)	山田西－１	佐渡市	三川	１
自然	Ⅱ-609.019 (3917)	山田中－１	佐渡市	三川	１
自然	Ⅱ-609.020 (3918)	山田中－２	佐渡市	三川	１
自然	Ⅱ-609.021 (3919)	山田中－３	佐渡市	三川	１
自然	Ⅱ-609.022 (3920)	山田中－４	佐渡市	三川	１
自然	Ⅱ-609.023 (3921)	山田中－５	佐渡市	三川	１
自然	Ⅱ-609.024 (3922)	山田中－６	佐渡市	三川	２
自然	Ⅱ-609.025 (3923)	山田東	佐渡市	三川	１
自然	Ⅱ-609.026 (3924)	上蕨場－１	佐渡市	蕨場	１
自然	Ⅱ-609.027 (3925)	上蕨場－２	佐渡市	蕨場	２
自然	Ⅱ-609.028 (3926)	上蕨場－３	佐渡市	蕨場	１
自然	Ⅱ-609.029 (3927)	下川茂－10	佐渡市	下川茂	４
自然	Ⅱ-609.030 (3928)	山田第一	佐渡市	三川	２
自然	Ⅱ-609.031 (3929)	下川茂－11	佐渡市	下川茂	１
自然	Ⅱ-609.032 (3930)	山田西－２	佐渡市	三川	１
自然	Ⅱ-609.033 (3931)	下蕨場	佐渡市	蕨場	２
自然	Ⅱ-609.034 (3932)	上蕨場	佐渡市	蕨場	２

(３) 崩壊危険箇所Ⅲ

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名
自然	Ⅲ-219.001 (4171)	下野Ⅲ	佐渡市	長江
自然	Ⅲ-219.002 (4172)	潟端Ⅲ	佐渡市	潟端

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名
自然	Ⅲ-219.003 (4173)	下横山Ⅲ	佐渡市	下横山
自然	Ⅲ-219.004 (4174)	野町Ⅲ	佐渡市	羽吉
自然	Ⅲ-219.005 (4175)	赤井地Ⅲ	佐渡市	加茂歌代
自然	Ⅲ-601.001 (4176)	戸地Ⅲ	佐渡市	戸地
自然	Ⅲ-601.002 (4177)	北狄Ⅲ	佐渡市	北狄
自然	Ⅲ-601.003 (4178)	達者Ⅲ	佐渡市	達者
自然	Ⅲ-601.004 (4179)	下小川Ⅲ	佐渡市	下小川
自然	Ⅲ-601.005 (4180)	相川Ⅲ	佐渡市	相川
自然	Ⅲ-601.006 (4181)	大浦Ⅲ－ 1	佐渡市	相川大浦
自然	Ⅲ-601.007 (4182)	大浦Ⅲ－ 2	佐渡市	相川大浦
自然	Ⅲ-601.008 (4183)	二見Ⅲ－ 1	佐渡市	二見
自然	Ⅲ-601.009 (4184)	二見Ⅲ－ 2	佐渡市	二見
自然	Ⅲ-601.010 (4185)	戸地Ⅲ	佐渡市	戸地川左岸
自然	Ⅲ-601.011 (4186)	奈良町	佐渡市	相川奈良町
自然	Ⅲ-602.001 (4187)	沢根河内Ⅲ	佐渡市	沢根村
自然	Ⅲ-602.002 (4188)	田上Ⅲ－ 1	佐渡市	沢根村
自然	Ⅲ-602.003 (4189)	田上Ⅲ－ 2	佐渡市	沢根村
自然	Ⅲ-602.004 (4190)	田中Ⅲ－ 1	佐渡市	沢根五十里
自然	Ⅲ-602.005 (4191)	西野Ⅲ－ 1	佐渡市	沢根五十里
自然	Ⅲ-602.006 (4192)	田中Ⅲ－ 2	佐渡市	沢根五十里
自然	Ⅲ-602.007 (4193)	西野Ⅲ－ 2	佐渡市	沢根五十里
自然	Ⅲ-602.008 (4194)	西野Ⅲ－ 3	佐渡市	沢根五十里

斜面	箇所番号	箇所名	郡市	大字小字 等地名
自然	Ⅲ-605.001 (4195)	防ヶ浦Ⅲ－1	佐渡市	防ヶ浦
自然	Ⅲ-605.002 (4196)	防ヶ浦Ⅲ－2	佐渡市	防ヶ浦
自然	Ⅲ-605.003 (4197)	飯持Ⅲ	佐渡市	飯持
自然	Ⅲ-605.004 (4198)	大久保Ⅲ	佐渡市	大久保
自然	Ⅲ-606.001 (4199)	背合Ⅲ－1	佐渡市	背合
自然	Ⅲ-606.002 (4200)	背合Ⅲ－2	佐渡市	背合
自然	Ⅲ-606.003 (4201)	東大須	佐渡市	東大須
自然	Ⅲ-606.004 (4202)	小川内	佐渡市	小川内
自然	Ⅲ-606.005 (4203)	笹川Ⅲ－1	佐渡市	西三川
自然	Ⅲ-606.006 (4204)	笹川Ⅲ－2	佐渡市	西三川
自然	Ⅲ-606.007 (2446)	笹川Ⅲ－3	佐渡市	西三川
自然	Ⅲ-606.008 (2287)	下黒山Ⅲ－1	佐渡市	下黒山
自然	Ⅲ-606.009 (2288)	下黒山Ⅲ－1	佐渡市	下黒山

(資料：平成 28 年度新潟県防災計画)

５－１１ 土石流危険渓流

（１）土石流危険渓流Ⅰ

渓流番号	渓流名	郡・市	大字小字等地名	保全対象
				人家戸数 戸
219-Ⅰ-001	岩首川	佐渡市	岩首	50
219-Ⅰ-002	岩首小川	佐渡市	岩首	54
219-Ⅰ-003	東鶴島川	佐渡市	東鶴島	10
219-Ⅰ-004	細窪川	佐渡市	東鶴島	10
219-Ⅰ-005	柿野浦川	佐渡市	柿野浦	28
219-Ⅰ-006	柿野浦北川	佐渡市	柿野浦	15
219-Ⅰ-007	糸崎川	佐渡市	豊浦	7
219-Ⅰ-008	葛倉川	佐渡市	豊浦	7
219-Ⅰ-009	立間川	佐渡市	立間	15
219-Ⅰ-010	赤玉南川	佐渡市	赤玉	7
219-Ⅰ-011	赤玉中川	佐渡市	赤玉	17
219-Ⅰ-012	赤玉北川	佐渡市	赤玉	19
219-Ⅰ-013	蛸川	佐渡市	蛸	5
219-Ⅰ-014	東立島川	佐渡市	東立島	12
219-Ⅰ-015	野浦川	佐渡市	野浦	16
219-Ⅰ-016	小坪川	佐渡市	野浦	17
219-Ⅰ-017	不動川	佐渡市	月布施	6
219-Ⅰ-018	月布施北川	佐渡市	月布施	11
219-Ⅰ-019	馬瀬川	佐渡市	月布施	11
219-Ⅰ-020	諏訪川	佐渡市	片野尾	3
219-Ⅰ-021	片野尾下川	佐渡市	片野尾	7
219-Ⅰ-022	佐十川	佐渡市	片野尾	9
219-Ⅰ-023	シイザム沢	佐渡市	片野尾	8
219-Ⅰ-024	稲場沢	佐渡市	片野尾	6
219-Ⅰ-025	新屋川	佐渡市	片野尾	4
219-Ⅰ-026	水津南川	佐渡市	水津	8
219-Ⅰ-027	水津北川	佐渡市	水津	7
219-Ⅰ-028	大川	佐渡市	大川	36
219-Ⅰ-029	竹の河内川	佐渡市	入桑	6
219-Ⅰ-030	百田川	佐渡市	羽二生	1
219-Ⅰ-031	河内川	佐渡市	羽二生	15
219-Ⅰ-032	羽二生沢	佐渡市	羽二生	19
219-Ⅰ-033	平床下川	佐渡市	両尾	6
219-Ⅰ-034	両尾川	佐渡市	両尾	11
219-Ⅰ-035	野々田沢	佐渡市	椎泊	6
219-Ⅰ-036	椎泊北川	佐渡市	椎泊	7
219-Ⅰ-037	カッサン沢	佐渡市	椎泊	11
219-Ⅰ-038	真更川	佐渡市	河崎	21
219-Ⅰ-039	千原川	佐渡市	千原	22
219-Ⅰ-040	久知川	佐渡市	久知河内	9

溪流番号	溪流名	郡・市	大字小字等地名	保全対象
				人家戸数 戸
219-Ⅰ-041	梅津川	佐渡市	馬場	0
219-Ⅰ-042	吉住沢	佐渡市	羽吉	0
219-Ⅰ-043	椿川	佐渡市	椿	53
219-Ⅰ-044	北五十里川	佐渡市	北五十里	21
219-Ⅰ-045	白瀬川	佐渡市	白瀬	0
219-Ⅰ-046	白瀬北川	佐渡市	白瀬	0
219-Ⅰ-047	玉川	佐渡市	玉崎	9
219-Ⅰ-048	坊ヶ崎川	佐渡市	坊ヶ崎	12
219-Ⅰ-049	和木中川	佐渡市	和木	4
219-Ⅰ-050	和木川	佐渡市	和木	6
219-Ⅰ-051	馬首川	佐渡市	馬首	37
219-Ⅰ-052	北松ヶ崎川	佐渡市	北松ヶ崎	23
219-Ⅰ-053	浦川	佐渡市	浦川	0
219-Ⅰ-054	浦川中川	佐渡市	浦川	13
219-Ⅰ-055	歌見川	佐渡市	歌見	19
219-Ⅰ-056	黒姫川	佐渡市	黒姫	11
219-Ⅰ-057	不動川	佐渡市	虫崎	6
219-Ⅰ-058	釜川	佐渡市	北小浦	2
219-Ⅰ-059	北小浦川	佐渡市	北小浦	9
219-Ⅰ-060	江小ノ口川	佐渡市	藻浦	6
219-Ⅰ-061	東願川	佐渡市	願	3
219-Ⅰ-062	西願川	佐渡市	願	1
219-Ⅰ-063	北鶴島川	佐渡市	北鶴島	16
601-Ⅰ-001	大川	佐渡市	岩谷口	5
601-Ⅰ-002	岩谷口小川	佐渡市	岩谷口	5
601-Ⅰ-003	五十浦川	佐渡市	五十浦川	1
601-Ⅰ-004	関川	佐渡市	関	32
601-Ⅰ-005	宮の川	佐渡市	矢柄	8
601-Ⅰ-006		佐渡市	矢柄	8
601-Ⅰ-007	堂の川	佐渡市	大倉	33
601-Ⅰ-008	大倉川	佐渡市	大倉	5
601-Ⅰ-009	イスギリの沢	佐渡市	小田	1
601-Ⅰ-010	北の川	佐渡市	小田	13
601-Ⅰ-011	小田沢	佐渡市	小田	21
601-Ⅰ-012	小曾川	佐渡市	小田	16
601-Ⅰ-013	石名川	佐渡市	石名	11
601-Ⅰ-014	七三川	佐渡市	小野見	6
601-Ⅰ-015	馬込川	佐渡市	小野見	15
601-Ⅰ-016	大梅川	佐渡市	北田浦	2
601-Ⅰ-017	孫助川	佐渡市	北田浦	22
601-Ⅰ-018	月出見川	佐渡市	高千	18
601-Ⅰ-019	寺の沢川	佐渡市	高千	46
601-Ⅰ-020	寺の沢川	佐渡市	高千	45
601-Ⅰ-021	堀切川	佐渡市	北立島	11

溪流番号	溪流名	郡・市	大字小字等地名	保全対象
				人家戸数 戸
601- I -022	不動尊川	佐渡市	北立島	8
601- I -023	北立島川	佐渡市	北立島	32
601- I -024	源平川	佐渡市	北川内	9
601- I -025	清水ヶ沢	佐渡市	北川内	25
601- I -026	北川内川	佐渡市	北川内	26
601- I -027	桜川	佐渡市	後尾	29
601- I -028	梅川	佐渡市	後尾	34
601- I -029	平根沢	佐渡市	戸中	4
601- I -030	戸中川	佐渡市	戸中	4
601- I -031	戸地川	佐渡市	戸地	5
601- I -032	中の坂川	佐渡市	戸地	36
601- I -033	北狄川	佐渡市	北狄	12
601- I -034	小川	佐渡市	北狄	47
601- I -035	本の川	佐渡市	北狄	35
601- I -036	達者川	佐渡市	達者	36
601- I -037	小川川	佐渡市	上小川	4
601- I -038	滝の上川	佐渡市	下相川	12
601- I -039	水金川	佐渡市	下相川	68
601- I -040	庄右衛門沢	佐渡市	総徳町	1
601- I -041	間切川	佐渡市	羽田	130
601- I -042	大仏川	佐渡市	下戸村	58
601- I -043	海士町川	佐渡市	下戸村	83
601- I -044	多田川	佐渡市	大浦	31
601- I -045	元村川	佐渡市	元浦二見	14
601- I -046	宮古川	佐渡市	二見	20
601- I -047	法事川	佐渡市	二見	11
602- I -001	田中沢	佐渡市	田中町	23
602- I -002	西田川	佐渡市	真光寺	9
602- I -003	石田川	佐渡市	真光寺	6
603- I -001	白雲沢	佐渡市	千種	0
605- I -001	河内川	佐渡市	浜河内	5
605- I -002	白府川	佐渡市	白河内	12
605- I -003	河内川	佐渡市	河内町	12
605- I -004	多田沢	佐渡市	多田	24
605- I -005	浦之河内下川	佐渡市	浦河内	8
605- I -006	浦之河内西川	佐渡市	浦河内	10
605- I -007	浦之河内上川	佐渡市	浦河内	13
605- I -008	浦之河内川	佐渡市	浦河内	16
605- I -009	浦之河内北川	佐渡市	浦河内	9
605- I -010	浦之河内東川	佐渡市	浦河内	9
605- I -011	松ヶ崎沢	佐渡市	浦河内	7
605- I -012	久保沢	佐渡市	久保	8
605- I -013	郷の川	佐渡市	郷	14
605- I -014	防ヶ浦沢	佐渡市	浦河内	5

溪流番号	溪流名	郡・市	大字小字等地名	保全対象
				人家戸数 戸
605- I -015	ダイニチ口沢	佐渡市	平山	8
605- I -016	大久保川	佐渡市	大久保	8
606- I -001	阿仏坊沢	佐渡市	竹田	5
606- I -002	国分寺沢	佐渡市	国分寺	5
606- I -003	真野川	佐渡市	真野	2
606- I -004	医王寺沢	佐渡市	西三川	0
606- I -005	金山沢	佐渡市	金山	8
606- I -006	十五番川	佐渡市	笹川	1
606- I -007	高崎川	佐渡市	高崎、西三川	19
607- I -001	井坪川	佐渡市	浜通り、井坪	10
607- I -002	田ノ浦川	佐渡市	浜通り、田野浦	12
607- I -003	江積川	佐渡市	浜江積	14
607- I -004	沢崎川	佐渡市	沢崎	27
607- I -005	深浦川	佐渡市	川深浦	16
607- I -006	犬神川	佐渡市	犬神平	15
607- I -007	弥光寺川	佐渡市	川尻、宿根木	53
607- I -008	琴浦川	佐渡市	川端琴浦	34
607- I -009	虫谷川	佐渡市	虫谷、元小木	5
607- I -010	元小木川	佐渡市	方文場、元小木	28
607- I -011	田町川	佐渡市	琴平町、小木町	63
607- I -012	泉財川	佐渡市	登町小木町	85
607- I -013	山田川	佐渡市	登町小木町	101
607- I -014	天久保川	佐渡市	小木町	50
607- I -015	開拓川	佐渡市	小木町	49
608- I -001	沢口沢	佐渡市	亀脇	5
608- I -002	岩野沢	佐渡市	大橋井尻	5
608- I -003	栃沢	佐渡市	天沢	5
608- I -004	飯岡南沢	佐渡市	飯岡	2
608- I -005	飯岡中沢	佐渡市	飯岡	4
608- I -006	中央沢	佐渡市	大崎	6
608- I -007	奥沢	佐渡市	大崎	7
608- I -008	第一沢	佐渡市	大崎	6
608- I -009	峠沢	佐渡市	大崎	0
608- I -010	中央二沢	佐渡市	滝平	4
608- I -011	つつみ沢	佐渡市	滝平	10
608- I -012	吉祥寺沢	佐渡市	飯岡	12
608- I -013	スゲノ河内沢	佐渡市	飯岡	6
608- I -014	酒川沢	佐渡市	飯岡	5
608- I -015	大飯屋川	佐渡市	羽茂本郷新倉	3
608- I -016	関口沢	佐渡市	羽茂本郷	5
608- I -017	大手沢	佐渡市	羽茂本郷寺田	3
608- I -018	海老沢	佐渡市	中平大石	8
609- I -001	長面川	佐渡市	下川茂	9
609- I -002	下川茂沢	佐渡市	下川茂	4

溪流番号	溪流名	郡・市	大字小字等地名	保全対象
				人家戸数 戸
609-I-003	小三郎川	佐渡市	外沢	0
609-I-004	中島川	佐渡市	外山	1
609-I-005	寺川	佐渡市	大杉	10
609-I-006	栗尾川	佐渡市	杉野浦	7
609-I-007	杉野浦沢	佐渡市	杉野浦	5
609-I-008	正蔵院川	佐渡市	杉野浦	7
609-I-009	権助川	佐渡市	新保	7
609-I-010	仙右エ門川	佐渡市	新保	8
609-I-011	高森川	佐渡市	新保	5
609-I-012	柳沢川	佐渡市	柳沢	15
609-I-013	曾利地沢	佐渡市	真浦	0
609-I-014	大江川	佐渡市	赤泊	13
609-I-015	伝右エ門川	佐渡市	赤泊	19
609-I-016	寺川	佐渡市	赤泊	8
609-I-017	荒町川	佐渡市	赤泊	24
609-I-018	中野川	佐渡市	赤泊	14
609-I-019	高川川	佐渡市	高浦	34
609-I-020	小石川	佐渡市	小石	7
609-I-021	本竜寺川	佐渡市	薊場	14
609-I-022	玉院川	佐渡市	薊場	5
609-I-023	見行崎川	佐渡市	薊場	3

(2) 土石流危険溪流Ⅱ

溪流番号	溪流名	郡・市	大字小字等地名	保全対象
				人家戸数 戸
219-II-001	観音寺川	佐渡市	羽二生	2
219-II-002	観音寺西川	佐渡市	大桑	2
219-II-003	真木下川	佐渡市	真木	1
219-II-004	長江川	佐渡市	長江	2
219-II-005	貝喰川	佐渡市	南河内	3
219-II-006	古河沢	佐渡市	白瀬新田	2
219-II-007	小松川	佐渡市	小松	1
219-II-008	じえもん沢	佐渡市	小松	1
219-II-009	柏木川	佐渡市	小松	1
219-II-010	玉川南沢	佐渡市	玉崎	1
219-II-011	生欠川	佐渡市	玉崎	4
219-II-012	白岩川	佐渡市	和木	1
219-II-013	平松沢	佐渡市	平松	1
601-II-001	川端川	佐渡市	元浦二見	2
601-II-002	境川	佐渡市	達者	1
602-II-001	羽二生川	佐渡市	羽二生	2
603-II-001	岩田西沢	佐渡市	平清水	1

溪流番号	溪流名	郡・市	大字小字等地名	保全対象
				人家戸数 戸
603-Ⅱ-002	岩田東沢	佐渡市	平清水	2
603-Ⅱ-003	川東沢	佐渡市	吉井本郷	3
604-Ⅱ-001	朝ヶ沢	佐渡市	田野沢	4
604-Ⅱ-002	岩の滝川	佐渡市	田野沢	1
604-Ⅱ-003	歌滝川	佐渡市	田野沢	2
604-Ⅱ-004	伊利川	佐渡市	田野沢	4
604-Ⅱ-005	正明寺北沢	佐渡市	正明寺	2
604-Ⅱ-006	正明寺南沢	佐渡市	正明寺	2
604-Ⅱ-007	ヤガラ川	佐渡市	瓜生屋	3
604-Ⅱ-008	伊谷ヶ沢川	佐渡市	瓜生屋	1
604-Ⅱ-009	木曽川	佐渡市	上新穂	2
604-Ⅱ-010	大野川	佐渡市	大野	2
604-Ⅱ-011	源右エ門沢	佐渡市	大野	2
604-Ⅱ-012	五郎助沢	佐渡市	大野	3
604-Ⅱ-013	無常堂沢	佐渡市	大野	3
605-Ⅱ-1	谷地川	佐渡市	浜河内	3
605-Ⅱ-2	浜河内北沢	佐渡市	浜河内	1
605-Ⅱ-3	瀧の沢	佐渡市	防ヶ浦	1
605-Ⅱ-4	本宮沢	佐渡市	防ヶ浦	1
605-Ⅱ-5	防ヶ浦川	佐渡市	長谷	1
605-Ⅱ-6	長谷川	佐渡市	長谷	4
605-Ⅱ-7	宮之川内川	佐渡市	宮之川内	2
605-Ⅱ-8	小倉川	佐渡市	中野	1
605-Ⅱ-9	久保田川	佐渡市	欠向	3
605-Ⅱ-10	スミヤ沢	佐渡市	平山	3
605-Ⅱ-11	深田が沢	佐渡市	小倉	2
605-Ⅱ-12	大久保沢	佐渡市	大久保	4
606-Ⅱ-1	西三川川	佐渡市	西三川	2
607-Ⅱ-1	大浦川	佐渡市	大浦	1
607-Ⅱ-2	強清水川	佐渡市	強清水谷	3
608-Ⅱ-1	外ヶ沢	佐渡市	大橋冬居	2
608-Ⅱ-2	河内沢	佐渡市	大橋西方	2
608-Ⅱ-3	飯倉沢	佐渡市	天沢	2
608-Ⅱ-4	飯岡北沢	佐渡市	大崎	1
608-Ⅱ-5	大崎沢	佐渡市	大崎	1
608-Ⅱ-6	中央三沢	佐渡市	滝平	3
608-Ⅱ-7	堀切川	佐渡市	岡田	1
608-Ⅱ-8	杉浜沢	佐渡市	野崎三瀬	4
608-Ⅱ-9	堀田沢	佐渡市	大泊	4
608-Ⅱ-10	家内出沢	佐渡市	野崎三瀬	1
608-Ⅱ-11	木戸口沢	佐渡市	野崎三瀬	1
608-Ⅱ-12	惣沢	佐渡市	野崎三瀬	2
608-Ⅱ-13	渡旅沢	佐渡市	赤岩三瀬	1
609-Ⅱ-1	大峰沢	佐渡市	下川茂	2

溪流番号	溪流名	郡・市	大字小字等地名	保全対象
				人家戸数 戸
609-Ⅱ-2	高見川	佐渡市	下川茂	2
609-Ⅱ-3	下川茂西沢	佐渡市	下川茂	3
609-Ⅱ-4	下川茂中沢	佐渡市	下川茂	1
609-Ⅱ-5	垣内沢	佐渡市	下川茂、馬道	1
609-Ⅱ-6	馬道沢	佐渡市	下川茂垣の内	1
609-Ⅱ-7	国中川	佐渡市	上川茂	2
609-Ⅱ-8	上川茂南沢	佐渡市	下川茂	1
609-Ⅱ-9	備附山沢	佐渡市	下川茂	1
609-Ⅱ-10	新谷川	佐渡市	杉野浦	4
609-Ⅱ-11	観音川	佐渡市	真浦	2
609-Ⅱ-12	観音寺川	佐渡市	草木	4
609-Ⅱ-13	山田西沢	佐渡市	山田西	1
609-Ⅱ-14	高野川	佐渡市	腰細	3

(3) 土石流危険溪流Ⅲ

溪流番号	溪流名	郡・市	大字小字等地名
601-J-001	樋口川	佐渡市	下小川
601-J-002	右沢	佐渡市	惣徳町
603-J-001	清水田川	佐渡市	吉井本郷
604-J-001	薄倉沢川	佐渡市	田野沢
605-J-001	西の河内川	佐渡市	防ヶ浦

(資料：平成 28 年度新潟県防災計画)

5-12 土砂災害警戒判定情報

令和元年 5 月 29 日現在

(1) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布の基準値 【土壌雨量指数】

市町村を まとめた地域	市町村名	大雨（土砂災害）	
		警報基準	注意報基準
(佐渡)	佐渡市	84	61

(資料：気象庁HPより)

(2) 避難勧告等のガイドライン①（避難行動・情報伝達編）平成29年1月 内閣府(防災担当)から抜粋
土砂災害警戒判定メッシュ情報

情報内容	◆大雨による土砂災害発生の危険度を面的に表す分布情報。 ◆5km四方の領域（メッシュ）ごとに、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の発表基準への到達状況に応じて5段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数等の予想を用いている。 ◆大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表された市町村内において実際にどこで土砂災害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令範囲の判断に活用する。
情報例	2017年07月24日12時10分 5km © Japan Meteorological Agency 高危険度 低 極めて危険 非常に危険 警戒 注意 今後の情報等に留意
情報入手方法	・ 防災情報提供システム ・ 気象庁ホームページ

※大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の発表基準となる値については、第3部災害応急対策第2章風水害応急対策計画 P383 の発表基準

5-13 主要ため池

No.	ため池名称	ふりがな	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m3)
1	ひょうたん池	ひょうたんいけ	赤玉	4.2	113	20,000
2	赤玉池	あかだまいけ	赤玉	2.9	82	20,000
3	うつそ溜池	うつそためいけ	水津	14.1	55	26,000
4	岩野溜池	いわのためいけ	河崎	6.2	110	5,500
5	あんべえ寺池	あんべえてらいけ	河崎	14.6	34	20,000
6	城腰ため池	じょうのこしためいけ	城腰	3.0	149	20,000
7	住吉大池	すみよしおおいけ	住吉	7.8	530	60,000
8	喜右エ門堤	きえむつつみ	住吉	8.0	37	9,000
9	砥石堤	といしつつみ	吾潟	18.7	95	100,000
10	新溜	しんため	加茂歌代	9.0	207	23,000
11	小山池	こやまいけ	加茂歌代	6.3	116	20,000
12	赤坂池	あかさかいけ	加茂歌代	3.4	77	20,000
13	第1号池	だい1ごういけ	長江	6.2	334	26,200
14	下横山池	しもよこやまいけ	下横山	3.4	225	20,000
15	鷺野池	さぎのいけ	梅津	4.4	304	20,000
16	北松ヶ崎堤	きたまつがさきつつみ	北松ヶ崎	2.1	31	20,000
17	三ツ池(下)	みついけ(した)	橘	11.0	48	12,000
18	白畑(下)	しらはた(した)	橘	7.1	39	3,000
19	三ツ池(上)	みついけ(うえ)	橘	12.0	52	53,700
20	白畑(上)	しらはた(うえ)	橘	13.2	50	40,000
21	休場(上)	やすんば(うえ)	橘	11.1	63	49,100
22	大河内	おおこうち	橘	10.8	42	11,800
23	中ノ畑	なかのはた	高瀬	13.3	40	26,000
24	郷地(下)	ごうじ(した)	高瀬	10.5	67	43,500
25	細田第一	ほそだだいいち	相川大浦	15.5	35	13,500
26	岩坂(上)	いわさか(上)	相川大浦	16.8	26	5,000
27	瓜畑	うりはた	相川大浦	19.3	59	105,000
28	源滴堤	げんてきつつみ	相川鹿伏	12.4	50	5,000
29	耕地整理堤	こうちせいりつつみ	小川	24.5	67	46,000
30	上野第2堤	うえのだい2つつみ	達者	16.2	42	11,000
31	上野第1堤	うえのだい1つつみ	達者	11.9	183	45,000
32	三の平堤	さんのだいらつつみ	達者	7.3	137	14,000
33	ドンデカ堤	どんでかつつつみ	北狄	6.1	35	10,000

No.	ため池名称	ふりがな	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m3)
34	桑の木堤	くわのきづつみ	北狄	8.0	60	12,700
35	中方池	なかかたいけ	北川内	9.5	34	18,300
36	相鱈第二	あいだらだいに	相川大浦	18.0	46	9,460
37	西野堤	にしのつつみ	沢根五十里	21.5	95	66,000
38	お竜堤	おたきつつみ	窪田	9.8	19	3,000
39	村堤	むらつつみ	窪田	6.3	10	2,500
40	青野堤	あおのつつみ	青野	12.7	63	18,000
41	八幡堤	やはたつつみ	石田	8.8	95	180,000
42	長木堤	ながきつつみ	上矢馳	8.7	90	55,000
43	新田堤	しんでんつつみ	市野沢	5.8	161	8,000
44	尾嵩郷内	おだけごうち	平清水	20.3	73	104,000
45	仲之入	なかのいり	中興	14.4	90	391,000
46	吉井開田溜池	よしいかいでんためいけ	吉井本郷	17.0	250	225,000
47	洞泉寺池	とうせんじいけ	泉	1.1	38	3,000
48	新保江溜池	しんぼえためいけ	金井新保	5.0	66	6,000
49	岩江堤	いわえつつみ	泉	2.0	37	3,000
50	一号溜池	いちごうためいけ	新穂正明寺	12.2	184	100,000
51	4号溜池	よんごうためいけ	新穂正明寺	2.2	496	30,000
52	無常堂堤	むじょうどうつつみ	新穂大野	8.0	65	21,000
53	矢柄堤	やがらつつみ	新穂瓜生屋	4.0	25	8,000
54	長谷地	ながやち	小倉	4.5	52	7,900
55	平山堤	ひらやまづつみ	小倉	3.9	62	1,000
56	金山	かなやま	宮川	14.0	41	60,000
57	野田堤	のだづつみ	畑野	6.2	50	11,200
58	沖堤	おきづつみ	畑野	7.0	85	12,500
59	坊ヶ浦池	ぼうがうらいけ	坊ヶ浦	7.9	32	6,800
60	苦竹沢	にがたけざわ	栗野江	6.0	88	11,800
61	寺田新堤	てらだしんづつみ	寺田	3.2	30	3,500
62	新堤	しんづつみ	目黒町	2.0	44	4,300
63	浜中溜池	はまなかためいけ	吉岡	15.9	69	30,000
64	大須溜池	おおずためいけ	大小	17.3	68	76,000
65	小立溜池	こだつためいけ	大小	16.0	56	72,000
66	瀬の沢溜池	せのさわためいけ	大小	12.0	28	4,200
67	柏木沢溜池	かしわざさわためいけ	大小	11.0	30	2,400
68	小布施ため池	おぶせためいけ	豊田	18.0	60	373,000

No.	ため池名称	ふりがな	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m3)
69	椿尾溜池	つばきおためいけ	椿尾	9.2	89	55,000
70	柏平溜池	かしがたいらためいけ	田切須	2.6	110	15,000
71	金山溜池	きんざんためいけ	静平	15.0	77	6,600
72	琴浦ため池	ことうらためいけ	宿根木	13.0	43	80,000
73	パイロットダム	ばいろっとだむ	宿根木	8.0	23	22,000
74	帰る川溜池	かえるがわためいけ	下川茂	19.0	94	210,000
75	大石平耕地 整理溜池	おおいしだいらかうち せいりためいけ	羽茂大石	15.0	40	51,200
76	鍬型溜池	くわがたたためいけ	羽茂小泊	14.4	64	56,100
77	北袋大堤	きたぶくろおおつつみ	徳和	8.0	27	15,800
78	太郎兵衛池	たろべいいけ	柿野浦	3.7	48	1,600
79	立野新田池	たてのしんでんいけ	立野	2.4	26	3,200
80	野田堤	のだづつみ	二見	3.5	33	4,200
81	甚太郎堤	じんたろうつつみ	相川大浦	3.0	34	2,100
82	与十郎堤	よじゅうろうつつみ	相川大浦	1.4	36	1,000
83	次郎平堤	じろべいつつみ	相川大浦	1.3	48	1,800
84	大屋敷堤	おおやしきつつみ	沢根五十里	2.2	108	1,000
85	後堤	うしろつつみ	沢根五十里	1.8	59	1,000
86	関根堤	せきねつつみ	吉井本郷	2.1	10	3,000
87	安養寺堤	あんようじつつみ	安養寺	0.7	37	3,000
88	大堤	おおづつみ	下相川	17.6	51	24,500
89	仲野池	なかのいけ	新穂瓜生屋	1.3	26	1,200
90	重右エ門池	じゅううえもんいけ	新穂青木	2.0	50	2,000
91	四辻堰	よつじせき	宮川	1.8	46	2,200
92	二堤	ふたつつみ	宮川	1.4	31	1,500
93	野田向溜	のたむかいため	羽茂大崎	1.5	16	600
94	家の後ろ	いえのうしろ	羽茂大石	1.2	15	200
95	高野溜池 1 号	こうやためいけいちごう	羽茂大石	2.8	9	500
96	稲場池	いなばいけ	羽茂村山	2.1	45	1,000
97	下沢池	しもさわいけ	羽茂小泊	2.5	45	2,500
98	不明	いしはたけ	羽茂小泊	2.2	20	400
99	石畑	むかいたいらいけ	羽茂小泊	2.3	25	1,000
100	直地下	すぐじした	徳和	2.1	70	1,400
101	吉原	よしはら	徳和	2.3	36	600
102	垣の内	かきのうち	徳和	2.7	25	2,100
103	道の脇	みちのわき	徳和	2.4	21	1,100

No.	ため池名称	ふりがな	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)
104	直地上	すぐじうえ	徳和	2.9	68	6,000
105	垣の内	かきのうち	下川茂	2.2	50	4,600

5-14 危険区域内の要配慮者利用施設

番号	施設区分	施設名	地域	所在地	電話番号	災害危険区域		
						津波	洪水	土砂
1	児童福祉施設	両津東保育園	両津	住吉 280-1	24-7001	○		
2	児童福祉施設	夷保育園	両津	両津夷 347	27-3403	○		
3	児童福祉施設	たかち保育園	相川	高千 1011-1	78-2152			○
4	児童福祉施設	八幡保育園	佐和田	八幡 1533-2	52-2680		○	
5	児童福祉施設	金井保育園	金井	千種丙 202-1	63-2227		○	
6	児童福祉施設	多田保育園	畑野	多田 979-2	67-2272	○		
7	児童福祉施設	小木保育園	小木	小木町 1522	86-2153	○		
8	児童福祉施設	赤泊保育園	赤泊	赤泊 282-3	87-2379	○		○
9	児童福祉施設	沢根保育園	佐和田	沢根五十里 1402-1	52-6613	○		○
10	児童福祉施設	新穂トキっ子保育園	新穂	新穂瓜生屋 359-1	22-2148		○	
11	児童福祉施設	羽茂こども園	羽茂	羽茂本郷 803-1	88-2355		○	○
12	児童福祉施設	水津保育園	両津	水津 126-2	29-2153	○		○
13	児童福祉施設	海府保育園	両津	鷺崎 926	26-2003			○
14	児童福祉施設	ほおずき荘	金井	千種 171-1	63-5222		○	
15	児童福祉施設	ちのわの家	両津	春日 1150-20	23-5530	○		
16	児童福祉施設	両津児童クラブ	両津	両津湊 200-1	27-3755	○		

17	児童福祉施設	相川児童クラブ	相川	相川下戸村 1-1	74-2166	○		○
18	児童福祉施設	七浦児童クラブ	相川	稲鯨 1312	76-1010			○
19	児童福祉施設	金井第 1 児童クラブ	金井	千種丙 178-1	63-3792		○	
20	児童福祉施設	金井第 2 児童クラブ	金井	千種丙 202-8	61-1055		○	
21	児童福祉施設	小木児童クラブ	小木	小木町 1522	86-1121	○		
22	児童福祉施設	羽茂児童クラブ	羽茂	羽茂本郷 550	88-2305		○	
23	児童福祉施設	りょうつ子育て支援センター	両津	住吉 208-1	24-7077	○		
24	児童福祉施設	かない子育て支援センター	金井	千種丙 202-1	63-5505		○	
25	児童福祉施設	小木子育て支援センター 「どんぐりクラブ」	小木	小木町 1522	86-1121	○		
26	児童福祉施設	地域子育て支援センター 「トキっ子ひろば」	新穂	新穂瓜生屋 359-1	22-2148		○	
27	介護保険施設	特別養護老人ホーム歌代の里	両津	浜田 140-1	23-5151	○		
28	介護保険施設	特別養護老人ホーム真野の里	真野	真野新町 624-2	55-4015			○
29	介護保険施設	特別養護老人ホームはもちの里	羽茂	羽茂本郷 25	88-3811		○	
30	介護保険施設	特別養護老人ホームやはたの里	佐和田	八幡町 340	51-1200	○	○	
31	介護保険施設	特別養護老人ホームスマイル赤泊	赤泊	徳和 6207-2	81-5750	○		
32	介護保険施設	特別養護老人ホーム新穂愛宕の園	新穂	新穂瓜生屋 339-2	24-6430		○	
33	介護保険施設	金泉ふれあいの社	相川	北狄 1500-2	61-3300			○
34	介護保険施設	はもちの里トキめき館	羽茂	羽茂本郷 25	88-3811		○	

35	介護保険施設	老人保健施設すこやか両津	両津	春日 1137-4	23-5171	○		
36	介護保険施設	老人保健施設相川愛広苑	相川	相川大浦 571	61-2800			○
37	介護保険施設	老人保健施設親里	両津	住吉 126-2	24-7310	○		
38	介護保険施設	小木短期入所施設つくし	小木	小木町 2118-5	86-3870	○		
39	介護保険施設	グループホームさど	両津	両津湊 343-45	27-7776	○		
40	介護保険施設	ツクイ佐渡かないグループホーム	金井	吉井本郷 144-1	61-1631		○	
41	介護保険施設	グループホームはたの	畑野	寺田 566	81-1108		○	
42	介護保険施設	両津デイサービスセンターしゃくなげ	両津	春日 1150-20	23-5551	○		
43	介護保険施設	両津デイサービスセンターいわゆり	両津	豊岡 1672-16	28-2170	○		○
44	介護保険施設	両津デイサービスセンターかんぞう	両津	鷺崎 1781-3	26-2200	○		○
45	介護保険施設	デイサービスセンターさど	両津	両津湊 343-45	27-7771	○		
46	介護保険施設	デイサービスセンター高千の里	相川	高千 1048-1	61-6100			○
47	介護保険施設	やはたの里	佐和田	八幡町 340	51-1200	○	○	
48	介護保険施設	ツクイ佐渡かない	金井	吉井本郷 144-1	61-1621		○	
49	介護保険施設	リハビリ特化型デイサービスミーお	金井	千種 967-3	67-7385		○	
50	介護保険施設	新穂デイサービスセンター	新穂	新穂大野 1816-2	22-4195		○	
51	介護保険施設	松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里	畑野	松ヶ崎 1192-1	67-2900	○		
52	介護保険施設	デイサービスセンター真野の里	真野	真野新町 624-2	55-4146			○

53	介護保険施設	デイサービスセンターあすかの郷	真野	真野新町 63	51-2025	○		
54	介護保険施設	小木デイサービスセンターつくし	小木	小木町 2118-5	86-3870	○		
55	介護保険施設	デイサービスセンターおけさ	小木	小木町 1973	86-1111	○		
56	介護保険施設	デイサービスセンターはもちの里	羽茂	羽茂本郷 25	88-3811		○	
57	介護保険施設	赤泊デイサービスセンターやすらぎ	赤泊	赤泊 2207-19	87-3370	○		
58	介護保険施設	両津福祉センターしゃくなげ	両津	春日 1150-20	23-5500	○		
59	介護保険施設	小木福祉保健センターつくし	小木	小木町 1949-4	86-3870	○		
60	介護保険施設	赤泊福祉保健センターやすらぎ	赤泊	赤泊 2207-19	87-3370	○		
61	介護保険施設	ささえ愛はよし	両津	羽吉 1198	67-7410	○		○
62	介護保険施設	サービス付き高齢者向け住宅おけさの里	小木	小木町 1973	86-1111	○		
63	介護保険施設	住宅型有料老人ホームあすかの郷	真野	真野新町 63	51-2025	○		
64	介護保険施設	サンクスゆりいな	相川	相川塩屋町 18	58-7234	○		○
65	障がい福祉施設	はまなすの家	佐和田	八幡町 340	51-1200	○	○	
66	障がい福祉施設	新潟県新星学園	新穂	下新穂 90-1	22-2047		○	
67	障がい福祉施設	みなと寮	両津	両津湊 226-1	63-3858 そよかぜ	○		
68	障がい福祉施設	りょうつ寮	両津	両津湊 100	63-3858 そよかぜ	○		
69	障がい福祉施設	ちぐさ寮	金井	千種丙 205-1	63-3858 そよかぜ		○	
70	障がい福祉施設	アントレプレナー	真野	真野新町 323	—	○		

71	障がい福祉施設	そよかぜ	金井	千種丙 205-2	63-3858		○	
72	障がい福祉施設	あんずの家	両津	両津湊 343-46	23-3303	○		
73	障がい福祉施設	まっはらの家	佐和田	八幡町 303-2	52-4744	○	○	
74	障がい福祉施設	愛らんど相川	相川	相川栄町 24	74-0696	○		
75	障がい福祉施設	相川岩百合	相川	相川栄町 24	74-0017	○		
76	障がい福祉施設	サウスクラブ	羽茂	羽茂本郷 525-4	88-2815		○	
77	教育施設	さわた幼稚園	佐和田	河原田本町 262	52-3333	○		
78	教育施設	小木幼稚園	小木	小木町 1522	86-2403	○		
79	教育施設	前浜小学校	両津	水津 858	29-2313			○
80	教育施設	河崎小学校	両津	下久知 501	27-7352	○	○	
81	教育施設	両津小学校	両津	両津湊 200-1	27-3642	○		
82	教育施設	内海府小学校	両津	鷺崎 918	26-2223			○
83	教育施設	相川小学校	相川	相川下戸村 1-1	74-2042	○		○
84	教育施設	七浦小学校	相川	稲鯨 1312	76-2322			○
85	教育施設	高千小学校	相川	入川 1872-4	77-2007			○
86	教育施設	金井小学校	金井	千種丙 178-1	63-4115		○	
87	教育施設	新穂小学校	新穂	上新穂 630	22-2019		○	
88	教育施設	羽茂小学校	羽茂	羽茂本郷 559-1	88-2125		○	○

89	教育施設	両津中学校	両津	加茂歌代 1449	27-2185			○
90	教育施設	内海府中学校	両津	鷲崎 918	26-2223			○
91	教育施設	前浜中学校	両津	水津 858	29-2313			○
92	教育施設	高千中学校	相川	入川 1872-1	77-2019			○
93	教育施設	南佐渡中学校	羽茂	羽茂本郷 47	88-2102		○	
94	教育施設	赤泊中学校	赤泊	赤泊 2457	87-2036	○		
95	教育施設	新潟県立羽茂高等学校	羽茂	羽茂本郷 410	88-3155		○	○
96	教育施設	新潟県立佐渡高等学校	佐和田	石田 567	57-2155			○
97	教育施設	新潟県立佐渡高等学校相川 分校	相川	下相川 162	74-3257			○
98	医療機関	佐渡総合病院	金井	千種 161	63-3121		○	
99	医療機関	佐和田病院	佐和田	八幡 332	57-3333		○	
100	医療機関	南佐渡地域医療センター	羽茂	羽茂本郷 22	88-3121		○	
101	医療機関	佐渡市立両津病院	両津	浜田 177-1	23-5111	○		
102	医療機関	高千診療所	相川	北川内 1051	77-2022			○
103	医療機関	松ヶ崎診療所	畑野	多田 262-10	67-2002	○		○
104	医療機関	岩首診療所	両津	豊岡 550	28-2020			○

6 輸送用手段に関する資料

6-1 バス及びハイヤー事業者

会社名	住所	地区	T E L	フリーダイヤル	F A X
新潟交通佐渡 株式会社 タクシー部	佐渡市河原田諏訪町 80 番地	本社 佐和田	0259-57-5123	0120-30-2076	0259-57-5505
		羽茂	0259-88-2101	0120-21-0148	0259-81-3150
		小木	0259-86-2114	0120-21-1402	0259-86-3130
株式会社 港タクシー	佐渡市両津夷 268 番地	両津	0259-27-2181	0120-09-4370	0259-27-2182
佐渡観光タクシー 株式会社	佐渡市両津夷 186 番地 3	本社 両津	0259-23-4116	0120-20-3018	0259-23-4121
		相川	0259-74-3228		
内藤タクシー 株式会社	佐渡市河原田本町 54 番地 1	本社 佐和田	0259-52-2174	0120-33-7110	0259-52-5083
		真野	0259-55-2177		0259-67-7845
中央タクシー 有限会社	佐渡市河原田本町 117 番地	佐和田	0259-52-3161	0120-41-3161	0259-52-6051
おけさ観光タクシー 株式会社	佐渡市千種 79 番地 3	本社 金井	0259-63-3348	0120-63-3348	0259-63-4884
		佐和田	0259-51-1111		

6-2 一般貨物自動車運送業者（（社）新潟県トラック協会佐渡支部会員）

会社名	郵便番号	所在地	電話番号等
佐渡汽船運輸 株式会社	952-3421	佐渡市吾潟 183 番地 1	T E L 0259-27-2107 F A X 0259-23-4665
佐渡急送 株式会社	952-0011	佐渡市両津夷 269 番地 10	T E L 0259-27-3121 F A X 0259-27-3123
前佐渡運送 株式会社	952-0604	佐渡市小木町 1950 番地	T E L 0259-86-3100 F A X 0259-86-3780
佐渡自動車整備 株式会社	952-0028	佐渡市加茂歌代 315 番地 35	T E L 0259-27-2148 F A X 0259-23-4688
佐渡汽船株式会社 貨物部 両津貨物支店	952-0014	佐渡市両津夷 356 番地 6	T E L 0259-27-3128 F A X 0259-27-3130
株式会社 丸金	952-0513	佐渡市羽茂村山 809 番地 1	T E L 0259-88-3522 F A X 0259-88-3482
信栄陸運 株式会社	952-0504	佐渡市羽茂本郷 1922 番地 1	T E L 0259-88-2255 F A X 0259-88-2400
有限会社 渡辺リース	952-0312	佐渡市吉岡 2416 番地	T E L 0259-55-2360 F A X 0259-55-4412
有限会社 中川運送	952-0302	佐渡市竹田 684 番地 4	T E L 0259-55-3305 F A X 0259-55-3921
有限会社 中川商会	952-1558	佐渡市相川二丁目 24 番地	T E L 0259-74-3134 F A X 0259-74-3135
株式会社 環境保全事業	952-0318	佐渡市真野新町 814 番地 1	T E L 0259-51-2195 F A X 0259-51-2196

6-3 新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

- 第1章 総則（第1条— 第3条）
- 第2章 消防防災航空隊（第4条— 第8条）
- 第3章 運航管理（第9条— 第18条）
- 第4章 使用手続（第19条— 第21条）
- 第5章 安全管理等（第22条— 第23条）
- 第6章 教育訓練（第24条・第25条）
- 第7章 事故防止対策（第26条— 第28条）
- 第8章 雑則（第29条・第30条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、新潟県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運航を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機等 航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。
- (2) 消防防災 航空機を使用して行う火災防御活動、災害応急対策活動、救急救助活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 航空隊員 航空機に搭乗し消防防災業務に従事する危機対策課の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 危機対策課が航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 航空機を効果的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- (6) 委託会社 県が航空機の操縦、点検整備等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 消防防災航空隊

（消防防災航空隊の設置）

第4条 危機対策課に新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

- 2 航空隊は、航空機に搭乗し、直接消防防災業務に従事する。
- 3 航空隊に、隊長、副隊長及び隊員をおく。

（隊長の任務）

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、危機対策課長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害時の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第8条 危機対策課長は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、防災局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空機の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、危機対策課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航指揮者)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長及び隊員のなかから運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

(運航計画)

第12条 運航管理責任者は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運行計画を定めなければならない。

2 運航計画は、新潟県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第1号）及び新潟県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条で定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

(運航基準)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- イ 山村、離島等からの救急患者の搬送
- ロ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- ハ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

(2) 救助活動

- イ 河川、湖沼等での水難事故等における捜索・救助
- ロ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ハ 高層建築物火災による救助
- ニ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

(3) 災害応急対策活動

- イ 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- ロ 津波情報等の広報及び海面の監視
- ハ 離島、被災地等の孤立場所等への緊急物資、医療品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ニ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- ホ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(4) 火災防御活動

- イ 林野火災等における空中からの消火活動
- ロ 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報
- ハ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送

(5) 広域航空消防防災応援活動

近県等との航空消防防災応援協定による相互応援

(6) 災害予防対策活動

- イ 災害危険箇所等の調査
- ロ 各種消防防災訓練等への参加（他の公共団体の長からの要請を含む。）
- ハ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練

(8) 一般行政活動

新潟県消防防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱基準に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

他機関からの応援要請に基づく出動等

- 2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、第15条第1項の緊急運航と前提とした訓練、日の出から日没までの間における緊急運航の場合及び総括管理者が特に認める場合はこの限りでない。

（緊急運航）

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、第12条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 2 航空機の通常運行中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

- 3 緊急運航の要請があった場合、運航管理責任者は、直ちに、総括管理者に、その内容及び出動の有無を報告しなければならない。

- 4 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第16条 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第3号）を作成し、速やかに、運航管理責任者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

第17条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第4号）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第18条 運航管理責任者は、市町村と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

（使用予定表）

第19条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、2月末日までに翌年度の使用予定について消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第5号）を総括管理者に提出しなければならない。ただし、第15条第1項の緊急運航については、この限りでない。

（航空機の使用）

第20条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、航空機を使用しようとするものは、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第6号）により使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。ただし、第15条第1項の緊急運航にあつては、ファックス、電話等の方法により、当該申請に代えることができるものとする。

（航空機の使用承認）

第21条 総括管理者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前条により承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第7号）を交付するものとする。

第5章 安全管理等

（安全管理）

第22条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

（運航指揮者の任務）

第23条 運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

（隊員等の教育訓練）

第24条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第 25 条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第 7 章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第 26 条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 27 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 28 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 8 章 雑則

(記録及び報告)

第 29 条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第 30 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 12 条関係）から様式第 4 号（第 17 条関係） 省略

様式第5号（第19条関係）

消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 使 用	月 間	予 定 表
	年 間	

<u>部 課 名</u>
<u>連 絡 先</u>
<u>職 名 氏 名</u>

1 使用年月日及び使用時間

2 使用目的

3 飛行経路

4 離着陸場所

5 飛行時間

6 搭乗者（職名及び氏名）

7 その他参考となる事項

様式第6号（第20条関係）

消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 使 用 申 請 書

第 号
年 月 日

新 潟 県 防 災 局 長 様

申請者 印
(担当者 TEL ())

新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用日時					
2 使用目的					
3 使用内容					
4 飛行経路					
5 離着陸場所					
6 搭乗者所属	職 名	氏 名	性 別	年 齢	備 考

(注) 使用に係る事業計画を添付すること。

様式第7号（第21条関係）

消防防災ヘリコプター使用承認書

対 第 号
年 月 日

（申請者）

様

新潟県防災局長

年 月 日付け 第 号で申請のあった消防防災ヘリコプターの使用については、下記により承認する。

- 1 使用日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- 2 使用目的

6-4 新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(航空法第81条の2の適用)

第2 航空法第81条の2（搜索又は救助のための特例）の適用を受けることができる航行は、この要領に定める緊急運航のみとする。

(他の規定との関係)

第3 緊急運航については、要綱及び新潟県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「応援協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 ヘリコプター保有機関との相互応援に係る緊急運航については、第5条から第7条まで及び第8条第2号、第3号の規定は、該当協定の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第4 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合。）
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動ができない場合。）

(緊急運航の基準)

第5 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- イ 離島、山間地等の交通遠隔地、その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる地点から緊急に傷病者の搬送を行う必要
- ロ 離島、山間地等の交通遠隔地での傷病者の発生又は大規模災害等により多数の傷病者が発生した場合において、緊急医療を行うために、医師、器材等を搬送する必要があると認められる場合
- ハ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合
- ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- イ 水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
- ロ 中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- ハ 洪水、山崩れ等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

ニ 航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

ホ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防御活動

イ 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ロ 大規模火災等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ハ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

イ 地震、台風、洪水等の自然災害、又は航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ハ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

イ 近県等との航空消防防災応援協定に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ロ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号）及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号）に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ハ 消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）第 44 条に基づく緊急消防救援隊の出動要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる広域航空消防防災応援活動が有効と認められる場合

（緊急運航の要請）

第 6 緊急運航の要請は、次の各号に掲げる者が運航管理責任者に行うものとする。

イ 協定に基づき災害が発生した市町村及び消防事務に関する一部事務組合の消防長（消防本部を置かない町村においては、当該町村長。以下「消防長等」という。）

ロ 要請を行う機関の長（以下「他機関の長」という。）

2 前項イの消防長等による要請は、新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に対して電話にて速報後、消防防災航空隊出場要請書（様式第 1 号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 消防長等は、第 5 の緊急運航の基準に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに航空隊に対して連絡するように務めるものとする。

(緊急運航の決定)

- 第7 運航管理責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要であると認めた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするものとする。
- 2 運航管理責任者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするとともに、消防長等又は他機関の長等にその旨回答しなければならない。
- 3 運航指揮者は第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。
- 4 運航管理責任者は第1項又は第2項の結果を、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(受入れ体制)

第8 緊急運航を要請した消防長等は、航空隊と密接な連絡を図るとともに、原則として次の体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所の確保及び病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火に伴う消火バケットへの給水体制
- (4) その他必要な事項

(報告等)

- 第9 運航指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を災害等速報（様式第2号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。
- 2 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請者に対して当該災害等の状況について報告を求めることができるものとする。

(附則)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6関係)

消防防災航空隊出動要請書

消防防災航空隊 電話 025 (270) 0263

FAX 025 (270) 0265

1 要請団体	発信者				
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発生場所目標	(市町村)		番地		
5 発生日時	年	月	日 (曜日)	時	分頃
6 事故概要又は 災害概要					
7 気象	天候 視界	風向 m (	風速 m/s	気温 ℃ 警報・注意報)	
8 出場先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)	番地		
9 搬送先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)	番地		
10 傷病者等	傷病者名 傷病名	M・T・S・H 程度 (重・中・軽)	年	月	日生 歳
11 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名			
12 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (主運用波 6・統制波 1・2・3)	コールサイン			
13 他の航空機 活動要請	(有・無) 機関名	氏名			
14 要請日時	年	月	日 (曜日)	時	分頃
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波)	コールサイン			
2 到着予定時刻	年	月	日 (曜日)	時	分頃
3 活動予定時刻	時間 分				
4 必要資機材					
※ その他特記事項					
受信者					

様式第2号 (第9関係)

災 害 等 速 報

要 請 活 動 事 項	(1) 救急 (2) 救助 (3) 消火 (4) 偵察		
要 請 者			
発 生 場 所			
発 生 日 時 (要 請 日 時)			
要 請 方 法			
事 故 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	名
	計 名	うち重傷	名
		中等傷	名
		軽傷	名
	行方不明 名		
要 救 助 者 数 (見込み)	名	救助人数	名
活 動 の 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			
報 告 者 氏 名		活 動 従 事 者	

7 無線通信に関する資料

7-1 佐渡市デジタル防災行政無線局管理運用規程

平成 19 年 11 月 27 日訓令第 45 号
改正 平成 21 年 4 月 1 日訓令第 5 号
平成 22 年 3 月 31 日訓令第 9 号
平成 24 年 11 月 1 日訓令第 18 号
平成 25 年 4 月 1 日訓令第 12 号
平成 29 年 4 月 1 日訓令第 12 号

佐渡市デジタル防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、佐渡市地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する佐渡市デジタル防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 統制局 無線局を総括し、陸上移動局を通信の相手方として通信の運用を統制する基幹となる無線設備をいう。
- (3) 中継局 統制局と陸上移動局及び陸上移動局間相互の通信を中継する無線設備をいう。
- (4) 基地局 統制局と陸上移動局及び陸上移動局間相互の通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 主として佐渡市内を移動範囲として陸上を移動する携帯型の無線局及び特定の場所に常置する半固定型の無線局をいう。

(無線局)

第 3 条 無線局の構成及び配置は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとし、統制局は佐渡市役所に置く。

(総括管理者)

第 4 条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局を総括し、通信の運用を統制し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者には、防災管財課長の職にある者をもって充てる。

(平 22 訓令 9・平 29 訓令 12・一部改正)

(管理責任者)

第 5 条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用を所掌し、事務を総括し、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
 - 3 管理責任者には、防災管財課長補佐の職にある者をもって充てる。
- (平 22 訓令 9・平 29 訓令 12・一部改正)

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理運用を分掌し、適正かつ効率的な運用を確保する。

3 通信取扱責任者には、管理責任者が防災管財課等の職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(平22訓令9・平29訓令12・一部改正)

(管理者)

第7条 無線局に管理者を置く。

2 管理者は、陸上移動局の運用を所掌し、通信取扱責任者の指導のもとに適正な陸上移動局の運用を行う。

3 管理者には、陸上移動局を設置する課等の所属長をもってこれに充てる。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(通信の種類及び内容)

第9条 通信の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 統制通信 普通通信を中断して行う緊急の場合の通信をいう。

(2) 普通通信 平常時に行う通信をいう。

(3) 訓練通信 訓練の際に行う通信をいう。

(運用時間)

第10条 無線局の運用時間は、常時とする。

(通信の統制)

第11条 総括管理者は、佐渡市災害対策本部が設置されたときその他必要があると認めるときは、通信を統制することができる。

2 総括管理者は、通信を統制しようとするときは、通信取扱者を適正に配置し、統制に必要な措置を講じなければならない。

(無線局の管理)

第12条 管理責任者は、無線局の運用状況を把握し、機能が十分に発揮できるよう適性に管理するものとする。

(陸上移動局の配置の変更等)

第13条 管理責任者は、陸上移動局の配置を変更する必要があるとき、又は運用上支障があるときは、速やかにその旨を総括管理者に報告し、指示を受けるものとする。

(保守点検等)

第14条 管理責任者は、無線設備の定期点検を年1回以上実施するほか、日常の維持管理を行わなければならない。

2 通信取扱者は、無線設備に異常を発見したときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに確認し、当該無線設備の機能回復の措置を講じなければならない。

(無線従事者の養成等)

第15条 総括管理者は、無線局の円滑な運用を図るため、無線従事者の養成に努めるものとする。

2 総括管理者は、他の機関が行う研修会、講習会等に積極的に職員を派遣し、無線局の職員の資質向上を図るものとする。

(通信訓練)

第 16 条 総括管理者は、非常時に備え、通信設備の取扱いの習熟を図るため、通信訓練を定期的に実施するものとする。

(備付簿冊等)

第 17 条 無線局に備え付ける簿冊は、電波法施行規則第 2 章第 7 節に定める次の各号に掲げるものとし、管理責任者はこれを管理保存するものとする。

- (1) 免許状
- (2) 電波法令等
- (3) 無線局の申請及び届出にかかる一切の書類
- (4) 正確な時計
- (5) 無線業務日誌 使用を終った日から 5 年間保存する。
- (6) 無線業務日誌抄録
- (7) 無線検査簿 免許の有効期間中
- (8) 無線従事者選(解)任届の写し

(その他)

第 18 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 11 月 27 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 1 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日訓令第 12 号)

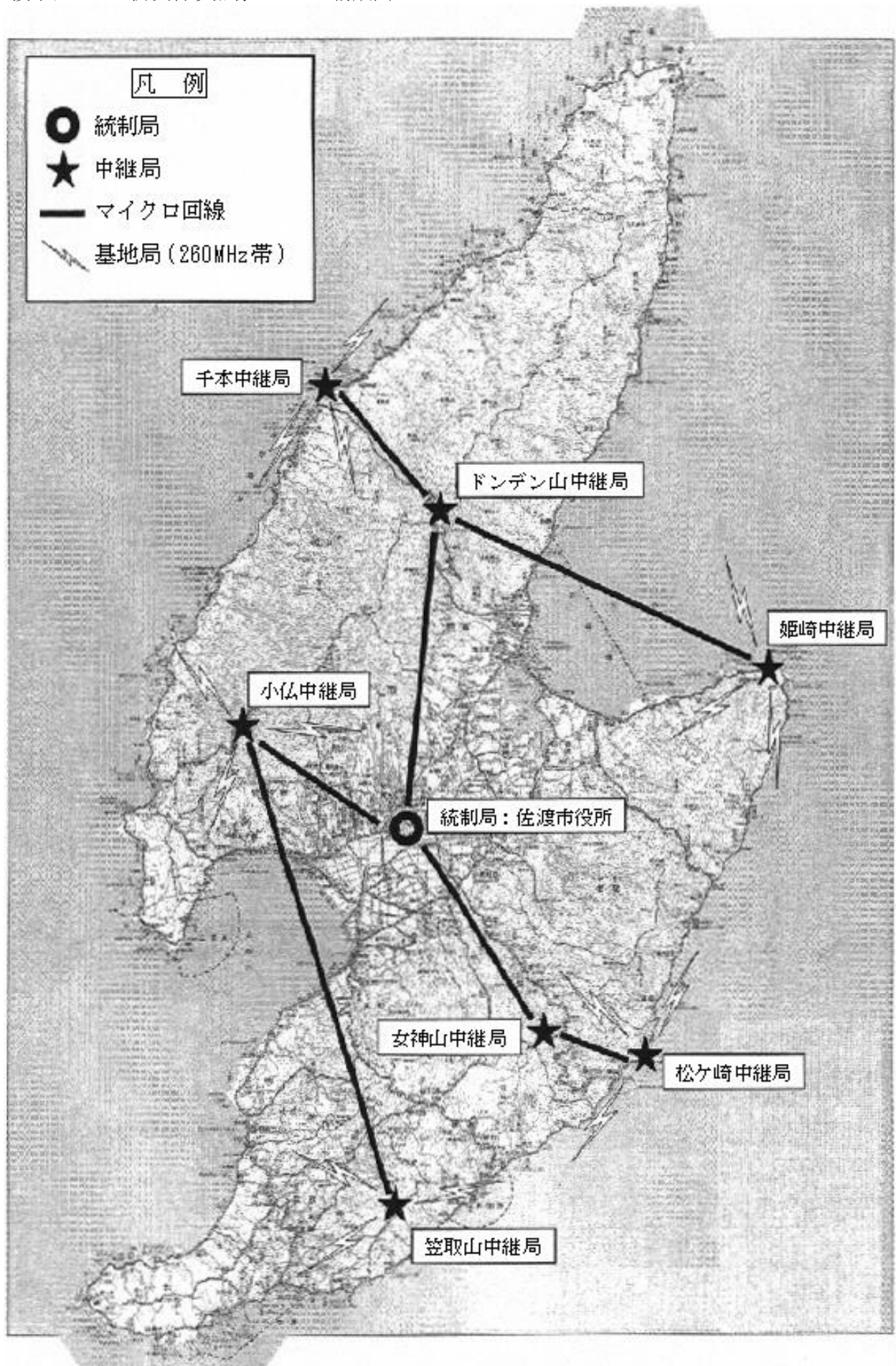
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

佐渡市デジタル防災行政無線システム構成図



別表第2 (第3条関係)

(平21訓令5・平22訓令9・平24訓令18・平25訓令12・一部改正)

陸上移動局配置一覧表

識別信号(呼出名称)	配置場所	種別
さどしぼうさいたいさくほんぶ1	佐渡市役所	半固定型
さどしぼうさいげんちたいさくほんぶ1	佐渡市役所	半固定型
さどしぼうさいりょうつ1	佐渡市役所両津支所	半固定型
さどしぼうさいあいかわ1	佐渡市役所相川支所	半固定型
さどしぼうさいはもち1	佐渡市役所羽茂支所	半固定型
さどしぼうさいさわた1	佐渡市役所佐和田行政サービスセンター	半固定型
さどしぼうさいにいぼ1	佐渡市役所新穂行政サービスセンター	半固定型
さどしぼうさいはたの1	佐渡市役所畑野行政サービスセンター	半固定型
さどしぼうさいまの1	佐渡市役所真野行政サービスセンター	半固定型
さどしぼうさいおぎ1	佐渡市役所小木行政サービスセンター	半固定型
さどしぼうさいあかどまり1	佐渡市役所赤泊行政サービスセンター	半固定型
さどしぼうさいしょうぼうほんぶ1	佐渡市消防本部	半固定型
さどしぼうさいしょうぼうりょうつ1	佐渡市両津消防署	半固定型
さどしぼうさいしょうぼうあいかわ1	佐渡市相川消防署	半固定型
さどしぼうさいしょうぼうみなみさど1	佐渡市南佐渡消防署	半固定型
さどしぼうさいいわくび1	佐渡市役所両津支所岩首連絡所	半固定型
さどしぼうさいかいふ1	佐渡市役所両津支所海府連絡所	半固定型
さどしぼうさいたかち1	佐渡市役所相川支所高千連絡所	半固定型
さどしぼうさいまつがさき1	佐渡市役所畑野行政サービスセンター 松ヶ崎連絡所	半固定型
さどしぼうさいりょうつびょういん1	佐渡市立両津病院	半固定型
さどしぼうさいあいかわびょういん1	佐渡市立相川病院	半固定型
さどしぼうさいしょうぼうたかち1	佐渡市相川消防署高千出張所	半固定型
さどしぼうさいしょうぼうまえはま1	佐渡市南佐渡消防署前浜分遣所	半固定型
さどしぼうさいいどう1	総務班1	携帯型
さどしぼうさいいどう2	総務班2	携帯型
さどしぼうさいいどう3	被災者対策班1	携帯型
さどしぼうさいいどう4	被災者対策班2	携帯型
さどしぼうさいいどう5	農林水産班1	携帯型
さどしぼうさいいどう6	農林水産班2	携帯型
さどしぼうさいいどう7	農林水産班3	携帯型
さどしぼうさいいどう8	農林水産班4	携帯型
さどしぼうさいいどう9	観光産業班1	携帯型
さどしぼうさいいどう10	観光産業班2	携帯型
さどしぼうさいいどう11	建設班1	携帯型
さどしぼうさいいどう12	建設班2	携帯型
さどしぼうさいいどう13	建設班3	携帯型

識別信号(呼出名称)	配置場所	種別
さどしぼうさいいどう14	建設班4	携帯型
さどしぼうさいいどう15	建設班5	携帯型
さどしぼうさいいどう16	上下水道班1	携帯型
さどしぼうさいいどう17	上下水道班2	携帯型
さどしぼうさいいどう18	上下水道班3	携帯型
さどしぼうさいいどう19	上下水道班4	携帯型
さどしぼうさいいどう20	上下水道班5	携帯型
さどしぼうさいいどう21	上下水道班6	携帯型
さどしぼうさいいどう22	上下水道班7	携帯型
さどしぼうさいいどう23	上下水道班8	携帯型
さどしぼうさいいどう24	学校教育班1	携帯型
さどしぼうさいいどう25	学校教育班2	携帯型
さどしぼうさいいどう26	社会教育班1	携帯型
さどしぼうさいいどう27	社会教育班2	携帯型
さどしぼうさいいどう28	病院班1	携帯型
さどしぼうさいいどう29	病院班2	携帯型
さどしぼうさいいどう30	両津地区支部1	携帯型
さどしぼうさいいどう31	両津地区支部2	携帯型
さどしぼうさいいどう32	両津地区支部3	携帯型
さどしぼうさいいどう33	両津地区支部4	携帯型
さどしぼうさいいどう34	両津地区支部5	携帯型
さどしぼうさいいどう35	両津地区支部6	携帯型
さどしぼうさいいどう36	相川地区支部1	携帯型
さどしぼうさいいどう37	相川地区支部2	携帯型
さどしぼうさいいどう38	相川地区支部3	携帯型
さどしぼうさいいどう39	相川地区支部4	携帯型
さどしぼうさいいどう40	相川地区支部5	携帯型
さどしぼうさいいどう41	相川地区支部6	携帯型
さどしぼうさいいどう42	佐和田地区支部1	携帯型
さどしぼうさいいどう43	佐和田地区支部2	携帯型
さどしぼうさいいどう44	新穂地区支部1	携帯型
さどしぼうさいいどう45	新穂地区支部2	携帯型
さどしぼうさいいどう46	畑野地区支部1	携帯型
さどしぼうさいいどう47	畑野地区支部2	携帯型
さどしぼうさいいどう48	真野地区支部1	携帯型
さどしぼうさいいどう49	真野地区支部2	携帯型
さどしぼうさいいどう50	小木地区支部1	携帯型
さどしぼうさいいどう51	小木地区支部2	携帯型
さどしぼうさいいどう52	羽茂地区支部1	携帯型
さどしぼうさいいどう53	羽茂地区支部2	携帯型
さどしぼうさいいどう54	羽茂地区支部3	携帯型

識別信号(呼出名称)	配置場所	種別
さどしぼうさいいどう55	羽茂地区支部4	携帯型
さどしぼうさいいどう56	羽茂地区支部5	携帯型
さどしぼうさいいどう57	羽茂地区支部6	携帯型
さどしぼうさいいどう58	赤泊地区支部1	携帯型
さどしぼうさいいどう59	赤泊地区支部2	携帯型
さどしぼうさいいどう60	両津総合体育館	携帯型
さどしぼうさいいどう61	両津地区公民館	携帯型
さどしぼうさいいどう62	相川体育館	携帯型
さどしぼうさいいどう63	あいかわ開発総合センター	携帯型
さどしぼうさいいどう64	佐和田体育館	携帯型
さどしぼうさいいどう65	佐渡中央文化会館	携帯型
さどしぼうさいいどう66	金井西部地区コミュニティセンター	携帯型
さどしぼうさいいどう67	金井東部地区コミュニティセンター	携帯型
さどしぼうさいいどう68	新穂体育館	携帯型
さどしぼうさいいどう69	新穂武道館	携帯型
さどしぼうさいいどう70	トキのむら元気館	携帯型
さどしぼうさいいどう71	畑野農村環境改善センター	携帯型
さどしぼうさいいどう72	真野活性化センター	携帯型
さどしぼうさいいどう73	真野体育館	携帯型
さどしぼうさいいどう74	佐渡スポーツハウス	携帯型
さどしぼうさいいどう75	南佐渡離島開発総合センター	携帯型
さどしぼうさいいどう76	小木B&G海洋センター	携帯型
さどしぼうさいいどう77	羽茂B&G海洋センター	携帯型
さどしぼうさいいどう78	羽茂体育館	携帯型
さどしぼうさいいどう79	赤泊自然休養村管理センター	携帯型
さどしぼうさいいどう80	赤泊体育館	携帯型

7-2 佐渡市防災行政用無線局（陸上移動局）の管理運営に関する規則

平成 16 年 3 月 1 日規則第 25 号
改正 平成 17 年 3 月 30 日規則第 2 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 24 号
平成 21 年 4 月 1 日規則第 16 号
平成 21 年 11 月 25 日規則第 56 号
平成 22 年 3 月 30 日規則第 13 号
平成 29 年 3 月 31 日規則第 10 号

佐渡市防災行政用無線局（陸上移動局）の管理運営に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、本市における防災行政の責務を遂行するために設置する防災行政用無線局（陸上移動局）の管理運営に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）及び無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 基地局 支所等に設置する無線局をいう。
- (2) 陸上移動局 主として合併前の旧行政区域内を移動範囲とする無線局をいう。
- (3) 通信 通話及び通報をいう。
- (4) 通報 音声によって行う一方的な通信をいう。

（通信管理者）

第 3 条 通信管理者には、佐渡市地域防災計画による防災事務担当課長をもって充てる。

（通信取扱責任者等）

第 4 条 基地局に通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

- 2 通信取扱責任者には、支所長、行政サービスセンター長及び防災管財課長補佐をもって充てる。
- 3 通信取扱者には、無線従事者の資格を有する職員の中から通信管理者が指名する者をもって充てる。
- 4 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮を受け、当該無線局の操作を行う。

（平 18 規則 24・平 21 規則 16・平 22 規則 13・平 29 規則 10・一部改正）

（運用管理体制）

第 5 条 防災行政用無線局の運用管理体制は、別表第 1 による。

（通信の原則）

第 6 条 通信は、これを乱用してはならない。

- 2 通信は、できる限り簡潔でなければならない。

（秘密の保持）

第 7 条 無線局の業務に従事する者は、その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

（運用時間）

第 8 条 無線局の運用時間は常時とし、職員の配置はその業務時間内とする。ただし、通信管理者が特に命ずる場合は、この限りでない。

(通信の統制)

第9条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は必要があると認めた場合は、通信を統制することができる。

(待機命令)

第10条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は必要があると認めた場合は、職員を待機させ、通信の確保に必要な処置をとらなければならない。

(無線局の管理)

第11条 通信管理者は、常にすべての無線局の運用状況及び無線設備の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう管理しなければならない。

2 通信取扱責任者、無線局の設備を変更する必要があるとき又は運用上支障が生じたときは、速やかにその旨を通信管理者に報告し、その指示を受けて適切な措置をしなければならない。

(無線局の設置場所)

第12条 無線局の種別、名称及び設置場所は、別表第2のとおりとする。

(通信の方法)

第13条 通信の方法は、単信通話とし、基地局と移動局又は移動局相互間で行うものとする。

2 通信の方法は、おおむね別表第3のとおりとする。

(通信状態の表示)

第14条 通信状態の表示は、原則として別表第4のとおりとする。

(無線局による訓練の実施)

第15条 通信管理者は、災害時に即応できる無線局取扱技術の向上を図るため、次により無線訓練等を行うものとする。

(1) 無線局仕様による防災訓練 年2回

(2) 無線局取扱いについて職員指導 随時

(無線局の日常の保守等)

第16条 通信管理者等は、無線局の使用に関し日常の保守及び定期保守について、別表第5によりその設備の保守管理に努めなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規則第2号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第16号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月25日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

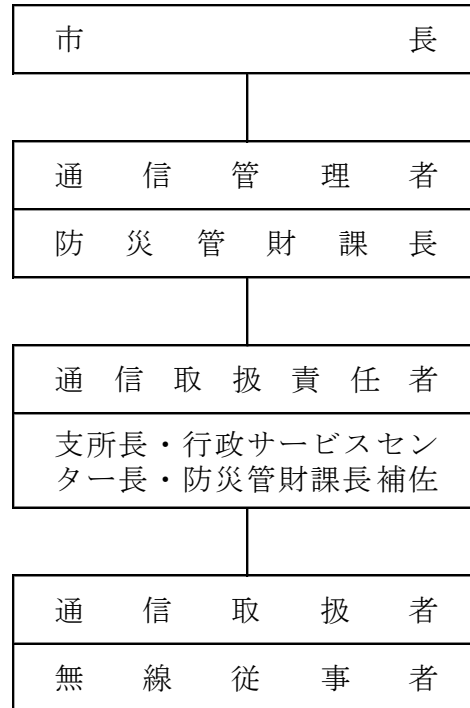
附 則(平成29年3月31日規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

(平18規則24・平21規則16・平22規則13・平29規則10・一部改正)

無線局運用管理体制



別表第2（第12条関係）

(平21規則56・全改、平22規則13・一部改正)

無線局の設置場所

種別	名称	設置場所及び常置場所
基地局	さどしまの	佐渡市真野新町489番地 真野行政サービスセンター内
陸上移動局	さどしまの1～10	佐渡市真野新町489番地
	さどしまの31～33	佐渡市真野新町489番地
	さどしまの51・52	佐渡市真野新町489番地

別表第3（第13条関係）

1（呼び出し）
ア 「相手局の呼出呼称」 3回以下
イ 「こちらは」 1回
ウ 「自局の呼出呼称」 3回以下
エ 「感度ありましたら応答願います」 1回
オ 「どうぞ」 1回
カ 「用件を話す」（簡潔、明瞭に） 1回
2（応答）
ア 「相手局の呼出呼称」 3回以下
イ 「こちらは」 1回
ウ 「自局の呼出呼称」 3回以下
エ 「感度(必要あればメリット表を使用)」 1回
オ 「どうぞ」 1回
カ 「了解」 1回

別表第4（第14条関係）

表示	程度
メリット1	雑音の中にわずかに話らしきものが聞こえる程度
メリット2	雑音が多く、また、ゆがんで何回かで話が通じる程度
メリット3	雑音や歪みは多少あるが、割合容易に通話できる。
メリット4	雑音は多少あるが、十分明快に通話できる。
メリット5	雑音が全然なく、非常に明快に通話できる。

別表第5（第16条関係）

保守手入(日常の保守)
1 アンテナ、電源、マイク等は確実に接続されているか確認する。
2 電源表示ランプ、話中表示ランプは確実に動作するか確認する。
3 音量ボリューム、スケルチボリュームの位置は変化していないか確認する。
4 本体の取付けが緩くなっていないか確認する。
5 毎日決まった位置の相手と通話していないか確認する。
定期保守
年1回は、メーカー指定の定期点検を受けるようにする。

7-3 佐渡市緊急情報通信施設設置条例

平成 24 年 6 月 29 日条例第 20 号

佐渡市緊急情報通信施設設置条例

(設置)

第 1 条 市民等に対し緊急情報、防災情報等を伝達するため、緊急情報通信施設を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急情報通信施設 音声告知放送（放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 142 条に規定する告知放送業務をいう。次号において同じ。）を行うための施設で、放送機材及び伝送設備並びに端末機からなるものをいう。
- (2) 端末機 音声告知放送による緊急情報、防災情報等を受信するための音声告知端末機をいう。
- (3) 保安器等 緊急情報通信施設の線路に接続するため、建物の外壁等に設置する機器で建物内配線及び端末機を保護するもの及び光回線終端装置（FTTH 方式の伝送路で、加入者宅に設置する器具をいう。）をいう。
- (4) 引込線 緊急情報通信施設の線路であって、タップオフ（信号を分岐する機器をいう。）から保安器までの間のものをいう。

（平 30 条例 36・一部改正）

(位置)

第 3 条 緊急情報通信施設のセンター装置は、佐渡市役所真野行政サービスセンターに置く。

2 緊急情報通信施設の放送卓の設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 佐渡市役所
- (2) 佐渡市役所両津支所、相川支所及び羽茂支所
- (3) 佐渡市消防本部
- (4) 佐渡市両津消防署、相川消防署及び南佐渡消防署

(業務)

第 4 条 緊急情報通信施設で行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 緊急情報及び防災情報を伝達すること。
- (2) 市の広報を伝達すること。
- (3) 官公署、公民館、集落、公共的団体等の連絡事項を伝達すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める情報を伝達すること。

(利用者の範囲)

第 5 条 緊急情報通信施設を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に施設等を有する法人又は団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(設備の設置等)

第 6 条 市長は、緊急情報通信施設を利用する者に対して、次に掲げる機器を無償で設置する。

- (1) 端末機
- (2) 保安器等

2 前項の機器の設置については、特に必要と認められる場合を除き、1世帯又は1施設につき1設備とする。

3 第1項の規定により設置された端末機については、無償で貸与する。

(平30条例36・一部改正)

(利用の申込み)

第7条 前条の機器の設置を必要とする者は、規則で定める申込書によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条から第7条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日条例第36号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

7-4 佐渡市緊急情報通信施設設置条例施行規則

平成 24 年 6 月 29 日規則第 18 号

佐渡市緊急情報通信施設設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐渡市緊急情報通信施設設置条例（平成 24 年佐渡市条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(放送管理者等)

第 3 条 緊急情報通信施設の保全管理及び運用事務を円滑に行うため、放送管理者及び放送取扱責任者を置く。

(放送管理者)

第 4 条 放送管理者は、緊急情報通信施設の管理及び運用を総括し、放送取扱責任者を指揮監督する。
2 放送管理者は、防災管財課長をもって充てる。

(平 29 規則 10・一部改正)

(放送取扱責任者)

第 5 条 放送取扱責任者は、放送管理者の管理の下で、センター装置及び放送卓の適正な管理を行うとともに、公共放送にふさわしい放送の運用に努めるものとする。

2 センター装置及び放送卓の放送取扱責任者は、別表のとおりとする。

3 放送取扱責任者は、センター装置及び放送卓を操作する者を指名し、業務を行わせるものとする。

(放送の種別)

第 6 条 緊急情報通信施設で行う放送は、緊急放送、一般放送、臨時放送及び地域内放送とする。

(緊急放送)

第 7 条 緊急放送は、災害その他緊急を要する事態の発生又は発生が予測される場合に全ての放送に優先して放送する。

(一般放送)

第 8 条 一般放送は、市長が定めた時間帯に放送する。

2 一般放送の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災情報
- (2) 市の広報
- (3) 国、県その他公共機関及び公共的団体等の広報
- (4) 産業、経済、保健、福祉、教育、文化等に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(臨時放送)

第 9 条 臨時放送は、前条第 1 項に規定する時間帯以外に、速やかに告知を要する事項について臨時に放送する。

(地域内放送)

第 10 条 地域内放送は、あらかじめ放送権限を与えられた者が特定の地域又はグループに周知する必要がある場合において、次に掲げる事項を条件に放送する。

- (1) 地域内の情報を連絡するための放送を行うことにより、地域活動の推進、災害、事故防止を図り、住みよい地域づくりに努めること。
- (2) 一般放送の時間帯を除き放送することができるものとし、原則として午後9時から翌日午前6時までの間は、緊急な用件がある場合を除き、使用しないこと。
- (3) 放送した内容について1月ごとに報告書を作成し、市長に届け出ること。

2 地域内放送の利用について登録及び変更をしようとする者は、放送利用権限者（登録・変更）申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請について審査し、その利用の可否について通知するものとする。

（放送内容の制限）

第11条 緊急情報通信施設で行う放送は、次に掲げる内容を放送してはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 個人、団体等の名誉を傷つけ、信用を損ない、又は差別をするおそれのあるもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 個人、企業等の営利又は売名を目的とするもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

（放送内容の依頼）

第12条 一般放送又は臨時放送を依頼しようとする者は、放送依頼書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（放送内容の記録）

第13条 放送取扱責任者は、緊急情報通信施設放送記録簿（様式第3号）に放送内容を記録し、保管しなければならない。

（放送機材の点検）

第14条 放送管理者は、放送機材及び伝送設備（以下この条において「放送設備」という。）の定期点検を実施しなければならない。

- 2 放送取扱責任者は、放送設備に異常を発見したときは、速やかに放送管理者に報告しなければならない。
- 3 放送管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに確認し、放送設備の機能回復の措置を講じなければならない。

（利用申込み）

第15条 条例第7条の規定により市長の承認を受けようとする者は、緊急情報通信施設利用申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込書を受理し、利用を承認したときは、必要な機器の設置工事を施工する。

（利用者の管理義務）

第16条 端末機の管理は、利用者において細心の注意をもって適正に行い、常に正常な状態を保つよう努めるものとする。

- 2 利用者の責めに帰すべき理由によって、端末機を滅失し、又は破損したときは、その損害を賠償し、又は原状回復をするものとする。

（利用の特例）

第17条 条例第6条の規定にかかわらず、次に掲げる場合の機器の設置に係る費用は、利用者の負担とする。

- (1) 1の住宅用家屋に2以上の世帯が居住している場合（集合住宅を除く。）に端末機を2台以上設置したときの2台目以降の端末機及びその設置に係る工事費

(2) 1 の世帯又は1施設に2台以上の端末機を設置したときの2台目以降の端末機及びその設置に係る工事費

(3) 端末機の設置場所を変更したときに係る工事費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事費

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、緊急情報通信施設の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（平29規則10・一部改正）

	設置場所	放送取扱責任者
センター装置	佐渡市役所真野行政サービスセンター	総務課長
放送卓	佐渡市役所	防災管財課長
	佐渡市役所両津支所	両津支所長
	佐渡市役所相川支所	相川支所長
	佐渡市役所羽茂支所	羽茂支所長
	佐渡市消防本部	消防本部通信指令室長
	佐渡市両津消防署	両津消防署長
	佐渡市相川消防署	相川消防署長
	佐渡市南佐渡消防署	南佐渡消防署長

様式第1号（第10条関係）

放送利用権限者（登録・変更）申請書

決 済 欄	放 送 管 理 者		放 送 取 扱 責 任 者		担 当 課 長 等		担 当 (受 理)	

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所 _____
 職・氏名 _____ 印
 連絡先 _____

次のとおり緊急情報通信施設放送利用権限者の（登録・変更）を申請します。

登録名	(※地区名、集落名、法人名などを記入してください。)		
申請理由	(※集落総会にて役員交代などの申請理由を記入してください。)		
登録希望日	年 月 日		
新規登録者 (放送の権限を与える者)	(氏名)	(住所)	(電話番号)
			(役職名)
		佐渡市	
登録除外者 (放送の権限を外す者)	(氏名)	(住所)	(電話番号)
			(役職名)
		佐渡市	

登録の可否	可 ・ 否

登録番号	※

様式第2号（第12条関係）

放 送 依 頼 書

決 済 欄	放 送 管理者		放 送 取 扱 責任者		担 当 課長等	

担 当 (受理)	

年 月 日

佐渡市長 様

依頼者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先 _____

次のとおり放送を依頼します。（ 一般放送 ・ 臨時放送 ）

件 名			
放送時間	①午前・午後 時 分 ②午前・午後 時 分 ③午前・午後 時 分	} ① 毎日 ② () 曜日	
放送期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
放送区域	①市 内 一 斉 ② () 地区 ③その他 ()		
放 送 内 容	「チャイム」→「こちらは でした」		
			
			
			
			
			
			
事前録音希望日	年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃		
注 意 事 項	※1 放送日の3日前までに提出してください。 ※2 放送内容は、できるだけ簡潔に願います。		

決 済 欄	放 送 管 理 者		放 送 取 扱 責 任 者	

様式第3号(第13条関係)

緊 急 情 報 通 信 施 設 放 送 記 録 簿

年 月 日	放送時刻	放 送 内 容	種別 区域	放送依頼者所属・ 職・氏名
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	(タイトル) _____ (放送内容) _____ _____	緊急 一般 臨時 地域内	所属 職 氏名 放送区域 一斉 地区名
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	(タイトル) _____ (放送内容) _____ _____	緊急 一般 臨時 地域内	所属 職 氏名 放送区域 一斉 地区名
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	(タイトル) _____ (放送内容) _____ _____	緊急 一般 臨時 地域内	所属 職 氏名 放送区域 一斉 地区名
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	(タイトル) _____ (放送内容) _____ _____	緊急 一般 臨時 地域内	所属 職 氏名 放送区域 一斉 地区名
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	(タイトル) _____ (放送内容) _____ _____	緊急 一般 臨時 地域内	所属 職 氏名 放送区域 一斉 地区名

様式第4号（第15条関係）

緊急情報通信施設利用申込書

一般・法人・集合住宅

年 月 日

佐渡市長 様

緊急情報通信施設の利用及び端末機の設置について、佐渡市緊急情報通信施設設置条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

利用者氏名	印		
利用者住所	佐渡市		
連絡先	氏名	※申込確認等の連絡時間 (希望する時間帯を記入してください。)	
	電話番号 () -	(~ 頃)	
	携帯電話	(~ 頃)	
建物の種類	チェック ☒ をお願いします。 ☐ 個人持家 ☐ 店舗併用住宅 ☐ 事業所 ☐ 集合住宅（アパート等） ☐ 借家 ☐ その他 () ※具体的に記入してください。		
希望設置場所	※上記「利用者住所」と異なる場合のみ記入してください。 佐渡市		
ケーブルテレビ等回線設置の有無	チェック ☒ をお願いします。 ☐ 有 (☐ CNS ☐ サドテレビ ☐ e-sadonet (ケーブルインターネット)) ☐ 無		
備考	2台以上の設置を希望する場合→要 () 台 (※端末機代、設置代等全て有償となります)		

「建物の種類」で「集合住宅（アパート等）」にチェックを付けた方のみご記入ください。

施設名称 (アパート名等)	部屋番号	
備考		

注意事項

1世帯、1事業所につき、1台の端末機の無償貸与となります（端末機は本市の備品です）。

8 災害時における様式一覧

■ 佐渡市指定様式

被害等の報告について

■ 職員参集状況の把握

「職員参集報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・別添様式

→ 配備指令に基づき職員の配備状況を各所属長が総務課長に報告する際に使用するもの。

※ 総務課長が参集状況を取りまとめ、総務部長に報告されます。

■ 被害状況の把握

各担当ごとに所管する被害の内容を報告してください。

「被害速報」・・・・・・・・第1号様式

→ 建物（個人所有、事業用家屋、集合住宅、公共建築問わず）、河川水位、斜面被害、道路冠水状況、農林施設（農用地、法面、農道、林道、用排水路等）

※ 複数の家屋被害の情報をまとめて一枚の連絡票で報告することなく、必ず個別に報告してください。

各職員が各所属長に報告し、報告を受けた所属長が防災管財課長に報告する際に使用するもの。

※ 防災管財課長が被害状況を取りまとめ、総務部長に報告されます。

■ 避難所開設及び運営状況の把握

「避難所開設状況報告書」・・・・・・・・第2号様式

→ 避難所開設の指示に基づき担当職員又は施設管理者により開設後において、市民生活課長（被災者対策班長）に報告する際に使用するもの。

「避難者名簿」・・・・・・・・第3号様式

→ 避難者が、避難所入所の際に記入するもの。（避難所担当職員が保管し、閉鎖時において、市民生活課長（被災者対策班長）を通じて市民福祉部長へ報告するもの。）

「避難所情報処理連絡票」・・・・・・・・第4号様式

→ 避難所担当職員が避難所運営に際して必要となった事項を市民生活課長（被災者対策班長）に報告する際に使用するもの。

「避難者台帳」・・・・・・・・第5号様式

→ 避難所担当職員が毎日午前9時時点を目途に更新し、市民生活課長（被災者対策班長）に報告する際に使用するもの。

職 員 参 集 報 告 書

(災害名称)		(報告日時)		(所属)		No.
		年 月 日	時 分現在	部	課	
番号	職 名	氏 名	参集時刻		状況(災害対応等)	
1			時	分		
2			時	分		
3			時	分		
4			時	分		
5			時	分		
6			時	分		
7			時	分		
8			時	分		
9			時	分		
10			時	分		
11			時	分		
12			時	分		
13			時	分		
14			時	分		
15			時	分		
16			時	分		
17			時	分		
18			時	分		
19			時	分		
20			時	分		
21			時	分		
22			時	分		
23			時	分		
24			時	分		
25			時	分		
合 計 【()内は災害対応職員数】			名 (名)			

※1 参集時刻は、24時制とする。

※2 参集者数により報告書が複数枚になる場合は、「No.欄」に連番を振ること。

様式1(被害速報)

番号	地区	発生日	発生時間	発生場所	被害区分	被災施設名等	被災内容	被災規模	被害額 (単位:千円)	復旧概算工事費 (単位:千円)	対応措置状況	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

第2号様式

避難所開設状況報告書

報告日 年 月 日

- 1 開錠後、被災者対策班に電話連絡すること。
- 2 以下の項目を確認後、FAX・メール又は電話等の方法で被災者対策班に報告すること。
- 3 避難者名簿（第 号様式）を適宜被災者対策班に FAX で送信すること。
(記入またはチェックを付けてください。)

避難所名		
開錠時間		
開設時間		
避難所の安全	建物の傾き	☐ な し ・ ☐ あ り ()
	落下物	☐ な し ・ ☐ あ り ()
	火災・ガス漏れ	☐ な し ・ ☐ あ り ()
	建物周囲の	☐ な し ・ ☐ あ り ()
ライフライン	電気	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可
	水道	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可
	ガス	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可
	トイレ	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可
連絡手段	電話	☐ あり (☐ 使用可・ ☐ 使用不可) ・ ☐ なし
		電話番号：
	FAX	☐ あり (☐ 使用可・ ☐ 使用不可) ・ ☐ なし
		FAX 番号：
	インターネット環境	☐ あり (☐ 使用可・ ☐ 使用不可) ・ ☐ なし
メールアドレス：		
避難者	人数	約 人
参集者	市職員	
	施設管理者	
本部への緊急連絡事項		

第3号様式

【職員記入欄】

避難者名簿

避難所名：_____

受付番号：_____

記入日：_____

※世帯ごとに記入すること。

代表者氏名		携帯電話 番号	
住所			

代表者との続柄	ふりがな 氏 名	生年月日	性別
本人		明大昭平 年 月 日	男女
		明大昭平 年 月 日	男女
		明大昭平 年 月 日	男女
		明大昭平 年 月 日	男女
		明大昭平 年 月 日	男女
		明大昭平 年 月 日	男女
		明大昭平 年 月 日	男女

家屋の被害状況

車で避難された方
車名 ナンバー 色

親族などの連絡先
住所
氏名
電話

持病、障がい、妊娠などについて特別な配慮を必要とすることなど、注意点がありましたらお書きください。

◎該当する箇所をチェック・○を付けてください。

・ペットを連れてきた方

☐ 犬（大型・中型・小型） 匹 ・ ☐ 猫 匹 ・ ☐ その他（ ） 匹

・避難所サービスの受け方について

☐ 避難所への入所を希望 ・ ☐ 在宅のまま避難所サービスの利用を希望（車中含む）

◎入居時及び退去時に記入してください。

入所年月日	年 月 日（ ）	退所先	☐ 自宅 ☐ その他	場所 電話
対処年月日	年 月 日（ ）			

個人情報の利用に係る同意について

次に掲げる事項について、それぞれ世帯を代表し、同意する・同意しないにチェックを入れてください。

(1) 被災された方に対して避難所運営、個々の健康管理、法律に基づく被災者支援制度の案内などの支援を行うにあたり、佐渡市が行う事務において上記の個人情報を市が利用し、国県へ提供することの可否について

☐ 同意する ☐ 同意しない(2) 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者を含む）からの安否の照会について ☐ 同意する ☐ 同意しない(3) 被災者の親族（前号に掲げられる者を除く）又は職場の関係者やその他の関係者からの安否情報の照会について ☐ 同意する ☐ 同意しない(4) 被災者の知人その他の当該関係者の安否情報を必要とすることが相当と認められる者からの安否情報の照会について ☐ 同意する ☐ 同意しない

第4号様式

避難所情報連絡票

発 信 日 時		月 日 () :	連絡方法	☐ TEL ☐ FAX ☐ メール ☐ 伝令 ☐ その他 ()
発 信 者		避難所名称: _____ 課名: _____ 職・氏名: _____		
要 請	☐ 食事	月 日 (☐ 朝 ☐ 昼 ☐ 晩) 分 避難所用 食 在宅者用 食 その他 (用 食)		
	☐ 物品	(※緊急性: ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2~3日以内)		
	☐ その他	(※緊急性: ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2~3日以内)		
連絡事項				
受信者		課名: _____ 職・氏名: _____		
情報提供先				

第5号様式

避難者台帳

日時管理とし、毎日午前9時時点を目途に更新及び被災者支援班へ報告すること。

[illegible]

別表 1

避難所での生活ルール

佐渡市災害対策本部

この避難所の生活ルールは、次のとおりです。

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 避難者は、世帯単位で登録する必要があります。
 - ・避難所を退所するときは、市職員又は施設管理者等に転出先を申し出てください。
 - ・犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止します。
- 3 事務室、職員室、保健室、調理室など施設管理者や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
 - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には、必ず従ってください。
 - ・避難所では、利用する部屋の移動を行う場合があります。
- 4 食料・物資は、原則として全員に提供できるまでは、配布しません。
 - ・食料・物資の配給に当たっては、皆様のご協力をお願いします。
 - ・配布は、避難所以外の近隣の人にも行います。
 - ・ミルク・おむつなど特別な要望は、市職員又は施設管理者等に申し出てください。
- 5 消灯は、夜 時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とします。
 - ・事務室、職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとします。
- 6 電話は、午前 時から午後 時まで、受信のみを行います。
 - ・呼出を行い、伝言を伝えます。
 - ・公衆電話等は、緊急用とします。（携帯電話も所定場所以外での使用を禁止）
- 7 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は原則として禁止とします。
- 8 避難者の皆さんは、自主的に避難所運営に参加してください。

9 避難路整備路線一覧

避難路一覧

	区 分	路 線 名	備 考
1	市道	市道立野 12 号線	
2	市道	市道大倉 1 号線	
3	市道	市道二宮幹線 2 号線	
4	市道	市道金井新保 57 号線	
5	市道	市道吉井本郷 17 号線	
6	市道	市道 5 区小倉 12・50 号線	
7	市道	市道德和 1 号線	
8	市道	市道德和 2 号線	
9	市道	市道赤泊 1 号線	
10	市道	市道德和 3 号線	
11	市道	市道平松 2 号線	
12	市道	市道見立 1 号線	
13	市道	市道二宮 85 号線	
14	市道	市道大小 72 号線	
15	市道	市道二宮幹線 11・18 号線	
16	市道	市道長江 13 号線	
17	市道	市道達者 71 号線	
18	市道	市道相川 177 号線	
19	市道	市道稲鯨 18 号線	
20	市道	市道千種 3 号線	
21	市道	市道尾花 9 号線	
22	市道	市道大小 72 号線	
23	市道	市道大倉谷 90 号線	
24	市道	市道西方中央線	
25	市道	市道逢坂線支線 1 号	

佐渡市地域防災計画
(資料編)

令和 5 年 2 月発行

発 行：佐渡市防災会議

(事務局：佐渡市総務部防災課)

〒952-1292 佐渡市千種 2 3 2 番地